

鎌倉市都市計画審議会
資料集

令和7年度第3回

資 料

- 会議次第
- 委員名簿
- 事務局名簿
- 1 議案第4号
鎌倉都市計画生産緑地地区の変更について
- 2 諮問第6号
鎌倉市都市マスタープランの改定に向けた取組について
- 3 報告第1号
鎌倉市景観計画の改定に向けた取組について

令和7年度第3回鎌倉市都市計画審議会〔会議次第〕

令和8年（2026年）1月26日（月）午後2時30分から
鎌倉市役所 本庁舎2階 全員協議会室

1 開 会

2 議 案

（1）議案第4号

鎌倉都市計画生産緑地地区の変更について

3 諮 問

（1）諮問第6号

鎌倉市都市マスタープランの改定に向けた取組について

4 報 告

（1）報告第1号

鎌倉市景観計画の改定に向けた取組について

5 その他

6 閉 会

鎌倉市都市計画審議会委員名簿

任期：令和6年（2024年）6月1日～令和8年（2026年）5月31日

市民

役職	氏名	推薦母体
1	<small>イチカワ</small> 市川 <small>サチコ</small> 幸子	鎌倉市農業委員会
2	<small>クボタ</small> 久保田 <small>ハルヒコ</small> 陽彦	鎌倉商工会議所
3	<small>ナカムラ</small> 中村 <small>サトル</small> 悟	鎌倉市観光協会

市議会議員

役職	氏名	会派
4	<small>オカザキ</small> 岡崎 <small>シュウヤ</small> 修也	鎌倉前進の会
5	<small>マエカワ</small> 前川 <small>アヤコ</small> 綾子	夢みらい鎌倉
6	<small>モリ</small> 森 <small>コウイチ</small> 功一	自民党・無所属の会

学識経験のある者

役職	氏名	所属（専門）
7	<small>クスメギ</small> 久寿米木 <small>エミコ</small> 恵美子	建築士（建築）
8	○ <small>タニグチ</small> 谷口 <small>アヤコ</small> 綾子	筑波大学教授（社会工学）
9	<small>ナガノ</small> 永野 <small>ユキオ</small> 征男	日本大学名誉教授（都市地理学）
10	<small>マチダ</small> 町田 <small>レイコ</small> 怜子	東京農業大学教授（造園学）
11	○ <small>ムラセ</small> 村瀬 <small>アツコ</small> 敦子	弁護士（法律）
12	◎ <small>ムラヤマ</small> 村山 <small>アキト</small> 顕人	東京大学大学院工学系研究科教授（都市工学）

関係行政機関の職員

役職	氏名	所属
13	<small>ウエダ</small> 植田 <small>ケイチ</small> 圭一	神奈川県鎌倉警察署長
14	<small>ホシナ</small> 星名 <small>タカシ</small> 隆	神奈川県藤沢土木事務所長

※氏名は五十音順

※役職は会長◎副会長○

事務局名簿

事務局

まちづくり計画部長	服部 基己
まちづくり計画部次長 兼都市計画課担当課長 兼土地利用政策課担当課長	井上 透
土地利用政策課担当課長 兼都市計画課担当課長	村上 慎也
都市計画課担当係長	藤原 一成
都市計画課担当係長	内田 拓海
都市計画課都市計画担当	齋藤 憂希

関係課出席者

都市景観課長	若林 篤
都市景観課担当係長	平井 早帆

議案第4号

鎌倉都市計画生産緑地地区の変更について

目次

資料1 法定図書

計画書	1
理由書	2
経緯書	3
新旧対照表	6
都市計画を定める土地の区域	7
総括図（縮小版）	8
計画図	9
公図写し（縮小版）	11

資料2 スライド資料

鎌倉都市計画生産緑地地区の変更(鎌倉市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 1 5 . 1 ha	鎌倉市笛田四丁目において、箇所番号 9 9 を廃止 鎌倉市関谷字下坪において、箇所番号 1 5 0 を廃止

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

「箇所番号 99」について、農業の主たる従事者の死亡により、買取りの申出が行われたが、買取りを行わず、あっせんも不調に終わったことから、生産緑地地区を廃止するものである。

「箇所番号 150」について、生産緑地地区の指定から 30 年が経過し、買取りの申出が行われたが、買取りを行わず、あっせんも不調に終わったことから、生産緑地地区を廃止するものである。

経 緯 書

鎌倉都市計画生産緑地地区

平成 4年11月13日	鎌倉市告示第104号(当初) 箇所数139箇所、面積約16.9ha
平成 5年12月24日	鎌倉市告示第169号(変更) 箇所数148箇所、面積約17.9ha
平成 6年12月22日	鎌倉市告示第110号(変更) 箇所数148箇所、面積約17.9ha
平成 7年12月26日	鎌倉市告示第140号(変更) 箇所数149箇所、面積約18.1ha
平成 8年12月25日	鎌倉市告示第129号(変更) 箇所数149箇所、面積約18.2ha
平成 9年12月25日	鎌倉市告示第141号(変更) 箇所数151箇所、面積約18.4ha
平成10年12月25日	鎌倉市告示第131号(変更) 箇所数151箇所、面積約18.5ha
平成11年12月27日	鎌倉市告示第169号(変更) 箇所数151箇所、面積約18.5ha
平成12年12月25日	鎌倉市告示第164号(変更) 箇所数151箇所、面積約18.4ha
平成13年12月25日	鎌倉市告示第209号(変更) 箇所数151箇所、面積約18.5ha
平成14年12月17日	鎌倉市告示第171号(変更) 箇所数146箇所、面積約18.1ha
平成15年12月24日	鎌倉市告示第233号(変更) 箇所数146箇所、面積約18.1ha
平成18年12月15日	鎌倉市告示第221号(変更) 箇所数145箇所、面積約18.0ha

平成19年12月19日	鎌倉市告示第225号(変更) 箇所数144箇所、面積約17.8ha
平成20年12月17日	鎌倉市告示第273号(変更) 箇所数143箇所、面積約17.7ha
平成21年12月21日	鎌倉市告示第253号(変更) 箇所数145箇所、面積約17.9ha
平成22年12月20日	鎌倉市告示第221号(変更) 箇所数141箇所、面積約17.5ha
平成23年12月9日	鎌倉市告示第205号(変更) 箇所数139箇所、面積約17.4ha
平成25年12月17日	鎌倉市告示第207号(変更) 箇所数138箇所、面積約17.3ha
平成26年11月4日	鎌倉市告示第190号(変更) 箇所数136箇所、面積約17.1ha
平成28年12月13日	鎌倉市告示第252号(変更) 箇所数135箇所、面積約17.0ha
平成29年11月14日	鎌倉市告示第191号(変更) 箇所数136箇所、面積約17.2ha
平成30年12月7日	鎌倉市告示第312号(変更) 箇所数134箇所、面積約16.9ha
令和元年12月2日	鎌倉市告示第272号(変更) 箇所数136箇所、面積約17.1ha
令和3年2月17日	鎌倉市告示第369号(変更) 箇所数135箇所、面積約17.1ha
令和3年12月6日	鎌倉市告示第228号(変更) 箇所数135箇所、面積約17.0ha
令和4年12月1日	鎌倉市告示第200号(変更) 箇所数134箇所、面積約16.9ha

令和 5 年 11 月 30 日 鎌倉市告示第 187 号 (変更)
箇所数 121 箇所、面積 約 15.4 h a

令和 6 年 11 月 20 日 鎌倉市告示第 169 号 (変更)
箇所数 120 箇所、面積 約 15.3 h a

新旧対照表

新旧の別	面積	箇所数
新	約 <u>15.1</u> ha	<u>118</u> 箇所
旧	約 <u>15.3</u> ha	<u>120</u> 箇所
増減	- 0.2 ha	- 2 箇所

都市計画を定める土地の区域

1 追加する部分

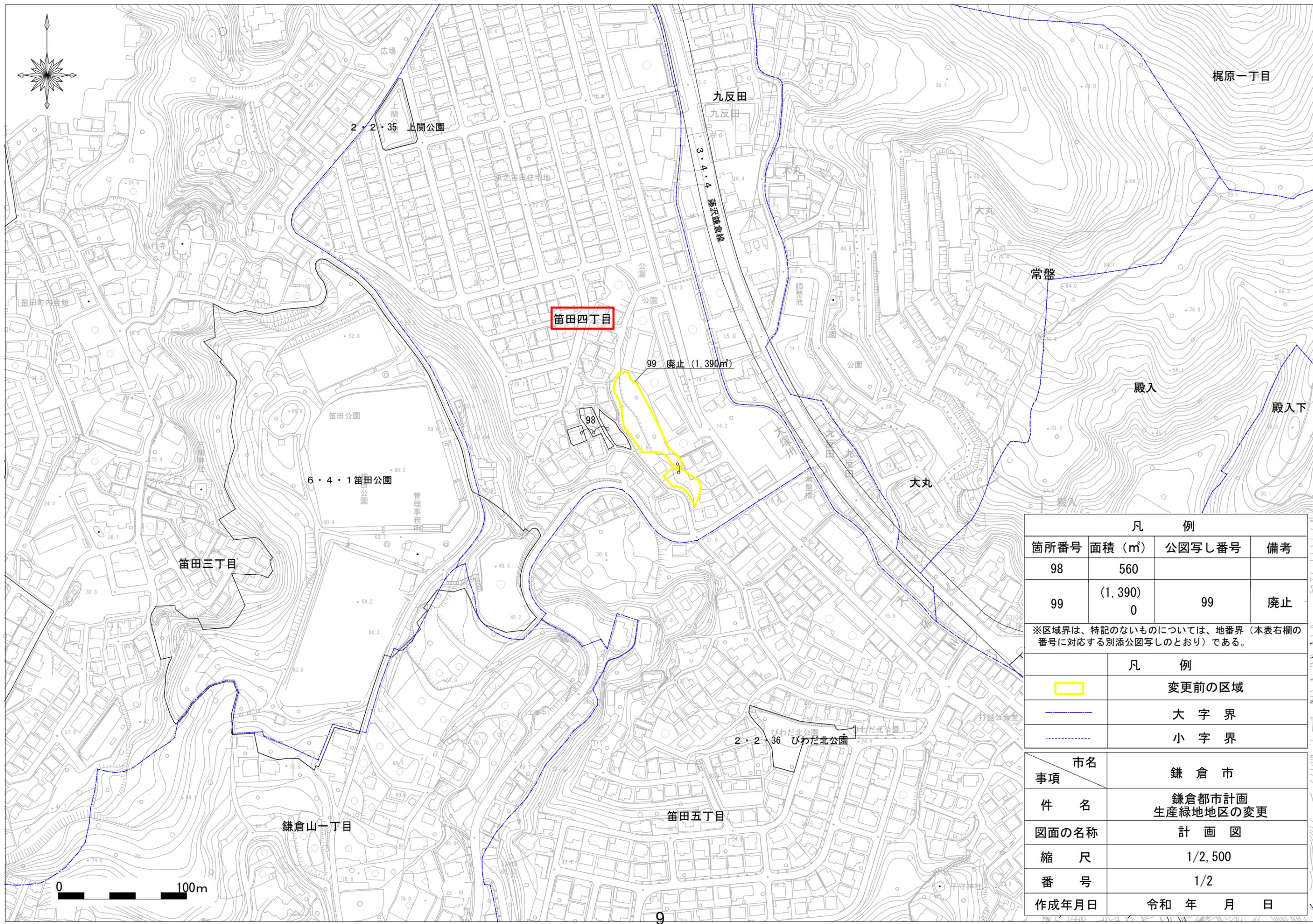
なし

2 削除する部分

なし

3 変更する部分

鎌倉市笛田四丁目及び関谷字下坪地内

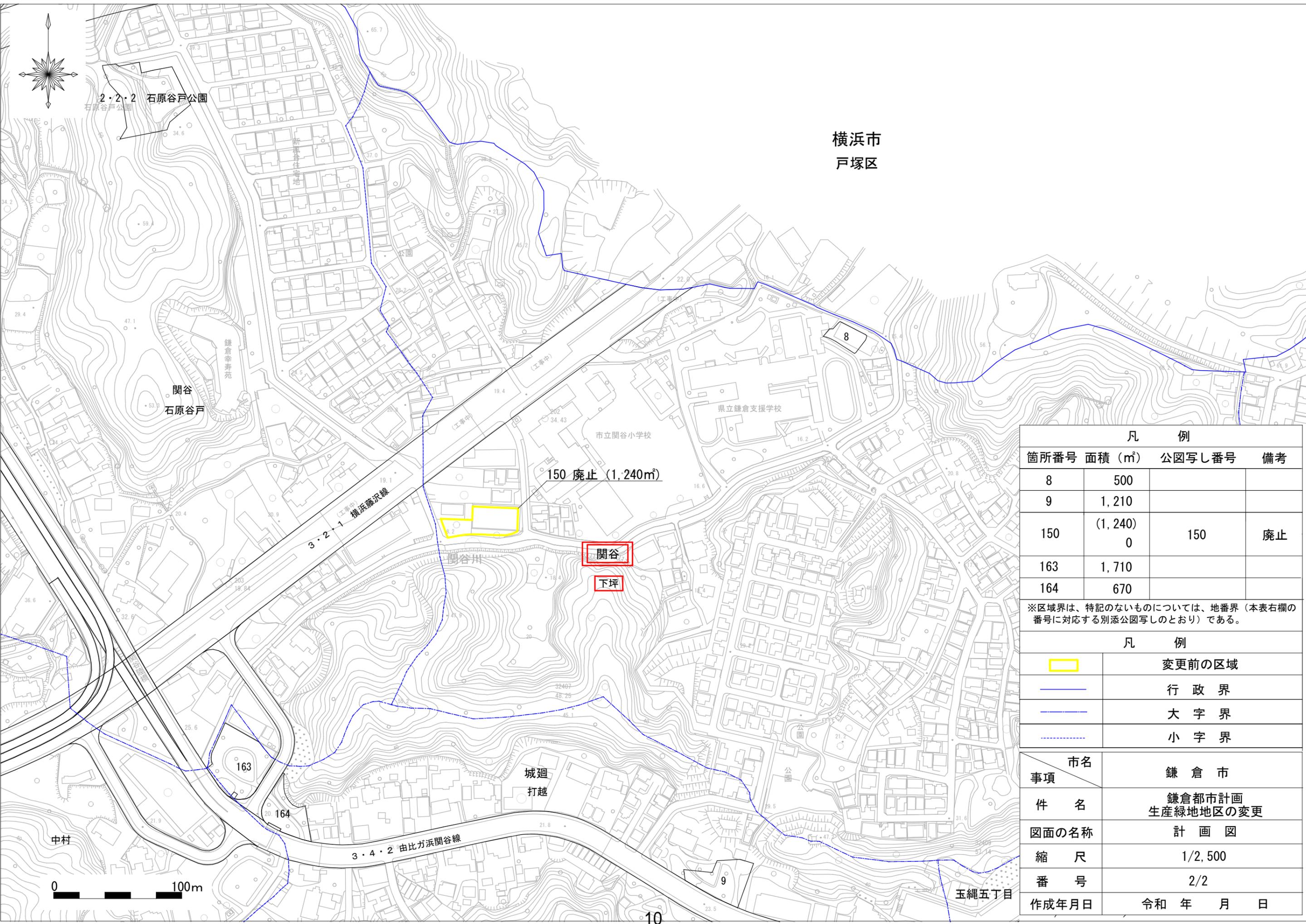


笹田四丁目

99 廃止 (1,390㎡)

98

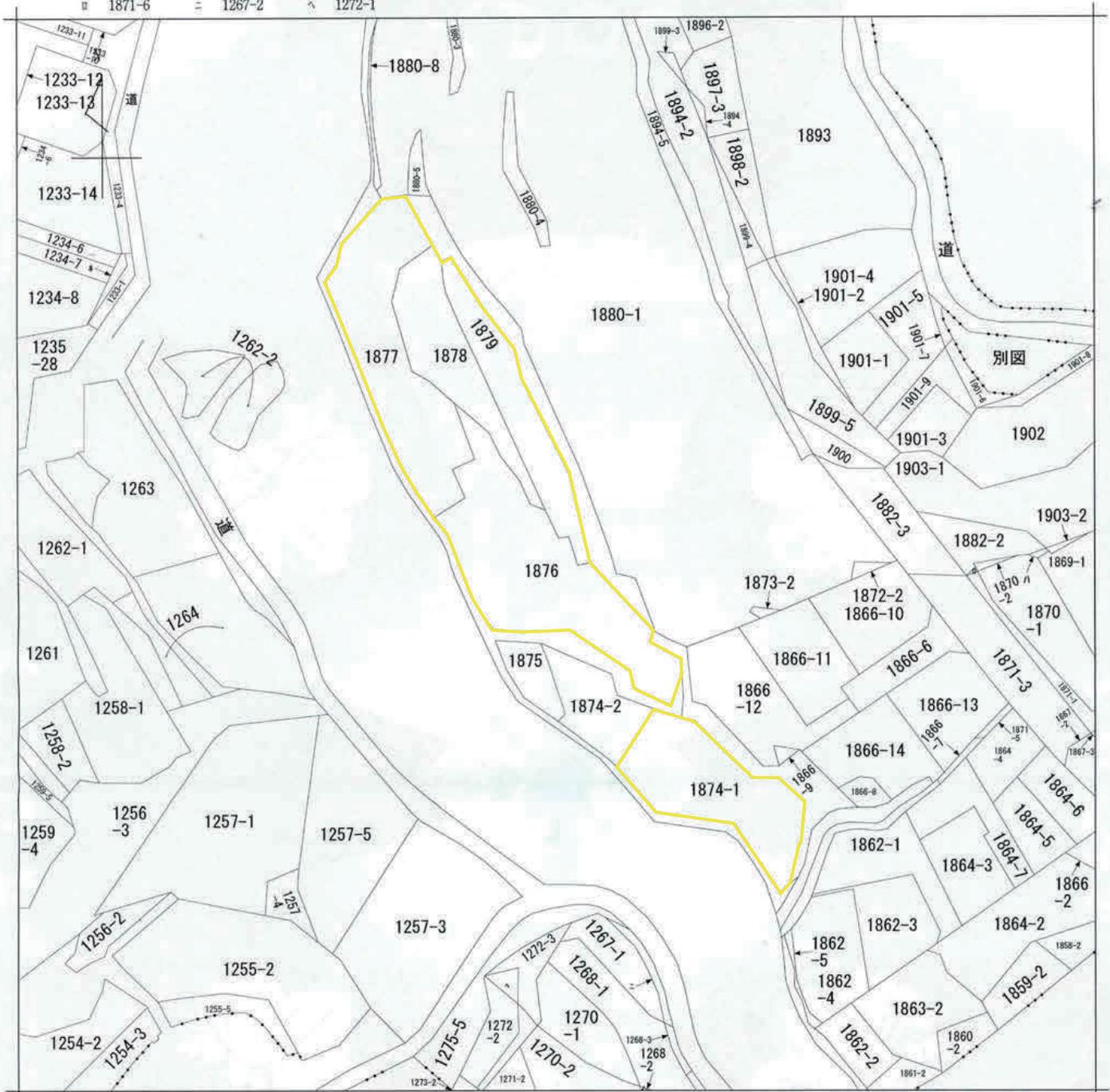
凡 例			
箇所番号	面積 (㎡)	公図写し番号	備考
98	560		
99	(1,390) 0	99	廃止
※区域界は、特記のないものについては、地番界（本表右欄の番号に対応する別添公図写しのとおり）である。			
凡 例			
	変更前の区域		
	大字界		
	小字界		
事項	市名	鎌倉市	
件名	鎌倉都市計画 生産緑地地区の変更		
図面の名称	計画図		
縮尺	1/2,500		
番号	1/2		
作成年月日	令和 年 月 日		



横浜市
戸塚区

凡 例			
箇所番号	面積 (㎡)	公図写し番号	備考
8	500		
9	1,210		
150	(1,240) 0	150	廃止
163	1,710		
164	670		
※区域界は、特記のないものについては、地番界（本表右欄の番号に対応する別添公図写しのとおり）である。			
凡 例			
	変更前の区域		
	行政界		
	大字界		
	小字界		
事項	市名	鎌倉市	
件名	鎌倉都市計画 生産緑地地区の変更		
図面の名称	計画図		
縮尺	1/2,500		
番号	2/2		
作成年月日	令和 年 月 日		

1269-2 1882-4 1234-1
 1871-6 1267-2 1272-1



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 苗田4丁目
 B 苗田4丁目
 C 苗田4丁目

請求部	所在	鎌倉市苗田四丁目			地番	1876番		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項		

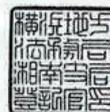
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年6月2日
 横浜地方法務局湘南支局

整理番号：H37423-1
 (1/1)

登記官

大門敏男



事項	市町名	鎌倉市
件名	鎌倉都市計画生産緑地地区の変更	
図面の名称	公図写し	
縮尺	1/600	
番号	99	
作成年月日	令和 年 月 日	



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	鎌倉市関谷字下坪			地番	463番1		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年1月10日
横浜地方方法務局湘南支局
登記官

請求番号：54-1
(1/1)

岡田順子



事項	市町名	鎌倉市
件名	鎌倉都市計画	生産緑地地区の変更
図面の名称		公図写し
縮尺		1/600
番号		150
作成年月日		令和 年 月 日

資料2

議案第4号

鎌倉都市計画生産緑地地区の 変更について

都市計画法第8条第1項第14号に規定された
地域地区の1つ

変更内容

- ・生産緑地地区の廃止 2箇所

■変更理由

●廃止 2箇所

箇所番号99

・農業の主たる従事者の死亡により、市に買取り申出が行われたが、買取りを行わず、あっせんも不調に終わったことから、行為制限を解除した生産緑地地区を廃止

箇所番号150

・生産緑地地区の指定から30年が経過し、農地等所有者から、市に買取り申出が行われたが、買取りを行わず、あっせんも不調に終わったことから、行為制限を解除した生産緑地地区を廃止

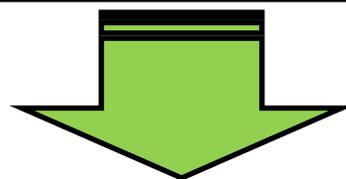
生産緑地地区

市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するもの
(都市計画運用指針 地域地区 生産緑地地区)

■ 鎌倉市の指定状況

平成4年11月13日(当初決定)

箇所数 : 139箇所 面積 : 約16.9ha



過去28回の変更

令和6年11月20日(最終変更時)

箇所数 : 120箇所 面積 : 約15.3ha

■ 生産緑地地区の指定要件 (生産緑地法第三条)

市街化区域内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものについて都市計画に定めることができる。

- ・ 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- ・ 300㎡以上※の規模の区域であること。

(※鎌倉市では平成30年7月5日に条例を制定し300㎡以上に引下げ)

- ・ 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

■ 優遇措置

- 市街化区域内の農地としての土地利用が都市計画上明確に位置付けられることとなり、都市内で安心して農業が継続できる。
- 農地として管理することが義務付けられ、一定期間(30年)、農地以外の利用ができないが、固定資産税の評価減や相続税の猶予等税制上の優遇措置がある。

生産緑地地区の一般的な解除

生産緑地地区の指定

・主たる従事者の死亡又は故障
または生産緑地指定後30年経過

市町村長への
買取申出

買取る

買取らない

買い取る旨の通知

価格の協議

公園、緑地等
として整備

買い取らない旨の通知

農林漁業希望者へあつせん

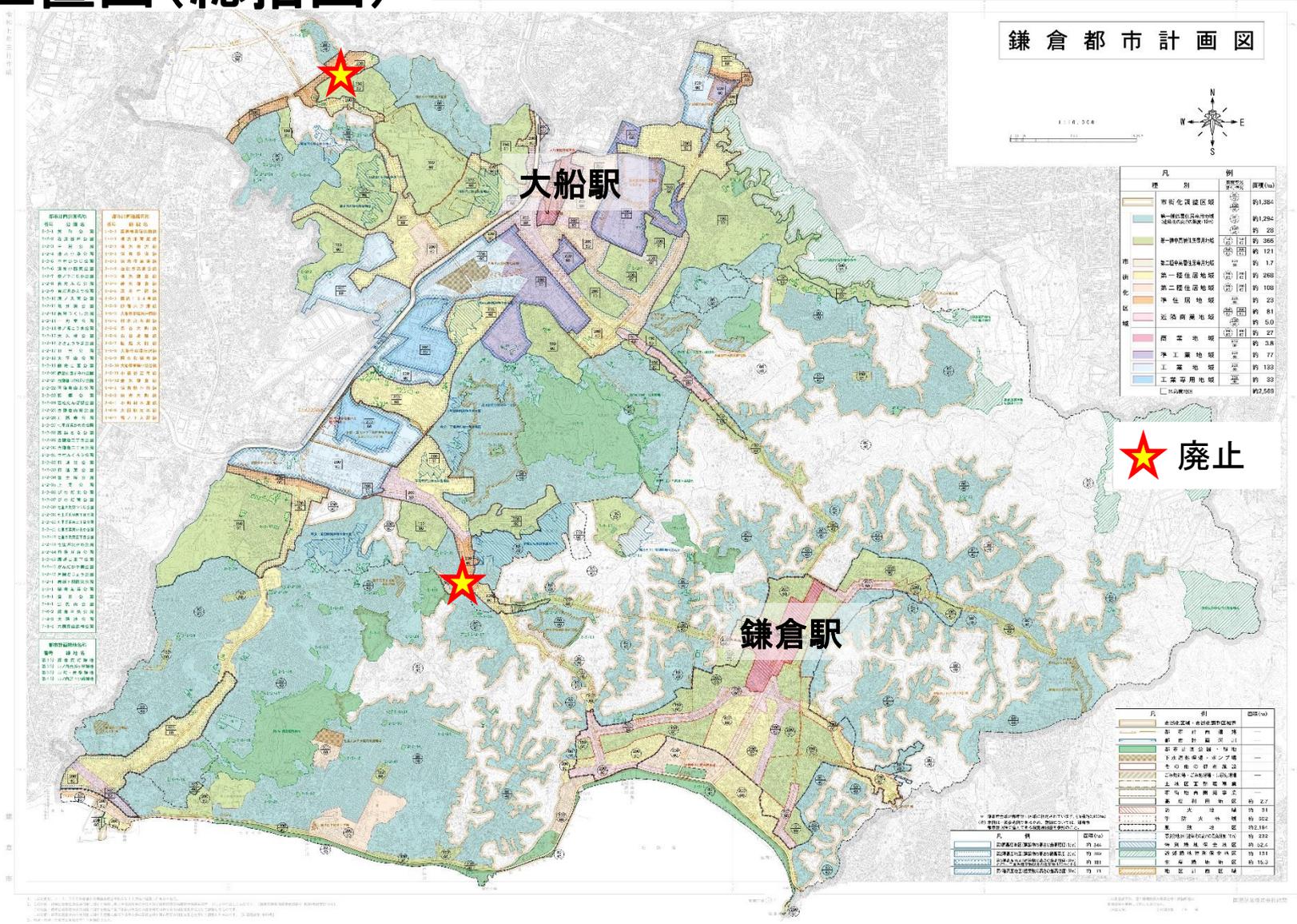
希望者あり

希望者なし

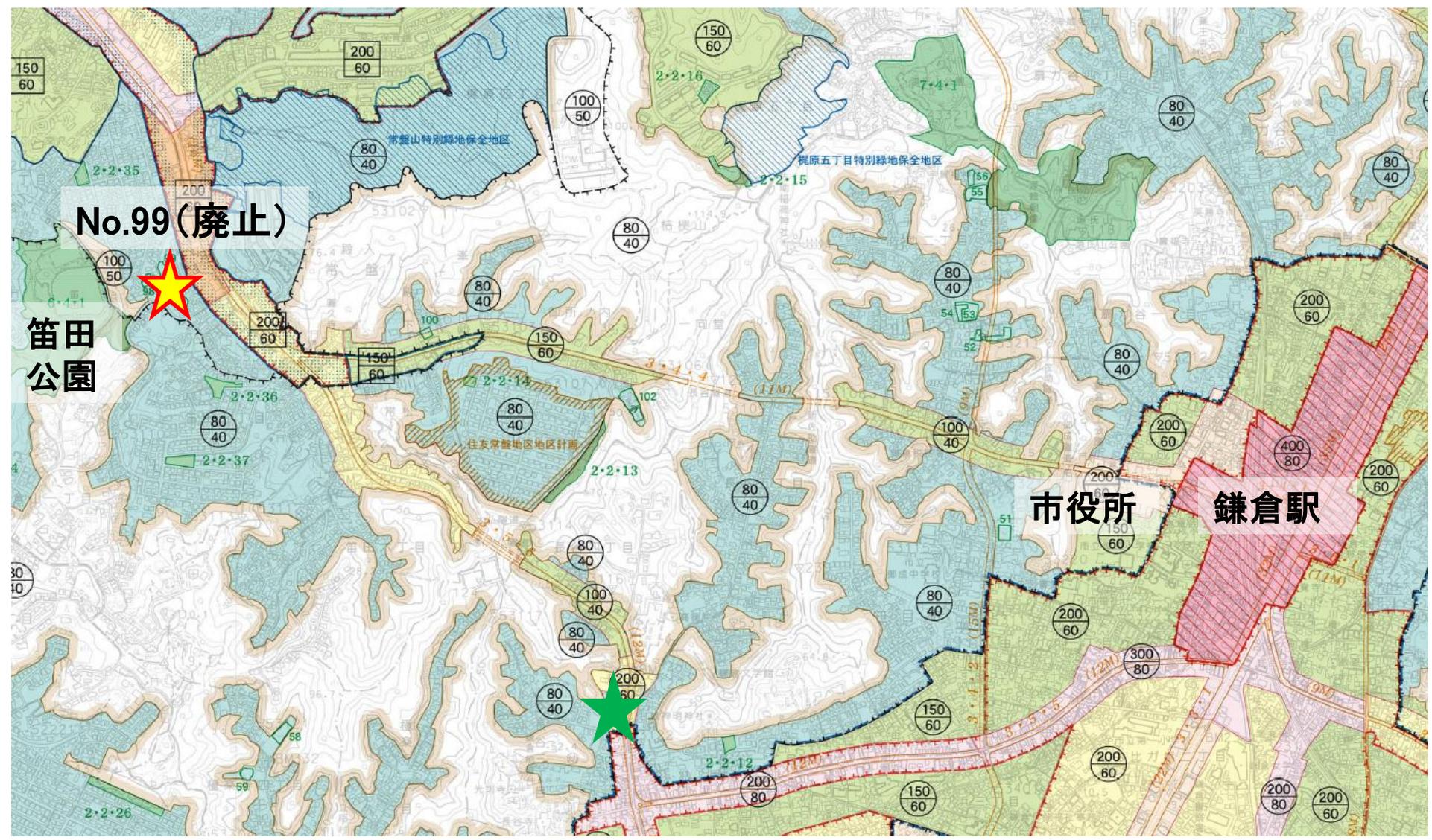
農地等として
管理

生産緑地法に基づく
行為制限の解除

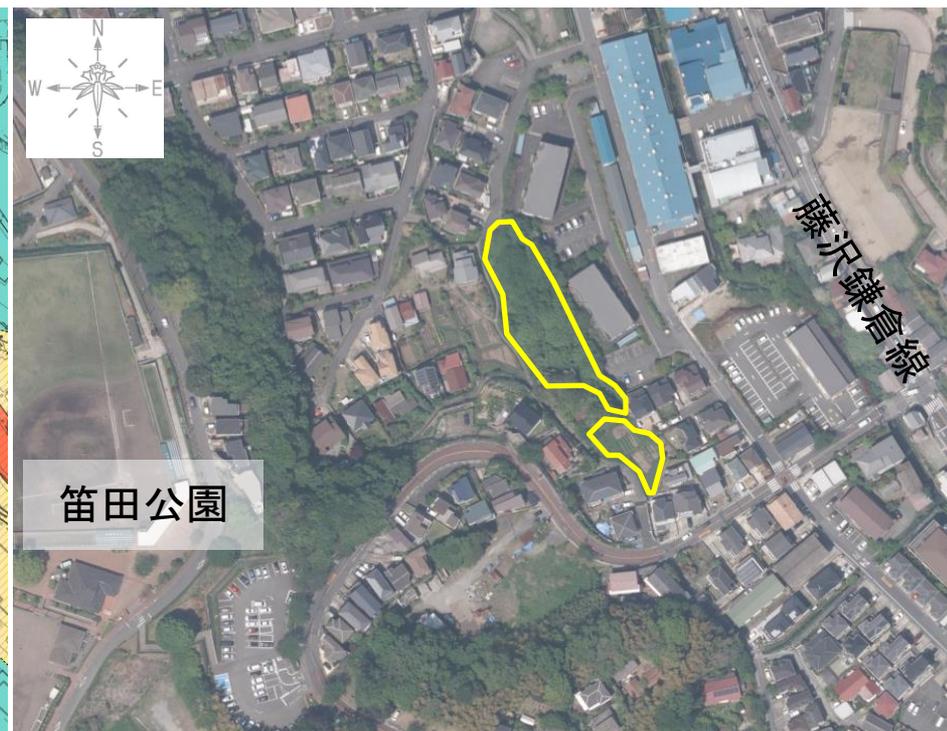
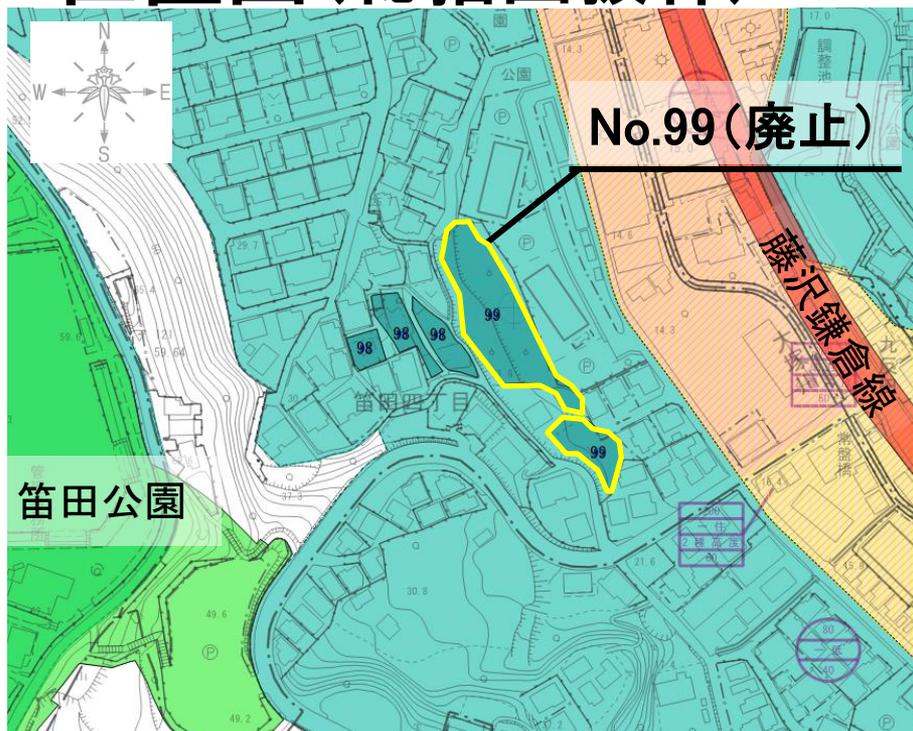
位置図(総括図)



位置図(総括図詳細)

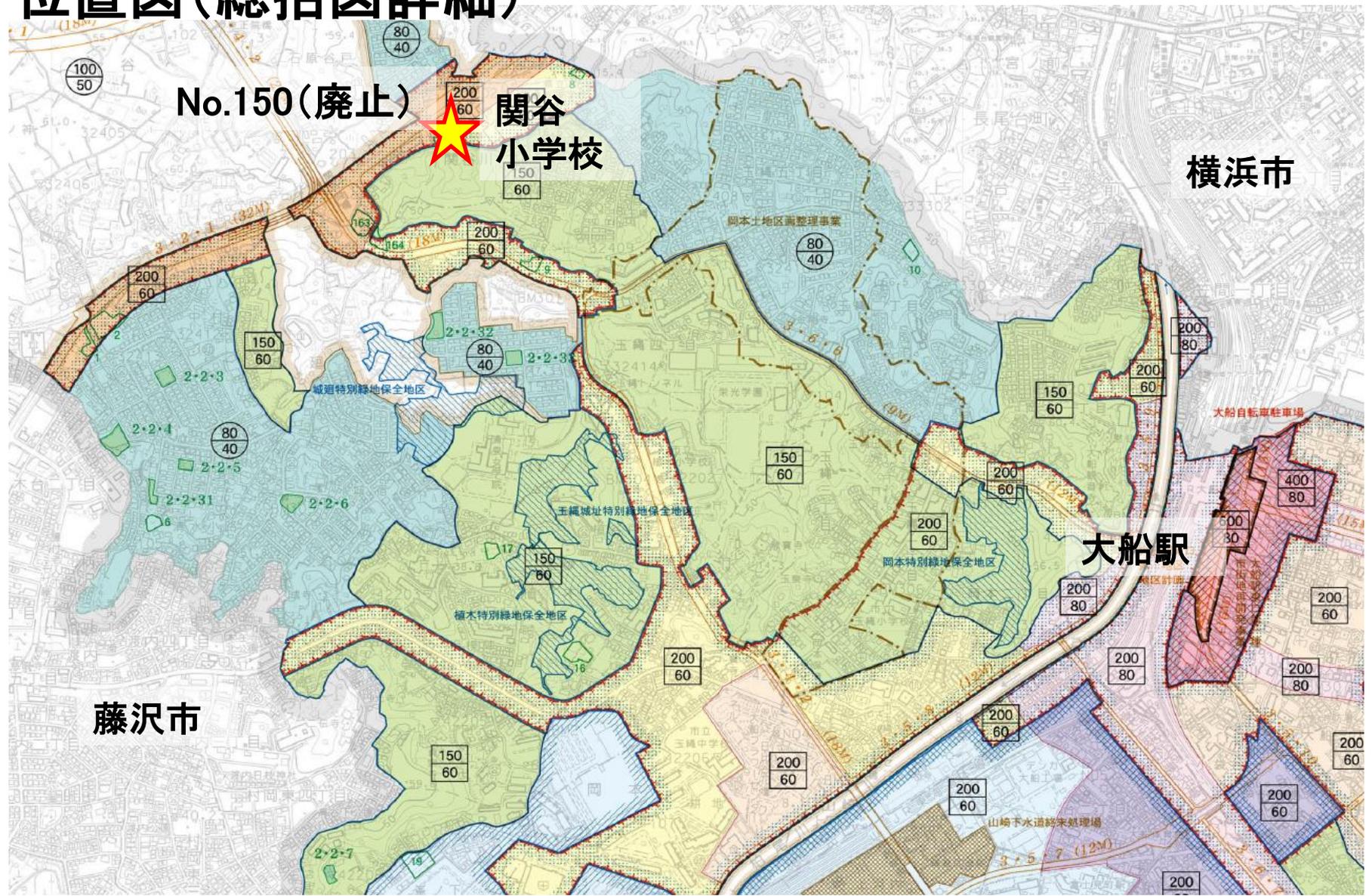


位置図(総括図抜粋)

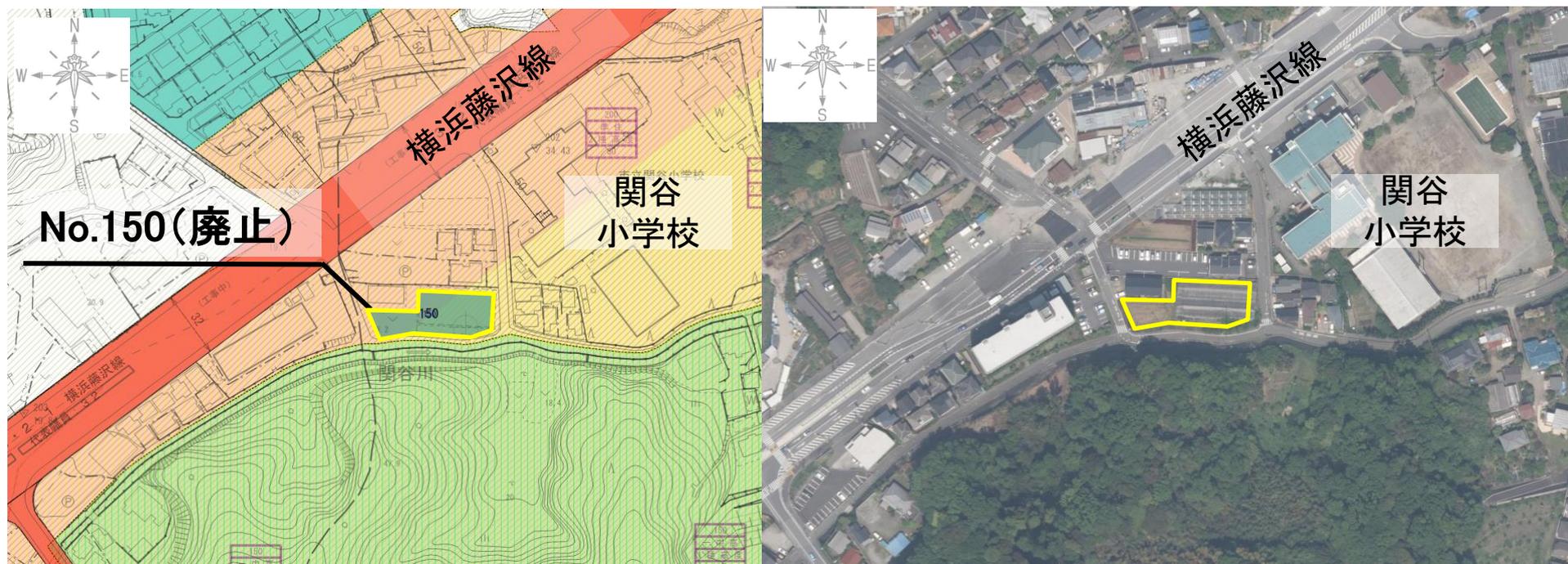


- 所在地 鎌倉市笛田四丁目1874-1、1876、1877、1878、1879
※朱書きの筆は道連れ解除
- 都市計画決定面積 1,390㎡⇒0㎡
- 廢止理由 農業の主たる従事者の死亡、行為制限が解除されたため
道連れ解除…生産緑地の一部が解除され、残された土地が指定要件
(面積)を満たさなくなり、解除となること
※特定生産緑地の行為制限も同時に解除(令和7年10月23日公示済)

位置図(総括図詳細)



位置図(総括図抜粋)



- 所在地 鎌倉市関谷字下坪461-1、463-1、464、465-1
- 都市計画決定面積 1,240m²⇒0m²
- 変更理由 生産緑地地区の指定から30年経過し、行為制限が解除されたため

変更箇所一覧

箇所番号	変更前 面積 (m ²)	変更後 面積 (m ²)	内容	箇所数 増減
99	1,390	0	廃止	-1
150	1,240	0	廃止	-1
合計	2,630	0		-2

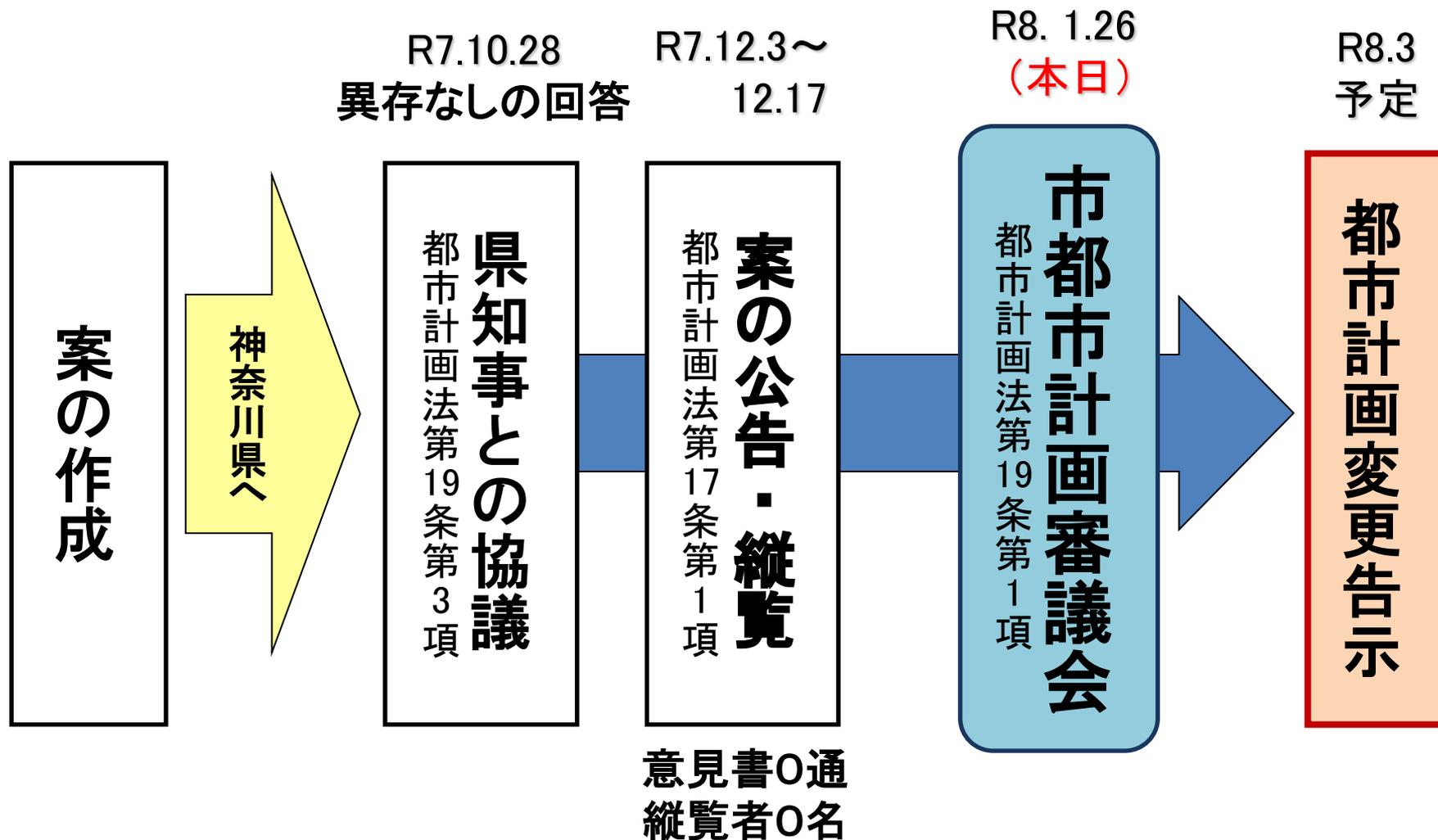
生産緑地地区 新旧対照表

新旧	箇所数	面積
新	<u>1 1 8</u> 箇所	約 <u>1 5 . 1</u> ha
旧	1 2 0 箇所	約 1 5 . 3 ha
増減	- 2 箇所	約 - 0 . 2 ha

※参考

変更前面積 約153,130 m²変更後面積 約150,500 m²

都市計画変更手続及び今後の予定



諮問第6号

鎌倉市都市マスタープランの改定に向けた
取組について

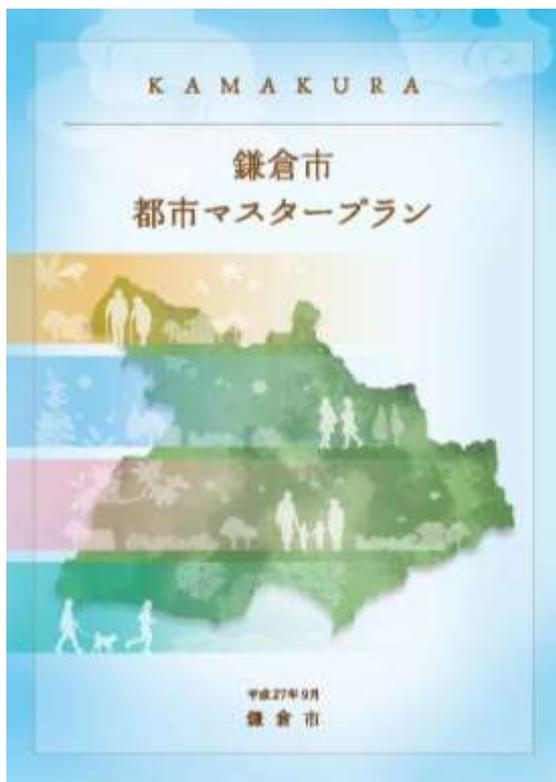
目 次

スライド資料	資料 1
鎌倉市都市マスタープラン分野別総評（案）	資料 2
鎌倉市都市マスタープラン白書 2025（案）	資料 3

諮問第6号 鎌倉市都市マスタープランの改定に向けた 取組について

令和8年1月26日
鎌倉市まちづくり計画部都市計画課

現行都市マスタープランの部門別方針の評価を実施したため、それを踏まえた「今後求められる取組の方向性」の是非について、本日はご審議いただきたい



鎌倉市都市マスタープラン
(平成27年9月発行)

部門別方針	課題	今後求められる取組																										
1 土地利用の方針	<ul style="list-style-type: none"> 少子・高齢化社会において持続可能な土地利用への転換 道路等の都市基盤の修復等 	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能なまちに向けた土地利用の誘導 計画的な都市基盤整備 																										
2 自然全・回	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門別方針</th> <th>課題</th> <th>今後求められる取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 循環型のまちづくりの方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化 低炭素化の取組 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 安定したごみ処理体制の確立 自然エネルギー等の利活用 </td> </tr> <tr> <td>3 都市の方針</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門別方針</th> <th>課題</th> <th>今後求められる取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 交通システム整備の方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> バスの減便 交通不便地域の解消 ロードプランニングの実現 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 徒歩と公共交通を中心としたネットワークの構築 路線バスの維持策やバスの代替となる新たな交通手段の導入 交通不便地域等を解消する公共ライドシェア等の導入 </td> </tr> <tr> <td>6 住宅・住環境整備の方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の老朽化 空き家の増加 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の集約化 空き家の有効活用 </td> </tr> <tr> <td>7 都市防災の方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 更なる防災力の向上 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 津波避難施設の整備 災害対応可能な人材育成 防災教育、普及啓発の充実 </td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> バスの減便 交通不便地域の解消 ロードプランニングの実現 </td> </tr> <tr> <td>6 住宅・住環境整備の方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の老朽化 空き家の増加 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の集約化 空き家の有効活用 </td> </tr> <tr> <td>7 都市防災の方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 更なる防災力の向上 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 津波避難施設の整備 災害対応可能な人材育成 防災教育、普及啓発の充実 </td> </tr> </tbody> </table>	部門別方針	課題	今後求められる取組	4 循環型のまちづくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化 低炭素化の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 安定したごみ処理体制の確立 自然エネルギー等の利活用 	3 都市の方針	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門別方針</th> <th>課題</th> <th>今後求められる取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 交通システム整備の方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> バスの減便 交通不便地域の解消 ロードプランニングの実現 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 徒歩と公共交通を中心としたネットワークの構築 路線バスの維持策やバスの代替となる新たな交通手段の導入 交通不便地域等を解消する公共ライドシェア等の導入 </td> </tr> <tr> <td>6 住宅・住環境整備の方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の老朽化 空き家の増加 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の集約化 空き家の有効活用 </td> </tr> <tr> <td>7 都市防災の方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 更なる防災力の向上 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 津波避難施設の整備 災害対応可能な人材育成 防災教育、普及啓発の充実 </td> </tr> </tbody> </table>	部門別方針	課題	今後求められる取組	5 交通システム整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> バスの減便 交通不便地域の解消 ロードプランニングの実現 	<ul style="list-style-type: none"> 徒歩と公共交通を中心としたネットワークの構築 路線バスの維持策やバスの代替となる新たな交通手段の導入 交通不便地域等を解消する公共ライドシェア等の導入 	6 住宅・住環境整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の老朽化 空き家の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の集約化 空き家の有効活用 	7 都市防災の方針	<ul style="list-style-type: none"> 更なる防災力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 津波避難施設の整備 災害対応可能な人材育成 防災教育、普及啓発の充実 	<ul style="list-style-type: none"> バスの減便 交通不便地域の解消 ロードプランニングの実現 	6 住宅・住環境整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の老朽化 空き家の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の集約化 空き家の有効活用 	7 都市防災の方針	<ul style="list-style-type: none"> 更なる防災力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 津波避難施設の整備 災害対応可能な人材育成 防災教育、普及啓発の充実
部門別方針	課題	今後求められる取組																										
4 循環型のまちづくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化 低炭素化の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 安定したごみ処理体制の確立 自然エネルギー等の利活用 																										
3 都市の方針	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門別方針</th> <th>課題</th> <th>今後求められる取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 交通システム整備の方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> バスの減便 交通不便地域の解消 ロードプランニングの実現 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 徒歩と公共交通を中心としたネットワークの構築 路線バスの維持策やバスの代替となる新たな交通手段の導入 交通不便地域等を解消する公共ライドシェア等の導入 </td> </tr> <tr> <td>6 住宅・住環境整備の方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の老朽化 空き家の増加 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の集約化 空き家の有効活用 </td> </tr> <tr> <td>7 都市防災の方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 更なる防災力の向上 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 津波避難施設の整備 災害対応可能な人材育成 防災教育、普及啓発の充実 </td> </tr> </tbody> </table>	部門別方針	課題	今後求められる取組	5 交通システム整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> バスの減便 交通不便地域の解消 ロードプランニングの実現 	<ul style="list-style-type: none"> 徒歩と公共交通を中心としたネットワークの構築 路線バスの維持策やバスの代替となる新たな交通手段の導入 交通不便地域等を解消する公共ライドシェア等の導入 	6 住宅・住環境整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の老朽化 空き家の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の集約化 空き家の有効活用 	7 都市防災の方針	<ul style="list-style-type: none"> 更なる防災力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 津波避難施設の整備 災害対応可能な人材育成 防災教育、普及啓発の充実 	<ul style="list-style-type: none"> バスの減便 交通不便地域の解消 ロードプランニングの実現 														
部門別方針	課題	今後求められる取組																										
5 交通システム整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> バスの減便 交通不便地域の解消 ロードプランニングの実現 	<ul style="list-style-type: none"> 徒歩と公共交通を中心としたネットワークの構築 路線バスの維持策やバスの代替となる新たな交通手段の導入 交通不便地域等を解消する公共ライドシェア等の導入 																										
6 住宅・住環境整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の老朽化 空き家の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の集約化 空き家の有効活用 																										
7 都市防災の方針	<ul style="list-style-type: none"> 更なる防災力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 津波避難施設の整備 災害対応可能な人材育成 防災教育、普及啓発の充実 																										
6 住宅・住環境整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の老朽化 空き家の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の集約化 空き家の有効活用 																										
7 都市防災の方針	<ul style="list-style-type: none"> 更なる防災力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 津波避難施設の整備 災害対応可能な人材育成 防災教育、普及啓発の充実 																										

現行都市マスタープランの
評価結果(例)

都市マスタープランとは、都市計画法に位置付けられており、市町村が策定する都市計画に関する基本的な方針である

- 都市計画法（抜粋）
（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

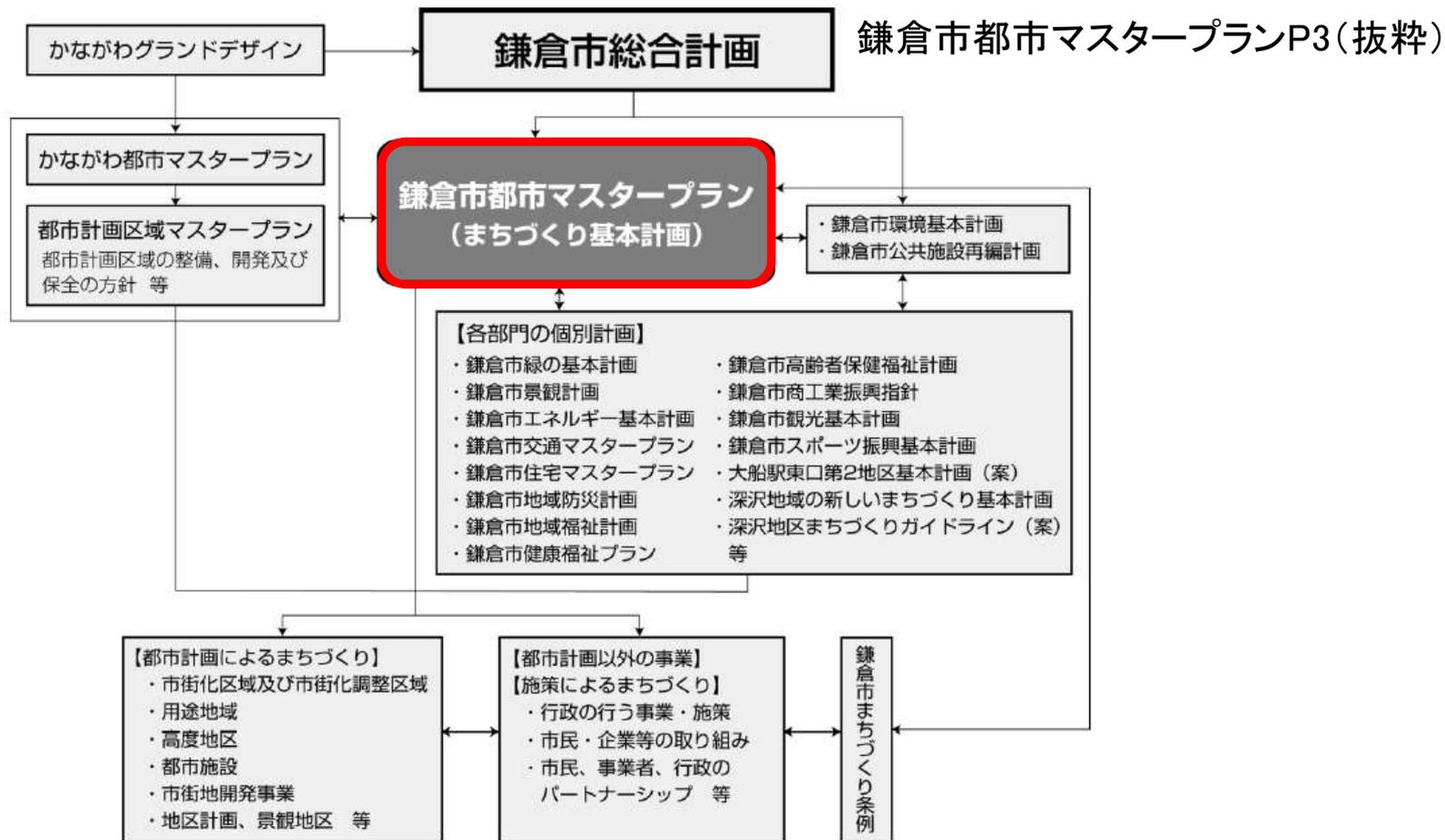
2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

都市マスタープランは、上位計画を踏まえつつ、鎌倉市のまちづくりの方針を定める基本計画である

図 都市マスタープランの位置付け



令和10年3月で現行都市マスタープランの計画期間の30年が終了するため、評価と次期都市マスタープランの策定が必要な状況

鎌倉市都市マスタープラン策定(平成10年(1998年)3月)

増補版 策定(平成17年(2005年)3月)

白書2011(平成23年(2011年)3月)

※評価・検討をとりまとめたもの

鎌倉市都市マスタープラン改定(平成27年(2015年)9月)

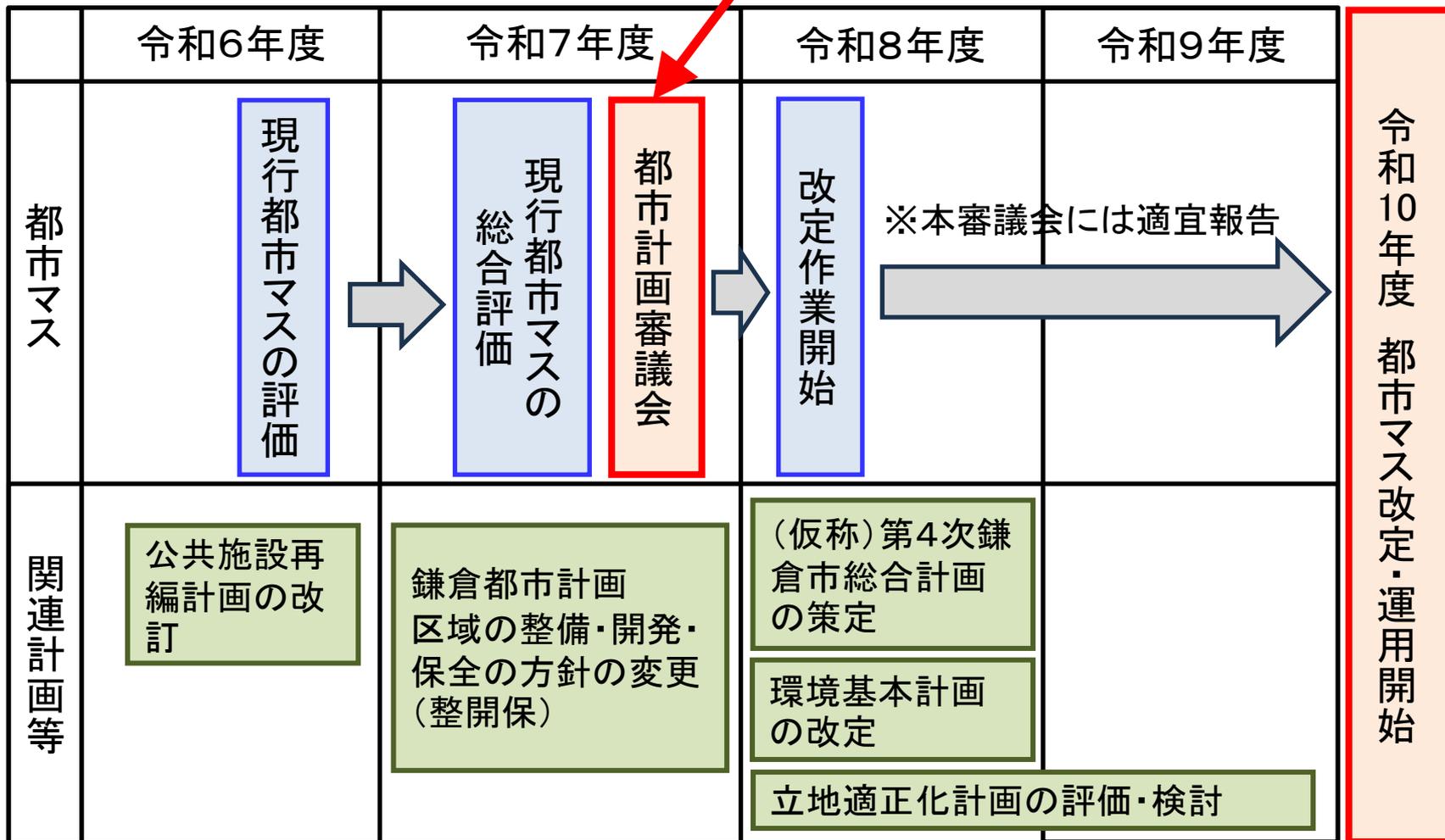
鎌倉市立地適正化計画策定(令和4年(2022年)3月)

計画期間
30年

令和10年(2028年)3月で現行の都市マスタープランの
計画期間が終了 → 改定が必要(都市計画法第18条の2)

改定に向け、令和6年度から見直し作業を進めている

本日



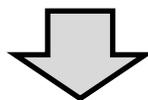
見直しに伴い現行都市マスタープランの「11の部門別方針」について、評価を実施した

- 1 土地利用の方針
- 2 自然環境の保全・回復の方針
- 3 都市景観形成の方針
- 4 循環型のまちづくりの方針
- 5 交通システム整備の方針
- 6 住宅・住環境整備の方針
- 7 都市防災の方針
- 8 健康福祉のまちづくりの方針
- 9 産業環境整備の方針
- 10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針
- 11 拠点とゾーンの整備方針

以下のように各部門の具体的な方針について評価した後
に、各部門毎に総合的な評価を実施した

(1) 各部門毎の**具体的な方針**に対する評価

- ・各部門別の具体的な方針について、関係課の取組・達成状況等を自己評価
- ・自己評価の内容を都市計画課で評価



(2) 各部門毎の**総合的な**評価

- ・各部門の課題の抽出、今後求められる取組等を評価



都市マスタープランの改定の参考とする

個々の取組・達成状況等について、関係課が自己評価を実施した

(1) 各部門毎の具体的な方針に対する評価

3.具体的な方針	関係課名	平成27年度以降の具体的な取組み及び達成状況	担当課内評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と鎌倉市都市マスタープランとの相違点、要望
				内的要因	外的要因	
鎌倉市都市マスタープラン本編の部門別方針の「3 具体的な方針」の項目	課名	取組及び達成状況(未着手内容を含む)を記入	自らの評価を記入	実施計画の位置付けによる遂行、施策の方向転換、予算減、人員減等、行政内の要因を記入	社会情勢の変化、地域の重要度の優先順位の変動、住民の合意形成の未成熟等、行政以外の要因を記入	鎌倉市都市マスタープランと関係課の施策との乖離している内容や要望等を記入

取組・達成状況については、その要因を分けて評価を実施した

3.具体的な方針	関係課名	① 平成27年度以降の具体的な取組み及び達成状況	担当課内評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と鎌倉市都市マスタープランとの相違点、要望
				② 内的要因	③ 外的要因	
鎌倉市都市マスタープラン本編の部門別方針の「3 具体的な方針」の項目	課名	取組及び達成状況(未着手内容を含む)を記入	自らの評価を記入	実施計画の位置付けによる遂行、施策の方向転換、予算減、人員減等、行政内の要因を記入	社会情勢の変化、地域の重要度の優先順位の変動、住民の合意形成の未成熟等、行政以外の要因を記入	鎌倉市都市マスタープランと関係課の施策との乖離している内容や要望等を記入

- ① 取組状況
- ▲: 未着手(実施計画なし)
 - △: 未着手(実施計画あり)
 - : 実施中(前期)
 - ◎: 実施中(後期)
 - : 終了

- ② 内的要因
- A: 施策の方向転換
 - B: 予算
 - C: 人員
 - D: その他計画の位置付け
 - E: 国、県、庁内他部署との連携
 - F: その他

- ③ 外的要因
- a: 社会情勢の変化
 - b: 地域の重要度の優先順位の変動
 - c: 市民の合意形成、要望
 - d: 地権者、利害関係者の理解
 - e: 法令との整合(土地利用の制限など)
 - f: その他

要因はプラスに作用した場合「+」、マイナスに作用した場合「-」を頭に記載

自己評価の実施例は次のとおり

(都市マスP62 自然環境の保全・回復の方針1)(みどり公園課)

3.具体的な方針	関係課名	平成27年度以降の具体的な取組み及び達成状況	担当課内評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と鎌倉市都市マスタープランとの相違点、要望
				内的要因	外的要因	
<p>1)独自の地形をいかした骨格的な緑地構造の保全 (1)歴史的遺産と一体となった緑地の保全 天然の要害として鎌倉中心部を取り囲む緑地や周辺の歴史的遺産(史跡や社寺、古道)と一体となった緑地の保全を図るため、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区の指定拡大について県に要請します。また、歴史的遺産や景観の一体的な保全を図るため、隣接する市に協力を求めています。</p>	みどり公園課	<p>・歴史的風土特別保存地区の指定拡大について、国・県に対し継続して要望した。</p>	<p>・指定の拡大には至っていないが、県との打ち合わせや、隣接市である逗子市との打ち合わせを定期的に行っている。</p>	<p>・令和4年3月に改定した鎌倉市緑の基本計画においても、当初計画から引き続き歴史的風土保存区域の重要な樹林地のうち、歴史的風土特別保存地区の指定が未指定である区域について、その指定拡大を方針としている。</p>	<p>・歴史的風土特別保存地区の指定が未指定である区域において、新たに歴史的に重要な文化的遺産が発見され、周囲の自然的環境と一体となった歴史的風土の保存が必要となっている。</p>	特になし

← 関係課が記入

関係課の自己評価に対し、妥当性や今後の方針等について都市計画課にて評価を実施した

3.具体的な方針	関係課名	平成27年度以降の具体的な取り組み及び達成状況	担当課内評価			現在の担当課の施策と鎌倉市都市マスタープランとの相違点、要望	評価 (都市計画課が実施)
				内的要因	外的要因		
<p>1) 独</p> <p>かした</p> <p>構造の</p> <p>(1) 歴</p> <p>となっ</p> <p>天然の</p> <p>倉中心</p> <p>緑地や</p> <p>遺産(</p> <p>道)と</p> <p>地の保</p> <p>古都保</p> <p>歴史的風土特別保存区域、歴史的風土特別保存地区の指定拡大について県に要請します。また、歴史的遺産や景観の一体的な保全を図るため、隣接する市に協力を求めています。</p>		<p>した。◎</p>	<p>せを定期的</p> <p>に実施して</p> <p>いる。</p>	<p>特別保存地区の指定が未指定である区域について、その指定拡大を方針としている。+E</p>	<p>的環境と一体となった歴史的風土の保存が必要となっている。+d</p>		<p>・歴史的風土特別保存地区の指定拡大について、緑の基本計画に沿って、指定権者である神奈川県と指定拡大に向けた調整等を行っている。</p> <p>・法に基づく指定要件、国における社会資本整備審議会の経緯を踏まえ、取組を継続していくことが大切である。</p>

関係課が記載した自己評価

(参考) 当初方針から変更等があれば、特記事項として記載

評価の例 (都市マスP79 循環型のまちづくりの方針 2)(2)(ごみ減量対策課・環境施設課)

3.具体的な方針	関係課名	平成27年度以降の具体的な取り組み及び達成状況	担当課内評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と鎌倉市都市マスタープランとの相違点、要望
				内的要因	外的要因	
<p>(2)ごみの発生抑制と循環利用環境負荷の少ない「循環型社会」を形成する上で、ごみそのものを減らすため、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)の更なる充実を図ると共に、資源の有効活用(リサイクル)も笛田リサイクルセンター等を拠点として引き続き推進していきます。</p> <p>③ごみの処理体制の確立 ごみの減量化・資源化に取り組む一方で、平常時や災害時におけるエネルギーの有効活用の視点を踏まえ、山崎下水道終末処理場未活用地における新ごみ焼却施設の建設に向けた準備を進めます。 また、並行して、名越クリーンセンターや今泉クリーンセンターのあり方等、新たなごみ処理体制の確立に向けた都市基盤施設の整備について検討します。</p>	ごみ減量対策課 環境施設課	<p>ごみの処理体制については、新たな焼却施設を建設せずに減量・資源化を徹底し、燃やさざるを得ないごみは鎌倉市・逗子市・葉山町の広域化により、既存の逗子市焼却施設を中心に処理する方針に変更し、令和2年8月に「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」を策定するとともに、令和3年6月に「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」の改定を行った。計画の実現に向け、名越クリーンセンターを令和7年1月中旬に稼働を停止する予定としており、その跡地に中継施設を整備するため、令和5年8月に「名越中継施設整備基本計画」を策定し、準備を進めている。今泉クリーンセンターに関しては、名越中継施設整備期間中における既存中継施設の使用延長について、施設周辺の町内会で構成する協議会と継続して協議を進めている。</p>	<p>安定的なごみ処理体制の構築に向け、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」の策定及び「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」の改定を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の実現に向けて必要な計画の策定及び改定を実施 ・事業系手数料見直しの条例改正提案について市議会の議決 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定及び改定は、市民意見を聴取するとともに、附属機関である審議会の意見を反映 ・施設周辺の町内会で組織する協議会と協議を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理体制については、新ごみ焼却施設の建設をせずに、逗子市・葉山町と広域化により処理する方針に変更

次期都市マスタープランの策定に向けて、各部門毎に、課題の抽出と今後求められる取組の方向性の導出を実施した (1/4)

(主な内容は次のとおり)

部門別方針	課題	今後求められる取組
1 土地利用の方針	<ul style="list-style-type: none"> • 少子・高齢化社会において持続可能な土地利用への転換 • 道路等の都市基盤の修復等 	<ul style="list-style-type: none"> • 持続可能なまちに向けた土地利用の誘導 • 計画的な都市基盤整備
2 自然環境の保全・回復の方針	<ul style="list-style-type: none"> • 緑地の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> • 民間と連携したみどり資源の活用
3 都市景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none"> • 事業者への景観誘導 	<ul style="list-style-type: none"> • デジタル等を活用した協議等の質的向上 • カウンタープランの提示

次期都市マスタープランの策定に向けて、各部門毎に、課題の抽出と今後求められる取組の方向性の導出を実施した (2/4)

部門別方針	課題	今後求められる取組
4 循環型のまちづくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化 低炭素化の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 安定かつ効率的なごみ処理体制の確立 自然エネルギー等の利活用
5 交通システム整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> バスの減便 交通不便地域の解消 渋滞の解消 	<ul style="list-style-type: none"> 徒歩と公共交通を中心としたネットワークの構築 路線バスの維持策やバスの代替となる新たな交通手段の導入 交通不便地域等を解消する公共ライドシェア等の導入
6 住宅・住環境整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の老朽化 空き家の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の集約化 空き家の有効活用
7 都市防災の方針	<ul style="list-style-type: none"> 更なる防災力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 津波避難施設の整備 防災人材の育成

次期都市マスタープランの策定に向けて、各部門毎に、課題の抽出と今後求められる取組の方向性の導出を実施した (3/4)

部門別方針	課題	今後求められる取組
8 健康福祉のまちづくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> 複雑化・複合化した生活課題への対応 地域のつながりの希薄化 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者に限らず、子どもや若者世代も含めた必要な支援の実施 現役世代の就労・社会参画支援 地域のふれあい・交流の場の整備
9 産業環境整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> 深沢・大船の工業地の先進化、企業誘致 伝統産業・農業・漁業の衰退 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用創出や税収増を可能にするような企業の誘致・創出 都市ブランド力を生かした伝統産業・農業・漁業の振興支援
10-1 観光の方針	<ul style="list-style-type: none"> オーバーツーリズムによる市民生活への影響 宿泊率・観光消費額の向上 	<ul style="list-style-type: none"> オーバーツーリズム対策の強化 まちの新たな魅力発信による観光リピーターの獲得 ラグジュアリーホテルの誘致等、宿泊施設の整備

次期都市マスタープランの策定に向けて、各部門毎に、課題の抽出と今後求められる取組の方向性の導出を実施した (4/4)

部門別方針	課題	今後求められる取組
10-2 文化の方針	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の活用 文化創造の担い手不足 	<ul style="list-style-type: none"> 文化資源を活かした観光振興、都市ブランド強化 文化創造の担い手育成
10-3スポーツ・レクリエーション環境整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ハード整備中心の施策 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ環境の整備・充実 スポーツを通じた経済・観光・国際交流の促進
11 拠点とゾーンの整備方針	<ul style="list-style-type: none"> 大船駅周辺の再開発事業の延伸 	<ul style="list-style-type: none"> 3つの都市拠点(鎌倉・大船・深沢)の特性にふさわしいまちづくりの促進

(再掲)

現行都市マスタープランの部門別方針の評価を実施したため、それを踏まえた「今後求められる取組の方向性」の是非について、本日はご審議いただきたい

鎌倉市都市マスタープラン 分野別総評（案）（白書 2025）

【1 土地利用の方針】

●総評案（土地利用編）

土地利用の方針では、都市マスタープランの類型別土地利用に沿った規制・誘導を行っている。まちづくり条例の制定により、住民主体のまちづくりを実施し、地区計画や自主まちづくり等市民団体の運用を行っている。景観においては、景観条例を改正し、景観配慮協議制度を導入したことにより、周辺住民への周知、実行性を担保している。建築物の高さにおいても、景観地区や高度地区を指定し、規制・誘導を行っている。緑においても維持や接道緑化等に対し、奨励金や補助を行い、緑の維持・保全を図り、豊かな住環境に努めている。

一方、これからの人口減少による空き家対策、狭小な道路等の都市基盤に課題が残る。具体的な施策の策定・実施、都市基盤のハード整備等の計画・実施を行う必要がある。また、持続可能なまちに向けた土地利用の誘導や、都市機能を有する深沢、大船のまちづくりの実現に向けた取組に期待したい。

これらの成果を踏まえ、今後も引き続き都市マスタープラン・立地適正化計画等を活用し、土地利用の規制・誘導を行い、住環境の維持・保全・整備を図っていくことが必要である。

【2 自然環境の保全・回復の方針】

●総評案（自然環境編）

自然環境の保全・回復の方針では、緑の基本計画に基づく古都保存法、都市緑地法等による緑地の指定や、市が所有する公園・緑地の整備、私有緑地の維持管理に対する市民等への奨励金の交付、市民の参画・協働による公園・緑地の維持管理、開発事業条例や風致地区条例による緑化の維持・創出、河川の整備や海岸の清掃による水辺環境の保全・整備など、本市の豊かな自然環境の保全・創出に関する施策を実施してきた。

今後は、これらの取組を継続していくとともに、自然環境は価値を生み出す資源であると捉え、緑の良好な景観形成による魅力向上や、地形や自然を生かしたハイキング・アスレチック等の身近に親しめるレクリエーション施設の導入、地域コミュニティの醸成を図る公園等のふれあいの場の創出、間伐材の活用による都市型林業や製作工房の運営など、グリーンインフラとしての多様な機能を生かし、民間活力も取り入れてみどり資源を活用していく取組が求められる。

【3 都市景観形成の方針】

●総評案（都市景観編）

都市景観形成の方針では、景観計画や屋外広告物条例の運用に加え、景観条例改正による景観配慮協議制度の導入により、市街地の良好な景観形成への誘導を強化してきた。また、景観地区・高度地区等の指定、良好な景観を構成する緑の保全・創出のため法制度の活用や住民への助成支援、市街地における生産緑地地区の指定、歴史的な景観を形成する建造物の整備・修復、開発事業等における「古都中心市街地まちづくり構想」の方針に基づいた事業者への指導・要望、さらには将来の深沢地区まちづくりに向けたガイドラインの策定など、本市の良好な都市景観づくりに関する様々な施策を実施してきた。

良好な景観は市民共通の資産であることを改めて認識し、今後もこれらの取組を継続していくと

ともに、都市景観の質の向上を図ることを目指し、3D都市モデルを活用した景観シミュレーションによる景観形成基準の更新やガイドラインの精細化、3D都市モデルを活用したまちづくり行政の協議の効率化・高度化、審査の標準化、カウンタープランの提示など、デジタルを活用した取組の強化を図り、さらに魅力的な鎌倉らしい都市景観づくりをしていくことが求められる。

【4 循環型のまちづくりの方針】

●総評案（環境編）

循環型のまちづくりの方針では、再生可能エネルギー設備の導入促進の補助金、パークアンドライド・鎌倉フリー環境手形による公共交通利用等の利用促進、事業所向け「鎌倉独自の環境アセスマネジメントシステム」の構築、環境教育アドバイザー派遣、開発時の雨水流出抑制施設の設置義務化、公園等の透水性舗装等の整備、家庭系ごみの有料化、事業系ごみの適正排出指導強化、ごみ処理広域化体制の構築、「鎌倉やさい」のブランド化や漁協の朝市開催の支援による地産地消の促進など、低炭素かつ循環型社会の形成に関する施策を実施してきた。

今後は、これらの取組を継続しつつ、カーボンニュートラル達成に向けて、深沢地域の新たなまちづくりや公共施設を含む市域全体の建築物の脱炭素化、自然エネルギーや未利用エネルギーの活用を計画的に進める必要がある。公共交通の利用促進においては、路線バスの減便等の課題を踏まえつつ、「歩く市民生活、歩く観光」の一層の推進が求められる。さらに、集中豪雨への対応と水循環保全の観点から、緑地やオープンスペースの保全・拡大や、河川への負荷軽減策を進めることが重要である。また、戸別収集の全市実施により、ごみの分別・減量効果のさらなる向上が期待されるとともに、広域処理との組み合わせによる安定かつ効率的なごみ処理体制の確立が引き続き求められる。

【5 交通システム整備の方針】

●総評案（交通編）

交通システム整備の方針では、国・県と連携した骨格的な幹線道路の整備や、主要な道路の歩道・駐輪場の整備を行うとともに、パークアンドライドや鎌倉フリー環境手形等による公共交通の利用促進、鉄道事業者に対する駅のエレベーター設置への助成等を実施した。一方で、ロードプライシングの技術的・法律的な課題や、民間事業者の運転手不足による減便や事業の衰退、小型モビリティの導入等、今後の対策が必要な課題も存在する。これらの課題を踏まえ、現在、交通マスタープランの令和8年度の改定に向けた検討を進めており、地域交通計画の課題と対策等を整理している。

今後の交通システムについても、道路や鉄道のハード整備と併せて、徒歩と公共交通を中心とする交通ネットワークの構築や、高齢者・障害者が安心・快適に移動できる交通環境の整備のため、路線バスの維持策やバスの代替となる新たな交通手段の導入、交通不便地域等を解消する公共ライドシェア等の導入など、人口減少や高齢化を見据えた新たな対策が求められる。また、新都市機能を導入する深沢地域のまちづくりでは、歩道や公園の園路等、安全で快適な歩行者ネットワークの整備を行い、「歩くまち」のイメージを定着できるようなまちづくりをしていくことが重要である。

【6 住宅・住環境整備の方針】

●総評案（住宅編）

住宅・住環境整備の方針では、市営住宅の老朽化対策として、集約化と建替えを進めることで、高齢者や障害者を含む住民が安心して住み続けられる居住環境の確保に一定の成果をあげてきた。また、立地適正化計画については、まちづくりを長期的視点で着実に運用し、適切な土地利用の誘導に向けた取組みを推進している。さらに、防災対策に関しては、土砂災害特別警戒区域の指定を契機に市民の防災意識が高まり、助成制度の拡充によって地権者等の自主的な防災対策を支援するなど、住宅施策を実施してきた。

これらの成果を踏まえ、今後も引き続き市営住宅の集約化や防災対応に加え、空き家の有効活用を着実に推進するとともに、立地適正化計画を軸とした土地利用の適正化を進めることで、持続可能で多様な世代が住み続けられるまちを実現していくことが求められる。

【7 都市防災の方針】

●総評案（防災編）

都市防災の方針については、河川や公共下水道の改修、宅地耐震化推進事業、立地適正化計画における防災指針の策定、防災公園の供用開始、橋梁の長寿命化、建築物の耐震化、津波避難ビルの指定、さらには土砂災害特別警戒区域の指定に対応した取組など、多様な防災・減災施策を実施してきた。これらの取組を通じ、本市における防災基盤の整備は徐々に進められているが、今後も多様化する自然災害リスクに対応するため、ハード・ソフト両面での防災力向上を継続していくことが重要である。

今後は、津波避難施設の整備等のハード対策に加え、特にソフト対策における新たな取組を強化していく必要がある。防災教育については、学校教育における教科としての取組、市民への普及啓発、市役所職員の研修などを通じて、災害発生時に避難行動や避難後の対応を自律的に実践できる人材を育成することが求められる。こうしたソフト対策の取組は、次期都市マスタープランにおける重要な課題である。

【8 健康福祉のまちづくりの方針】

●総評案（福祉編）

健康福祉のまちづくりの方針については、公会堂等の改築への助成や貸し出し、多世代交流講座の実施や介護予防教室の開催等を行い、地域のふれあいの場の創出やコミュニティ施設の整備を推進するとともに、駅のバリアフリー化への助成やインクルーシブ公園、歩道段差切下げ整備等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化整備事業の実施、子どもや子育て世代については、保育園や認定こども園の新規整備等、待機児童の減少を図る対策を実施してきた。

今後は、これらの取組を継続していくとともに、行政だけでなく官民連携を図り、高齢者や障害者、子ども・子育て世代、若者世代など多様なニーズに応じた生活支援や施設整備等を行うとともに、現役世代の就労や社会参画支援、地域のふれあい・交流の場の整備など、市民とともに健やかに安心して暮らせるまちづくりを推進していくことが求められる。

【9 産業環境の整備の方針】

●総評案（産業編）

産業環境の整備の方針に基づき、商店街補助制度は統合・改善を進め、景観形成ガイドラインの

運用により若宮大路と小町通りで魅力的な商業景観の形成を図るなど一定の成果をあげた。一方で、商店街団体加盟店舗数の減少や伝統産業の衰退、農業担い手不足など、課題は多い。企業立地等促進条例による製造業支援や深沢地区の新拠点形成なども進展しているが、新規成長産業の事業展開を支える推進体制の整備は未着手であり、スタートアップやクリエイティブ産業の育成支援も十分とは言い難い。これまでの施策は補助金に依存しがちで、都市全体のストーリー性や鎌倉ならではのブランド力を生かした戦略的枠組みは不十分である。

次期都市マスタープランにおいては、補助制度の改善にとどまらず、歴史文化資源や景観、観光資産など鎌倉の強みを軸に据えた都市ブランディングを明確化し、その上で雇用創出や税収増を可能にするような企業の誘致・創出を図る方針を打ち出すことや、伝統産業・農業・漁業の振興支援など、持続可能な地域経済を実現していくことが求められる。

【10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針】

●総評案（観光編）

観光環境整備の方針においては、公衆トイレや案内板等のハード面における受入環境の整備と、ホームページ情報発信コンテンツの改修や SNS による観光情報の発信等のソフト面における観光施策を両輪で進めてきている。また、鎌倉の大きな観光資源である自然環境を活かした観光として、海水浴場の開設やハイキングコースの整備等にも取り組んでいる。平成 28 年度には日本遺産にも認定され、構成資産等を活用したインバウンド誘致の研究や民間参入との連携を図っているところであり、世界的な観光都市として、多方面において着実に観光施策を進めている。

一方で、訪日外国人観光客の増加により、一部の観光エリアでは地域住民の快適な住環境に支障が生じているような事例もあり、これまで取り組んできたオーバーツーリズム対策等については、今後もより一層の対応が必要となる。観光資源の保存・活用により、観光誘致の施策を推進していくことや、ラグジュアリーホテルの誘致等、宿泊施設の整備は重要であるが、同時に、来訪する観光客の観光環境を改善し、市民生活への影響の低減を図り、市民にも観光客にも快適なまちづくりを進めていくことが求められる。鎌倉の魅力に磨きをかけ、一度訪れた観光客が何度も訪れたくなるまちを目指していきたい。

●総評案（10 文化編）

文化環境整備の方針に基づき、歴史的風致維持向上計画の策定や史跡の公有地化、発掘調査・資料整理、歴史文化交流館の開設、登録有形文化財の登録推進など、文化財の保護と公開活用において多面的な施策を展開してきた。旧華頂宮邸の暫定活用や博物館基本構想の検討、日本遺産を活かした観光誘致の取組も進められ、文化資源の保存と活用の基盤は着実に整備されつつある。一方で、近年の文化的潮流や現代的な創造文化への対応は十分ではなく、従来型の「保存」中心の政策から脱却しきれていない。文化財の保存と活用が観光や産業振興へと波及する仕組みづくりや、市民参加を通じた文化創造の担い手育成は依然として課題である。

次期都市マスタープランにおいては、歴史や文化を大切にしつつ、現代文化の創造や歴史文化との融合を促し、文化体験に深みとシナジーを生み出す視点が求められる。例えば、大船のリブランディングとして潜在的な現代文化や新しい都市魅力を市が打ち出すことで、文化資源を「保存」から「創造」へと転換し、観光振興や都市ブランド強化に結びつけることや、文化創造の担い手の育成など、戦略的な展開が重要である。

●総評案（10 スポーツ・レクリエーション編）

スポーツ・レクリエーション環境整備の方針に基づき、総合型地域スポーツクラブの創設支援や学校体育施設の開放、ジュニア世代に対するトップアスリートの指導機会の提供、さらにマリンスポーツやビーチスポーツに親しむ場の整備など、国のスポーツ基本法に基づく第3期スポーツ基本計画の理念のもと市民が身近に運動へ親しむ基盤づくりを着実に進めてきている。これらは健康増進や青少年育成、地域資源を活かした体験機会の創出に寄与しており、市民参加型スポーツ振興の実践として一定の成果をあげている。しかし、現状はハード整備や基礎的な支援に重点が置かれ、ソフト面での戦略的な展開は限定的である。

今後は、未来を担う子どもたちが夢を持てる環境を整えるため、スポーツを観光や商業、文化振興と連動させ、都市ブランド形成へと結び付ける視点が必要である。鎌倉には、海や歴史文化といった強みを背景に、スポーツを通じた都市魅力の発信や交流人口拡大につなげる潜在力がある。

次期都市マスタープランにおいては、深沢地区の新しいまちづくりにおける拠点形成と連動し、スポーツ環境の整備・充実を図ることが重要である。市民の健康・レクリエーションにとどまらず、子どもたちが憧れるスポーツのまちとなるよう、地域経済や観光、国際的な交流を取り込む都市戦略として位置づけ、鎌倉ならではのスポーツ文化を創造することが求められる。

【11 拠点とゾーンの整備の方針】

●総評案（拠点編）

拠点とゾーンの整備の方針に基づき、鎌倉駅周辺、大船駅周辺、深沢地域国鉄跡地周辺を都市拠点として位置づけ、立地適正化計画の策定・運用を通じて、都市機能の集積と市民生活の向上を図るまちづくりを進めている。鎌倉駅周辺では景観形成ガイドラインを策定するとともに、景観重要公共施設連絡協議会の開催により、歴史文化と調和した都市景観の形成に着手している。今後は、市民・事業者等のステークホルダーとの共創による都市景観形成に向けた取組が必要である。大船駅周辺では、東口再開発事業について、建設工事費の高騰等により事業の実施を延伸している。現時点では、再開発によらないまちづくりを進めるため、鎌倉女子大、地元自治会・商店会等との意見交換やイベントへの支援等を実施した。深沢地域では、新たな第3の拠点として新市庁舎や商業施設、住宅、公園等を導入する区画整理や、保健・医療・福祉・スポーツ関連機能の導入を図る都市基盤形成を進めている。

次期都市マスタープランでは、3つの都市拠点の特性にふさわしいまちづくりを進め、鎌倉駅周辺では、社寺等の歴史的遺産など修景的な整備を図り、大船駅周辺では、潜在的な現代文化や新しい都市魅力を市が打ち出すことで、文化資源を「保存」から「創造」へと転換し、観光振興や都市ブランド強化に結びつける戦略的な展開を目指す。また、深沢周辺地域では、新たな賑わい形成の原動力となるよう、まちづくりガイドラインに沿って新たな第3の拠点として整備を進めていく。これにより、歴史・文化・産業が共生する持続可能な多拠点都市の実現が期待される。

鎌倉市都市マスタープラン白書 2025（案）

令和8年 月

鎌倉市都市計画課

1 土地利用の方針

3-1. 住居系土地利用の方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降の具体的 な取り組み及び 達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>2) 類型別土地利用の方針</p> <p>(1) 旧市街地の住宅地—市街地の良好な低層を主体とした住宅地の環境保全</p> <p>①位置 鎌倉地域、腰越小学校周辺住宅地</p> <p>②将来土地利用イメージ 社寺等の歴史的遺産や自然と一体となった低層低密で緑豊かな落ちついた雰囲気を持つ戸建住宅を主体とし、一部中層の共同住宅や、住環境と調和した店舗等のある魅力的な住宅地として保全を図ります。</p> <p>なお、木造住宅が密集している地区については、景観に配慮しつつ、必要な基盤整備を行い、防災性の向上を図ります。</p> <p>③方向性 (※)</p>	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年に小町二丁目の一部において、まちづくり市民団体から都市計画法第 16 条第 3 項の規定に基づく地区計画を決定する住民原案の申出を受けて、令和 6 年に建築物等の用途の制限等を定め、将来にわたり、古都鎌倉に相応しい、うるおいのある低層住宅地として形成及び保全を図ることを目的とした地区計画を策定した。(●) 	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画、建築協定等の適用による敷地の細分化等の防止、良好な住環境の保全が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり市民団体の育成が進み、住民主体のまちづくりが進められた。(+F) 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の住宅街で敷地の細分化や開発計画が進んでいる。このため、住環境を保全したいという機運が住民の間で高まりつつあり、地区計画等の相談が増えている。 住民等の理解得られた。(+C) 	<ul style="list-style-type: none"> 小町二丁目の住宅地において地区計画を策定し、良好な住環境を保全することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も住民の要望に応じて地区計画等を適用し、住宅地の環境保全を図るの方針を掲げていく必要がある。 	

1 土地利用の方針

<p>ア. 昔ながらの落ち着いた佇まいが残っている地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画、建築協定等の適用による敷地の細分化等の防止、良好な住環境の保全 ・景観地区等の適用による、緑豊かで歴史的環境と一体となった景観の保全、創出 ・緑の維持及び緑化推進方策の適用による住宅地内の緑の保全 ・細街路の拡幅等による防災上必要な基盤の整備 	<p>都市景観課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 3 月、鎌倉市景観計画改定。土地利用類型ごとの景観形成基準を一部見直し。 ・平成 29 年 3 月、鎌倉市都市景観条例改正。景観配慮協議制度を導入。(◎) 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画に具体的な景観形成基準を定め、都市景観条例に手続を規定することで、実効性を担保している。 	<p>行政計画の改定、条例の改正。(+D)</p>	<p>事業者には制度は浸透してきているが、規制規模未満については更なる周知が必要。(-d)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画に基づく都市景観形成の取組を行い、良好な住環境を保全することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も緑豊かで歴史的環境と一体となった景観を保全、創出し、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。
<p>イ. 中層の共同住宅や店舗等を誘導する地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助幹線道路の沿道等について、中層の共同住宅や店舗等を誘導 ・景観計画を踏まえたデザインガイドライン*の策定等による周囲の景観との調和 ・老朽化住宅の建替え促進 ・空き家・空地等の有効利用 ・細街路の拡幅等による防災上必 	<p>土地利用政策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉宇都(津)宮辻子幕府跡地周辺地区自主まちづくり計画が策定され、市に提案された(提案日：平成 30 年 11 月 22 日)。その後、同地区において、自主まちづくり協定を締結した(協定締結日：平成 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画、建築協定等の適用による敷地の細分化等の防止、良好な住環境の保全が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり市民団体の育成が進み、住民主体のまちづくりが進められた。(+F) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の住宅街で敷地の細分化や開発計画が進んでいる。このため、住環境を保全したいという機運が住民の間で高まりつつあり、自主まちづくり計画の策定・変更や地区計画等の相談が増えている。 ・住民等の理 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主まちづくり計画等を策定し、良好な住環境を保全することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も住民主体のまちづくりを支援し、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。

1 土地利用の方針

要な 基盤の整備 ・老朽化住宅の建替え促進		31年4月11日)。 ・大町2丁目地区自主まちづくり計画地区において、区域が拡大され、市に計画の変更が提案された(提案日:令和5年8月30日)。 (◎)			解得られた。(+C)		
	建築指導課	③ア 引き続き、建築協定等の周知を行う。 (◎)	継続	長期的な視点で運用していく必要がある。 (+F)	引き続き、建築協定等の周知を行う必要がある。(+C)	なし	・建築協定等の周知を行い、良好な住環境の保全に寄与することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も住民等への周知を行い、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。

1 土地利用の方針

	<p>みどり公園課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保存樹木等に指定し、その維持に対して毎年、奨励金を交付した。(◎) ・市民などによる接道部の緑化について、申請に基づき補助金を交付した。(約1.1 km、96件) また、ブロック塀等を除却し、接道緑化をする場合の補助率を段階的に9/10に引き上げた。(令和3年4月1日) (●) ・開発事業について、条例に基づ 	<ul style="list-style-type: none"> ・美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を指定することで風致の維持に寄与している。 ・市民などによる接道部の生垣や樹木の植栽等による緑化を支援し、緑豊かなまち並み景観を創出している。 ・開発区域内での緑化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対し、適正な支援と誘導が行われている。(+F) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対する市民等の意識の向上に寄与している。(+d) 		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地の緑化の維持や緑の創出を支援し、緑豊かなまち並み景観を創出することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も緑化の維持、創出を支援し、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。
--	---------------	---	--	---	--	--	--

1 土地利用の方針

		き、緑化を推進した。 (◎)	し、緑豊かで快適な居住環境の形成を図っている。				
	都市整備総務課	平成 29 年 3 月に「鎌倉市空家等対策計画」を策定し、空き家の有効活用を促している。 (◎)	継続	平成 27 年 5 月施行「空家等対策の推進に関する特別措置法」により対策が求められている。 (-A)	「住宅・土地統計調査結果」により、平成 20 年から平成 25 年で空き家率が上昇している。 (-a)		<ul style="list-style-type: none"> ・「鎌倉市空家等対策計画」に基づき空き家の有効活用を促し、良好な住環境を保全することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も同計画に基づく取組を行い、空き家の有効利用を図る方針を掲げていく必要がある。
	道水路調査課	回答なし					<ul style="list-style-type: none"> ・道路計画等を作成し、必要な基盤整備を行うことで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も道路等の基盤整備を進める方針を掲げていく必要がある。

1 土地利用の方針

3-1. 住居系土地利用の方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(2) 谷戸の住宅地—谷戸の低層住宅地の環境保全</p> <p>①位置 鎌倉地域や北鎌倉等の谷戸部</p> <p>②将来土地利用イメージ 社寺等の歴史的遺産や緑などの自然と一体となった低層低密の戸建住宅地として保全します。行き止まり道路やがけ崩れの可能性など問題のある住宅地については、必要な基盤整備等を行い、防災性の向上を図ります。</p> <p>③方向性 (※) ア. 良好な環境が残っている谷戸 ・地区計画、建築協定等の適用による敷地の細分化等の防止、良好な住環境の保全</p>	都市計画課	<p>②用途地域等の都市計画の運用により、谷戸の住宅地における適切な土地利用誘導を行った。 (◎)</p> <p>③ア 引き続き、住民からの提案等のある地区については、地区計画の指定を検討する。 (○)</p> <p>イ 引き続き、良好な環境を保全するため、都市計画の運用を行う。(◎)</p>	継続	都市計画の目標の実現に向けて、長期的な視点で運用していく必要がある (+F)	地区計画の都市計画提案等について、引き続き周知を図る必要がある (+d)	立地適正化計画及び防災指針の策定により、人口減少や、高齢化に対応するとともに、防災・減災による安全・安心の確保等、土地利用の誘導等により、様々な課題の解決を図っていく。	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域等の都市計画の運用による適切な土地利用誘導等を行い、良好な住環境を保全することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も都市計画を適切に運用し、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。

1 土地利用の方針

<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな景観の保全、創出 <p>イ. 一部開発が進行している谷戸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発を許容する地区と、良好な環境を保全する地区の区分分け ・敷地の細分化によるミニ開発や共同住宅等を許容する地区については、景観計画を踏まえたデザインガイドライン*の策定等により周囲の景観との調和を図る ・良好な住環境に配慮しながら、小規模な店舗等の立地について検討 	<p>建築指導課</p>	<p>③ア 引き続き、建築協定等の周知を行う。(◎)</p>	<p>継続</p>	<p>長期的な視点で運用していく必要がある。(+F)</p>	<p>引き続き、建築協定等の周知を行う必要がある。(+d)</p>	<p>なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定等の周知を行い、良好な住環境の保全に寄与することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も住民等への周知を行い、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。
<p>※基本的な方向性はアとします。地区のまちづくり方針が制定された場合等に、イを適用します。</p>	<p>みどり公園課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保存樹木等に指定し、その維持に対して毎年、奨励金を交付した。(◎) ・市民などによる接道部の緑化について、申請に基づき補助金を交付した。(約1.1 km、96件) また、ブロック塀等を除却し、接道緑化をする場合の 	<ul style="list-style-type: none"> ・美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を指定することで風致の維持に寄与している。 ・市民などによる接道部の生垣や樹木の植栽等による緑 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対し、適正な支援と誘導が行われている。(+E) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対する市民等の意識の向上に寄与している。(+d) 		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地の緑化の維持や緑の創出を支援し、緑豊かなまち並み景観を創出することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も緑化の維持、創出を支援し、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。

1 土地利用の方針

		<p>補助率を段階的に9/10に引き上げた。 (令和3年4月1日) (◎)</p> <p>・開発事業について、条例に基づき、緑化を推進した。 (◎)</p>	<p>化を支援し、緑豊かなまち並み景観を創出している。</p> <p>・開発区域内での緑化を推進し、緑豊かで快適な居住環境の形成を図っている。</p>				
	土地利用政策課	回答なし					<p>・住民に対し、自主まちづくり計画等の周知を図り、住環境を保全していく方針を掲げていく必要がある。</p>

1 土地利用の方針

	都市景観課	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 3 月、鎌倉市景観計画改定。土地利用類型ごとの景観形成基準を一部見直し。 平成 29 年 3 月、鎌倉市都市景観条例改正。景観配慮協議制度を導入。 (●) 	景観計画に具体的な景観形成基準を定め、都市景観条例に手続を規定することで、実効性を担保している。	行政計画の改定、条例の改正。 (+D)	事業者には制度は浸透してきているが、規制規模未滿については更なる周知が必要。 (+e)		<ul style="list-style-type: none"> 景観計画に基づく都市景観形成の取組を行い、良好な住環境を保全することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も緑豊かな景観を保全、創出し、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。
--	-------	--	--	---------------------	---	--	---

1 土地利用の方針

3-1. 住居系土地利用の方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
(3)一般住宅地—一般住宅地におけ る良好な住環境の育成 ①位置 腰越、深沢、大船、玉縄地域の 既成市街地 ②将来土地利用イメージ 良好な住環境の育成を図ると 共に、基盤整備に併せて一部中 層の住宅や商業施設等が調和す る土地利用を誘導します。	都市計画課	②高度地区の拡大により良好な土地利用の誘導を図った。(◎) ③引き続き、住民からの提案等のある地区については、地区計画の指定を検討する。引き続き、良好な環境を保全するため、都市計画の運用を行う。(◎)	良好な住環境を保全するため高度地区の拡大が図られた。	高度地区の見直し方針に基づき、高度地区を拡大した。(+E)	行政指導主体による高さ規制が限界だった。(−d)	立地適正化計画及び防災指針の策定により、人口減少や、高齢化に対応するとともに、防災・減災による安全・安心の確保等、土地利用の誘導等により、様々な課題の解決を図っていく。	<ul style="list-style-type: none"> 高度地区の拡大により良好な土地利用誘導を図り、良好な住環境を保全することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も都市計画を適切に運用し、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。
	建築指導課	③引き続き、建築協定等の周知を行う。(◎)	継続	長期的な視点で運用していく必要がある。(+F)	引き続き、建築協定等の周知を行う必要がある。(+d)	なし	<ul style="list-style-type: none"> 建築協定等の周知を行い、良好な住環境の保全に寄与することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も住民等への周知を行い、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。

1 土地利用の方針

	都市景観課	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 3 月、鎌倉市景観計画改定。土地利用類型ごとの景観形成基準を一部見直し。 平成 29 年 3 月、鎌倉市都市景観条例改正。景観配慮協議制度を導入。 (●) 	<p>景観計画に具体的な景観形成基準を定め、都市景観条例に手続を規定することで、実効性を担保している。</p>	<p>行政計画の改定、条例の改正。 (+D)</p>	<p>事業者には制度は浸透してきているが、規制規模未満については更なる周知が必要。 (+e)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 景観計画に基づく都市景観形成の取組を行い、良好な住環境を保全することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も住宅地の景観の調和を図り、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。
--	-------	--	---	----------------------------	--	--	--

1 土地利用の方針

3-1. 住居系土地利用の方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(4) 沿道住宅地—主要道路沿道の住宅地の環境形成</p> <p>①位置 金沢鎌倉線、藤沢鎌倉線、鎌倉大町線、腰越大船線等の主要道路沿道の一部</p> <p>②将来土地利用イメージ 住宅地としての環境の保全、育成を基本としつつ、低層から一部中層として、沿道の環境整備と併せながら土地利用密度をやや高め、戸建住宅や集合住宅と生活関連店舗等の複合した土地利用を誘導していきます。</p> <p>③方向性 ・地区計画、建築協定等の適用による良好な住環境の保全 ・住宅と店舗等の調和 ・沿道景観の整備</p>	都市計画課	<p>②用途地域（第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域等）の都市計画の運用により、住宅と店舗等の適切な調和の誘導を図った。 (◎)</p> <p>③住民からの提案等のある地区については、都市マスに沿った地区計画の指定の検討を行う。 (○)</p>	引き続き誘導を行う	目標の実現に向けて、長期的な視点で運用していく必要がある (+F)	地区計画の都市計画提案等について、引き続き周知を図る必要がある。 (+d)	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域等の都市計画の運用による住宅と店舗等の適切な調和を図り、良好な住環境を保全することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も都市計画を適切に運用し、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。 	

1 土地利用の方針

	建築指導課	③引き続き、建築協定等の周知を行う。 (◎)	継続	長期的な視点で運用していく必要がある。 (+F)	引き続き、建築協定等の周知を行う必要がある。 (+d)	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定等の周知を行い、良好な住環境の保全に寄与することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も住民等への周知を行い、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。
	都市景観課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 3 月、鎌倉市景観計画改定。土地利用類型ごとの景観形成基準を一部見直し。 ・平成 29 年 3 月、鎌倉市都市景観条例改正。景観配慮協議制度を導入。(●) 	景観計画に具体的な景観形成基準を定め、都市景観条例に手続を規定することで、実効性を担保している。	行政計画の改定、条例の改正。(+D)	事業者には制度は浸透してきているが、規制規模未滿については更なる周知が必要。(+e)		<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画に基づく都市景観形成の取組を行い、良好な住環境を保全することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も住宅地の景観の調和を図り、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。

1 土地利用の方針

3-1. 住居系土地利用の方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(5) 計画開発住宅地(丘陵住宅地) -計画的に開発された住環境の保全</p> <p>①位置丘陵部に計画的に開発された住宅地</p> <p>②将来土地利用イメージ 周辺の緑と一体となった良好な低層戸建住宅地としての住環境の保全を図ります。また住宅地への主要なアクセス道路沿道の一部などを、地域内の生活拠点と位置付け、店舗等の生活利便施設の立地を誘導します。 今後は、居住者の高齢化に対応する住環境整備を行いつつ、人口呼び戻しや新たな人口受入れのため、子どもから高齢者までの多世代が近くに住み、互いに支え合う「多世代近居のまちづくり」などを推進します</p> <p>③方向性 (※) ア 良好な住環境が維持されている地区 ・地区計画、建築協定等の適用による敷地の細分化等の防止、良好な住環境の保全</p>	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 平成 31 年に、大平山住宅地において都市計画提案制度を活用して指定した地区計画を、住民の意見を聴きながら変更した。(区域を拡大) 本計画は、敷地面積の最低限度及び垣、柵の構造等について制限し、住環境を保全している。(●) 令和 6 年に住友常盤住宅地において都市計画提案制度を活用し、地区計画を策定した。本計画は、敷地面積の最低限度及び建築用途を制限し、住環境を保全している。(●) 	良好な住環境を保全するための法的制限のある地区計画の拡大が図られた。	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり市民団体の育成が進み、住民主体のまちづくりが進められた。(+E) 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の住宅街で敷地の細分化が進んでいる。このため、住環境を保全したいという機運が住民の間で高まりつつあり、地区計画等の相談が増えている。 住民等の理解得られた。(+c, d) 	<ul style="list-style-type: none"> 小町二丁目の住宅地において地区計画を策定し、良好な住環境を保全することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も住民の要望に応じて地区計画等を適用し、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。 	

1 土地利用の方針

<ul style="list-style-type: none"> ・緑のまち並み保全 ・2世帯、3世代同居に対応した住宅供給の促進 <p>イ. 高齢化や人口減少が進行している地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化に対応した住環境整備 ・空き家・空地等の有効利用 ・開発を許容する地区と、良好な環境を保全する地区の区分分け ・敷地の細分化によるミニ開発や共同住宅等を許容する地区については、景観計画を踏まえたデザインガイドライン*の策定等により周囲の景観との調和を図る ・良好な住環境に配慮しながら、小規模な店舗等の立地について検討 <p>※基本的な方向性はアとします。地区のまちづくり方針が制定された場合等に、イを適用します。</p>	<p>建築指導課</p>	<p>③ア 引き続き、建築協定等の周知を行う。(◎)</p>	<p>継続</p>	<p>長期的な視点で運用していく必要がある。(+F)</p>	<p>引き続き、建築協定等の周知を行う必要がある。(+d)</p>	<p>なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定等の周知を行い、良好な住環境の保全に寄与することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も住民等への周知を行い、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。
<p>※基本的な方向性はアとします。地区のまちづくり方針が制定された場合等に、イを適用します。</p>	<p>みどり公園課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保存樹木等に指定し、その維持に対して毎年、奨励金を交付した。(◎) ・市民などによる接道部の緑化について、申請に基づき補助金を交付した。(約1.1km、96件) また、ブロック塀等を除却し、接道緑化をする場合の補助率を段階的に9/10に引き上げた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を指定することで風致の維持に寄与している。 ・市民などによる接道部の生垣や樹木の植栽等による緑化を支援し、緑豊かな 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対し、適正な支援と誘導が行われている。(+E) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対する市民等の意識の向上に寄与している。(+d) 		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地の緑化の維持や緑の創出を支援し、緑豊かなまち並み景観を創出することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も緑化の維持、創出を支援し、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。

1 土地利用の方針

		<p>(令和3年4月1日) (◎)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発事業について、条例に基づき、緑化を推進した。(◎) 	<p>なまち並み景観を創出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発区域内での緑化を推進し、緑豊かで快適な居住環境の形成を図っている。 				
	都市景観課	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年3月、鎌倉市景観計画改定。土地利用類型ごとの景観形成基準を一部見直し。 平成29年3月、鎌倉市都市景観条例改正。景観配慮協議制度を導入。(●) 	<p>景観計画に具体的な景観形成基準を定め、都市景観条例に手続を規定することで、実効性を担保している。</p>	<p>行政計画の改定、条例の改正。(+D)</p>	<p>事業者には制度は浸透してきているが、規制規模未満については更なる周知が必要。(+e)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 景観計画に基づく都市景観形成の取組を行い、良好な住環境を保全することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も住宅地の景観の調和を図り、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。

1 土地利用の方針

	都市整備総務課	平成 29 年 3 月策定「第 3 次住宅マスタープラン」で三世同居・近居の促進、居住継続の支援、多世代交流による地域コミュニティの形成を継続の取組として示している。(△)	継続				<ul style="list-style-type: none"> ・「第 3 次住宅マスタープラン」において多世代近居の促進等を継続の取組として示している。 ・今後も多世代近居のまちづくりを推進する方針を掲げていく必要がある。
--	---------	--	----	--	--	--	---

1 土地利用の方針

3-1. 住居系土地利用の方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以 降の具体的な 取組み及び達 成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(6) 林間住宅地—周辺の緑と一体とな った住環境の保全</p> <p>①位置 鎌倉山</p> <p>②将来土地利用イメージ 樹木に囲まれた敷地規模の大 きい低層の戸建住宅地として、 緑豊かな別荘地風の落ちついた 住環境の保全を図ります。</p> <p>③方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域については、そ の指定の継続 ・地区計画、建築協定等の適用に よる良好な住環境の保全 ・市街化調整区域における市独自 の開発許可基準の検討 ・緑の維持 	都市計画課	将来土地利用 イメージに沿 った都市計画 の運用を行う とともに、適 切な土地利用 誘導を行っ た。(◎)	引き続 き、都市 計画の運 用を行う とともに、適 切な土地利 用誘導を 行う。 地区計画 等の相談 があれば、指定 の検討を 行う。	都市計画の目標 の実現に向け て、長期的な視 点で運用してい く必要がある。 (+F)	地区計画の都 市計画提案等 について、引 き続き周知を 図る必要があ る。(+C)		<ul style="list-style-type: none"> ・将来土地利用イメ ージに沿った都市計画 の運用等を行い、良 好な住環境を保全す ることで、都市マス で示す施策の実効性 が高まっている。 ・今後も都市計画を適 切に運用し、住宅地 の環境保全を図る方 針を掲げていく必要 がある。
	建築指導課	③引き続き、 建築協定等 の周知を行 う。(◎)	継続	長期的な視点で 運用していく必 要がある。 (+F)	引き続き、建 築協定等の周 知を行う必要 がある。 (+C)	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定等の周知を 行い、良好な住環境 の保全に寄与するこ とで、都市マスで示 す施策の実効性が高 まっている。 ・今後も住民等への周 知を行い、住宅地の 環境保全を図る方 針を掲げていく必要 がある。

1 土地利用の方針

	<p>みどり公園課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保存樹木等に指定し、その維持に対して毎年、奨励金を交付した。(◎) ・市民などによる接道部の緑化について、申請に基づき補助金を交付した。(約1.1 km、96件) また、ブロック塀等を除却し、接道緑化をする場合の補助率を段階的に9/10に引き上げた。(令和3年4月1日) (◎) 	<ul style="list-style-type: none"> ・美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を指定することで風致の維持に寄与している。 ・市民などによる接道部の生垣や樹木の植栽等による緑化を支援し、緑豊かなまち並み景観を創出している。 ・開発区域内での緑化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対し、適正な支援と誘導が行われている。(+F) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対する市民等の意識の向上に寄与している。(+d) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地の緑化の維持や緑の創出を支援し、緑豊かなまち並み景観を創出することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も緑化の維持、創出を支援し、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。
--	---------------	--	--	---	--	--

1 土地利用の方針

		<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業について、条例に基づき、緑化を推進した。 	し、緑豊かで快適な居住環境の形成を図っている。				
	開発審査課	<p>都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例に基づき審査を行い、市街化を抑制する区域である市街化調整区域において都市の健全な発達と秩序ある整備を図るため、本条例を運用し都市計画法の趣旨に則り、適切な運用を行っている。 (◎)</p>	継続	<p>継続して法を運用し、都市計画法の改正や都市形成の実情にあった検討を行っていく。(+F)</p>	<p>都市計画法に基づくため、法改正に合わせた検討が必要となる。(+d)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例」に基づく審査を行い、市街が調整区域において都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も同条例を適切に運用し、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。

1 土地利用の方針

(3. 具体的な方針)	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(7) 海浜住宅地—海沿いの住宅地の環 境保全と形成</p> <p>①位置 小動岬から稲村ヶ崎までの海 岸部</p> <p>②将来土地利用イメージ 海沿いの低層戸建住宅地の保 全を基本に、住宅と鎌倉を楽し むための土地利用が複合する地 区として位置付けます。背景の 山林や海辺の自然環境と一体と なった、緑豊かな鎌倉の海沿い にふさわしい住宅地の環境を保 全します。また、これら低層の 住宅と店舗等が調和して混在 し、安全で楽しさを醸し出す海 岸ゾーンの形成を誘導します。</p> <p>③方向性 ・地区計画、建築協定等の適用に よる良好な住環境の保全 ・住宅と調和する店舗の誘導 ・安全で楽しい海岸ゾーンの形成</p>	都市計画課	<p>②用途地域等の 都市計画の運 用により、海 浜住宅地にお ける適切な土 地利用誘導を 行った。 (◎)</p> <p>③引き続き、住 民からの提案 等のある地区 については、 地区計画の指 定を検討す る。(◎)</p> <p>引き続き、良 好な環境を保 全するため、 都市計画の運 用を行う。 (◎)</p>	継続	<p>都市計画の目標 の実現に向け て、長期的な視 点で運用してい く必要がある</p> <p>立地適正化計画 及び防災指針の 策定により、人 口減少や、高齢 化に対応すると ともに、防災・ 減災による安 全・安心の確保 等、土地利用の 誘導等により、 様々な課題の解 決を図っていく。 (+F)</p>	<p>地区計画の都 市計画提案等 について、引 き続き周知を 図る必要があ る (+C)</p>	<p>立地適正化計画及び防 災指針の策定により、 人口減少や、高齢化に 対応するとともに、防 災・減災による安全・ 安心の確保等、土地利 用の誘導等により、 様々な課題の解決を図 っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域等の都市計画の運用等による適切な土地利用誘導を図り、良好な住環境を保全することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も都市計画を適切に運用し、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。

1 土地利用の方針

	建築指導課	③引き続き、建築協定等の周知を行う。 (◎)	継続	長期的な視点で運用していく必要がある。 (+F)	引き続き、建築協定等の周知を行う必要がある。 (+C)	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定等の周知を行い、良好な住環境の保全に寄与することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も住民等への周知を行い、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。
	都市景観課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 3 月、鎌倉市景観計画改定。土地利用類型ごとの景観形成基準を一部見直し。 ・平成 29 年 3 月、鎌倉市都市景観条例改正。景観配慮協議制度を導入。(◎) 	景観計画に具体的な景観形成基準を定め、都市景観条例に手続を規定することで、実効性を担保している。	行政計画の改定、条例の改正 (+D)	事業者には制度は浸透してきているが、規制規模未満については更なる周知が必要。(−d)		<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画に基づく都市景観形成の取組を行い、良好な住環境を保全することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も住宅地の景観の調和を図り、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。

1 土地利用の方針

(3. 具体的な方針)	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスター プランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(8) 海浜住商複合地—海沿いの住宅 と観光施設等の調和</p> <p>①位置 稲村ヶ崎以東及び腰越の海岸 部</p> <p>②将来土地利用イメージ 住宅と鎌倉を楽しむための土地 利用が複合する地 区とします。た だし、東日本大震災の教訓を踏ま え た防災・減災対策と一体となっ た良好な海辺の地区 となるよう に、緑を増やし、鎌倉にふさわし い住宅 と調和した静かな環境を形 成するように誘導します。 稲村ヶ崎以東の国道 134 号沿</p>	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年に 材木座地区に おいて、都市 マスタープラ ンで掲げる 「地区まちづ くりモデル (海沿いの住 宅地のモデ ル)」の実現 のため、まち づくりの視点 から防災・減 災対策を検討 (○) 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続 き市民 防災 部・都 市景観 部をは じめと した庁 内連携 での検 討によ り、材 木座地 区の津 波避難 へのハ ード対 策を検 討する 必要が ある。 	<ul style="list-style-type: none"> 材自連が求め る、旧材木座 保育園用地へ の津波避難タ ワーの建築や 旧弁ヶ谷市営 住宅跡地の津 波避難施設化 などは、市の 公共施設再編 の考え方と異 なり、特例的 な建物高さの 基準を検討の うえで市の意 思による津波 避難タワー等 の必要性と可 能性の検討は 未成熟 () 	<ul style="list-style-type: none"> ワークショ ップ等につ いて新型コ ロナウイル スの影響に より進展し ていない。 激甚化する 水災害が契 機に住民の 要望も高ま っている。 (c) 	<ul style="list-style-type: none"> 都市マスタープラン で掲げる地域の住宅 地のモデルの実現の ため、まちづくりの 視点から防災・減災 対策を検討し、安全 な住環境づくりを行 うことで、都市マス で示す施策の実効性 が高まっている。 今後も地域の防災性 の向上を図る取組を 行い、住宅地の安全 性の確保を図る方針 を掲げていく必要が ある。 	

1 土地利用の方針

<p>道については、店舗やホテルといった観光商業施設と住宅が調和する土地利用とします。</p> <p>この北側の鎌倉海浜公園由比ガ浜地区周辺の住宅地及び若宮大路沿道（海岸寄り）については、昔ながらの保養地としての環境になじんだ住宅と駅前商業地との連続性に配慮した特色のある店舗や公的施設が調和する低・中層のまち並みを誘導します。特に若宮大路沿道については、上品で落ち着いたあるまち並みを誘導します。</p> <p>腰越漁港周辺については、防災性の向上に留意しつつ、基盤整備と併せて、低層から一部中層の住宅と観光商業施設が調和する住宅地としての誘導を検討します。</p> <p>③方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区計画、景観地区、建築協定等の適用による良好な住環境の保全 	<p>建築指導課</p>	<p>③引き続き、建築協定等の周知を行う。</p>	<p>継続</p>	<p>長期的な視点で運用していく必要がある。(+F)</p>	<p>引き続き、建築協定等の周知を行う必要がある。(+C)</p>	<p>なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築協定等の周知を行い、住宅と観光施設等が調和する土地利用に寄与することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も住民等への周知を行い、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。
	<p>都市景観課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 3 月、鎌倉市景観計画改定。土地利用類型ごとの景観形成基準を一部見直し。 平成 29 年 3 月、鎌倉市都市景観条例改正。景観配慮協議制度を導入。(◎) 	<p>景観計画に具体的な景観形成基準を定め、都市景観条例に手続を規定することで、実効性を担保している。</p>	<p>行政計画の改定、条例の改正。(+D)</p>	<p>事業者には制度は浸透してきているが、規制規模未滿については更なる周知が必要。(-d)</p>	<p>なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画に基づく都市景観形成の取組を行い、良好な住環境を保全することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も住宅地の景観の調和を図り、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。
	<p>観光課</p>	<p>観光資源である海岸を活用し、海水浴場を開設した。(●)</p>	<p>海水浴場を開設するなど、海岸の観光資源の価値を向上させるとともに、誘客に努めた。</p>	<p>20 万人を超える海水浴客が来訪したことで、海の賑わいに貢献した。(+F)</p>	<p>海水浴離れによって、浴客は減少傾向にある。(-a)</p>	<p>なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海水浴場を開設し、海岸の観光資源の価値を向上させることで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も安全で楽しい海岸ゾーンの形成の方針を掲げていく必要がある。

1 土地利用の方針

<ul style="list-style-type: none"> ・住宅と調和する店舗の誘導 ・景観計画を踏まえたデザインガイドライン*の策定や屋外広告物のコントロール等によるまち並みの形成 ・安全で楽しい海岸ゾーンの形成 ・津波避難困難地域等における津波一時避難施設の必要性の検討 (※必要な場合には、背後の低層住宅地に配慮した上で、特例的な建物高さの基準を検討) ・住環境整備事業、基盤整備事業の活用 	<p>総合防災課</p>	<p>取組なし(▲)</p>	<p>津波避難困難区域における建物高さ規制緩和等について、全庁的に検討していく必要がある。</p>	<p>防災面だけではなく、立地適正化の観点や景観・風致面など様々な観点から検討が必要(-A)</p>	<p>左記について市民等の合意形成を要する。(c)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決に向けて、津波避難困難地域等における津波一時避難施設や建築物の高さ規制緩和等について、検討・調整等、主体的に進めてほしい。 ・引き続き都市マスに方針を掲げていく必要があるが、記載内容は検討する必要がある。
---	--------------	----------------	---	--	-------------------------------	---

1 土地利用の方針

(3. 具体的な方針)	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
9) 都市型住宅地 —都市型住宅地の形成 ①位置 大船駅周辺 ②将来土地利用イメージ 良好な低・中層の都市型住宅からなる住宅地として整備を図ります。また人口の流出防止や呼び戻し、新たな人口の受け入れのため、ポテンシャルの高い地区や変化の予想される地区において、基盤整備と併せて土地利用密度を高め、住宅供給を促進します。 さらに大船駅周辺拠点の整備との連携を考慮しながら、住宅と商業施設が調和する土地利用への誘導を行います。 ③方向性 ・低・中層の都市型住宅供給 ・地区計画、建築協定等の適用に	都市計画課	高度地区の拡大により良好な土地利用の誘導を図った。 引き続き、住民からの提案等のある地区については、地区計画の指定を検討する。 引き続き、良好な環境を保全するため、都市計画の運用を行う。(◎)	良好な住環境を保全するため高度地区の拡大が図られた。	高度地区の見直し方針に基づき、高度地区を拡大した。(+A)	行政指導主体による高さ規制が限界だった。(+e)	立地適正化計画及び防災指針の策定により、人口減少や、高齢化に対応するとともに、防災・減災による安全・安心の確保等、土地利用の誘導等により、様々な課題の解決を図っていく。	<ul style="list-style-type: none"> 高度地区の拡大により、良好な土地利用の誘導を図ることによって、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も都市計画を適切に運用し、良好な住環境の創出を図る方針を掲げていく必要がある。
	建築指導課	③引き続き、建築協定等の周知を行う。 (◎)	継続	長期的な視点で運用していく必要がある。(+F)	引き続き、建築協定等の周知を行う必要がある。(+C)	なし	<ul style="list-style-type: none"> 建築協定等の周知を行い、住宅と店舗が調和する土地利用に寄与することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も住民等への周知を行い、良好な住環境を創出する方針を掲げていく必要がある。

1 土地利用の方針

<p>よる住宅と店舗の調和による良好な住環境の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 住環境整備事業、基盤整備事業の活用 	<p>市街地整備課</p>	<p>大船駅東口再開発事業については、建設工事費の高騰等により事業の実施を延伸している。現時点では、再開発によらないまちづくりを進めるため、鎌倉女子大、地元自治会・商店会、周辺事業者等との意見交換や地域のボランティア活動及びイベントへの支援等を実施している。(△)</p>	<p>事業の進展の目処は立っていない。</p>	<p>特になし。(－A)</p>	<p>東京オリンピック・パラリンピック招致決定以降、建設工事費の高騰が続いていること。また、これに伴い、再開発事業を実施した際に権利者が得られる再開発ビルの床面積(権利床)が減少する見込みであること。(－a)</p>	<p>変更希望なし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大船駅東口再開発事業が進んでおらず、再開発によらないまちづくりを進めており、良好な住環境の創出に一定の効果があると考えられる。 都市マスへの記載方法は検討が必要である。
---	---------------	--	-------------------------	------------------	--	----------------	---

1 土地利用の方針

(3. 具体的な方針)	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施 策と鎌倉市都市マ スタープランとの 相違点、要望	都市計画課
				内的要因	外的要因		
<p>(10) 中・高層住宅地—中・高層住宅地の住環境の保全</p> <p>①位置 岡本、山崎、梶原など</p> <p>②将来土地利用イメージ 基本的に中層住宅地として、良好な住環境の維持を図ります。</p> <p>また、工場の土地利用転換に伴い、住宅地が計画される場合には、周辺の住宅地との調和に十分配慮しつつ、基本的に中層住宅地を誘導します。既に中・高層住宅が立地している地区については、現状を維持します。</p> <p>なお、以下の地区において中・高層の都市型住宅地への誘導を検討します。</p> <p>・深沢地域国鉄跡地周辺（拠点整備と併せた都市型住宅を含む多</p>	都市計画課	<p>良好な住環境や周辺住宅地と調和した街並みの形成・維持するため、平成 30 年 11 月に高度地区指定拡大方針を策定し、令和 2 年 3 月に、方針に基づく高度地区を変更し、区域の拡大を行った。</p> <p>(●) また、梶原地域では中層住宅地の維持・保全を図るため、住民による地区計画（提案制度）の相談を受け、策定に向け、調整を行っている。(◎)</p>	<p>高度地区の指定拡大で、市域の概ね全域に、法制度での高さ規制を導入したことにより、良好な住環境や周辺住宅地と調和した街並みの形成をする等、都市マスタープランの方針の進展に大きく寄与している。引続き法的制限のある地区計画等によりまちなみの形成を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市マスタープランの考え方にに基づき、高度地区指定拡大方針を策定及び高度地区の都市計画変更。(+D) ・地域の一部は、まちづくり市民団体の育成が進み、住民主体のまちづくりが進められた。(+F) 	<p>開発などにより敷地の細分化が進んでいるため、今の住環境を保全したいという機運が住民の間で高まっている。(+c)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高度地区の拡大により、良好な土地利用の誘導を図ることで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も都市計画を適切に運用し、良好な住環境の創出を図る方針を掲げていく必要がある。 	
	深沢地域整備課	回答なし					<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画等による都市型住宅を含む多様な形態の住宅の誘導を図ることに期待したい。

1 土地利用の方針

<p>様な形態の住宅の誘導の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大船駅周辺と深沢地域国鉄跡地周辺に挟まれた地区（基盤整備等の住環境整備と併せた都市型住宅の誘導の検討) 	市街地整備課	回答なし					<ul style="list-style-type: none"> 大船駅周辺地区都市づくり基本計画に基づいた住宅地の誘導に期待したい。
<p>③方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的主体や民間による中・高層の都市型住宅供給 地区計画、建築協定等の適用による良好な住環境の保全 	建築指導課	③引き続き、建築協定等の周知を行う。 (◎)	継続	長期的な視点で運用していく必要がある。(+F)	引き続き、建築協定等の周知を行う必要がある。(+C)	なし	<ul style="list-style-type: none"> 建築協定等の周知を行い、周辺の住宅地と調和する土地利用に寄与することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も住民等への周知を行い、住宅地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。

1 土地利用の方針

3-2. 商業系土地利用の方針	関係課名	平成27年度 (2015年)以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(1) 広域的商業地—大船駅前商業地の魅力づくり</p> <p>①位置 大船駅前</p> <p>②将来土地利用イメージ 都市拠点という位置付けを踏まえ、広域的な商業機能や多様な機能が高度に集積し、中・高層の商業・業務ビルが並ぶ商業地とします。また商業地として一層の集積を図るため、大船駅周辺の商業地を拡大することを検討します。</p> <p>③方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業集積の促進 ・基盤整備（道路、歩行者空間、駐車場・駐輪場） ・地区計画、建築協定、景観地区 	都市計画課	<p>将来土地利用イメージに沿った都市計画の運用を行うとともに、適切な土地利用誘導を行った。(◎)</p> <p>地区計画の運用により、当該地区の目標に沿ったまち並みの整備に寄与した。(◎)</p> <p>高度地区の拡大により、周辺の住環境や景観と調和した街並み形成を確実に誘導するとともに、商業や産業の適切な土地利用への対応を図った。(●)</p>	引き続き、都市計画の運用を行うとともに、適切な土地利用誘導を行う。	高度地区の見直し方針に基づき、高度地区を拡大した。(+D)	行政指導主体による高さ規制が限界だった。(+e)	<ul style="list-style-type: none"> ・高度地区の拡大により、良好な土地利用の誘導を図ることで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も都市計画を適切に運用し、まち並み整備を図る方針を掲げていく必要がある。 	

1 土地利用の方針

<p>等の適用によるまち並み整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地再開発事業、優良建築物整備事業による良好な建築物整備（共同化、協調建替*等） 商店街の環境整備 	<p>商工課</p>	<p>商店街活性化事業費補助金及び商店街共同施設設置費補助金の交付（◎）</p>	<p>商店街の賑わいの創出と地域商業の活性化が図られている。</p>	<p>予算化の前年度において、市内28商店街団体に事業実施意向を確認し、概ね要望に沿った予算措置ができている。（+B）</p>	<p>商店街団体の加盟店舗が減少傾向にある中、必要な施策である。（+a）</p>	<p>大船駅前に特化した施策ではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 商店街活性化事業費補助金等の交付により、商業集積の促進に寄与することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も商店街を支援し、商業集積を促進する方針を掲げていく必要がある。
	<p>市街地整備課</p>	<p>大船駅東口再開発事業については、建設工事費の高騰等により事業の実施を延伸している。現時点では、再開発によらないまちづくりを進めるため、鎌倉女子大、地元自治会・商店会、周辺事業者等との意見交換や地域のボランティア活動及びイベントへの支援等を実施している。（△）</p>	<p>事業の進展の目処は立っていない</p>	<p>特になし。（-A）</p>	<p>東京オリンピック・パラリンピック招致決定以降、建設工事費の高騰が続いていること。また、これに伴い、再開発事業を実施した際に権利者が得られる再開発ビルの床面積（権利床）が減少する見込みであること。（-a）</p>	<p>変更希望なし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大船駅東口再開発事業が進んでおらず、再開発によらないまちづくりを進めており、商店街の環境整備に一定の効果があると考えられる。 都市マスへの記載方法は検討が必要である。

1 土地利用の方針

	建築指導課	③引き続き、建築協定等の周知を行う。 (◎)	継続	長期的な視点で運用していく必要がある。 (+F)	引き続き、建築協定等の周知を行う必要がある。 (+C)	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定等の周知を行い、まち並み整備に寄与することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も住民等への周知を行い、まち並み整備を図る方針を掲げていく必要がある。
	都市景観課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 3 月、鎌倉市景観計画改定。土地利用類型ごとの景観形成基準を一部見直し。 ・平成 29 年 3 月、鎌倉市都市景観条例改正。景観配慮協議制度を導入。(◎) 	景観計画に具体的な景観形成基準を定め、都市景観条例に手続を規定することで、実効性を担保している。	行政計画の改定、条例の改正。(+D)	事業者には制度は浸透してきているが、規制規模未満については更なる周知が必要。(−d)		<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画に基づく都市景観形成の取組を行い、良好な商業地の環境を保全することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も商業地の景観の調和を図り、商業地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。

1 土地利用の方針

3-2. 商業系土地利用の方針	関係課名	平成27年度 (2015年)以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(2)街並型商業地-駅周辺商店街の街並み形成</p> <p>①位置 鎌倉駅及び大船駅周辺</p> <p>②将来土地利用イメージ 〔鎌倉駅周辺〕 中層の店舗からなる鎌倉地域の中心的な商業地と位置付け、市民ニーズや観光需要に応える商業を配置し、魅力的な憩いの空間（広場等）の形成を図ります。</p> <p>基本的に現在の商業地を基調としますが、鎌倉地域のにぎわいを強めるため、海岸方面へ拡大する可能性を検討します。</p> <p>〔大船駅周辺〕 駅前の中・高層商業地と一体的な広がりを持つ中層商業地と</p>	都市計画課	<p>鎌倉駅周辺 景観地区</p> <p>大船駅周辺 周辺の住環境や景観と調和した街並みの形成を確実に誘導するとともに、商業や産業の適切な土地利用への対応を図るため、平成30年11月に高度地区指定拡大方針を策定し、令和2年3月に、方針に基づく高度地区を変更し、区域の拡大を行った。 (●)</p>	<p>高度地区の指定拡大で、市域の概ね全域に、法制度での高さ規制を導入したことにより、周辺の住環境や景観と調和したまち並みのスカイライン形成を、より確実に誘導し、方針の進展に大きく寄与している。</p>	<p>都市マスタープランの考え方に基づき、高度地区指定拡大方針を策定及び高度地区の都市計画変更。(+D)</p>	<p>人口減少下の中で、都市開発の圧力が縮小や、オフィスやマンション等の高層建築物の需要の低下中であるが、コロナウイルス感染拡大により、リモートワークの環境となり、住宅等の需要は増えている。(−a)</p>	<p>大船駅周辺 周辺の住環境や景観と調和した街並みの形成を確実に誘導するとともに、商業や産業の適切な土地利用への対応を図るため、平成30年11月に高度地区指定拡大方針を策定し、令和2年3月に、方針に基づく高度地区を変更し、区域の拡大を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高度地区の拡大により、良好な土地利用の誘導を図ること、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も都市計画を適切に運用し、まち並み整備を図る方針を掲げていく必要がある。

1 土地利用の方針

<p>し、商業・業務施設が複合する土地利用とします。</p> <p>③方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業集積の促進 ・基盤整備（歩行者空間、駐車場・駐輪場） ・地区計画、建築協定、景観地区等の活用による鎌倉の商業地としてふさわしいまち並み整備 ・良好な建築物整備 ・商店街の環境整備 	<p>商工課</p>	<p>商店街活性化事業費補助金及び商店街共同施設設置費補助金の交付（●）</p>	<p>商店街の賑わいの創出と地域商業の活性化が図られている。</p>	<p>予算化の前年度において、市内28商店街団体に事業実施意向を確認し、概ね要望に沿った予算措置ができています。（+B）</p>	<p>商店街団体の加盟店舗が減少傾向にある中、必要な施策である。（+a）</p>	<p>鎌倉駅及び大船駅周辺に特化した施策ではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街活性化事業費補助金等の交付により、商業集積の促進に寄与することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も商店街を支援し、商業集積を促進する方針を掲げていく必要がある。
	<p>建築指導課</p>	<p>③引き続き、建築協定等の周知を行う。（◎）</p>	<p>継続</p>	<p>長期的な視点で運用していく必要がある。（+F）</p>	<p>引き続き、建築協定等の周知を行う必要がある。（+C）</p>	<p>なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定等の周知を行い、まち並み整備に寄与することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も住民等への周知を行い、まち並み整備を図る方針を掲げていく必要がある。
	<p>都市景観課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年3月、鎌倉市景観計画改定。土地利用類型ごとの景観形成基準を一部見直し。 ・平成29年3月、鎌倉市都市景観条例改正。景観配慮協議制度を導入。（◎） 	<p>景観計画に具体的な景観形成基準を定め、都市景観条例に手続を規定することで、実効性を担保している。</p>	<p>行政計画の改定、条例の改正。（+D）</p>	<p>事業者には制度は浸透してきているが、規制規模未満については更なる周知が必要。（-d）</p>	<p>なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画に基づく都市景観形成の取組を行い、良好な商業地の環境を保全することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も商業地の景観の調和を図り、商業地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。

1 土地利用の方針

3-2. 商業系土地利用の方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(3) 住商複合地-生活型商業地の育成</p> <p>①位置 長谷大町線、雪ノ下大船線、腰越藤沢線等の主要道路沿道など</p> <p>②将来土地利用イメージ 既存の商店街については、歩行回遊型の低・中層の店舗と住宅が複合する生活型住商複合地として位置付けます。 腰越の商業地については、周辺の市民や観光客のための低・中層の店舗が集積する住商複合地とします。 藤沢鎌倉線等の主要な道路沿道の一部については、車利用を前提とした低・中層の商業と住宅が複合する住商複合地とします。</p> <p>③方向性 ・地区計画、建築協定、地元合意</p>	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 長谷大町線、小町材木座線、長谷常盤線沿いの住商複合地については、住民協定において壁面線の後退などにより歩行者空間の充実を促している（周知） 神奈川県事業として、長谷大町線の一部で、神奈川県により歩道拡幅事業が進められている。（◎） 	<ul style="list-style-type: none"> 継続もしくは別の手法の検討を要する 	<ul style="list-style-type: none"> 行政指導では実効性を担保できない（-E） 	<ul style="list-style-type: none"> 一方でまち並み保全についての機運が一部の地権者等の間で高まりつつあり、相談がある地区もある（+d） 	<ul style="list-style-type: none"> 住民協定については、風致地区の縮小に伴い、都市計画課が所管しているもので、今後の運用について課題がある。 今後も高度地区等の都市計画を適切に運用し、まち並み整備を図る方針を掲げていく必要がある。 	
	建築指導課	<p>③ア 引き続き、建築協定等の周知を行う。（◎）</p>	継続	<p>長期的な視点で運用していく必要がある。（+F）</p>	<p>引き続き、建築協定等の周知を行う必要がある。（+C）</p>	なし	<ul style="list-style-type: none"> 建築協定等の周知を行い、まち並み整備に寄与することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も住民等への周知を行い、まち並み整備を図る方針を掲げていく必要がある。

1 土地利用の方針

<p>に基づく任意のルール（まち並み協定等）の活用による歩行者空間の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な商業地としてのまち並み整備 基盤整備事業の活用 商店街の環境整備 	都市景観課	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 3 月、鎌倉市景観計画改定。土地利用類型ごとの景観形成基準を一部見直し。 平成 29 年 3 月、鎌倉市都市景観条例改正。景観配慮協議制度を導入。（◎） 	<p>景観計画に具体的な景観形成基準を定め、都市景観条例に手続を規定することで、実効性を担保している。</p>	<p>行政計画の改定、条例の改正。（+D）</p>	<p>事業者には制度は浸透してきているが、規制規模未満については更なる周知が必要。（-d）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画に基づく都市景観形成の取組を行い、良好な商業地の環境を保全することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も商業地の景観の調和を図り、住商複合地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。
	商工課	<p>商店街活性化事業費補助金及び商店街共同施設設置費補助金の交付（●）</p>	<p>商店街の賑わいの創出と地域商業の活性化が図られている。</p>	<p>予算化の前年度において、市内 28 商店街団体に事業実施意向を確認し、概ね要望に沿った予算措置ができていく。（+B）</p>	<p>商店街団体の加盟店舗が減少傾向にある中、必要な施策である。（+a）</p>	<p>長谷大町線、雪ノ下大船線、腰越藤沢線等の主要道路沿道に特化した施策ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 商店街活性化事業費補助金等の交付により、商店街の環境整備に寄与することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も商店街を支援し、商店街の環境整備を行う方針を掲げていく必要がある。
	道路課	<p>回答なし</p>				

1 土地利用の方針

3-2. 商業系土地利用の方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
(4) 観光型住商複合地 一住環境と調和した観光型商業地の育成 ①位置 北鎌倉、鶴岡八幡宮間、長谷、大仏間の沿道 ②将来土地利用イメージ 観光型住商複合地と位置付け、住宅と観光商業施設の調和した土地利用の誘導を図ります。主要な観光ルートであることから、快適な歩く観光を推進するための歩道の充実と、適切な沿道土地利用の誘導を図ります。 ③方向性 ・地区計画、建築協定等の適用による住宅と店舗の調和 ・歩行者空間の充実 ・地元合意に基づく任意のルール（まち並み協定等）を活用したまち並み整備 ・基盤整備事業（歩行者空間整備等）の活用	都市計画課	引き続き、北鎌倉では、住民から提案のあった北鎌倉景観地区の変更について検討していくその他の地域では引き続き、良好な環境を保全するため、都市計画の運用を行う。(◎)	継続	都市計画の目標の実現に向けて、長期的な視点で運用していく必要がある(+F)	住民の意見を尊重し、手続を進めるかの判断が必要。(+c)	立地適正化計画及び防災指針の策定により、人口減少や、高齢化に対応するとともに、防災・減災による安全・安心の確保等、土地利用の誘導等により、様々な課題の解決を図っていく。	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画を運用し、良好な土地利用の誘導を図ることで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も都市計画を適切に運用し、まち並み整備を図る方針を掲げていく必要がある。
	建築指導課	③引き続き、建築協定等の周知を行う。(◎)	継続	長期的な視点で運用していく必要がある。(+F)	引き続き、建築協定等の周知を行う必要がある。(+C)	なし	<ul style="list-style-type: none"> 建築協定等の周知を行い、まち並み整備に寄与することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も住民等への周知を行い、まち並み整備を図る方針を掲げていく必要がある。
	道路課	回答なし					

1 土地利用の方針

							境整備を行う方針を掲げていく必要がある。
	都市景観課	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 3 月、鎌倉市景観計画改定。土地利用類型ごとの景観形成基準を一部見直し。 平成 29 年 3 月、鎌倉市都市景観条例改正。景観配慮協議制度を導入。(◎) 	景観計画に具体的な景観形成基準を定め、都市景観条例に手続を規定することで、実効性を担保している。	行政計画の改定、条例の改正。(+D)	事業者には制度は浸透してきているが、規制規模未満については更なる周知が必要。(-d)		<ul style="list-style-type: none"> 景観計画に基づく都市景観形成の取組を行い、住宅と商業施設の環境を保全することで、都市マスを示す施策の実効性が高まっている。 今後も商業地の景観の調和を図り、住商複合地の環境保全を図る方針を掲げていく必要がある。

1 土地利用の方針

3-3. 工業系土地利用の方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内評 価	達成状況・課内評価に対する理 由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(1) 産業地—先進的な産業施設の育成</p> <p>①位置 大船駅周辺や深沢地域国鉄跡地周辺</p> <p>②将来土地利用イメージ 大船駅近傍の工業地については、交通の利便性をいかし、研究開発機能や業務機能への転換にも対応しつつ、産業地としての維持を図ります。 また、深沢地域国鉄跡地周辺に集積している工業地について、その維持強化を図ります。ただし、大規模遊休地は、新たな機能を導入し、土地利用の転換を図ります。</p> <p>③方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画等の適用による適切な土地利用の誘導 ・基盤整備等 	都市計画課	<p>工業専用地域について、立地適正化計画の策定により、居住誘導区域外とし、適切な土地利用誘導を図った。また、高度地区の拡大により、第3種高度地区に指定することにより適切な土地利用誘導を図った。基盤整備では、村岡・深沢地区土地区画整理事業の決定に伴い、影響のある都市計画道路（3・5・7 腰越大船線）の区域変更（歩行者、自転車の安全な通行の確保のため）を行った。(◎)</p>	都市マスタープラン、立地適正化計画により、適切な土地利用が図られた。	立地適正化計画の策定及び高度地区の拡大（第3種高度地区の指定）により、適切な土地利用誘導を図れた。(+D)	大手企業等の研究所等が撤退する際、同等の施設を呼び込むことができる。(+d)		<ul style="list-style-type: none"> ・高度地区の拡大により、良好な土地利用の誘導を図ることによって、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も都市計画を適切に運用し、まち並み整備を図る方針を掲げていく必要がある。

1 土地利用の方針

	商工課	鎌倉市企業立地等促進条例の制定により、製造業、情報通信業、宿泊業及び自然科学研究所の設備投資を促進している。 (◎)	市内製造業、情報通信業、宿泊業及び自然科学研究所設備投資に対し税の軽減措置を行い、当該業種の転出防止に寄与している。		大船工業倶楽部が解散した。 (-a)		<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市企業立地等促進条例を制定し、製造業等の設備投資を促進することで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も産業地の基盤整備を図る方針を掲げていく必要がある。
	市街地整備課	進展なし。 (◎)				変更希望無し。	<ul style="list-style-type: none"> ・大船駅及びその周辺の整備計画について、主体的に土地利用の誘導を図ることに期待したい。
	深沢地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年5月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業(株)、湘南鎌倉総合病院で、村岡・深沢地区の「ヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結 ・令和2年7月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置 	工場、市場系の土地利用による周囲への影響を軽減させながら、住環境へ配慮することで周辺街区となじませるような街区形成を図ることとしています。	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次鎌倉市総合計画における第三の都市拠点としての位置づけ ・土地区画整理事業の事業計画認可を受けた。 (+D) 	神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅(仮称)設置及び自由通路整備に関する基本協定書の締結 (+d)	<ul style="list-style-type: none"> ・「深沢地域国鉄跡地周辺地区」の記載変更例：深沢地区、深沢地域整備事業用地 	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインにおいても、計画的な土地利用を図る方針を示していることで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後もガイドラインに基づき、深沢のまちづくりを進めていく方針を掲げることが必要である。

1 土地利用の方針

		<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」よりまちづくりガイドライン基本方針策について答申 ・令和4年3月：都市計画決定、変更の告示 ・令和4年3月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」の締結 ・令和5年10月：「村岡・深沢地区土地区画整理事業」について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける ・令和6年1月：「鎌倉市深沢地区まちづ 					
--	--	---	--	--	--	--	--

1 土地利用の方針

		くりガイドライン (Ver.1)」 の策定 (◎)					
--	--	------------------------------	--	--	--	--	--

1 土地利用の方針

3-3. 工業系土地利用の方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(2) 産業複合地—住工混在地の環境整備</p> <p>①位置 大船と深沢</p> <p>②将来土地利用イメージ 大船・深沢ゾーンについては、大船駅周辺及び深沢地域国鉄跡地周辺整備に併せ、産業と住宅が共存した環境の実現により、2つの都市拠点の機能向上、一体性を高めるような計画的土地利用を誘導します。</p> <p>一部については、広い意味での市民や就業者の生活環境向上のための施設や中・高層の都市型住宅の導入を図ります。</p> <p>③方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画等の適用による、土地利用転換への適切な対応、産業施設と住宅が調和した良好な環境の実現 ・面整備、基盤整備等 	都市計画課	<p>将来土地利用イメージに沿った都市計画の運用を行うとともに、適切な土地利用誘導を行った。</p> <p>高度地区の拡大により、周辺の住環境や景観と調和した街並み形成を確実に誘導するとともに、商業や産業の適切な土地利用への対応を図った。(◎)</p>	<p>引き続き、都市計画の運用を行うとともに、適切な土地利用誘導を行う。</p> <p>地区計画等の相談があれば、指定の検討を行う。</p>	<p>高度地区の見直し方針に基づき、高度地区を拡大した。 (+D)</p>	<p>行政指導主体による高さ規制が限界だった。(+e)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高度地区の拡大により、良好な土地利用の誘導を図ることで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も都市計画を適切に運用し、まち並み整備を図る方針を掲げていく必要がある。 	

1 土地利用の方針

	<p>深沢地域整備課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年5月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業(株)、湘南鎌倉総合病院で、村岡・深沢地区の「ヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結 ・令和2年7月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置 ・令和3年3月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」よりまちづくりガイドライン基本方針策について答申 ・令和4年3月：都市計画決定、変更の告示 ・令和4年3月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日 	<p>「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」において、JR東日本東海道本線新駅からつながるまちの顔として、まちの魅力発信、賑わい形成の原動力となるまちを目指すこととしています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン Ver.1の策定に伴い、計画実現性の向上が図られた。(+D) 	<p>神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅(仮称)設置及び自由通路整備に関する基本協定書の締結 (+d)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「深沢地域国鉄跡地周辺地区」の記載変更例：深沢地区、深沢地域整備事業用地 	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインにおいても、計画的な土地利用を図る方針を示していることで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後もガイドラインに基づき、深沢のまちづくりを進めていく方針を掲げることが必要である。
--	----------------	--	---	--	--	---	---

1 土地利用の方針

		<p>本「東海道本線 大船・藤沢間村 岡新駅（仮称） 設置及び自由通 路整備に関する 基本協定書」の 締結</p> <ul style="list-style-type: none">・令和5年10 月：「村岡・ 深沢地区土地区 画整理事業」に ついて、独立行 政法人都市再生 機構が国土交通 大臣から事業計 画認可を受ける・令和6年1 月：「鎌倉市 深沢地区まちづ くりガイドライ ン（Ver.1）」 の策定（◎）					
--	--	---	--	--	--	--	--

1 土地利用の方針

	市街地整備課	<p>大船駅東口再開発事業については、建設工事費の高騰等により事業の実施を延伸している。</p> <p>現時点では、再開発によらないまちづくりを進めるため、鎌倉女子大、地元自治会・商店会、周辺事業者等との意見交換や地域のボランティア活動及びイベントへの支援等を実施している。</p> <p>(◎)</p>	事業の進展の目処は立っていない。	特になし。(－B)	<p>東京オリンピック・パラリンピック招致決定以降、建設工事費の高騰が続いていること。</p> <p>また、これに伴い、再開発事業を実施した際に権利者が得られる再開発ビルの床面積(権利床)が減少する見込みであること。(－a)</p>	変更希望なし。	<ul style="list-style-type: none"> 大船駅及びその周辺の整備計画について、主体的に土地利用の誘導を図ることに期待したい。
--	--------	--	------------------	-----------	--	---------	--

1 土地利用の方針

3-4. その他の主要な土地利用の方針	関係課名	平成27年度(2015年)以降の具体的な取り組み及び達成状況	担当課内評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と鎌倉市都市マスタープランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(1)新都市機能導入地-新たな都市機能の導入</p> <p>①位置 深沢地域国鉄跡地周辺、野村総合研究所跡地など</p> <p>②将来土地利用イメージ 深沢地域国鉄跡地周辺については、都市拠点という位置付けを踏まえ、東海道本線新駅構想を視野に入れ、土地区画整理事業により、住宅と商業・業務機能、医療福祉機能等を導入します。</p> <p>野村総合研究所跡地については、鎌倉MIC Eの推進や産業環境の整備、歴史的遺産と共生するまちづくり等の多様な観点から、全庁的に検討します。</p> <p>その他、適切な公有地において、新たな都市機能の導入を図ります。</p> <p>③方向性 ・土地利用転換への適切な対応</p>	都市計画課	<p>深沢地域国鉄跡地 令和4年3月深沢地域整備事業に関する都市計画決定及び変更を告示 令和5年10月「村岡・深沢地区土地区画整理事業」について、UR都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける</p> <p>野村総合研究所跡地 令和2年に梶原四丁目用地利活用事業の公募し、優先交渉権者と次点交渉権者と</p>	<p>深沢地域国鉄跡地都市計画決定し、事業認可まで進んでいる。野村総合研究所跡地利活用事業の公募をしたが、契約まで至らず。</p>	<p>世界遺産登録平成25年(2013年)4月イコモス不記載 令和2年(2020年)度から推薦書案の作成に係る活動については休止。(A)</p>	<p>世界遺産登録平成25年(2013年)4月イコモス不記載 令和2年(2020年)度から推薦書案の作成に係る活動については休止。(A)</p>	<p>・鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインにおいても、計画的な土地利用を図る方針を示していることで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。</p> <p>・今後もガイドラインに基づき、深沢のまちづくりを進めていく方針を掲げることが必要である。</p>	

1 土地利用の方針

<p>・市民のための施設導入</p>		<p>基本協定の締結に向けて、協議を重ねてきましたが、ともに基本契約に至らず、改めて事業者公募に向けた検討(◎)</p>					
	<p>公的不動産活用課</p>	<p>野村総合研究所跡地については、平成29年度に策定した鎌倉市公的不動産活用推進方針において、利活用の基本方針を「自然環境を生かした利活用（市民への開放を含む）と企業誘致」と決めました。この方針に基づき、令和2年度に公募を行いました。が、利活用には至らなかった状況であり、引き続き、利活用に向けた取組を進めています。(△)</p>	<p>継続</p>	<p>新都市機能導入の観点から、引き続き、民間活用に向けて取組を進めていく必要がある。(＋E)</p>	<p>神奈川県企業庁から、当該地を配水地整備の候補地としたい旨の協議依頼を受けており、公共公益施設の立地という観点も含めて、検討する必要がある。(＋d)</p>	<p>鎌倉MICEの推進という具体的な表現の継続について、今後協議をお願いしたい。</p>	<p>・野村総合研究所跡地の利活用について、主体的に取組を進めていくことに期待したい。</p>

1 土地利用の方針

	<p>深沢地域整備課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年5月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業(株)、湘南鎌倉総合病院で、村岡・深沢地区の「ヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結 令和2年7月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置 令和3年3月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」よりまちづくりガイドライン基本方針策について答申 	<p>「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」において、JR東日本東海道本線新駅からつながるまちの顔として、まちの魅力発信、賑わい形成の原動力となるまちを目指すこととしています。</p> <p>また、業務系については、深沢地区のまちづくりのテーマ「ウェルネス」を最大限に実現するとともに、スポーツ、運動、健康活動を促進することとし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン Ver.1の策定に伴い、計画実現性の向上が図られた。(+D) 	<p>神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅(仮称)設置及び自由通路整備に関する基本協定書の締結(+d)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「深沢地域国鉄跡地周辺地区」の記載変更例：深沢地区、深沢地域整備事業用地 	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインにおいても、計画的な土地利用を図る方針を示していることで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後もガイドラインに基づき、深沢のまちづくりを進めていく方針を掲げることが必要である。
--	----------------	--	---	---	---	--	---

1 土地利用の方針

		<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月：都市計画決定、変更の告示 ・令和4年3月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」の締結 ・令和5年10月：「村岡・深沢地区土地区画整理事業」について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける ・令和6年1月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライ 	<p>ています。</p>				
--	--	---	--------------	--	--	--	--

1 土地利用の方針

		ン (Ver.1)」 の策定(◎)					
--	--	-------------------------	--	--	--	--	--

1 土地利用の方針

3-4. その他の主要な土地利用の方針	関係課名	平成27年度(2015年)以降の具体的な取組み及び達成状況	担当課内評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と鎌倉市都市マスタープランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(2) 公共公益施設地—公共公益施設(開放・緑化等)</p> <p>①将来土地利用イメージ 学校や社寺等については、公共公益施設地として位置付け、緑化を推進し、市民への開放を図ります。また、市立小・中学校は避難所(ミニ防災拠点*)として機能強化を図ります。 「鎌倉市公共施設再編計画」(平成27年3月)等と調整を図り、再配置を進めます。</p> <p>②方向性 ・現況土地利用の維持 ・公共施設の再編 ・津波浸水区域における再配置(現位置、移転)の検討</p>	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法に基づく地域地区等の運用により現況土地利用の維持を図っている(◎) 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法を適切に運用し現況土地利用の維持を図った 	<ul style="list-style-type: none"> 法の趣旨に基づいた法的制限の適切な運用 他行政計画においての適切な運用(+D) 	社会情勢や計画の位置づけが変わることによる方針転換に注視していた。(ごみ処理施設の配置替えや庁舎の移転)(+a)	<ul style="list-style-type: none"> 地域地区等の都市計画の運用による適切な土地利用誘導等を行い、現況土地利用の維持を図ること で、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後も都市計画を適切に運用し、土地利用の維持を図る方針を掲げていく必要がある。 	

1 土地利用の方針

	公的不動産活用課	公共施設再編計画に基づき、公共施設の集約化・複合化等の再編を進めている。なお、鎌倉市公共施設再編計画については、令和6年3月に時点修正等の改訂を行った。(◎)	継続	公共公益施設の維持の観点から、引き続き再編に取り組む必要がある。(+F)	公共施設の再配置(再編)にあたっては、市民・利用者の理解を得ることが難しい場合があり、取組の課題となっている。(−d)	—	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設再編計画に基づき、公共施設の集約化・複合化等の再編を進めていくことに期待したい。
	みどり公園課	回答なし					<ul style="list-style-type: none"> 開発事業条例等の運用により緑化の推進を図ることで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 今後もまち並みや施設内への緑化を推進する方針を掲げていく必要がある。
	総合防災課	回答なし				市立小中学校について、避難所としての施設整備をするということであれば、学校施設課所管となる。	<ul style="list-style-type: none"> 津波に対する避難タワーの整備等、土地利用の制限がある中で出きるものを検討していくことに期待したい。

1 土地利用の方針

3-4. その他の主要な土地利用の方針	関係課名	平成27年度(2015年)以降の具体的な取組み及び達成状況	担当課内評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と鎌倉市都市マスタープランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(3) 緑地-身近な緑の保全、都市公園等の緑の保全・創出</p> <p>①将来土地利用イメージ 鎌倉地域を囲む緑地やその他のまとまった規模の緑地（主に市街化調整区域）、都市計画法、古都保存法等の法規制により担保された緑地、市街化区域内の大規模緑地、その他の市街化区域内の一団の緑地については、保全を図ります。</p> <p>②方向性 ・法規制、買取等多様な手法の活用による現況土地利用（緑地）の維持・管理</p>	都市計画課	<p>平成30年に上町屋特別緑地保全地区を都市計画決定</p> <p>平成31年に山崎・台峯緑地を都市計画変更し、拡大</p> <p>令和元年に公園緑地の見直し方針を基に都市計画公園を都市計画変更し長期未着手の公園を縮小(●)</p>	特別緑地保全地区、都市緑地の指定によって緑地が保たれている。	緑の基本計画に基づき計画実現性の向上が図られた。(+D)	神奈川県下一斉の公園緑地見直しによって、都市計画決定状況の適正化が図られた。(+e)	立地適正化計画及び防災指針の策定により、人口減少や、高齢化に対応するとともに、防災・減災による安全・安心の確保等、土地利用の誘導等により、様々な課題の解決を図っていく。	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法に基づく緑地の指定等により、緑地の保全を図ることで、都市マスタープランで示す施策の実効性が高まっている。 今後も都市計画を適切に運用し、緑地の保全を図る方針を掲げていく必要がある。
	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> 近郊緑地特別保全地区において、行為の不許可に伴う土地の買入れを実施した。(約19ha)(◎) 	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏の都市環境の形成に重要な役割を持つ緑地の保全が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年から令和3年の間に行為の不許可に伴う申し出があった土地は、令和4年度までにすべて買入れを実施した。(+B) 	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備総合交付金を活用し、買入れに対応している。(+e) 	<ul style="list-style-type: none"> 法令に基づく緑地の買入れにより、緑地の保全を図ることで、都市マスタープランで示す施策の実効性が高まっている。 今後も法令に基づき、緑地の保全を図る方針を掲げていく必要がある。 	

1 土地利用の方針

3-4. その他の主要な土地利用の方針	関係課名	平成27年度(2015年)以降の具体的な取組み及び達成状況	担当課内評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と鎌倉市都市マスタープランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(4) 農地-農地の保全活用</p> <p>①位置 関谷など</p> <p>②将来土地利用イメージ 関谷・城廻地区に広がる農地と市内各所に点在する農地は、本市の都市環境形成上の貴重な緑地空間として位置付け、保全を図ります。</p> <p>③方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域指定の継続による農地の保全 ・生産緑地地区の維持 	都市計画課	<p>2022年問題とされていた当初指定から30年経過する生産緑地については、生産緑地法の改正により、新たに特定生産緑地制度が導入されました。それに伴い、本市でも令和2年に特定生産緑地指定等に関する事務取扱要綱を制定し、令和4年に30年を迎える生産緑地所有者に意向調査や説明会を行い、約8割の生産緑地の維持・保全が図れた。また、平成27以降、新規で8件(約0.7ヘクタール)の指定が図られた。(●)</p>	市街化調整区域の継続、生産緑地の保全・維持が図られた。また、生産緑地指定の相談があれば積極的に指定を図れた。	制度の改正及び意向調査や説明会の成果により維持・保全が図られた。(+A)	農業従事者のネットワークにより、保全・維持が図られた。(+d)	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地法に基づく生産緑地地区等の指定により、市街地の農地の保全を図ることで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も土地所有者の意向に応じて適切に指定を行い、市街地の農地の保全を図る方針を掲げていく必要がある。 	

1 土地利用の方針

	農水課	農地を適正に維持していくために、担い手の農業者の育成をするとともに、農地の賃貸借制度の活用による、適正な農地利用を促進させ、農地の保全を図った。(◎)	継続	農地の適切な維持のため、耕作が難しい土地所有者の意向に寄り添いながら新たな担い手への賃借に繋げるとともに、農業経営開始に係る経費への補助金を交付し、認定新規就農者の支援を行った。(＋B)	市内に限られた農地を保全するうえで、関谷の農道の一部幅員が狭い、箇所を整備し、農作業の利便性の向上を図った。(＋C)	特になし	・農地の賃貸借制度の活用等により、農地の保全・促進を図ることに期待したい。
	みどり公園課	・令和4年3月に鎌倉市緑の基本計画を改定し、特定生産緑地制度の活用について方針に位置付けた。(◎)	・生産緑地法の改正に対応することができた。	・特になし(＋F)	・生産緑地法の改正(＋a)		・緑の基本計画に特定生産緑地を位置付け、農地保全の方針を示すことで、都市マスで示す施策の実効性が高まっている。 ・今後も農地の保全を図る方針を掲げていく必要がある。

2 自然環境の保全・回復の方針

重点的に取り組む内容	課名	具体的な取組み及び達成状況	担当課内評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と鎌倉市都市マスタープランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
1)独自の地形をいかした骨格的な緑地構造の保全 (1)歴史的遺産と一体となった緑地の保全 天然の要害として鎌倉中心部を取り囲む緑地や周辺の歴史的遺産（史跡や社寺、古道）と一体となった緑地の保全を図るため、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区の指定拡大について県に要請します。また、歴史的遺産や景観の一体的な保全を図るため、隣接する市に協力を求めています。	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土特別保存地区の指定拡大について、国・県に対し継続して要望した。(◎) 	<ul style="list-style-type: none"> 指定の拡大には至っていないが、県との打ち合わせや、隣接市である逗子市との打ち合わせを定期的に行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年3月に改定した鎌倉市緑の基本計画においても、当初計画から引き続き歴史的風土保存区域の重要な樹林地のうち、歴史的風土特別保存地区の指定が未指定である区域について、その指定拡大を方針としている。(+E) 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土特別保存地区の指定が未指定である区域において、新たに歴史的に重要な文化的遺産が発見され、周囲の自然的環境と一体となった歴史的風土の保存が必要となっている。(+d) 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土特別保存地区の指定拡大について、国・県に対し継続して要望を行っている。 今後も指定拡大に向けた要望を行っていく必要がある。 	
	文化財課	回答なし					<ul style="list-style-type: none"> 今後も歴史的遺産の保全を図る方針を掲げることが必要である。

2 自然環境の保全・回復の方針

	都市計画課	<p>特別緑地保全地区(上町屋特別緑地保全市区：平成30年6月15日 約0.6ha)を都市計画決定。現在、植木特別緑地保全地区の都市計画決定手続きを行っている。(◎)</p>	<p>歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区の変更等もなく、歴史的遺産と一体となった緑地が保たれている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上位計画（緑の基本計画の改訂）に伴い計画実現性の向上が図られた。(+D) 	<p>歴史的遺産と一体となった緑地が保たれていることで緑に意識の高い方の信頼を得られている。(+C)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画に基づき、特別緑地保全地区の指定を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も緑地保全の取組を進めていく方針を掲げることが必要である。
<p>(2) その他の都市を囲む骨格を造る緑地の保全</p> <p>都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定など、各種法規制の適用及び買入れや市独自の保全制度の適用等、さまざまな手法の活用及び検討による保全に努めます。</p> <p>また、自然的公園の整備による骨格的な緑地構造の保全を図ります。</p>	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> ・近郊緑地特別保全地区において、行為の不許可に伴う土地の買入れを実施した。(約19ha) ・特別緑地保全地区を指定した。(上町屋特別緑地保全地区：平成30年6月15日 約0.6ha) ・特別緑地保全地区の指定の途中で(植木特別緑地保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏の都市環境の形成に重要な役割を持つ緑地の保全が図られた。 ・都市における良好な自然環境となる緑地の現状凍結的な保全が図ら 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に係る法制度を活用して、緑地の適切な保全が図られた。 ・鎌倉広町緑地及び山崎・台峯緑地の供用開始を行った。(+F) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の保全に対する市民等の意識の向上に寄与している。 ・山崎・台峯緑地については、最低限の整備のみでそのままの緑地を残してほしいとの要望があった。(+C) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市有地内の緑(竹等)について苦情も多く(越境だけでなく密集等で危険を感じる等)、緑地を確保するだけでなく、その後の維持管理が重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法に基づく指定や規制により、緑地の保全を図っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も緑地保全の取組を進めていく方針を掲げることが必要である。 ・保全とあわせて維持管理についても記載の検討が必要と考えられる。

2 自然環境の保全・回復の方針

		<p>地区：約 0.3ha)</p> <p>・鎌倉広町緑地は平成27年(2015年)4月及び平成30年(2018年)6月に一部供用開始。 山崎・台峯緑地(風致公園)は令和2年(2020年)4月及び令和4年(2022年)5月に一部供用開始。 (◎)</p>	<p>れた。</p> <p>・自然環境とふれあうことができる都市公園の整備を行った。</p>				
<p>2)骨格的な緑地構造と連結する河川軸や海岸線、幹線道路をいかした緑のネットワークの創出</p> <p>河川、海岸、道路などでは、公共事業実施の際に既存樹木保全・緑化推進を行います。また、既存の公共施設用地における緑化の充実、地区の街路樹の充実を図ります。また、国・県</p>	<p>みどり公園課</p>	<p>回答なし</p>					<p>・今後も河川沿いの緑化等の環境保全と整備を図る方針を掲げることが必要である。</p>

2 自然環境の保全・回復の方針

<p>の所管施設での協力を要請して いきます。</p> <p>(1) 河川沿いの緑化による市街地 内の緑の軸(ネットワーク)の形成</p> <p>滑川、柏尾川及びその支流、 神戸川沿いで自然生態系に配 慮した河川沿いの緑化などの環 境の保全と整備を図ります。</p> <p>本市の自然環境の特徴の一つ である、谷戸地形が作り出す小 流域（雨水の集水域の基礎単 位）単位の小さな流れや、樹林・ 住宅地の植栽地などが、支流流域 や水系を作る都市環境を支える 緑と結びついた、緑のネットワ ークの形成を進めます。</p>							
<p>(2) 海沿いの緑化による緑の軸 (ネットワーク)の形成</p> <p>海浜部の自然環境の保全と国 道 134 号の機能強化と併せた 海岸沿いの緑の並木道等の整備 を図ります。また、沿道の駐車 場等の民有地への緑化の協力要 請を進めます。</p> <p>海岸沿いは、防災・減災につ</p>	<p>みどり公園 課</p>	<p>回答なし</p>					<p>・今後も海岸沿いの緑 の並木道等の整備を 図る方針を掲げるこ とが必要である。</p>

2 自然環境の保全・回復の方針

<p>いて広域的視野から、隣接市との協議・調整を図りながら、東日本大震災の教訓を踏まえた防災・減災対策と一体となって調和する、良好な緑の軸として整備を進めます。</p>							
<p>(3) 幹線道路沿いの緑化による市街地内の緑の軸(ネットワーク)の形成 幹線道路沿いで緑化を図ります。</p>	みどり公園課	回答なし					<ul style="list-style-type: none"> 今後も幹線道路沿いで緑化を図る方針を掲げることが必要である。
<p>3)身近な緑や自然とのふれあいの場の保全・管理・創出 (1) 身近な緑の保全・管理 市街地内に断続的に分布し、法的に担保措置がとられていない比較的小規模な緑地について、緑地保全に係る法制度の活用や市独自の保全制度の適用、市民が主体となる地区まちづくり計画と連携した取り組みなどにより、適切な保全を図ります。 また、緑豊かな良好なイメージを形成している住宅地の宅地</p>	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区を指定した。(上町屋特別緑地保全地区：平成30年6月15日約0.6ha) 特別緑地保全地区の指定の手段中(植木特別緑地保全地区：約0.3ha) 美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保存樹木等に指定し、その維持に対して 	<ul style="list-style-type: none"> 都市における良好な自然環境となる緑地の現状凍結的な保全が図られた。 美観的に優れた樹木・樹林・生 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全に係る法制度や市独自の保全制度を活用して、緑地の適切な保全が図られた。 また、土地の所有者やボランティアと連携し、緑地の適正な管理を図った。(+F) 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地の保全に対する市民等の意識の向上に寄与している。(+C) 		<ul style="list-style-type: none"> 法に基づく指定や規制、市民等への奨励金の交付により、緑地の保全を図っていることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 今後も緑地保全の取組を進めていく方針を掲げることが必要である。

2 自然環境の保全・回復の方針

<p>内樹木（高木）の保全を図ります。</p> <p>保全された身近な緑地の適正管理を行うために、市、地域住民、NPO*・ボランティア等で連携を図ります。</p>		<p>毎年、奨励金を交付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内の良好な樹林地等について、緑地保全契約を締結し、その維持に対して毎年、奨励金を交付した。 市民緑地の範囲及び契約年数の変更をした。（植木1号市民緑地：平成29年10月29日 約0.5ha） 市民緑地の愛護活動に対して、毎年報奨金を交付した。 (◎) 	<p>け垣を保存樹木等に指定することで風致の維持に寄与している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑地保全契約を締結することにより、市街地内に残るまとまりのある緑地を保全・育成し、自然環境の保全と良好な生活環境の維持を図っている。 都市計 				
---	--	--	--	--	--	--	--

2 自然環境の保全・回復の方針

			<p>画区域内における良好な樹林地の保全と身近な自然とのふれあいの場を確保している。</p> <p>・市民緑地は市民緑地愛護会による管理によって緑地が良好に維持されている。</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--

2 自然環境の保全・回復の方針

	都市計画課	<p>大平山地区地区計画を都市計画決定し、また、大平山丸山地区地区計画に都市計画変更した。 (平成 29 年 2 月決定、平成 31 年 2 月変更)</p> <p>住友常盤地区地区計画を都市計画決定した。 (令和 6 年 2 月決定)</p>	<p>各地区計画の運用により、緑化の制限・かき又はさくの制限、地区施設(公園)の配置など、各区域内の緑の保全が図られた。</p>	<p>新たな地区計画の都市計画決定(変更)を行った。</p>	<p>都市計画提案制度を活用した地区計画の提案があった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画の都市計画決定により、緑化の推進や緑地の保全を図っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も緑地保全の取組を進めていく方針を掲げることが必要である。 保全とあわせて維持管理についても記載の検討が必要と考えられる。 	
<p>3)身近な緑や自然とのふれあいの場の保全・管理・創出</p> <p>(2) 身近な緑の創出、拡大</p> <p>市域面積の約 6 割を占める市街地(住居系・商業系・工業系用地、駐車場等)において、民有地緑化の一層の推進を図るために、都市緑地法に基づく緑化地域の指定等に取り組みます。</p> <p>また、良好な生け垣の創出や建物の屋上やベランダ等の緑化を推進します。</p>	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> 市民などによる接道部の緑化について、申請に基づき補助金を交付した。(約 1.1 km、96 件) また、ブロック塀等を除却し、接道緑化をする場合の補助率を段階的に 9/10 に引き上げた。(令和 3 年 4 月 1 日) 	<ul style="list-style-type: none"> 市民などによる接道部の生垣や樹木の植栽等による緑化を支援し、緑豊かなまち並み景観を創出している。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対し、適正な支援と誘導が行われている。 防災公園街区整備事業の手法をとることで、地権者の要望等にも合わせて整備を行うことができた。(+f) 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対する市民等の意識の向上に寄与している。 近隣公園等の広い公園については需要があり多くの人に利用されている。(+f) 	<ul style="list-style-type: none"> 屋上緑化やベランダ等の緑化については、積極的に推進してはしません。特に、開発事業においては、屋上緑化は商業地域のみ認めることとしています。が、認めた事例は数が少なく、地植えを原則としているため、「建物の屋上やベランダ等の緑化を推進します。」という記載は、検討が必要と考えます。 緑化地域制度については、市街地にお 	<ul style="list-style-type: none"> 市民等への補助金の交付や条例に基づく緑化、公園の供用開始など、緑化の推進を図っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も緑地保全の取組を進めていく方針を掲げることが必要である。 宅地内の屋上やベランダ等の緑化については、記載の検討が必要。

2 自然環境の保全・回復の方針

<p>公共施設用地においても、緑化の強化及び街区公園、近隣公園等の整備により、身近な緑の拡大と地域住民のニーズに対応できる緑地の創出に努めます。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業について、条例に基づき、緑化を推進した。 ・コインパーキングなどの開発事業について、条例に基づき、緑化を推進した。 ・開発の手続き基準条例に基づき、平成27年から6箇所の街区公園を供用開始し、身近なオープンスペースを確保し緑化の推進等を図った。 ・近隣公園としては、岩瀬下関防災公園を平成27年4月に供用開始。笛田一丁目公園は平成27年度に整備工事を行い、 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域内での緑化を推進し、緑豊かで快適な居住環境の形成を図っている。 ・広く平坦な土地が少ないため近隣公園等の広い公園の整備は難しいが、土地の活用方針は概ね決まっていたため供 			<p>る敷地内緑化は、条例等によって進められており、今後も継続して実施することから、緑の基本計画から削除しました。 (令和4年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩瀬下関防災公園については償還金を支払い中。 ・街区・近隣公園の整備は緑地拡大・創出とは趣旨が異なるので、この項目への記載については検討いただきたい。 	
--	--	--	--	--	--	--	--

2 自然環境の保全・回復の方針

		平成 28 年 5 月 1 日に供用開始。(◎)	用開始まで行えた。				
<p>(3) 独自の自然環境とのふれあいの場の創出</p> <p>鎌倉広町緑地、(仮称)山崎・台峯緑地などの自然的公園の整備を進めると共に、河川沿いや海岸沿いプロムナード*の整備、ハイキングコースの整備、拡大による鎌倉独自の自然環境とのふれあいの場の創出を図ります。</p> <p>その他、所有者の協力のもとに、山林や農地を活用した自然型レクリエーションの場(ふれあいの場)の創出を図ります。</p>	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> 市民緑地の範囲及び契約年数の変更をした。(植木1号市民緑地：平成29年10月29日 約0.5ha) 市民緑地の愛護活動に対して、毎年報奨金を交付した。 鎌倉広町緑地は平成27年(2015年)4月及び平成30年(2018年)6月に一部供用開始。山崎・台峯緑地(風致公園)は令和2年(2020年) 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内における良好な樹林地の保全と身近な自然とのふれあいの場を確保している。 市民緑地は市民緑地愛護会による管理によって緑地が良好に維持されている。 自然環境とふれあうことができる 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全に係る法制度を活用して、緑地の適切な保全が図られた。また、土地の所有者やボランティアと連携し、緑地の適正な管理を図った。 鎌倉広町緑地及び山崎・台峯緑地の供用開始を行った。(+F) 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地の保全に対する市民等の意識の向上に寄与している。 山崎・台峯緑地については、最低限の整備のみでそのままの緑地を残してほしいとの要望があった。(+d) 	<ul style="list-style-type: none"> 市有地内の緑(竹等)について苦情も多く(越境だけでなく密集等で危険を感じる等)、緑地を確保するだけでなく、その後の維持管理が重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民等への奨励金の交付等による緑地の保全や整備を行っていることで、都市マースで示す政策の実効性が高まっている。 今後も自然環境とのふれあいの場を創出する取組を進めていく方針を掲げることが必要である。

2 自然環境の保全・回復の方針

		4月及び令和4年(2022年)5月に一部供用開始。 (◎)	都市公園の整備を行った。				
(4) 多様な都市公園等の整備・再生 市民一人あたりの公園面積は着実に増加していますが、小規模な街区公園では施設の老朽化等により機能が発揮されていない状況等も踏まえ、地域におけるさまざまな資源を活用し、近隣住民の参画・協働による公園の整備・再生を進めます。	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> 公園愛護会活動による公園内の清掃等など、近隣住民の連携した街区公園の維持管理 (◎) 	<ul style="list-style-type: none"> 園愛護会活動による公園内の清掃等など、近隣住民の協力を得ながら、街区公園の維持管理を実施できた。 	-	<ul style="list-style-type: none"> 公園の清掃といった公園愛護会活動について、報奨金の支給により支援するとともに、連絡会などを通じて、公園に関する情報を交換するなど連携に努めた。(+d) 		<ul style="list-style-type: none"> 近隣住民と連携し、公園の清掃等、維持管理の活動を行っていることで、都市マスの示す政策の実効性が高まっている。 今後も公園整備の取組を進めていく方針を掲げることが必要である。
4)都市の安全性や魅力的な景観を作る緑の保全・管理・創出	総合防災課	所管事業なし (緑の保全・管理・創出以外の観点からは、避難のための標識整備等を実施)				現在、防災・減災対策を検討する地区ごとの協議会について、当課では設立を目指すような計画がないため、当課としては当該部分を削除しても問題ない。	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
(1) 安全を高める緑の保全・管理・創出 市街地の背景となり、市街地を分節すると共に、延焼防止機	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市緑地維持管理計画を策定。(平成31年3月) 計画策定は、土砂崩落等の 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地の適切な管理や安全対策工事を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市緑地維持管理計画の遂行は、重点事業の位置づけにより計画に遅れが生じ 	<ul style="list-style-type: none"> 突発的な自然災害が発生すると計画に遅れが生じ、緑地の適切な管 		<ul style="list-style-type: none"> 緑地の維持管理計画の策定や危険樹木の伐採、市民等への助成等を行っていることで、都市マスの示す政策の実効性が高

2 自然環境の保全・回復の方針

<p>能を併せ持つ緑の保全、管理、創出を図ります。また、災害時の避難地として、公園の整備とその防災機能の充実を図ります。</p> <p>津波の浸水が想定される沿岸部の市街地に隣接する丘陵樹林地については、一時避難場所や避難路等の整備について検討します。</p> <p>土砂崩壊の危険性をもつ丘陵の斜面緑地を適切に管理すると共に、景観面や環境面に配慮した安全対策工事を行います。</p> <p>地区ごとに避難計画、防災・減災対策を検討する協議会の設立を目指すなかで、安全を高める身近な緑の保全・管理・創出を図ります。</p>		<p>際に隣接地に甚大な被害を与える可能性のある崖面を有する緑地を最もリスクが高い緑地と捉え、優先的に維持管理を行う緑地として選定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度以降、限られた予算で計画的に樹木伐採及び施設修繕を実施。 平成27年度以降、限られた予算で緑地内の落石防止網設置工事等を実施。 民有緑地維持管理助成制度を創設し（令和3年度）、土地の所有者等が行う緑地の維持管理作業へ助成を行っている。 	<p>し、安全を高める緑の保全・管理・創出に努めているが、令和元年の台風被害の対応による計画の遅延や突発的な自然災害などの対応に苦慮している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 助成の対象となる森林を森林法2条に基づき森林とすることで、広域に渡 	<p>ているものの毎年事業が進められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市において、森林環境譲与税の使途を検討した結果、主に森林整備の推進に活用することとした。 防災公園街区整備事業の手法をとることで、地権者の要望等にも合わせて整備を行うことができた。（+B） 	<p>理に支障が生じることもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年の台風で倒木や土砂崩れが相次ぎ、激甚化する台風等の気象災害への備えとして、公有林だけでなく民有林における維持管理の必要性が重要視されるようになった。 温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保するため、国が新しい税制度（森林環境税）を創設した。 	<p>まっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も安全を高める緑の保全・管理等の取組を進めていく方針を掲げることが必要である。
---	--	---	---	---	---	---

2 自然環境の保全・回復の方針

		<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年（2015 年）4 月に岩瀬下関防災公園を供用開始。 (◎) 	<ul style="list-style-type: none"> って樹林地（緑地）の管理が進んでいる。 防災公園の供用開始を行った。 		<ul style="list-style-type: none"> 地権者からの早期一括取得要望もあり、検討の結果、防災公園街区整備事業で整備を行うこととなった。(＋a) 	
<p>4)都市の安全性や魅力的な景観を作る緑の保全・管理・創出</p> <p>出</p> <p>(2)美しい景観を作る緑の維持・創出</p> <p>樹林地の保全と適正管理を行い、丘陵地の健全な緑地景観を維持します。</p> <p>景観重要建造物等と一体となった都市公園などとして、旧華頂宮邸・扇湖山荘の整備・活用に向けた取り組みを推進します。</p> <p>市街地において緑豊かなまち</p>	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> 民有緑地維持管理助成制度を創設し（令和 3 年度）、土地の所有者等が行う緑地の維持管理作業へ助成を行っている。 確保した市有緑地のうち荒廃が進む恐れのある緑地及び特別緑地保全地区指定候補地の緑の質の向上を図るため、平成 21 年度から令和 3 年度まで 	<ul style="list-style-type: none"> 助成の対象となる森林を森林法 2 条に基づく森林とすることで、広域に渡って樹林地（緑地）の管理が進んでいる。 緑地の整備後、モニタリ 	<ul style="list-style-type: none"> 本市において、森林環境譲与税の使途を検討した結果、主に森林整備の推進に活用することとした。 緑の基本計画を実現するうえで特に重要と考えるテーマの一つである「緑の質の向上」が図られている。 住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対し、適正な支援と誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年の台風で倒木や土砂崩れが相次ぎ、激甚化する台風等の気象災害への備えとして、公有林だけでなく民有林における維持管理の必要性が重要視されるようになった。 温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための森林整 	<ul style="list-style-type: none"> 市民等への補助金の交付や市有緑地の危険木の伐採等、緑地の保全と管理を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も緑の維持・創出を図る取組を進めていく方針を掲げることが必要である。

2 自然環境の保全・回復の方針

<p>並み景観を維持・形成すると共に、深沢地域国鉄跡地周辺地区や大船駅周辺地区では、まちづくり計画に合わせた緑化やオープンスペース*の創出を推進し、新しい鎌倉の顔にふさわしい市街地景観を創出します。</p>		<p>は、「確保緑地の適正整備事業」として、令和4年度からは「市民の身近な森づくり事業」として伐採や刈払い等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民などによる接道部の緑化について、申請に基づき補助金を交付した。(約1.1 km、96件) <p>また、ブロック塀等を除却し、接道緑化をする場合の補助率を段階的に9/10に引き上げた。 (令和3年4月1日) (◎)</p>	<p>ングを実施し、植生の回復や野生動物の生息が確認できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民などによる接道部の生垣や樹木の植栽等による緑化を支援し、緑豊かなまち並み景観を創出している。 	<p>が行われている。(+F)</p>	<p>備等に必要なた財源を安定的に確保するため、国が新しい税制度(森林環境税)を創設した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全や景観の形成のほか、災害に強い安全なまちづくりや環境負荷の低減に寄与している。 住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対する市民等の意識の向上に寄与している。(+a) 	
---	--	---	---	---------------------	--	--

2 自然環境の保全・回復の方針

	都市景観課	<ul style="list-style-type: none"> ・古都保存法及び鎌倉市風致地区条例の運用により、歴史的風土の保存及び都市の風致の維持を図った。 ・平成28年12月、古都保存法施行50周年記念誌を発行。(◎) 	緑地と一体となった歴史的風土の保存について、周知を図った。	普及啓発事業の取り組み (+E)	継続的な市民活動 (+c)		<ul style="list-style-type: none"> ・法制度の運用により、歴史的風土の保存及び都市の風致の維持を図っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も普及啓発事業を含めた緑地保全の取組を継続していく方針を掲げることが必要である。
	深沢地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年5月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業(株)、湘南鎌倉総合病院で、村岡・深沢地区の「ヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結 ・令和2年7月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定 	「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」において、村岡地区(藤沢市)村岡城址方面から湘南モノレール湘南深沢駅、等覚寺特別緑地保全地区へとつながる東西のシンボル景観軸と	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン Ver. 1の策定に伴い、計画実現性の向上が図られた。(+D) 	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりに対するニーズの高まり (+a) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「深沢地域国鉄跡地周辺地区」の記載変更 例：深沢地区、深沢地域整備事業用地 ・公共空間を中心に、地区全体にグリーンインフラによるネットワークを整備し、地震等の自然災害や水害等の気象災害に強い基盤を形成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインにおいて、魅力ある緑景観を創出する方針としていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後もガイドラインに基づき、まちづくりを進めていくことが必要である。

2 自然環境の保全・回復の方針

		<p>委員会」を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」よりまちづくりガイドライン基本方針策について答申 令和4年3月：都市計画決定、変更の告示 令和4年3月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」の締結 令和5年10月：「村岡・深沢地区 	<p>「駅前空間」、 「緑豊かな空間」、 「柏尾川沿い空間」の3つの南北軸が交差し、魅力ある緑景観を創出することとしています。</p>				
--	--	--	---	--	--	--	--

2 自然環境の保全・回復の方針

		<p>土地区画整理事業」について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年1月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン (Ver.1)」の策定 (◎) 					
	市街地整備課	<p>砂押川プロムナードの桜並木の保全再生活動への支援を継続的に行っている。 (◎)</p>	<p>緑豊かなまち並み景観の維持・形成に貢献した。</p>	<p>左記のとおり。 (+F)</p>	<p>左記のとおり。 (+f)</p>	<p>変更希望無し。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民への支援により緑豊かなまち並み景観の維持・形成に貢献している。 今後も市民活動への支援を継続していくことが必要である。 まちづくりを進めていくことで、都市マスを示す政策の実効性が高めていく必要がある。
<p>5)水辺環境の保全・整備</p> <p>(1) 海辺の環境保全</p> <p>海岸では養浜を主体とした侵食対策が進められていますが、</p>	都市計画課 (交通)	なし	削除	なし	なし	<p>国道134号線に新たに信号を設置することは現実的ではないため、「市街地から海辺へのアクセス」を検討します。」は削除して良いと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「国道134号の横断の改善等」については現実性を踏まえた計画の見直しを行うことで、都市マスを示す政策の実効性が高めていく必要がある。

2 自然環境の保全・回復の方針

<p>関係機関等と連携を図りながら、防災・減災対策と一体となって、海浜環境の保全・適正化に努めます。</p> <p>また、市街地から海辺へのアクセスが容易になるように、国道 134 号の横断の改善等について検討します。</p>							<p>る。</p>
<p>5)水辺環境の保全・整備</p> <p>(2)良好な河川環境の整備</p> <p>河川の特長や周辺環境に合わせて、津波遡上への対応など安全性を確保すると共に、河川の環境整備に努めます。</p>	<p>下水道河川課</p>	<p>平成 27 年度に相模湾に注ぐ七里ガ浜雨水幹線他 4 河川について、津波の遡上対策の検討を行った。また河川の護岸の改修等は周囲の環境状況に突起しない様、配慮することに努めている。(◎)</p>	<p>津波遡上の対応については、河口部における水門設置案が挙げられたが、その後の進展はなされていない。また、環境に合わせた河川の整備等は引き続き配慮することに努めていく。</p>	<p>なし (-F)</p>	<p>津波遡上の対応については神奈川県海岸保全計画との足並みを揃え検討する必要がある、今後も神奈川県内の動向を注視していく。また、河川の環境整備については、現在まで周囲の環境状況に突起した事例はない。(＋a)</p>	<p>なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 津波遡上への対応の検討や、河川整備時の環境への配慮を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も河川環境整備の取組を進めていく方針を掲げることが必要である。

2 自然環境の保全・回復の方針

<p>6)健全な自然生態系の保全及び回復</p> <p>生物の生息できる豊かな自然環境の保全及び回復を図り、自然と共生したまちづくりへ向け、山・川・海が一体となったビオトープネットワークの拡大を図ります。</p> <p>(1)多様な生物の生息地としての山林や谷戸及び海浜の環境保全</p> <p>山林や谷戸及び海浜などは、貴重種を始めさまざまな植物や小動物の生息地となっています。このため、これらの良好な環境の保全を図ります。</p>	<p>環境保全課</p>	<p>市民やボランティア、財団等と連携し、良好な海岸の状況を保つよう清掃活動を実施した。 (◎)</p>	<p>海岸清掃を通じて良好な海浜の状態を保っている。</p>	<p>(公財)かながわ海岸美化財団と清掃事業の実施について協定を結んでいる。 (+E)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋プラスチックごみ問題への市民意識が高まっている。 ・多くの市民ボランティア、事業者、団体が海岸やまちなかの清掃活動に参加している。 (+a) 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全課では、海岸清掃事業として、ごみ散乱を防止し、海岸を清潔に保ち環境を保全する事業を実施している。 ・環境保全課では本庁舎のビオトープの維持管理をしているが、ビオトープネットワークの拡充は行っていない。(どこが所管でしょうか。) ・10年前の改訂の際にはみどり課が関係課にあった。山林の保全の観点から、みどり公園課は関係課とすべき。 ・谷戸の環境保全については、所管課がないのではないか。川が流れているという観点では下水道河川課か。川も小動物の生息地となっている。 ・この項の全般については、環境政策課と要調整。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体と連携し、良好な海岸の状況を保つよう清掃活動等を行っていくことで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も海岸の環境保全の取組を進めていく方針を掲げることが必要である。
---	--------------	--	--------------------------------	---	--	--	--

2 自然環境の保全・回復の方針

<p>(2) 生態系に配慮した河川や海浜環境の整備</p> <p>水生生物が生息できるような、自然素材による護岸整備や瀬、淵、自然河床の保全などエコロジカルな視点からの河川整備や養浜による生物の多様性の向上、自浄能力の向上を図り、生き物にとっても棲みやすい良好な環境の回復に努めます。</p>	環境保全課	神奈川県が実施する養浜事業に協力・連携した。(◎)	養浜を主体とした砂浜の回復に努めている。		神奈川県により相模湾沿岸海岸浸食対策計画が設けられおり、計画の実行及びモニタリング調査が行われている。(+b)	海岸の管理者である県が養浜を実施している。環境保全課では、神奈川県が実施する砂浜の回復、保全を図り、養浜を主体とした海岸浸食対策に協力・連携している。	<ul style="list-style-type: none"> 県の養浜事業に協力・連携し、砂浜の回復、保全を図る取組を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も海浜環境整備の取組を進めていく方針を掲げることが必要である。
	下水道河川課	(2) 一般の河川においては、自然素材による護岸整備や瀬、淵、自然河床の保全などの河川整備を図ったことはない。(▲)	左記の様な整備を行った事例はない。	なし	蜚の生息地等、生態系の保全に配慮が必要な箇所での浚渫については、地元と作業区間や時期等の相談をしながら実施しているが、左記の様な整備をした事例はない。(-f)	「自然素材による護岸整備や瀬、淵、自然河床の保全など」の記述内容は、一般的には行っていないため削除してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な河川の整備等は行っているが、生態系に配慮した河川や海浜環境の整備はできていないため、都市マスで示す政策の実効性が高めていくためには、関係課と連携し整備する等が必要である。

2 自然環境の保全・回復の方針

<p>7)環境に関する意識の高揚</p> <p>市民も来訪者も共に楽しむことができる、鎌倉独自の自然環境資源や歴史的遺産をいかした環境教育に関わる体験的な場づくりや、環境に関わる学習を深める施設づくりを推進します。</p>	環境保全課	市民団体と協働による関谷小学校環境学習（関谷川水質調査） (◎)	水環境の保全について啓発した		企業の社会貢献活動の高まりや市民活動の活発化により、環境教育は多様な実施主体によって実施されている。(+a)	環境教育については、環境政策課が鎌倉市環境教育行動計画を策定して推進している。見直しに当たっては、環境政策課と要調整。 学習を深める施設づくりという観点から、学校施設課も関係課とすべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> 身近な河川を題材にした環境学習を行うことで、環境保全の意識の高揚を図っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も環境教育の取組を進めていく方針を掲げることが必要である。
	文化財課	回答なし					<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉の文化遺産を構成する文化財を学ぶ教育を実施していく方針を掲げることが必要である。
	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉広町緑地は平成27年(2015年)4月及び平成30年(2018年)6月に一部供用開始。 山崎・台峯緑地(風致公園)は令和2年(2020年)4月及び令和4年(2022年)5月に一部供用開始。 (◎)	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境とふれあうことができる都市公園の整備を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉広町緑地及び山崎・台峯緑地の供用開始を行った。(+f) 	<ul style="list-style-type: none"> 山崎・台峯緑地については、最低限の整備のみでそのままの緑地を残してほしいとの要望があった。(+c) 	<ul style="list-style-type: none"> 市有地内の緑(竹等)について苦情も多く(越境だけでなく密集等で危険を感じる等)、緑地を確保するだけでなく、その後の維持管理が重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地や都市公園の整備を行い、自然環境とふれあいことができる環境を整えることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も自然環境の保全の取組を進めていく方針を掲げることが必要である。

2 自然環境の保全・回復の方針

	生涯学習課	令和4年10月から指定管理制度に事業が移行しているため、当課では具体的な生涯学習の講座等事業は行っていない。	特になし				<p>※7/26 生涯学習課から「指定管理制度に移行後は、学習講座等については指定管理者の自主事業及び鎌倉市生涯学習推進委員会を実施していることであり、その内容については事後的に報告を受けているだけであるため、当課では達成状況等の評価をすることは困難である」旨の回答がありました。</p> <p>環境教育に関わる体験的な場づくりや、環境に関わる学習を深める施設づくりを提供することで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も学習施設づくりを進めていく方針を掲げることが必要である。
8)緑地や河川・海岸などの適正な維持・管理	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> ・民有緑地維持管理助成制度を創設し（令和3年度）、土地の所有者 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成の対象となる森林を森林法2 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市において、森林環境譲与税の使途を検討した結果、主に森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年の台風で倒木や土砂崩れが相次ぎ、激甚化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・「里山の緑への積極的な転換を進めま す。」とは、適正な維持管理がされている里山の緑（里山 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や関係団体等により緑地の維持・管理に資する様々な取組を行っていること

2 自然環境の保全・回復の方針

<p>法指定された民有樹林地については、国・県・市がそれぞれに地域制緑地を指定していることから、国・県・市の適正な役割分担の下に適切な維持保全を図ります。また、災害の恐れがある箇所については、県・市の防災関連事業とも連携を図ります。</p> <p>鎌倉独自の自然環境（山、川、海）の適切な状態での維持と環境学習の観点やレクリエーション的要素も含めて、関係する自治体と、地域住民、NPO*・ボランティア、企業（開発事業者を含む）などの多様な主体が効果的に連携することによって緑地管理が一層進むような仕組みづくり（財源を含む）を確立します。</p> <p>特に荒廃した山林については、災害面に配慮し、里山の緑への積極的な転換を進めます。</p>		<p>等が行う緑地の維持管理作業へ助成を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 確保した市有緑地のうち荒廃が進む恐れのある緑地及び特別緑地保全地区指定候補地の緑の質の向上を図るため、平成21年度から令和3年度までは、「確保緑地の適正整備事業」として、令和4年度からは「市民の身近な森づくり事業」として伐採や刈払い等を実施した。 NPOやボランティア団体等によって、市有緑地等の刈払いや樹木及び竹の伐採が実施された。 	<p>条に基づく森林とすることで、広域に渡って樹林地（緑地）の管理が進んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑地の整備後、モニタリングを実施し、植生の回復や野生動物の生息が確認できた。 NPO法人鎌倉緑のレンジャーは、緑地維持管理の 	<p>整備の推進に活用することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑の基本計画を実現するうえで特に重要と考えるテーマの一つである「緑の質の向上」が図られている。 市民との連携により、緑地の保全及び維持管理を推進している。 同会に対しては、運営費の助成や風致保存基金積立金の寄附を行っている。（+E） 	<p>台風等の気象災害への備えとして、公有林だけでなく民有林においての維持管理の必要性が重要視されるようになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保するため、国が新しい税制度（森林環境税）を創設した。 生物多様性の保全や景観の形成のほか、災害に強い安全なまちづくりや環境負荷の低減に 	<p>林）へ転換を図ることでしょうか。文言の修正が必要と考えます。</p>	<p>で、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も市の助成も含め、緑地の維持・管理の取組を継続していく方針を掲げることが必要である。 「里山の緑への転換」の記載については見直しが必要と考えられる。
--	--	---	--	--	---	---------------------------------------	--

2 自然環境の保全・回復の方針

		<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人鎌倉風致保存会では、会員、市民、企業等にボランティアを募り、史跡等の緑地の維持管理作業を実施した。(◎) 	<p>担い手育成として実施している啓発事業（緑のレンジャー）の修了者を中心に結成され、地域に根差した緑地管理支援組織としての役割を果たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡や保存建造物とそれらを取り巻く緑地を一体的に管理し、鎌倉の独 		<p>寄与している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携による緑地管理を推進している。 ・連携による緑地管理を推進している。(+a) 		
--	--	---	--	--	---	--	--

2 自然環境の保全・回復の方針

			自の自然環境を維持している。				
	下水道河川課	当課は河川の緑地管理が一層進むような仕組みづくりは行っていない。	所管事業なし。				・該当なし
	環境保全課					環境保全課では維持・管理を実施していない。	・該当なし

3 都市景観形成の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内評価	達成状況・課内評価に対 する理由		現在の担当課の 施策と鎌倉市都 市マスタープラン との相違点、 要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>1)構造別景観形成の方針 (1)都市景観の基本構造 本市の景観づくりを進めるにあたっては、市域全体が「古都」であることに配慮し、本市全域を「古都鎌倉大景域」と設定します。 そして、景観上の特徴などから「古都鎌倉大景域」を 2 つの「景域」に分け、これをさらに 5 つの「景観地域」に分けます。 また、都市景観の構造上の重要な骨格として、4 つの拠点と</p>	都市計画課	<p>周辺の住環境や景観と調和した街並みの形成を確実に誘導するとともに、商業や産業の適切な土地利用への対応を図るため、平成 30 年 11 月に高度地区指定拡大方針を策定し、令和 2 年 3 月に、方針に基づく高度地区を変更し、区域の拡大を行った。 (◎)</p>	<p>高度地区の指定拡大で、市域の概ね全域に、法制度での高さ規制を導入したことにより、周辺の住環境や景観と調和したまち並みのスカイライン形成を、より確実に誘導し、方針の進展に大きく寄与している。</p>	<p>都市マスタープランの考え方に基づき、高度地区指定拡大方針を策定及び高度地区の都市計画変更。 (+D)</p>	<p>人口減少下の中で、都市開発の圧力が縮小していることや、コロナウイルス感染拡大によるオフィスやマンション等の高層建築物の需要の低下。 (+a)</p>		<p>高度地区の拡大により、市全域に高さ規制のある地域が指定され、後半記述の「～高度地区、景観地区などの適用」についての施策は完遂しているものと推察される。 そのため、「～地区計画等の適用、高度地区、景観地区等の運用、都市景観形成事業の推進を図ります。」とし、適切に運用されることで、都市マスで示す政策の実効性が高めていく必要がある。</p>

3 都市景観形成の方針

<p>4 つのゾーン（景観計画ではベルトを示す）を設定します。</p> <p>都市景観の形成にあたっては、この都市景観の基本構造を指針とし、具体的な方針を定めるものとします。特にゾーン及び拠点では、市民参加により各地区のまちづくり構想、計画の策定と併せてまち並みのあり方を検討し、地区計画、高度地区、景観地区などの適用や都市景観形成事業の推進を図ります。</p> <p>【図 都市景観の基本構造図】</p>	<p>都市景観課</p>	<p>・平成 29 年 3 月景観計画改定。 (◎)</p>	<p>・基本構造は重要な指針として継承しながら、事業計画が進行中である深沢地域国鉄跡地周辺拠点等については、まちづくりの推移をみながら景観形成の熟度を高めていくための協議を行っている。</p>	<p>事業計画の進行 (+D)</p>	<p>新しい都市づくりへの期待 (+b)</p>	<p>景観計画においても都市マスに示す基本構造をもとに方針を掲げているため、継続してこの基本構造を指針とし、ゾーン及び拠点については、事業計画にて施策が展開されることを都市マスで示す政策の実効性を高めていく必要がある。</p>
---	--------------	------------------------------------	--	-------------------------	------------------------------	---

3 都市景観形成の方針

(3. 具体的な方針)	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内評価	達成状況・課内評価に対 する理由		現在の担当課の 施策と鎌倉市都 市マスタープラ ンとの相違点、 要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(2) 景域 本市は、2 つの景域によって構成されます。</p> <p>【古都景域】 鎌倉地域とその周辺の谷戸・丘陵からなる歴史的色合いの濃い地域です。「古都鎌倉」の中核をなしています。</p> <p>【都市景域】 大船・深沢・腰越地域の市街地と、それらを取り囲む計画的に開発された住宅地の点在する丘陵地域と、農業振興地域を持つ玉縄地域とからなっています。「新しい鎌倉」としてのまちづくりが進行中です。 ↑景域の説明であり、評価できない。評価不要</p>	都市景観課	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 3 月景観計画改定。 (◎) 	<ul style="list-style-type: none"> 景域の都市景観形成のテーマに基づき、運用中である。 	事業の継続 (+D)	市民理解の醸成 (+d)		<p>景観計画においても都市マスに示す景域をもとに基本方針を掲げているため、継続して 2 つの景域にて構成し、景観計画で示すテーマに基づき運用されることで、都市マスで示す政策の実効性を高めていく必要がある。</p>

3 都市景観形成の方針

(3. 具体的な方針)	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課 の施策と鎌倉 市都市マスター プランとの 相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(3) 景観地域 2つの景域は、5つの景観地域に区分されます。</p> <p>【古都景域】 ①古都景観地域 ●自然と歴史・文化を際立たせる都市景観の形成 古都としての鎌倉の都市軸に若宮大路を据え、その周辺を取り巻く歴史的・文化的資源、古都景域の中心に位置する鎌倉駅周辺、樹々の間に見え隠れする住宅、さらに眼前に開ける海浜部までを一体として、風情と風格を備えた美しい歴史的都市景観を整えていくことを目指します。←目標</p> <p>②古都丘陵景観地域 ●風致景観の保全と創造 豊かな自然と多くの歴史的遺産が融和した歴史的風土における、緑豊かな低層住宅地としての景観を保全・創造していきます。←目標</p> <p>【都市景域】</p>	都市景観課	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 3 月景観計画改定。 (◎) 	<ul style="list-style-type: none"> 景観地域の基本方針に基づき、運用中である。 	事業の継続 (+D)	市民理解の醸成 (+d)	<p>景観計画においても都市マスに示す景観地域の基本方針を掲げているため、継続して景観地域の基本方針の実現に向けた施策の実効性を高めていく必要がある。</p> <p>景観計画の記載と整合を図るため、都市景域のうち都市景観地域の方針を「市街地の環境にあわせた良好な都市景観の創出」に、都市丘陵景観地域の方針を「自然資源を活かした都市景観の形成」に修正。</p>	

3 都市景観形成の方針

<p>③都市景観地域</p> <p>●市街地の環境に合わせた良好な都市景観の創出</p> <p>新たな鎌倉としての大船・深沢・腰越の拠点を中心に、周辺環境、市街地の緑の保全・活用等と調和させつつ、快適で活力溢れる都市景観を整備します。</p> <p>←目標</p> <p>④都市丘陵景観地域</p> <p>●自然景観をいかした都市景観の形成</p> <p>丘陵地に計画的に開発された住宅地が点在する地域として、宅地内の緑化を基盤としながら、樹林地や公園などの環境資源の保全・活用を図りつつ、全体として緑豊かな公園的な景観形成を目指します。←目標鎌倉市都市マスタープラン 69</p> <p>Ⅲ-3 部門別方針／都市景観形成の方針</p> <p>⑤玉縄丘陵景観地域</p> <p>●自然・歴史と文教的環境が融和した都市景観の形成</p> <p>丘陵地に広がる文教施設や住宅からなる閑静なまち並みと田園とを併せ持つ、穏やかで伸びやかな地域特性を大切に景</p>							
--	--	--	--	--	--	--	--

3 都市景観形成の方針

観形成を図ります。緑地の保全及び、貴重な農地の保全を図り、田園景観と良好な住宅地の景観とが調和した整備を目指します。←目標							
---	--	--	--	--	--	--	--

3 都市景観形成の方針

(3. 具体的な方針)	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課 の施策と鎌倉 市都市マスタ ープランとの 相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
(4) 拠点 ①鎌倉駅周辺拠点 ●ゆとりと風格ある古都鎌倉の顔づくり 古都景域の中心的位置付けとして、また、古都鎌倉の顔として、ゆとりと風格、活力とを併せ持ち、かつ背景の山並みと融和した、魅力ある景観形成を図ります。←目標 ②大船駅周辺拠点 ●文化の香り高い新しい鎌倉の顔づくり 古都鎌倉の玄関口にふさわしい魅力ある都市景観の形成を目指します。←目標 活力ある商業・業務地としての顔と、文化的資源、大船観音などの景観資源とを共にかかし、適正な土地利用の誘導、魅力ある歩行者空間の創出、緑やオープンスペース*の創造などを通してゆとりある景観形成を図ります。←目標	都市景観課	・平成 29 年 3 月景観計画改定。 (◎)	・深沢地域国鉄跡地周辺拠点等については事業計画が進行中であることから、まちづくりの推移をみながら景観形成の熟度を高めていくための協議を行っている。	事業計画の進行 (+D)	新しい都市づくりへの期待 (+b)		景観計画においても都市マスタに示す拠点をもとに基本方針を掲げているため（腰越地域を除く）、継続して各拠点の景観特性に応じた施策の展開することで、都市マスタで示す政策の実効性が高めていく必要がある。 なお、腰越地域は景観計画において除かれており、総合計画や都市マスタで示す都市拠点にも該当しないため、今後掲げる拠点として設定するか議論を要する。

3 都市景観形成の方針

<p>③深沢地域国鉄跡地周辺拠点 (深沢新都市拠点)</p> <p>● 水と緑に囲まれた『輝く杜の都心』の都市景観の形成</p> <p>新しい都市拠点を創造する場所として、周辺の自然環境(斜面緑地、柏尾川等)や泣塔などの歴史資源をいかし、都市の活力と快適性を備えた魅力ある都市景観の形成を図ります。←目標</p> <p>④腰越拠点</p> <p>海、漁港や社寺、背景の緑などの資源をいかし、気軽に立ち寄ることのできる気さくで親しみのある商業地として、小動岬周辺の歴史性や江の島一帯の整備状況等にも配慮しつつ景観整備を進めます。←目標</p>		<p>再開発によらないまちづくりを進めるため、鎌倉女子大、地元自治会・商店会、周辺事業者等との意見交換や地域のボランティア活動及びイベントへの支援等を実施している。 (△)</p>			<p>費の高騰が続いていること。また、これに伴い、再開発事業を実施した際に権利者が得られる再開発ビルの床面積(権利床)が減少する見込みであること。 (-a, -d)</p>		
	<p>深沢地域整備課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年5月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業(株)、湘南鎌倉総合病院で、村岡・深沢地区の「ヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結(○) 令和2年7月：「鎌倉市 	<p>「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」において、村岡地区(藤沢市)村岡城址方面から湘南モノレール湘南深沢駅、等覚寺特別緑地保全地区へとつながる東西のシンボル景観軸と「駅前空間」、「緑豊かな空間」、「柏尾川沿い空間」の3つの南北軸が交差し、魅力ある緑景観を創出すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン Ver.1の策定に伴い、計画実現性の向上が図られた。 (+D) 	<ul style="list-style-type: none"> みどりに対するニーズの高まり (+b,c,d) 	<ul style="list-style-type: none"> 「深沢地域国鉄跡地周辺地区」の記載変更 例：深沢拠点 水とみどりに囲まれたまちとして、鎌倉がこれまで大事にしてきた景観を継承しながらも、新たな拠点にふさわしく、鎌倉の新しい顔として、新たな一面を感じ 	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインにおいても、緑景観の創出を図る方針とすることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後もガイドラインに基づき、深沢のまちづくりを進めていくことで都市マスで示す政策の実効性が高めていく必要である。

3 都市景観形成の方針

		<p>深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置 (○)</p> <p>・令和3年3月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」よりまちづくりガイドライン基本方針策について答申 (○)</p> <p>・令和4年3月：都市計画決定、変更の告示 (○)</p> <p>・令和4年3月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」の締結 (○)</p> <p>・令和5年10月：「村岡・深沢地区土地区画整理事業」に</p>	<p>としています。</p>			<p>られるまち並みをつくりま す。</p>	
--	--	--	----------------	--	--	----------------------------	--

3 都市景観形成の方針

		<p>ついて、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける (○)</p> <p>・令和6年1月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン (Ver.1)」の策定 (○)</p>					
--	--	---	--	--	--	--	--

3 都市景観形成の方針

(3. 具体的な方針)	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(5) ゾーン(ベルト)</p> <p>①海岸ゾーン (海浜ベルト)</p> <p>● 古都の歴史と都市の魅力を体感 する美しい海浜イメージの創出</p> <p>背景としての山並みに対する 前景としての海浜部は、歴史性 を有すると同時に、鎌倉全体に 明るいイメージを与える環境資 源です。</p> <p>漁港やその周辺の海に関わり の深いまち並みと、和賀江嶋、 稲村ヶ崎、小動岬などの歴史的 資源、それらを結んで走る国道 134 号、また、東日本大震災の 教訓を踏まえた防災・減災対策 とが一体となって調和する海浜 景観の保全・創造を目指しま す。 ←目標</p> <p>②鎌倉シンボルゾーン (若宮大 路ベルト)</p> <p>● 若宮大路をシンボルとした歴史 的都市美観の形成</p> <p>古都鎌倉の象徴として、歴史</p>	都市景観課	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 3 月景観計画改 定。 (◎) 	<ul style="list-style-type: none"> 景域の 都市景 観形成 のテー マに基 づき、 運用中 である。 	事業の継続 (+D)	市民理解の醸 成 (+d)	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画の記載と整 合を図るため、 柏尾川ベルト (大 船・深沢ゾーン) を 「水を活かした魅力 的な市街地景観の形 成」に、都市丘陵景 観地域の方針を「自 然資源を活かした都 市景観の形成」に修 正する必要がある。 景観計画においても 都市マスタープラン と同様にゾーン (ベ ルト) の方針を掲げ ていることで、都市 マスで示す政策の実 効性が高まってい る。 今後も景観計画に基 づく景観形成の取組 を継続していくこと で都市マスで示す政 策の実効性が高めて いく必要がある。 	

3 都市景観形成の方針

<p>性・文化性を色濃く打ち出した沿道とその周辺の景観整備が必要とされます。背景の山並みと調和した建築物の整備、積極的な道路景観整備と、沿道建築物等の景観誘導を行っていきます。←目標</p> <p>③鎌倉・大船ゾーン（北鎌倉ベルト）</p> <p>● 歴史的景観と都市的景観が連続・連携するまち並みの形成</p> <p>北鎌倉ゾーンは、北鎌倉駅を挟んで以東の古都 景域へ続く入口としての役割と、駅以西の大船方面の都市景域へ続く商工業地としての役割とを担っています。歴史的環境に融和した沿道景観の整備と、安全で魅力的な歩行者空間の創造を通して、古都景域と都市景域とを結ぶ連続性を大切にしたい、ヒューマンスケール*のまち並み景観の形成を図ります。←目標</p> <p>④大船・深沢ゾーン（柏尾川ベルト）</p> <p>● 水をいかした魅力的な市街地景観の形成</p> <p>大船・深沢の 2 拠点を結ぶ地域として、親水空間の創出</p>	<p>市街地整備課</p>	<p>②開発等に際して、「古都中心市街地まちづくり構想」等の方針に沿った事業計画の実施に努めるよう、事業者へ要望・指導をしている。 (○)</p>	<p>②一定の効果があったと思われる。</p>	<p>②特になし。</p>	<p>②多くの場合において、「古都中心市街地まちづくり構想」等の方針に沿った開発事業が行われている。 (+d)</p>	<p>②変更希望無し。</p>	<p>・開発事業等に際して事業者への要望・指導を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。</p> <p>・今後も「古都中心市街地まちづくり構想」等の方針に沿った事業計画が実施されるよう方針を掲げる。</p>
--	---------------	---	-------------------------	---------------	---	-----------------	---

3 都市景観形成の方針

<p>等、川と人との関わりに根ざした河川景観の整備を軸とした秩序ある都市景観の整備を図ります。←目標 交通ネットワークの充実に伴う緑化を中心とした道路景観の整備、魅力ある歩行者空間の創造、周辺大規模施設の緑化や建物相互のまとまりとしての調和、適正な土地利用の誘導等を図り、さらには東海道本線からの車窓景観も意識し、背景の山並みと調和した一体的な都市景観の整備を進めます。 ←目標</p>							
---	--	--	--	--	--	--	--

3 都市景観形成の方針

(3. 具体的な方針)	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内評価	達成状況・課内評価に対 する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>2) 類型別景観形成の方針 鎌倉らしい景観を構成する要素に着目し、鎌倉の景観類型を、土地利用と景観資源の 2 つに区分します。</p> <p>(1) 土地利用別の景観形成の方針 部門別方針の「1. 土地利用の方針」において区分した土地利用類型に応じて、景観形成を図ります。市民の日常生活の基盤となる「住」の場と、外からの来訪者の利用も多い「生産・消費」の場との調和を図り、古都としてのうるおいと風格のある景観の形成を進めます。</p> <p>このため、市民、NPO*、事業者等による自主的なルールづくりを支援し、地区計画、景観地区、景観計画特定地区、建築協定、緑地協定、自主協定等の適用を検討します。また、一定規模以上の開発・建築に対しては、景観計画に基づき、意匠・形態について協議し、景観誘導を行います。</p> <p>①住宅地景観 【土地利用類型】</p>	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> ・美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保存樹林等に指定し、その維持に対して毎年、奨励金を交付した。(◎) ・市民などによる接道部の緑化について、申請に基づき補助金を交付した。(約 1.1 km、96 件) また、ブロック塀等を除却し、接道緑化をする場合の補助率を段階的に 9/10 に引き上げた。(令和 3 年 4 月 1 日)(◎) ・開発事業について、条例に基づき、緑化 	<ul style="list-style-type: none"> ・美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保存樹林等に指定することで風致の維持に寄与している。 ・市民などによる接道部の生垣や樹木の植栽等による緑化を支援し、緑豊かなまち並み景観を創出している。 ・開発区域内での緑化を推進し、緑豊かで快適な居住環境の形成を図っている。 ・都市における良好な自然環境となる緑地の現状凍結的な保全が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対し、適正な支援と誘導が行われている。(+D) ・緑地保全に係る法制度を活用して、緑地の適切な保全が図られた。(+D) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対する市民等の意識の向上に寄与している。(+d) ・緑地の保全に対する意識の向上に寄与している。(+d) 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観を構成する緑の保全、創出のために補助支援制度や法制度の活用を図っていることで、都市マスタープランで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も緑地保全、創出の取組を進めていく方針を掲げることが必要である。 	

3 都市景観形成の方針

<ul style="list-style-type: none"> 旧市街地の住宅地（旧鎌倉低・中層、腰越小学校周辺） 谷戸の住宅地 ・ 一般住宅地 ・ 沿道住宅地 計画開発住宅地（丘陵住宅地） 林間住宅地 ・ 海浜住宅地 海浜住商複合地 ・ 都市型住宅地 中・高層住宅地 <p>【まち並み形成の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物相互の景観調和 背景の山並みに配慮した景観形成 良好な屋敷林や生け垣等の保全 緑豊かな住宅地景観の保全・形成 		<p>を推進した。 (○)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区を指定した。（上町屋特別緑地保全地区：平成30年6月15日約0.6ha） 特別緑地保全地区の指定の手段中（植木特別緑地保全地区：約3.0ha） <p>(○)</p>				
<ul style="list-style-type: none"> 住環境の改善に併せた都市景観の形成 洋館や近代和風住宅の保存 <p>②商業・業務地景観</p> <p>【土地利用類型】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域的商業地 ・ まち並み型商業地 住商複合地 ・ 観光型住商複合地 <p>【まち並み形成の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市の活力と風格を高める商業・業務地景観の創出 緑の積極的な導入（街路樹等） ファサード*に重点を置いた景 	<p>都市計画課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 3つの地区において申出制度、提案制度で都市計画決定、変更を行った。現在も相談のある地区がある。 (○) 特別緑地保全地区を指定した。（上町屋特別緑地保全地区：平成30年6月15日約0.6ha） 特別緑地保全地区の指定の 	<ul style="list-style-type: none"> 都市マスの土地利用の方針に基づいた地区計画を決定している。相談のある地区についても都市マスに沿った地区計画にするよう指導等を行う。 都市農地について引き続き特定生産緑地などの制度を運用し、保全に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全に係る法制度を活用して、緑地の適切な保全が図られた。 (+D) 	<ul style="list-style-type: none"> 住民のまちづくりへの意識が高まっている。 (+c) 住民の緑地の保全に対する意識が高まっている。 (+b, c, d) 都市農業振興基本計画に市街化区域内の農地が「宅地化すべきもの」から 	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画の都市計画決定をはじめ、住民のまちづくりへの意識の高まりにあわせ、地域特性を考慮した自主的なルールづくりの支援を遂行している。また、特別緑地保全地区の決定や特定生産緑地の指定など景観を構成する要素（緑地や農地）の保全を図っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も地域の特性や

3 都市景観形成の方針

<p>観整備（統一性のある整備、一体感の演出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古都景域では、古都としての風格ある都市景観の保全と背景となる山並みに配慮した景観形成 ・近隣型・商業型商店街の魅力向上 ・安全で快適な歩行者空間の創出（オープンスペース*や歩道状空地の確保、無電柱化の推進等） ・質の高い広告物等の誘導（鎌倉にふさわしい高質なデザインの推進、メーカーに対する色彩・デザインに配慮した自動販売機設置の要請、景観・安全を阻害する歩道上の置き看板、商品陳列などの是正指導等） 		<p>手続中（植木特別緑地保全地区：約3.0ha） （○）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地について30年経過した生産緑地地区の約8割を保全できた。 （○） 			<p>都市に「あるべきもの」として位置づけられ、計画的に保全する方向が示された。 （+a, b, d）</p>		<p>土地利用の現況を踏まえ、情勢やニーズに対応した景観形成の取組を進めていく方針を掲げることが必要である。</p>
<p>③工業地景観</p> <p>【土地利用類型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業地 ・産業複合地 <p>【まち並み形成の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模施設と地域環境の調和（敷地内の緑化やポケットパーク） 	<p>都市景観課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年3月、鎌倉市景観計画改定。土地利用類型ごとの景観形成基準を一部見直し。 （◎） ・平成29年3月、鎌倉市都市景観条例改正。景観配慮協議制度を導入。 （◎） 	<p>景観計画に具体的な景観形成基準を定め、都市景観条例に手続を規定することで、実効性を担保している。</p>	<p>行政計画の改定、条例の改正。 （+D）</p>	<p>市民理解の醸成 （+d）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画においても都市マスタープランと同様に土地利用類型ごとの方針を掲げていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も景観計画に基づく景観形成の取組を方針に掲げる必要がある。

3 都市景観形成の方針

<p>ク*の創出等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途混在地域における適切な土地利用誘導と緑化の推進(緩衝緑地の拡充等) ・都市基盤整備による新しい都市空間の創出 ・地域に調和したデザイン <p>④緑地景観 【土地利用類型】 ・緑地 ・都市公園等の緑</p> <p>【まち並み形成の方針】 ・古都丘陵景観地域の丘陵の保全 ・都市景域の背景となる丘陵の緑の保全 ・市街地における緑の保全と創造</p> <p>⑤農業景観 【土地利用類型】 ・農地</p> <p>【まち並み形成の方針】 ・田園景観の保全と整備(市街化調整区域の一団の農地、谷戸の農地等) ・都市農地の保全(生産緑地地区等)</p> <p>⑥公共公益施設 【土地利用類型】 ・公共公益施設地 ・新都市機能導入地</p> <p>【まち並み形成の方針】 ・地域の核となる先導的な景観形成(建築物のデザイン、緑化の</p>	<p>深沢地域整備課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年5月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業(株)、湘南鎌倉総合病院で、村岡・深沢地区の「ヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結(○) ・令和2年7月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置(○) ・令和3年3月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」よりまちづくりガイドライン基本方針策について答申(○) ・令和4年3月：都市計画決定、変更の告示(○) 	<p>「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」において、村岡地区(藤沢市)村岡城址方面から湘南モノレール湘南深沢駅、等覚寺特別緑地保全地区へとつながる東西のシンボル景観軸と「駅前空間」、「緑豊かな空間」、「柏尾川沿い空間」の3つの南北軸が交差し、魅力ある緑景観を創出することとしています。</p> <p>また、歩きやすく魅力的な歩行環境を形成するためには、人や環境に対して安全、安心でやさしく、わかりやすい計画、デザインを施すことが重要です。目的地への移動だけでなく、回遊する、運動する、休むなど多様な都市活動を想定し、目的がなくても利用できるような設えとすることとしています。</p> <p>さらに、新たな拠点にふさわしいま</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン Ver.1の策定に伴い、計画実現性の向上が図られた。(+D) 	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりに対するニーズの高まり(+b, c, d) ・ウォークアブルに関する認識の広まり(+b, c, d) ・「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅(仮称)設置に関する覚書」(神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本)を締結し、新駅を設置することに合意(+b, c, d) 	<ul style="list-style-type: none"> ・深沢地区は周囲を保全された緑地に取り囲まれた柏尾川沿いの平坦な土地に立地しています。地区内外の緑地と建築物が一体となってまとまりのある景観を形成し、周囲の自然景観や丹沢や富士山など周囲の山並みへの眺望を活かしたまちづくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインにおいても、緑景観の創出を図る方針としていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後もガイドラインに基づき、深沢のまちづくりを進めていくことで、都市マスで示す政策の実効性が高めていく必要がある。
--	----------------	---	---	--	--	---	--

3 都市景観形成の方針

<p>推進、オープンスペース*の確保等)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」の締結 (○) ・令和5年10月：「村岡・深沢地区土地区画整理事業」について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける (○) ・令和6年1月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（Ver.1）」の策定 (○) 	<p>ち並みを形成するため、建築物の規模、位置や外壁の素材とその色彩等、中景や遠景では建築物群が全体としてまとまりのある景観を形成し、周囲の既成市街地や自然景観との調和を図ることとしています。</p>				
--------------------------	--	---	--	--	--	--	--

3 都市景観形成の方針

	<p>農業委員会</p>	<p>⑤市内の農家や事業者と連携した遊休農地解消対策実践活動による草刈りや耕作等を実施し、田園景観の保全に取り組んだ。また、毎年、農地の耕作状況の調査を行い農地の適切な管理に取り組んだ。 (○)</p>	<p>継続</p>	<p>良好な農業景観の保全に向けて引き続き取り組むとともに長期的な視点で取り組んでいく必要がある。 (±)</p>	<p>市内の民間事業者の参加、協力によって農業景観の保全活動が後押しされているものの、農地面積が年々減少しており、引き続き農業景観の保全活動を行う必要がある。 (+c,d)</p>	<p>特になし</p>	<p>方針に掲げる田園景観の保全のため、遊休農地解消対策実践活動、農地の耕作状況調査等の施策の推進があることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 農地面積の減少はあるものの、長期的な視点で取り組んでいく必要があるため、更なる施策の推進、展開を方針に掲げることを期待する。</p>
--	--------------	---	-----------	---	--	-------------	--

3 都市景観形成の方針

(3. 具体的な方針)	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内評価	達成状況・課内評価に対 する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
(2) 景観資源の保全・活用・整備の方針 景観資源は、その特色により 8 つに区分されます。「鎌倉らしさ」のひとつである緑・水を中心とした豊かな自然資源については、市民生活との距離が近くなるような、親しみのある景観整備を進めます。このため、緑地などの自然環境保全、河川・海浜などにおける環境整備、緑化推進などの施策を推進します。 また、鎌倉の個性をつくり出している大切な要素である歴史的遺産については、「古都鎌倉」にふさわしい歴史の演出を伴った景観の形成を進めます。このため、歴史的風土保存区域、風致地区の活用のほか、景観地区、景観計画特定地区、景観重要建造物の指定等の推進を図ります。 ①海浜景観 ・安全で美しい海浜景観の形成 ・海辺の自然環境の保全・回復 ・国道 134 号や道路沿道のまち	都市景観課	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 3 月、鎌倉市景観計画改定。(◎) 平成 30 年 4 月、鎌倉市公共サインガイドライン策定。(◎) 	景観資源の保全・創出について景観計画に定めたほか、公共サインについては具体的なガイドラインを定めた。	事業の推進 (+D)	市民理解の醸成 (+d)	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画においても都市マスタープランと同様に景観資源類型ごとの方針を掲げていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も景観計画に基づく景観形成の取組を継続していく方針を掲げる必要がある。 	
	文化財課	③ ・円覚寺舍利殿防災施設等修理事業（平成 26 年度～平成 28 年度）、鶴岡八幡宮撰社若宮保存修理事業（平成 27 年度～令和元年度）、光明寺本堂保存修理事業（平成 29 年度～令和 10 年度）、材木座公会堂保存修理事業（令和 3 年度～令和 4 年	<ul style="list-style-type: none"> 指定建造物等の適切な保存修理を継続する。 史跡永福寺跡においては整備によって当時の景観が復元され、「古都鎌倉」にふさわしい歴史の演出を伴った景観が形成されている。他の史跡においても、適切な 	<ul style="list-style-type: none"> 地域や来訪者に親しまれている建造物、時代の特色をよく表した価値ある文化財の保存活用を着実に進めている。(+E) 歴史上、芸術上、学術上価値の高い文化財を次世代に、着実に継承している。(+d) 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡永福寺跡の整備や歴史的建造物の保存修復等を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も歴史的な景観形成の取組を進めていく方針を掲げることが必要である。 ※世界遺産の記述はしない		

3 都市景観形成の方針

<p>並み、背景に広がる丘陵の緑などの一体的な景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏の海浜景観の演出 <p>②河川景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親水性のある河川環境の創造（安全性や生態系に配慮） ・水に関する景観資源の活用（十橋、十井、五名水等） <p>③歴史的建造物・史跡景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的景観資源の保存と修復（社寺、史跡、遺構等） ・歴史的環境に調和した景観形成 ・身近な歴史的資源の活用（地域の文化財、洋風建築物等） ・歴史性をいかした公共サインの整備 <p>④歴史的風土景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土を構成する古都の緑の保存 ・歴史的史実に彩られた景観の保全・修復 <p>⑤歴史的眺望景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的眺望景観の保全 ・優れた眺望点の確保 <p>⑥道路景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路機能の特性及び地域特性をいかした沿道景観の形成（幹線道路、生活道路等） ・シンボルロードの整備（格調ある道路景観、緑豊かな道路景観 		<p>度)等、歴史的建造物の保存修復を実施した。 (○)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡永福寺跡の公開活用に向けた整備を行い、整備が終了した平成29年6月から一般公開を開始した。また、それに伴う維持管理業務を実施した。 <p>その他の史跡指定地内の樹木の枝払い、下草刈り等を行い、景観の維持に努めた。 (○)</p>	<p>樹林管理により歴史的な景観が保たれている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定史跡永福寺跡の公開活用に向けた整備が終了し、公開活用が図られている。その他の史跡指定地についても、日常的に樹木の伐採や下草刈りを実施するとともに、令和4年度からは、樹林地内の予防的な防災管理を計画的に進めて 		
--	--	--	------------------------------	---	--	--

3 都市景観形成の方針

<p>等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者プロムナード*の整備 (バスベイ*、ポスト、その他のストリートファニチャー*のデザイン・配置の工夫など) ・歴史性や環境面、防災面に配慮した道路整備 ・観光客集中地域等における公衆トイレの整備 <p>⑦鉄道・駅前景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道と一体となった沿道の景観形成 ・車窓景観への配慮 ・古都の第一印象にふさわしい駅前景観の形成 <p>⑧公園・広場景観</p>	<p>みどり公園課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保存樹木等に指定し、その維持に対して毎年、奨励金を交付した。 (◎) 	<ul style="list-style-type: none"> ・美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保存樹木等に指定することで風致の維持に寄与している。 	<p>いる。 (+E)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有者と連携し、緑地の適正な管理を図った。 (+E) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の保全に対する市民等の意識の向上に寄与している。 (+d) 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観を構成する緑の保全のために補助支援制度の活用を図っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も公園や広場を魅力的な都市空間として整備していくとともに、これらのネットワーク化や、公園・広場を核とした都市景観の形成に努める方針を掲げることが必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・身近なオープンスペース*や都市公園、見晴らし場所等の整備 ・歴史性・文化性をいかした景観形成 ・市全域が公園的な空間となる景観形成（公園・広場のネットワーク化等） 	<p>観光課</p>	<p>観光資源である海岸を活用し、海水浴場を開設した。 (○)</p> <p>ハイキングコースを紹介し、必要に応じて整備を実施した。 (○)</p>	<p>海水浴場を開設するなど、海岸の観光資源の価値を向上させるとともに、誘客に努めた。</p> <p>ハイキングコースを紹介することで、歴史的眺望景観資源の価値を広めている。</p>	<p>20万人を超える海水浴客が来訪したことで、海の賑わいに貢献した。 (+C)</p> <p>自然環境や歴史的眺望景観に対する魅力の創出に貢献</p>	<p>海水浴離れによって、浴客は減少傾向にある。 (-a, b)</p> <p>土地の所有者や管理者等が複雑であり、整備がなかなか進まない。 (-d)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源である海浜やハイキングコースを活かし、海浜景観や歴史的眺望景観の活用を図っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も景観資源を活かした良好な都市景観の形成の取組を進めていく方針を掲げる必要がある。

3 都市景観形成の方針

				した。 (+E)			
	下水道河川 課	当課は河川における環境整備、緑化推進などの施策は推進していない。また②の親水性のある河川環境の創造（安全性や生態系に配慮）については、「河川の清掃や生態系の調査及び水質調査等を行う河川維持協力団体と協働して、河川の良い環境を維持すること」を目標と挙げている道水路管理課の所管事業ではないか。	所管事業なし				評価対象外

3 都市景観形成の方針

	<p>道水路管理課</p>	<p>河川の良い環境を維持するため、河川の清掃及び目視による生態系調査等を協力団体に依頼した。</p>	<p>河川維持管理協力団体との連携を継続することで、方針に掲げる施策を推進する。</p>	<p>河川維持管理協力団体（4団体）に対して、作業を依頼し、市民との協働により、河川の定期的な点検や維持管理に寄与している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の清掃や生態系調査等を行っていることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も市民等と協働し、河川景観の保全の取組を継続していく方針を掲げることが必要である。
--	---------------	---	--	--	--

3 都市景観形成の方針

(3. 具体的な方針)	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>3)景観まちづくりの推進</p> <p>(1) 地域における景観・まち並み形成の推進</p> <p>①地区まちづくり計画、デザインガイドラインの作成 景観計画をベースとして、地区ごとのきめ細やかな景観づくり・まち並み形成を推進します。 地区住民と市の協働による地区プランの策定や、地域の文脈、景観・まち並み形成の作法等をわかりやすく伝えるデザインガイドライン*の作成を支援します。</p> <p>②地域における歴史まちづくりの推進 鎌倉の歴史的価値をさらに高め、歴史・文化の息づく都市景観を形成するために、「歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）」の活用について検討します。</p> <p>③地域の特徴を考慮した建築物の高さ等の誘導 建物高さの制限が指定されて</p>	都市計画課	<p>周辺の住環境や景観と調和した街並みの形成を確実に誘導するとともに、商業や産業の適切な土地利用への対応を図るため、平成 30 年 11 月に高度地区指定拡大方針を策定し、令和 2 年 3 月に、方針に基づく高度地区を変更し、区域の拡大を行った。 (◎)</p>	<p>高度地区の指定拡大で、市域の概ね全域に、法制度での高さ規制を導入したことにより、周辺の住環境や景観と調和したまち並みのスカイライン形成を、より確実に誘導し、方針の進展に大きく寄与している。</p>	<p>都市マスタープランの考え方に基づき、高度地区指定拡大方針を策定及び高度地区の都市計画変更。 (+D)</p>	<p>人口減少下の中で、都市開発の圧力が縮小や、オフィスやマンション等の高層建築物の需要の低下の中であるが、コロナウイルス感染拡大により、リモートワークの環境となり、住宅等の需要は増えている。 (+a)</p>	<p>人口減少下の中で、都市開発の圧力が縮小や、オフィスやマンション等の高層建築物の需要の低下の中であるが、コロナウイルス感染拡大により、リモートワークの環境となり、住宅等の需要は増えている。</p>	<p>高度地区の拡大により、市全域に高さ規制のある地域が指定され、③1 段落目記述の「建物高さの制限が指定されていない地域において～」についての施策は完遂しているものと推察される。 一方で、激甚化する水災害に伴い、津波浸水想定区域内にある沿岸地域等において建築物の高さの誘導方策の検討が課題となり、市民からの要望もある。 そのため、地域地区等による高さ規制の適切に運用と併せ、景観面のみならず社会情勢に対応した特例的な建物高さの基準の検討及び措置を講ずることが新たな課題といえる。</p>

3 都市景観形成の方針

<p>いない地域において、地域住民や土地所有者等の理解を得ながら、建築物の高さの誘導方を検討します。</p> <p>一方、海岸ゾーンにおける建物高さの制限については、津波避難困難地域等において津波一時避難施設が必要となる場合には、背後の低層住宅地に配慮した上で、特例的な建物高さの基準を検討します。</p>	<p>都市景観課</p>	<p>・平成 27 年 12 月、鎌倉市歴史的風致維持向上計画策定。 (◎)</p>	<p>計画策定により歴史まちづくり法の活用が推進された。</p>	<p>事業の推進 (+D)</p>	<p>国による計画認定 (+d)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市歴史的風致維持向上計画を策定し、地域の景観・まち並み形成の推進を図っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も計画を適切に運用し、取組を推進・展開していく方針を掲げることが必要である。
	<p>総合防災課</p>	<p>(1) ③ 取組なし (▲)</p>	<p>津波避難困難区域や津波浸水想定区域外への居住誘導や建物高さ規制緩和等について、全庁的に検討していく必要がある。</p>	<p>防災面だけではなく、立地適正化の観点や景観・風致面など様々な観点から検討が必要 (-E)</p>	<p>左記について市民等の合意形成を要する。 (-c)</p>	<p>地域防災計画において、「地域防災計画、都市計画、交通計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、日常の計画行政から関係部局による共同の取組を進め、津波防災の観点を取り入れたまちづくりを推進します。」としているなかで、建物高さ規制緩和等の検討については未着手である。激甚化する水災害に伴い、津波浸水想定区域内にある沿岸地域等において建築物の高さの誘導方針の検討は、急務であり市民からの要望もある。今後は、景観面のみならず社会情勢に対応した特例的な建物高さの</p>

3 都市景観形成の方針

							基準の検討及び措置を講ずるための体制構築が新たな課題といえ、津波避難困難区域等における一時避難施設、建築物の高さ規制緩和について検討、調整、課題抽出等を担当課主導のもと進めていくことで、都市マスで示す政策の実効性が高めていく必要がある。
	深沢地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年5月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業（株）、湘南鎌倉総合病院で、「村岡・深沢地区のヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結（○） 令和2年7月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置（○） 令和3年3月：「鎌倉市深沢地区まちづ 	「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」において、様々な人々による多様な交流を創るためには、多様な機能を持った空間が近い関係にあること、また、公共空間からそれらがたやすく認識できることが重要であり、敷地	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン Ver.1の策定に伴い、計画実現性の向上が図られた。（+D） 		<ul style="list-style-type: none"> 深沢地域整備事業では、鎌倉駅周辺、大船駅周辺に並ぶ第3の拠点形成を目指し、まちづくりを行っています。深沢地区のまちづくりのテーマは「ウェルネス」と定めており、「健康な心身を維持・発展させる生活活動」を実現し、また、人々のクオリティ・オブ・ライフ（生活の質）の向上を目指していきます。「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」に基づき、「GREEN×INNOVAITON 深沢」をコンセプトとして、自然や緑、地球を守るための課題解決につながるまちを創り上げます。今後、景観計画や地区計画等の手法を 	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインにおいても、景観づくり・まち並み形成の方針を示していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後もガイドラインに基づき、深沢のまちづくりを進めていく方針を掲げることが必要である。

3 都市景観形成の方針

		<p>くりガイドライン策定委員会」よりまちづくりガイドライン基本方針策について答申 (○)</p> <p>・令和4年3月：都市計画決定、変更の告示 (○)</p> <p>・令和4年3月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」の締結 (○)</p> <p>・令和5年10月：「村岡・深沢地区土地区画整理事業」について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける (○)</p> <p>・令和6年1月：「鎌倉市</p>	<p>内における機能の複合、建築物における用途の複合、そしてこれらによって生まれる交流風景が、壁面後退部や道路などの公共空間からわかりやすく認識できるように工夫して配置することとしています。</p>			<p>検討しながら、実効性のある景観づくりを進めていきます。</p>	
--	--	--	---	--	--	------------------------------------	--

3 都市景観形成の方針

		深沢地区まちづくりガイドライン (Ver.1)」の策定 (○)					
--	--	------------------------------------	--	--	--	--	--

3 都市景観形成の方針

(3. 具体的な方針)	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理 由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
(2) 歩いて楽しい良好な沿道景観の形成 ①路地空間の景観保全 鎌倉の暮らしを感じる貴重な地域資源となっている路地空間のあり方について、緊急時や防災面も考慮して検討します。また、板塀や生け垣等のしつらえ方等、沿道のまち並み景観の保全、活用方法について検討します。 ②緑化の推進 緑豊かな都市景観を形成するために、生け垣等の接道緑化の推進、緑地協定の活用、開発事業における緑化の指導、公共施設の緑化等を行います。 ③屋外広告物等の景観向上 景観に配慮した鎌倉にふさわしい質の高い屋外広告物等となるような適切な誘導を図ります（落ち着いた色彩、建物と一体となったデザイン等）。 ④無電柱化等の推進 現在、国では「無電柱化の推進に関する法律案（仮称）」の検討が行われています	都市景観課	令和 3 年 12 月、鎌倉市屋外広告物条例制定。 (◎)	独自条例の制定により、本市の景観にふさわしい広告物の規制・誘導が可能になった。	条例の改正、運用。 ガイドラインの作成、運用。 (+D)	事業者の理解 (+d)	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市屋外広告物条例を制定し、運用していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も条例の規定に基づき、屋外広告物の適切な誘導を図っていく方針を掲げることが必要である。 	
	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> 市民などによる接道部の緑化について、申請に基づき補助金を交付した。（約 1.1 km、96 件） また、ブロック塀等を除却し、接道緑化をする場合の補助率を段階的に 9/10 に引き上げた。（令和 3 年 4 月 1 日） (◎)	<ul style="list-style-type: none"> 市民などによる接道部の生垣や樹木の植栽等による緑化を支援し、緑豊かなまち並み景観を創出している。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対し、適正な支援と誘導が行われている。 (+D) 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対する市民等の意識の向上に寄与している。 (+d) 	<ul style="list-style-type: none"> 景観を構成する緑の保全・創出のために補助支援制度の活用や条例に基づく緑化の協議・指導などを行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も緑豊かな都市景観形成の取組を進めていく方針を掲げることが必要である。 	

3 都市景観形成の方針

<p>が、防災や福祉、円滑な交通移動等の観点だけではなく、都市景観の向上の観点からも、無電柱化の推進等について関係機関と調整を行い、歩行空間の確保に合わせて効果的かつ効率的に促進します。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業について、条例に基づき、緑化を推進した。 (○) 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域内での緑化を推進し、緑豊かで快適な居住環境の形成を図っている。 				
	<p>市街地整備課</p>	<p>開発等に際して、「古都中心市街地まちづくり構想」等の方針に沿った事業計画の実施に努めるよう、事業者に要望・指導をしている。また、砂押川プロムナードの桜並木の保全再生活動への支援を継続的に行っている。 (◎)</p>	<p>一定の効果があつたと思われる。</p>	<p>左記のとおり。 (+D)</p>	<p>多くの場合において、「古都中心市街地まちづくり構想」等の方針に沿った開発事業が行われている。また、緑豊かなまち並み景観の維持・形成に貢献した。 (+d)</p>	<p>変更希望無し。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かなまち並み景観を維持・形成するため、事業者への要望・指導や、市民活動への支援を行っていることで、都市マースで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も緑豊かな都市景観形成の取組を進めていく方針を掲げることが必要である。
	<p>道路課</p>	<p>所管事業なし 無電柱化を義務化する路線と区域を指定すること、無電柱化を促進することを目的として（仮</p>	<p>条例制定後は安全かつ円滑な交通の確保、都市の防災機能の向</p>	<p>関係市区町村との連携</p>	<p>頻発する自然災害に備えた防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、旅行な景観の形</p>		

3 都市景観形成の方針

		称) 鎌倉市無電柱化条例の制定に向けて手続中、令和6年度中の制定予定	上及び景観の保全に資すると考える。		成、観光振興等の観点から無電柱化に対する地域要望の高まり		
--	--	------------------------------------	-------------------	--	------------------------------	--	--

4 循環型のまちづくりの方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
1) 低炭素まちづくりの推進 (1) エネルギーの有効利用 「鎌倉市エネルギー基本計画」 (平成 26 年 3 月) 及び「鎌倉市 省エネルギーの推進及び再生可 能エネルギー*導入の促進に関する 条例」(平成 24 年 7 月) に基づ き、太陽光発電など再生可能エ ネルギーへの転換と効率的なエ ネルギー供給により、従来のエ ネルギー消費の低減を図ります。 ① 既存の未利用エネルギーの活用 下水処理水の熱や清掃工場の 余熱等、既存の未利用エネルギ ーの積極的な活用を検討しま す。 ② 再生可能エネルギーの活用 太陽光発電等の環境負荷の少 ないクリーンな再生可能エネル ギーの積極的な導入による、エ	環境政策課 ・平成 21 年度以 降、鎌倉市住 宅用再生可能 エネルギー・ 省エネ機器等 設置費補助金 の交付によ り、市内の太 陽光発電設備 や蓄電池の設 置を促進して きた。(◎)	電気料金 の高騰等 の問題も ある中、 再生可能 エネルギ ーへの需 要は高ま ってきて いる	国内による固定買 取制度が引き続 き進められてい る。(＋E)	海外における 化石燃料の調 達に係る諸問 題から電気料 金が高騰し、 再生可能エネ ルギーの自家 消費に係る注 目が高まっ た。(＋a)	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付により太陽光発電設備等の設置を促進していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も助成支援の取組を継続していく方針を掲げることが必要である。 低炭素化の改修等の指針の策定についても実効性が高めていく必要がある。 	
	下水道経営課 下水処理水の熱の活用につい て、山崎浄化セ ンターや現在市 で進めている深 沢地域整備事業 への導入が考え られるが、規模 的なものも含 め、新たに計画 としての採択す ることは難しい 状況にある。 (▲)	下水熱の 活用は、 困難と考 えている。	現状下水熱の活 用は難しい(-F)	再生可能エネ ルギーの重要 度が高まって いる(＋a)	1) 低炭素まち づくりの推進 (1) エネルギーの 有効利用 「鎌倉市エネルギ ー基本計画」(平成 26 年 3 月) 及び 「鎌倉市省エネルギ ーの推進及び再生可 能エネルギー*導入 の促進に関する条 例」(平成 24 年 7 月) に基づき、太陽 光発電など再生可能 エネルギーへの転換 と効率的なエネルギ	<ul style="list-style-type: none"> 下水熱の活用は難しいとの担当課の見解であり、方針や計画の見直しが必要である。 	

4 循環型のまちづくりの方針

<p>エネルギーの有効活用を図ります。</p> <p>深沢地域では、新たな都市整備と併せ、省エネルギー及び再生可能エネルギー*の活用等、低炭素都市づくりに配慮し、環境配慮型の建築物の誘導、自然風土に配慮した施設計画によるヒートアイランド*の緩和、災害に備えたコジェネレーション*等の効率的かつ自立的なエネルギー施設や基盤の整備について、民間事業者との連携も含めて検討します。</p>						<p>一供給により、従来のエネルギー消費の低減を図ります。</p> <p>①既存の未利用エネルギーの活用 清掃工場の余熱等、既存の未利用エネルギーの積極的な活用を検討します。</p> <p>②再生可能エネルギーの活用 太陽光発電等の環境負荷の少ないクリーンな再生</p>	
<p>③建築物等の低炭素化の促進</p> <p>都市において多くのエネルギーを利用する場所となる建築物の低炭素化を促進するために、既存の建築物の低炭素化の改修等の指針の策定を検討します。</p>	<p>都市整備総務課</p>	<p>平成29年3月策定「第3次住宅マスタープラン」で地球環境に配慮した住まいづくり推進を継続の取組として示している。(△)</p>	<p>継続</p>	<p>目標の実現に向けて、長期的な視点で運用していく必要がある。(+F)</p>			<ul style="list-style-type: none"> 「第3次住宅マスタープラン」に地球環境に配慮した住まいづくりの推進を掲げているため、都市マスを示す政策の実効性を高めていく必要がある。 今後、方針に基づき具体的な取組を進めていくことが必要である。
<p>また、開発事業においても、一定規模以上の建築物については省エネ対策が義務づけられています</p>	<p>市街地整備課</p>	<p>再開発事業に係るものについては進捗無し。(△)</p>				<p>変更希望なし。</p>	<p>・評価なし</p>

4 循環型のまちづくりの方針

<p>が、できる限り環境に配慮した整備を誘導すると共に、公共施設や道路等の都市施設の整備についても、できる限り環境に配慮した整備を進めます。</p>	<p>深沢地域整備課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年5月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業（株）、湘南鎌倉総合病院で、村岡・深沢地区の「ヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結 令和2年7月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置 令和3年3月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」よりまちづくりガイドライン基本方針策について答申 令和4年3月：都市計画決定、変更の告示 令和4年3月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本「東海道本線大船・藤沢間村 	<p>「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」において、人間だけでなく地球にも優しい生活をしていくために、カーボンニュートラルを達成することが必須であり、建築物における脱炭素化、自然エネルギーの活用やリサイクルによる環境負荷への低減にまちぐるみで取り組むこととしており、また、気象災害に強く環境にやさしいまちを実現するため、官民一体となったグリーンインフラへの取組を推進することとしています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン Ver.1の策定に伴い、計画実現性の向上が図られた。(+D) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮への意識の高まり グリーンインフラに関する認識の広まり(+a) 	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市深沢地区ガイドラインでは、人間だけではなく地球にも優しい生活をしていくためにはカーボンニュートラルを達成することが必須です。建築物における脱炭素化、自然エネルギーの活用やリサイクルによる環境負荷への低減にまちぐるみで取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」に低炭素まちづくりに資する様々な取組の方針を掲げており、今後、具体的な計画に反映していくことで、都市マスを示す政策の実効性が高まっていくため、まちづくりの推進することが必要である。
--	----------------	---	--	---	--	--	--

4 循環型のまちづくりの方針

		<p>岡新駅（仮称） 設置及び自由通路整備に関する基本協定書」の締結</p> <ul style="list-style-type: none">・令和5年10月：「村岡・深沢地区土地区画整理事業」について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける・令和6年1月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（Ver.1）」の策定（◎）					
--	--	---	--	--	--	--	--

4 循環型のまちづくりの方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスター プランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(2) 自動車利用の抑制、公共交通機関の利用促進</p> <p>観光交通を始めとした自動車利用の抑制・効率化、公共交通機関の利用促進により、環境負荷の低減を図ります。</p> <p>過度に自動車に頼らない生活環境の形成と「歩く市民生活、歩く観光」の一層の推進を目指し、交通需要マネジメント施策*（パークアンドライド*やロードプライシング*等）公共交通の充実（バスや鉄道等）歩行者環境の整備などの施策の展開を図ります。（具体的な誘導、規制施策は「5.交通システム整備の方針」を参照）</p>	都市計画課 (交通)	<p>鎌倉地域内の交通渋滞緩和のため「パークアンドライド」及び「鎌倉フリー環境手形」を推進し、自動車利用の抑制及び公共交通の利用促進に向けて取り組んだ。</p> <p>○ 「ロードプライシング」については、令和 2 年（2020 年）1 月に本市から国土交通省に「ロードプライシングの早期実現に関する要望書」を提出し、ロードプライシングの早期実現を目指し、より一層の制度面、技術面について支援策等を要望した。</p> <p>▲ 短期的観光渋滞対策として令和</p>	継続	<p>「パークアンドライド」及び「鎌倉フリー環境手形」等の TDM 施策は、は交通環境改善に必要な施策である。</p> <p>D+ 令和 2 年（2020 年）1 月に本市から国土交通省に「ロードプライシングの早期実現に関する要望書」を提出している。</p> <p>E+ 市民の鉄道利用における安全性の確保はもとより、速達性や利便性の向上を図るため、交通事業者に要望を行っている。</p> <p>F+</p>	<p>「パークアンドライド」は平成 26 年度、「鎌倉フリー環境手形」は平成 29 年度をピークに利用者数が大幅に減少している。</p> <p>a- ロードプライシングの導入に向けた検討、及び短期的観光渋滞対策滞について、国土交通省と継続して検討を進めている。</p> <p>d+</p>	<p>路線バスについては、新型コロナウイルス感染症の蔓延による外出制限や働き方改革を契機とした生活容態の変化に伴い利用者数が減少していることに加え、いわゆる 2024 年問題を契機とした労働者確保の問題から減便を余儀なくされていることから、利用促進するには課題がある。</p> <p>ロードプライシングは法律的、技術的な課題が大きいと長期的な視点での検討を要する。</p> <p>鎌倉フリー環境手形については発売場所が限られており、電子化による利用拡大を検討すべき状況が見受けられるため、チケットの電子化についての記載を追記しても良いのではないかと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「パークアンドライド」等の交通需要マネジメント施策を推進していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も交通渋滞の緩和に向けた取組を進めていく方針を掲げることが必要である。 ・「ロードプライシング」は実現に向けた課題が多いため、方針や計画の見直しが必要と考えられるため、都市マスでの方針も検討していく必要がある。

4 循環型のまちづくりの方針

		5年度に予約制駐車場の社会実験を実施した。鉄道事業者に対して、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議に「輸送力増強」及び「利便性向上」に係る要望を継続的に行っている。 ○					
--	--	--	--	--	--	--	--

4 循環型のまちづくりの方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(3) 低炭素化に資する都市構造の形成</p> <p>①緑地の保全及び緑化の推進 二酸化炭素の吸収源の確保、骨格的な緑地の保全を通じた集約型の都市構造の形成、ヒートアイランド*対策等の観点から、緑地の保全及び緑化の推進を図ります。(緑地保全、緑化推進の具体的な内容は「自然環境の保全・回復の方針」を参照)</p> <p>②計画の策定 日常生活を支える都市機能(医療・福祉施設、商業施設、公共公益施設等)がまとまって立地し、高齢者を始めとする住民が、徒歩や公共交通等によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、過度に自動車に依存することの無い都市空間を実現するための計画を策定しま</p>	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 令和 4 年 3 月に福祉施設や交通インフラなどを含めて都市全体の構造を見直し、福祉・医療施設や商業施設、住居等が適正に立地し、高齢者をはじめとする地域住民が徒歩や公共交通により、これらの生活利便施設に容易にアクセスできることや、行政、住民及び民間事業者等が一体となって、持続可能なまちづくりを推進することを目的として、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定し、運用している(◎) 	<ul style="list-style-type: none"> 策定した立地適正化計画について、窓口やホームページ等で周知を図るとともに、目的や趣旨を踏まえた説明・対応を行った 	<ul style="list-style-type: none"> コンパクト・プラス・ネットワークを推進するための制度として都市再生特別措置法を改正し立地適正化計画制度が設立され、策定した。(+A) 	<ul style="list-style-type: none"> 急激な人口減少と高齢化を背景として、高齢者、障害者及び子育て世代など、誰もが安心できる健康で快適な生活環境の実現や、持続可能な都市経営といった日本の都市における今後のまちづくりでの課題浮き彫りになった(-a) 	<ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画は策定したため、運用について内容を整理する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 令和 4 年 3 月に立地適正化計画を策定し、運用しており、引き続き、持続可能なまちづくりを推進する取組を継続していくことで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。

4 循環型のまちづくりの方針

<p>す。</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律（通称：エコまち法）に基づく「低炭素まちづくり計画」や改正都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」などの制度を活用し、事業者を始めとする幅広い関係者の意見を集約し、合意形成を図りながら、都市の低炭素化を促進していくためのマスタープランとなる計画を策定します。</p>	<p>みどり公園課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民などによる接道部の緑化について、申請に基づき補助金を交付した。（約1.1 km、96件）また、ブロック塀等を除却し、接道緑化をする場合の補助率を段階的に9/10に引き上げた。（令和3年4月1日） 開発事業について、条例に基づき、緑化を推進した。 民有緑地維持管理助成制度を創設し（令和3年度）、土地の所有者等が行う緑地の維持管理作業へ助成を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民などによる接道部の生垣や樹木の植栽等による緑化を支援し、緑豊かなまち並み景観を創出している。 開発区域内での緑化を推進し、緑豊かで快適な居住環境の形成を図っている。 助成の対象となる森林を森林法2条に基づく森 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対し、適正な支援と誘導が行われている。 本市において、森林環境譲与税の用途を検討した結果、主に森林整備の推進に活用することとした。 緑の基本計画を実現するうえで特に重要と考えるテーマの一つである「緑の質の向上」が図られている。（+D） 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対する市民等の意識の向上に寄与している。 令和元年の台風で倒木や土砂崩れが相次ぎ、激甚化する台風等の気象災害への備えとして、公有林だけでなく民有林における維持管理の必要性が重要視されるようになった。 温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保するため、国が新しい税制度（森 		<ul style="list-style-type: none"> 市民等への補助金の交付や助成等、緑地の保全や緑化の推進に資する様々な取組を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も都市の低炭素化を促進する取組を進めていく方針を掲げることが必要である。
--	---------------	--	--	--	---	--	---

4 循環型のまちづくりの方針

		<ul style="list-style-type: none"> 確保した市有緑地のうち荒廃が進む恐れのある緑地及び特別緑地保全地区指定候補地の緑の質の向上を図るため、平成21年度から令和3年度までは、「確保緑地の適正整備事業」として、令和4年度からは「市民の身近な森づくり事業」として伐採や刈払い等を実施した。 (◎) 	<p>林とすることで、広域に渡って樹林地（緑地）の管理が進んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑地の整備後、モニタリングを実施し、植生の回復や野生動物の生息が確認できた。 		<p>林環境税)を創設した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全や景観の形成のほか、災害に強い安全なまちづくりや環境負荷の低減に寄与している。(ta) 	
--	--	---	---	--	--	--

4 循環型のまちづくりの方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理 由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(4) その他の対策</p> <p>①環境マネジメントシステムの導入</p> <p>市域における温室効果ガス排出量を削減するため、家庭や事業所において、気候風土に配慮した建物の建設や省エネルギー型のライフスタイル、オフィススタイルの定着を推進すると共に、事業者を対象に環境マネジメントシステム*の導入を進めます。</p> <p>②環境教育の推進</p> <p>さまざまな個人、団体が、環境保全活動に自発的に取り組み、その活動の輪が広がるように環境教育の推進に努めます。</p>	環境施策課	<p>①環境省の EA21 に準拠した鎌倉市独自の事業所向け環境マネジメントシステムを構築し温室効果ガス排出量削減の他、環境負荷低減の取組を推進している。</p> <p>②平成 19 年 4 月から環境教育アドバイザー派遣制度を開始、同年 12 月「鎌倉市環境教育推進計画」を策定し各主体を対象に環境教育を推進している。(◎)</p>	<p>①かまくら EA21 に参加登録する事業はここ数年横ばい状況にある。</p> <p>②環境教育アドバイザー派遣制度は学校等で多く活用され、環境教育の指導者育成にも役立っている。</p>	<p>①EA21 に限らず、市の取組については、鎌倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）などで公表を行っている。</p> <p>②環境教育アドバイザー派遣制度をHPや広報などで周知してきた。(+D)</p>	<p>①EA21 に限らず、社会貢献として環境への取組は、必然性であるということが広く事業者に浸透してきたこと。</p> <p>③学校において環境学習は必須事項であること。(+a)</p>	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 環境マネジメントの構築や環境教育の推進等の取組を行っていることで、都市マスターで示す政策の実効性が高まっている。 今後も都市の低炭素化に資する取組を進めていく方針を掲げる必要がある。

4 循環型のまちづくりの方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以 降の具体的な 取組み及び達 成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理 由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスター プランとの相違点、 要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>2)循環型社会の構築</p> <p>(1)健全な水環境の保全・回復・利用 上水使用量を低減すると共に、中水の利用と適正な水循環の保全・回復を図ります。</p> <p>①節水型設備、器具の導入と中水利用等の促進 水需要を低減すると共に、水資源の効率的な活用を図るため、節水型設備の導入促進を図ります。また、雨水や下水処理水を都市における新たな水資源ととらえ、その有効活用を図り、上水利用の低減を進めます。 公共施設（建物や公園等）において雨水や下水処理水の有効活用を図ると共に、民間住宅での浄化槽の転用や雨水貯留槽設置への助成を推進します。</p> <p>②適正な水循環の維持・回復のた</p>	下水道経営課	<p>中水の利用については、JR 東日本鎌倉車両センターの市への公共下水道への接続を機に平成 24 年度から市が中水設備導入を想定した場合の話し合いが行われた。車両や車両内トイレの洗浄に山崎浄化センターからの下水処理水を利用することを目的としている。JR 希望額との差が大きいことなどもあり、平成 27 年度に協議は一旦白紙に戻すこととなる。令和 5 年 2 月、三菱電機株式会社から環境問題への取組として山崎浄化センターにおける下水処理水の再利用について、オゾン設備導入の提案があった。提</p>	<p>再生水の利用・販売を実施できる可能性は低く、職員数が減少傾向にあり、予算が限られるなかで新規事業として実施することは困難と考える。浄化槽雨水貯留施設の設置に係る補助金については、利用件数は少ないが、浸水被害の抑制や水資源の有効利用に寄与している。</p>	<p>市の収入源確保を目的に収益事業として進めることは困難性が高い。（-B）</p>	<p>環境問題（ゼロカーボン・SDGs）の観点から取り組むことには意義がある。</p> <p>浄化槽雨水貯留施設の設置に係る補助金については、補助の対象となる工事が減少している。（+a）</p>	<p>2)循環型社会の構築</p> <p>(1)健全な水環境の保全・回復・利用 上水使用量を低減すると共に、適正な水循環の保全・回復を図ります。</p> <p>①節水型設備、器具の導入 水需要を低減すると共に、水資源の効率的な活用を図るため、節水型設備の導入促進を図ります。また、雨水を都市における新たな水資源ととらえ、その有効活用を図り、上水利用の低減を進めます。 公共施設（建物や公園等）において雨水の有効活用を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中水の利用に関する検討を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も中水利用の実現に向けた取組を進めていく方針を掲げる必要がある。 ・下水処理水の活用については、方針の見直しが必要と考えられる。

4 循環型のまちづくりの方針

<p>めの緑地やオープンスペースの 保全・拡大</p> <p>適正な水循環を維持・回復するため、水源涵養の役割を果たす緑地の保全を進めると共に、市街地内での公園・オープンスペース*等の雨水浸透面の保全・拡大を図ります。</p> <p>また、これにより、現状の湧水（井戸水）や河川の水量の維持を図ります。</p> <p>③河川への負荷の軽減と災害時の飲料水等としての井戸水の水量の安定化</p> <p>雨水浸透型下水道整備の検討、浸透型雨水ますの設置による雨水の敷地内処理、透水性舗装整備、オープンスペース*の確保、駐車場の緑化及び透水性舗装の実施、雨水調整池の設置等を推進し、地下浸透による良好な水循</p>		<p>案では、オゾン発生装置の設置は三菱電機株式会社が先行し、管路の布設及び再生水の販売は本市が行うことを想定している。新たに整備するインフラ（水道管、ガス管等）や再生水の販売はノウハウがないため難しいと考えられる。また、現在市で進めている深沢地域整備事業への導入も考えられるが、新たに計画としての採択することは難しい状況にある。浄化槽雨水貯留施設の設置に係る補助金については、平成30年度に1件該当があつて以降、実績なしとなっている。（◎）</p>				<p>と共に、民間住宅での浄化槽の転用や雨水貯留槽設置への助成を推進します。</p>	
--	--	---	--	--	--	--	--

4 循環型のまちづくりの方針

<p>環の向上を図ることにより、放流先の河川への負荷軽減を図ると共に、災害時にも有効な井戸水（地下水）の水量のより一層の安定化を図ります。</p> <p>また、周辺環境を含めた湧水の保全活用を図り、まちづくりにいかしていきます。</p> <p>④公共用水域での水質の改善公共下水道の整備促進や河川、海岸の自然浄化能力の維持・回復に努めることにより、河川や海などの水質の維持・回復を図ります。</p>	<p>下水道河川課</p>	<p>③「鎌倉市開発事業における手続き及び基準等に関する条例」において500㎡以上の開発事業には、開発事業者に対し、雨水流出抑制施設を設置することとして義務付け指導している。また、鎌倉市も40箇所、総容量約134,000㎡の雨水貯留施設を確保している。(◎)</p>	<p>浸水被害の軽減が図られることから継続して、雨水流出抑制施設の設置を指導していく。</p>	<p>なし</p>	<p>大規模降雨時に河川等への急な雨の流入を抑制することで、浸水対策に寄与している。(+c)</p>	<p>なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「鎌倉市開発事業における手続き及び基準等に関する条例」に基づき、開発事業において雨水流出抑制施設の設置を進めていることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 今後も河川への負荷の軽減に資する取組を進めていく方針を掲げる必要がある。
	<p>みどり公園課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業について、条例に基づき、提供公園の舗装等の整備を推進した。(◎) 	<ul style="list-style-type: none"> 開発における提供公園の舗装等の整備を推進し、雨水浸透面の保全を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業者に対し、条例に基づいた適切な公園整備を指導している。(+D) 	<p>—</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「鎌倉市開発事業における手続き及び基準等に関する条例」に基づき、開発事業において提供公園の透水性舗装等の整備を進めていることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 今後も河川への負荷の軽減に資する取組を進めていく方針を掲げる必要がある。

4 循環型のまちづくりの方針

	環境保全課	④市内で発生した水質事故に対して、適切に対応して被害拡大を防いだ。(○)	④被害拡大を防ぐことによって、河川や海などの水質の維持・回復を図った。	④第4期基本計画実施計画改訂版(令和5年度～7年度)3(3)(2)快適な生活環境の保全に位置付けられており、適切に処理した。(+D)	④市民の環境意識の高まりによって、水質事故の通報が多く寄せられ、速やかな対応が求められている。(+c)	湧き水・井戸水については、所有者に維持管理責任があり、市が直接的に保全活用やまちづくりに活かすことができるものではない。	<ul style="list-style-type: none"> 水質事故に対して適切に対応し、被害拡大を防いでいる。 今後も通報時の速やかな対応に努めてほしい。
	市街地整備課	開発等に際して、「古都中心市街地まちづくり構想」等の方針に沿った事業計画の実施に努めるよう、事業者に要望・指導をしている。また、砂押川プロムナードの桜並木の保全再生活動への支援を継続的に行っている。(○)	一定の効果があつたと思われる。	左記のとおり。(+F)	多くの場合において、「古都中心市街地まちづくり構想」等の方針に沿った開発事業が行われている。また、緑豊かなまち並み景観の維持・形成に貢献した。(+e)	変更希望無し。	<ul style="list-style-type: none"> 「古都中心市街地まちづくり構想」等の方針に沿った事業計画の実施ことで、都市マスで示す政策の実効性が高まるため、今後もまちづくりを推進する必要がある。 開発事業者への要望・指導や桜並木の保全活動への支援等、水環境の保全等に資する取組を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も水環境保全の取組を進めていく方針を掲げる必要がある。

4 循環型のまちづくりの方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(2) ごみの発生抑制と循環利用</p> <p>環境負荷の少ない「循環型社会」を形成する上で、ごみそのものを減らすため、発生抑制（リデュース）再使用（リユース）の更なる充実を図ると共に、資源の有効活用（リサイクル）も笹田リサイクルセンター等を拠点として引き続き推進していきます。</p> <p>①家庭系ごみの減量・資源化の推進</p> <p>有料化を契機としてごみの減量・資源化をさらに進めるため、生活の中での意識の浸透を進めます。生ごみの減量に向けた生ごみ処理機のさらなる普及促進と、適切なごみ処理、分別の方法について周知を図ります。</p> <p>②事業系ごみの減量・資源化の推進</p>	<p>ごみ減量対策課 環境施設課 (合同で回答)</p>	<p>①平成 27 年 4 月から家庭系ごみの有料化を実施し、焼却量を前年度と比較して約 4,000 トン削減することができた。また、有料化を継続することにより、焼却施設周辺の町内会と約束していた年間焼却量 30,000 トン以下を令和 2 年度に達成することができた。生ごみ処理機については、補助金の予算を拡充や、啓発活動を継続して推進することにより、平成 27 年度から令和 4 年度までの 8 年間で約 4,000 台を普及することができた。</p> <p>②排出事業者等</p>	<p>①ごみ処理体制の名越クリーンセンターにおけるごみの焼却量について、30,000 トン以下まで削減することができた。</p> <p>②植木剪定材処理手数料及び事業系一般廃棄物処理手数料の見直しについて計画通り進めることができた。</p>	<p>・ 施策の実現に向けて必要な計画の策定及び改定を実施</p> <p>・ 事業系手数料見直しの条例改正提案について市議会の議決 (+D)</p>	<p>・ 計画の策定及び改定は、市民意見を聴取するとともに、附属機関である審議会の意見を反映</p> <p>・ 施設周辺の町内会で組織する協議会と協議を継続 (+c)</p>	<p>・ ごみ処理体制については、新ごみ焼却施設の建設をせずに、逗子市・葉山町と広域化により処理する方針に変更し、名越に新たな中継施設を建設する方針に計画を変更しているため都市マスタープランの方向性と異なっているため見直し・検討が必要。</p> <p>・ 引き続き、ごみ処理体制の整備の取組を進めていく方針を掲げる必要がある。</p>	

4 循環型のまちづくりの方針

<p>事業系ごみの中の資源物や産業廃棄物の混入をなくすため、引き続き排出事業者等への適正排出の指導を強化します。本市には飲食業者が比較的多いため、食品ロスの削減に向けた取り組みを、飲食業者と協力し推進していきます。拡大生産者責任に基づき、製品・容器等の耐久性の向上、修理実施体制の充実、使用済み商品の引き取り、リサイクル等の推進を生産者に求めています。</p> <p>③ごみの処理体制の確立</p> <p>ごみの減量化・資源化に取り組む一方で、平常時や災害時におけるエネルギーの有効活用の視点を踏まえ、山崎下水道終末処理場未活用地における新ごみ焼却施設の建設に向けた準備を進めます。</p> <p>また、並行して、名越クリーンセンターや今泉クリーンセンターのあり方等、新たなごみ処理体制の確立に向けた都市基盤</p>		<p>への適正排出指導については、例年、多量排出事業者及び準多量排出事業者の約100社を個別訪問し啓発を実施した。食品ロス削減に向けた取組として令和3年に「食品ロス削減協力店登録制度」を創設し、食品ロスの削減に向けた取組や工夫している内容について削減協力店マップを作成し、市民等に対し広く情報提供を行った。なお、令和6年3月末現在で80店舗が協力店に登録されている。事業系ごみの分別の徹底及び適正処理を促すため、令和5年4月1日付けで植木剪定材処理手数料を改定す</p>	<p>③安定的なごみ処理体制の構築に向け、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」の策定及び「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」の改定を行った。</p>				
---	--	---	---	--	--	--	--

4 循環型のまちづくりの方針

<p>施設の整備について検討します。</p>		<p>るとともに、事業系一般廃棄物処理手数料についても令和6年10月1日の改定を予定している。</p> <p>③ごみの処理体制については、新たな焼却施設を建設せずに減量・資源化を徹底し、燃やさざるを得ないごみは鎌倉市・逗子市・葉山町の広域化により、既存の逗子市焼却施設を中心に処理する方針に変更し、令和2年8月に「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」を策定するとともに、令和3年6月に「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」の改定を行った。計画の実現に向</p>					
------------------------	--	---	--	--	--	--	--

4 循環型のまちづくりの方針

		け、名越クリーンセンターを令和7年1月中に稼働を停止する予定としており、その跡地に中継施設を整備するため、令和5年8月に「名越中継施設整備基本計画」を策定し、準備を進めている。今泉クリーンセンターに関しては、名越中継施設整備期間中における既存中継施設の使用延長について、施設周辺の町内会で構成する協議会と継続して協議を進めている。(○)					
--	--	--	--	--	--	--	--

4 循環型のまちづくりの方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(3) 農水産物の域内販売の促進</p> <p>市内の農漁業の振興と合わせ、市内の農産物や水産物の域内販売と域内消費を増やすことにより、地域の環境への関心を高め、農地の存続への寄与や、流通段階のエネルギー消費の効率化に努めます。</p>	農水課	<p>地産地消の推進を図るため、農産物については、JA、農業者とともに鎌倉やさいのブランド化を支援し、水産物については、市内の漁業協同組合による朝市を支援した。(◎)</p>	継続	<p>農・漁業関係団体や農業者・漁業者と協議・調整を重ねながら支援に取り組んだ。(+E)</p>	<p>鎌倉やさいのブランド化やシラスなどのメディア露出が多くなり、知名度、注目度が高まってきた。(+c)</p>	<p>流通段階のエネルギー消費量の把握が難しいため、表現は検討したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農産物のブランド化や水産物の販売促進に対する支援を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 都市マスで示す政策の実効性高めるため、今後も関係団体への支援を継続していく必要がある。

5 交通システム整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスター プランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>1)骨格的な幹線道路の整備</p> <p>(1) 外周における骨格的な幹線道路整備</p> <p>周辺市における道路整備との整合を図りつつ、本市の外周に骨格的な道路を確保します。</p> <p>①国道 134 号</p> <p>海岸部の広域交通機能を強化するため、市街地と海岸を分断しないように配慮し、かつ植栽等による海岸部の景観や環境向上、防災・減災対策と併せて、国・県及び周辺都市と調整を図りながら、国道134 号の機能強化を図ります。</p> <p>②高速横浜環状南線</p> <p>国・県、周辺都市及び道路事業者と調整を図りながら、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の一部を形成する高速横浜環状南線の工事の推進を図ります。</p> <p>③横浜湘南道路</p> <p>国・県、周辺都市及び道路事業者と</p>	道路課	<p>①藤沢土木事務所 鎌倉市域部分の行合橋から小動までの擁壁構造の劣化による防災工事及び鎌倉高校駅前交差点右折レーン新設について、令和 2 年に完了した。 姥ヶ谷バス停付近から稲村ガ崎に掛けての石積擁壁の改修を、令和 5 年から開始している。</p> <p>◎</p> <p>②東日本高速道路（株）横浜工事事務所 平成 30 年度から鎌倉市域を含むトンネルが工事着手された。騒音振動対策など周辺の生活環境への配慮のため、掘進速</p>	<p>①県による擁壁の防災工事及び歩道拡幅整備が行われることで国道 134 号の機能強化が図れる。</p> <p>②特になし。</p> <p>③関谷地区に設</p>	特になし。	<p>①賛成、推進の声がある一方、環境面で反対する意見があるため、海岸の植物を移植させるなど対応している。 〒f</p> <p>②特になし。</p> <p>③関谷地区に設置する排</p>	<p>①県は、鎌倉市域の国道 134 号を 4 車線に拡幅整備することを認めていない。</p> <p>・各路線、国・県等と調整を図り、幹線道路の整備や安全対策工事等を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。</p> <p>・今後も幹線道路整備の取組を進めていく方針を掲げることが必要である。</p>	

5 交通システム整備の方針

<p>調整を図りながら、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の一部を形成する横浜湘南道路の工事の推進を図ります。</p> <p>④横浜藤沢線 県、横浜市及び藤沢市と協調しつつ、整備の促進を図ります。</p>		<p>度を調整するなど安全かつ慎重な施工が必要となったことから、開通目標はトンネル掘進の状況を踏まえ公表するとされている。</p> <p>○ ③横浜国道事務所 平成 29 年度から鎌倉市域を含むトンネルが工事着手された。地中支障物の影響や工法見直しの影響により、開通目標はトンネル掘進の状況を踏まえ公表するとされている。</p> <p>○ ④藤沢土木事務所 鎌倉市域の未整備区間について、鎌倉養護学校前付近まで完成。残りの横浜市境の工区が令和</p>	<p>置する排煙施設からの大気汚染の危惧への対応など、国と地元自治会との調整・協議に協力して対応する。</p> <p>④特になし。</p>		<p>煙施設からの大気汚染の危惧への対応など、国と地元自治会との調整・協議が必要。</p> <p>〒c, e, f</p> <p>④特になし。</p>		
---	--	---	---	--	---	--	--

5 交通システム整備の方針

		7年度に完成 予定。 ◎					
--	--	--------------------	--	--	--	--	--

5 交通システム整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	
				内的要因	外的要因		
<p>1)骨格的な幹線道路の整備</p> <p>(2) 都市計画道路の効率的な整備</p> <p>都市計画道路の見直し方針を踏まえ、都市計画変更の進め方を進めていきます。また、整備計画の作成を進め、段階的な都市計画道路の整備を図ります。</p> <p>《由比ガ浜関谷線》</p> <p>都市計画道路の見直し方針において、保留となっている由比ガ浜関谷線B区間（藤沢鎌倉線～横浜鎌倉線合流部）については、交通量推計を行った結果、並行する路線である藤沢鎌倉線及び雪ノ下大船線の混雑緩和に寄与することが分かりました。</p> <p>また、路線の役割として、国道 1 号と国道 134 号を連絡し、縦軸となる幹線道路であることから、津波避難や災害後の支援、復旧・復興のためにも 本都市計画道路は必要性が高いと認識し</p>	都市計画課	<p>都市計画道路の見直し方針（H25. 8）に策定。それに基づき都市計画変更を実施。</p> <p>都市計画変更（H29. 11. 14）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腰越藤沢線を全線廃止 ・浄明寺大町線を全線廃止 ・区画道路の廃止 ・鎌倉駅小町線を一部廃止 ・和田塚名越線を一部廃止。 材木座名越線へ名称変更 ・腰越大船線を一部変更 <p>▲</p>	見直しを行い、それに基づき都市計画変更を行った。	適宜見直しを行っていく -F	持続的な都市経営を可能にするため、適宜見直しを行う機会が多くなった。 +a	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の見直し方針に基づき、都市計画変更を行っていることで、都市マスの示す政策の実効性が高まっている。 ・由比ガ浜関谷線については、「鎌倉市交通マスタープラン」の見直しに注視し、都市マスの示す政策の実効性が高めていく必要がある。 	

5 交通システム整備の方針

<p>ています。</p> <p>一方で、現在の線形のままでは、歴史的風土・緑地保全・景観に与える影響が考えられるため、今後「鎌倉市交通マスタープラン」などの見直しの際に、道路ネットワークの検討や、最適なルート及び構造形式等を精査し、計画の変更を検討することとします。</p>							
---	--	--	--	--	--	--	--

5 交通システム整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスター プランとの相違点、要望	評価
				内的要因	外的要因		
1)骨格的な幹線道路の整備 (3) 市の西部を通過する骨格的な 幹線道路の整備検討 大船駅周辺及び深沢地域国鉄 跡地周辺の拠点整備及び海岸部 の交通機能強化に対応するた め、市街地環境や緑の保全、市街 地の分断、沿道の修景・景観形成 に配慮しつつ、海岸部から深沢 地域国鉄跡地周辺を通り、高速 横浜環状南線方面に抜ける骨格 的な幹線道路の整備を検討しま す。 この道路は、海岸部や丘陵部 から深沢、大船方面へのアクセ ス向上、鎌倉地域への自動車流 入抑制といった効果を持ちま す。 具体的なルートや構造につい ては今後検討を行い、市民等に 対して、その必要性・整備効果	都市計画 課	なし	修正	なし	なし	ここで言っている幹線 道路とは、由比ガ浜関 谷線を想定した記述と 思慮しますが、その場 合深沢地域跡地周辺と は言えないため、一部 修正は必要と考える。 ただし、由比ガ浜関谷 線は、令和 6 年度から 着手する交通マスター プランの改定の中で計 画の見直しを検討する ため、その結果によっ ては全文削除の可能性 あり。 また、「具体的なルー トや構造については今 後検討を行い」とある が、新たに詩を南北に 縦断するような道路を 計画することは無いた めこの部分は削除し、 書くとしても、腰越大 船線を想定した中での 「現道の機能強化を図 る」くらいではない か。	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路の整備につ いては、交通マスタ ープラン改定の中で 見直しを検討する予 定であり、その結果 を踏まえ、取組を進 めていくことで、都 市マスで示す政策の 実効性が高めていく 必要がある。
	市街地整 備課	再開発事業と一 体整備を行う計 画となっている 道路等の整備が 滞っている。 ▲	事業の進 展の目処 は立って いない	特になし。	東京オリンピ ック・パラリ ンピック招致 決定以降、建 設工事費の高 騰が続いてい	変更希望無し。	<ul style="list-style-type: none"> 大船駅周辺の再開発 事業と一体で行う道 路等の整備が進んで おらず、計画の見直 しを含めた検討を行 うことで都市マスで

5 交通システム整備の方針

<p>を十分説明し、合意形成を図った上で、具体的な都市計画としての手続を進めます。</p>					<p>ること。 また、これに伴い、再開発事業を実施した際に権利者が得られる再開発ビルの床面積（権利床）が減少する見込みであること。 -a, b, c</p>		<p>示す政策の実効性を高めていく必要があると考えられる。</p>
	<p>深沢地域整備課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年5月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業（株）、湘南鎌倉総合病院で、「村岡・深沢地区のヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結 令和2年7月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置 令和3年3月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」よりまちづくりガイドライン基 	<p>土地区画整理事業において、新たなまちづくりに対応する幹線道路等の整備を予定している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業の事業計画認可を受けた。 +F 		<ul style="list-style-type: none"> 「深沢地域国鉄跡地周辺の拠点整備」の記載変更 例：深沢地区、深沢地域整備事業用地 深沢整備事業用地南側の、旧中外製薬跡地周辺に、南北道路を計画している。 	<ul style="list-style-type: none"> 深沢地域の土地区画整理事業において新たなまちづくりに対応する幹線道路等の整備を予定しており、引き続き、取組を進めていくことで、都市マスを示す政策の実効性を高めていく必要がある。

5 交通システム整備の方針

		<p>本方針策について答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月：都市計画決定、変更の告示 ・令和4年3月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」の締結 ・令和5年10月：「村岡・深沢地区土地区画整理事業」について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける ・令和6年1月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（Ver.1）」の策定 <p>○</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--

5 交通システム整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスター プランとの相違点、要望	評価
				内的要因	外的要因		
<p>2) 鎌倉地域における交通需要マネジメント施策の推進</p> <p>市民の安全で快適な生活を実現するため、鎌倉地域においては、道路の交通容量範囲内に自動車交通需要を抑えます。骨格的な幹線道路の整備により鎌倉地域を通過する交通を処理する一方、交通需要マネジメント施策*を実施します。同時に、歩行者空間の整備による歩く市民生活、歩く観光の促進、鎌倉地域の外縁における観光需要に対応する駐車場整備（パークアンドライド*駐車場）ロードプライシング*等の自動車利用の抑制策及び公共交通の利用促進等を図ります。</p> <p>交通需要マネジメント施策については、以下のようなメニューが考えられます。今後策定が</p>	都市計画課	<p>鎌倉地域内の交通渋滞緩和のため「パークアンドライド」及び「鎌倉フリー環境手形」を推進し、自動車利用の抑制及び公共交通の利用促進に向けて取り組んだ。</p> <p>○「ロードプライシング」については、令和 2 年（2020 年）1 月に本市から国土交通省に「ロードプライシングの早期実現に関する要望書」を提出し、ロードプライシングの早期実現を目指し、より一層の制度面、技術面について支援策等を要望した。</p> <p>▲</p>	継続	<p>「パークアンドライド」及び「鎌倉フリー環境手形」等の TDM 施策は、は交通環境改善に必要な施策である。</p> <p>D+</p>	<p>「パークアンドライド」は平成 26 年度、「鎌倉フリー環境手形」は平成 29 年度をピークに利用者数が減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、更に利用者が減少している。</p> <p>a-</p> <p>ロードプライシングの導入に向けた検討、及び短期的観光渋滞対については、国土交通省と継続して検討を進めている。</p> <p>d+</p>	<p>鎌倉地域の地区交通計画は策定しておらず、また、策定の目途も立っていないため文面の修正が必要と考える。（修正箇所）</p> <p>「策定が予定されている「鎌倉地域の地区交通計画」（平成 28 年度策定予定）等と連携しながら、」から下の記載を削除</p> <p>ロードプライシングは法律的、技術的な課題が大きいため長期的な視点での検討を要する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「パークアンドライド」等の交通需要マネジメント施策を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 引き続き、交通渋滞緩和に資する取組を進めていくことで、都市マスで示す政策の実効性を高めていく必要がある。 「ロードプライシング」は課題が多く、方針や計画の見直しが必要と考えられる。

5 交通システム整備の方針

<p>予定されている「鎌倉地域の地区交通計画」（平成 28 年度策定予定）等と連携しながら、関係機関との協議を行うと共に市民との合意形成を図りつつ、交通社会実験等を行い、その結果を踏まえ、実現性や効果を検証し、最も効果的な方法により取り組んでいきます。</p> <p>【施策例】</p> <p>①公共交通への転換方策</p> <p>ア. パークアンドライド</p> <p>現在運用しているパークアンドライド*駐車場は全て海浜部に位置しており、夏期は運用していないなどの課題があることから、新たな駐車場の整備（深沢地域国鉄跡地周辺や大船駅周辺等の民間駐車場の活用等）について検討します。</p>		<p>①ーア 令和 3 年度から、大船パークアンドライドの運用を開始した。 ○</p>	<p>①ーア 継続</p>	<p>①ーア 「パークアンドライド」及び「鎌倉フリー環境手形」等の TDM 施策は、交通環境改善に必要な施策である。 D+</p>	<p>①ーア 「パークアンドライド」は平成 26 年度をピークに利用者数が大幅に減少している。 a-</p>	<p>①ーア 「パークアンドライド」及び「鎌倉フリー環境手形」は市の施策として位置付けられている一方、事業は民間事業者主体で行われていることから、継続的な実施の担保性が弱い。</p> <p>令和 3 年度から大船パークアンドライドの運用が開始しているため記載の修正が必要。</p>	
---	--	---	-------------------	---	--	--	--

5 交通システム整備の方針

<p>イ. シャトルバス（ミニバス） パークアンドライド*駐車場と観光拠点等を結ぶシャトルバス*（ミニバス）について、由比ガ浜地下駐車場～鶴岡八幡宮以外のルートも検討します。</p>		<p>①ーイ 由比ガ浜地下駐車場と鶴岡八幡宮を結んでいたシャトルバスは利用者が少ないため、車両の更新は行わずに路線を廃止した。 ○</p>	<p>①ーイ 2024年問題を契機にバスの運転手不足が問題となっている中で、シャトルバスの新規運行は現実的ではないため「削除」。</p>		<p>①ーイ 2024年問題を契機にバスの運転手が不足している。 a- 利用客が少なく車両を更新することに対する費用対効果が低い。 a-</p>	<p>①ーイ 外的要因のとおり、バス運転手不足が続く中、民間バス事業者の力を活用する取組は困難なため、無人で使える2次交通（小型モビリティ等）の導入を検討するべきである。</p>	
<p>ウ. 鎌倉フリー環境手形 利用できる交通機関の拡大や地域の活性化方策（割引店舗の充実等）の連携など、サービスの充実と利便性を高めるため、スマートフォンのアプリケーション等を活用した運用等、電子化の拡充を検討します。</p>		<p>①ーウ 「パークアンドライド」及び「鎌倉フリー環境手形」の協賛店舗の拡大を図った。また、鎌倉フリー環境手形の電子化を目指し、事業者と調整を行った。 ◎</p>	<p>①ーウ 継続</p>	<p>①ーウ 「パークアンドライド」及び「鎌倉フリー環境手形」等のTDM施策は、は交通環境改善に必要な施策である。 D+</p>	<p>①ーウ 「鎌倉フリー環境手形」は平成29年度をピークに利用者数が大幅に減少している。 a-</p>	<p>①ーウ 新たな移動の概念であるMaaSの登場など、交通を取り巻く社会情勢は日々変化しているため、表現の修正が必要。</p>	

5 交通システム整備の方針

<p>②その他の施策</p> <p>歩行者尊重道路*やゾーンシステム*等について、検討します。</p>		<p>②鎌倉市交通計画検討委員会において歩行者尊重道路の整備等について検討した。</p> <p>令和2年度には、小町大路において「立体に見える路面標示」等の安全対策を実施した。</p> <p>◎</p>	<p>②見直し</p>	<p>②ゾーンシステムは検討の俎上に上がっていない。</p> <p>D-</p>	<p>②地域の合意形成が図られないと実現できない。</p> <p>c-</p>	<p>②行政主体で歩行者安全対策を検討するのは限度があるため、住民が主体となり安全対策を検討し、合意形成が必要であることから、市民との「共同」や「共創」といった言葉を加えた文章でまとめるのが良いと思う。</p> <p>ゾーンシステムは検討の俎上に上がっていないため削除しても良いのではないか。</p>
---	--	---	-------------	--	---	--

5 交通システム整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスター プランとの相違点、要望	評価
				内的要因	外的要因		
<p>3)公共交通の維持・充実</p> <p>以下のような多様な視点から、事業者や関係機関等と調整し、「地域公共交通活性化再生法（改正）</p> <p>（平成 26 年 11 月施行）を活用するなど公共交通を維持・充実させ、公共交通間の連携強化、公共交通と徒歩、自転車交通との接続充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰にもやさしい交通環境の整備（自動車を運転できない高齢者や障害者の移動を支える） ・自動車交通の抑制による環境負荷の軽減 ・観光交通への対応 ・交通需要マネジメント施策*との連携 ・交通不便地域の解消 ・人口減少等による利用者の減少への対応 <p>(1) 鉄道やモノレールのサービスの維持・向上</p>	都市計画課	<p>3) 鎌倉地域内の交通渋滞緩和のため「パークアンドライド」及び「鎌倉フリー環境手形」を推進し、自動車利用の抑制及び公共交通の利用促進に向けて取り組んだ。</p> <p>○「ロードプライシング」については、令和 2 年（2020 年）1 月に本市から国土交通省に「ロードプライシングの早期実現に関する要望書」を提出し、ロードプライシングの早期実現を目指し、より一層の制度面、</p>	継続	<p>3) 「パークアンドライド」及び「鎌倉フリー環境手形」等の TDM 施策は、交通環境改善に必要な施策である。</p> <p>D+</p>	<p>「パークアンドライド」は平成 26 年度、「鎌倉フリー環境手形」は平成 29 年度をピークに利用者数が大幅に減少している。</p> <p>a-</p> <p>ロードプライシングの導入に向けた検討、及び短期的観光渋滞対策については、国土交通省と継続して検討を進めている。</p> <p>d+</p>	<p>交通不便地域や利用者減少への対応は、令和 6 年度から着手する地域公共交通計画において検討予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者に対する輸送力増強等の要望活動や、駅のエレベーター設置への助成等を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も鉄道やモノレールのサービスの維持・向上に資する取組を進めていく方針を掲げることが必要である。

5 交通システム整備の方針

<p>①輸送力の維持・増強 JR東海道本線・横須賀線・湘南新宿ライン、江ノ電、湘南モノレールの運行本数の維持・増加などを事業者に要請します。</p> <p>②駅の交通結節点機能の強化 JR、江ノ電、湘南モノレール各駅について、駅前広場の設置や改善整備、駐輪場の整備・充実、エスカレーター・エレベーターの設置等を引き続き推進します。また、鉄道とバスの接続向上等バスサービスとの一体化を促進します。</p> <p>③新駅の設置検討 県及び藤沢市と連携し、JR東海道本線の太船駅と藤沢駅の中間における、新駅設置の検討を進めています。 深沢地域国鉄跡地周辺と藤沢市村岡地区を一体としたまちづくりを進める中で、新駅の設置により、深沢地域の魅力の向上や交通ネットワークの形成への寄与等が期待されます。</p>		<p>技術面について支援策等を要望した。</p> <p>▲ 交通不便地域の解消に向けて、令和2年度に二階堂・浄明寺地区において無償の実証実験を行いました。</p> <p>○</p> <p>①神奈川県鉄道輸送増強促進会議において、鉄道事業者に対し「輸送力増強」及び「利便性向上」に係る要望活動を行っている。</p> <p>○ 湘南モノレール富士見町駅のエレベーター設置に補助金を支出し駅のバリアフリー化を図つ</p>		<p>①利用者の速達性・利便性向上を図るため、引き続き神奈川県鉄道輸送力増強促進会議において要望活動を行っている。</p> <p>F+</p>	<p>①利用者の速達性・利便性向上を図るため、引き続き神奈川県鉄道輸送力増強促進会議において要望活動を行うと共に関係事業者と協議を継続する。</p> <p>d+</p> <p>②駅施設等の</p>	<p>なし</p>	
---	--	---	--	---	--	-----------	--

5 交通システム整備の方針

		<p>た。(上り平成 28 年度、下り平成 30 年度に設置)</p> <p>○</p>			<p>ハード整備の改善に向けては交通事業者のバリアフリー化の方針を踏まえ、補助金の交付についても検討する必要がある。</p> <p>d+</p> <p>湘南モノレール湘南深沢駅のバリアフリー化は、深沢地区の土地区画整理事業の工事工程と調整して整備予定。</p> <p>d+</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

5 交通システム整備の方針

	<p>深沢地域 整備課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年5月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業(株)、湘南鎌倉総合病院で、村岡・深沢地区の「ヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結 令和2年7月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置 令和3年3月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」よりまちづくりガイドライン基本方針策について答申 令和4年3月：都市計画決定、変更の告示 令和4年3月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本「東海道本線大船・藤沢間村 	<p>土地区画整理事業において、新たなまちづくりに対応する幹線道路等の整備を予定しています。</p> <p>また、鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインにおいて、シンボル道路(仮)など深沢の魅力や印象を公共空間は、次世代の公共交通やスロー交通などが主役となるよう工夫し、駐車場や物流など車両動線を制限し、歩行や環境にやさしい多様なモビリティ優先の</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業の事業計画認可を受けた。 +f 	<p>「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅(仮称)設置に関する覚書」(神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本)を締結し、新駅を設置することに合意 +b</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東海道本線大船・藤沢間村岡新駅(仮称)設置を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 深沢地域のまちづくりについては、引き続き、県・藤沢市と協力し、新駅設置を含めたまちづくりの取組を進めていくことで、都市マスで示す政策の実効性を高めていく必要がある。
--	---------------------	---	--	---	--	--	--

5 交通システム整備の方針

		<p>岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年10月：「村岡・深沢地区土地区画整理事業」について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける ・令和6年1月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（Ver.1）」の策定 <p>○</p>	<p>公共空間を整備することとしています。</p>				
--	--	---	---------------------------	--	--	--	--

5 交通システム整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	評価
				内的要因	外的要因		
<p>3)公共交通の維持・充実</p> <p>以下のような多様な視点から、事業者や関係機関等と調整し、「地域公共交通活性化再生法（改正）（平成 26 年 11 月施行）を活用するなど公共交通を維持・充実させ、公共交通間の連携強化、公共交通と徒歩、自転車交通との接続充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 誰にもやさしい交通環境の整備（自動車を運転できない高齢者や障害者の移動を支える） 自動車交通の抑制による環境負荷の軽減 観光交通への対応 交通需要マネジメント施策*との連携 交通不便地域の解消 人口減少等による利用者の減少への対応 <p>(2)バスサービスの維持・向上</p> <p>①バス路線網等の充実</p>	都市計画課	<p>①② 交通不便地域の解消に向けて、令和 2 年度に二階堂・浄明寺地区において無償の実証実験を行いました。</p> <p>○</p> <p>③バス優先レーンが設置されていましたが、現在は交通管理者である神奈川県警の指導により指定が解除されています。</p> <p>○</p> <p>④バスロケーションシステムは各交通事業者において導入している。低床式バス（ノンステップバス）については、導入促進のため補助金の交付を行いました。</p> <p>◎</p>	一部継続	交通不便地域解消のため、新交通を本格運行するにあたっては、継続的な財政支出を伴う可能性があるが庁内の合意形成が図れていない。現在は、社会福祉法人の利用状況を見守っている状況にある。 B-	二階堂地区では、令和 5 年 10 月から社会福祉法人が地域貢献の一環として無料で乗車できる乗合自動車の運行を開始した。 b+	<p>「交通不便地域は解消されつつある」とあるが、バスの減便や交通が不便な地域の拡大等、現状では交通不便地域が解消されつつある」とは言えない。また、既存路線バスの確保・維持にあたっては、昨今のドライバー不足や 2024 年問題による労働者の残業規制、人口減少や高齢化が課題となっており、現在の社会情勢を踏まえても「路線、運行本数の充実を図る」と言える状況にないため、現状を踏まえた表現に修正が必要と考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交通不便地域の解消に向けた実証実験や、低床式バスの導入への補助金の交付等を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 現在の社会情勢等を踏まえると、「公共交通の維持・充実」の方針は都市マスでの起債について検討が必要と考えられる。

5 交通システム整備の方針

<p>バス路線の整備により市内の交通不便地域は解消されつつあるものの、未解消の地区や高齢化への対応のため、さらなる利便性の向上を目指し、路線・料金・運行本数等について充実を図ります。</p> <p>②デマンドバス化</p> <p>利用者のニーズにきめ細かく対応できるように、必要と可能性に応じて、デマンドバス*（呼び出し型）サービスの実施を検討します。</p> <p>③バスの定時性の確保</p> <p>バスの定時性の確保に向け、バス優先レーンを実施している鎌倉参道線の4車線区間において、バス専用レーンについて検討します。</p> <p>④バス環境の充実</p> <p>バスの利便性を向上するために、停留所の整備、バスロケーションシステム（携帯電話やスマートフォン等からバスの運行状況の確認が可能等）の導入について検討すると共に、高齢</p>							
---	--	--	--	--	--	--	--

5 交通システム整備の方針

者、障害者等が利用しやすい低床バスの導入を促進します。							
-----------------------------	--	--	--	--	--	--	--

5 交通システム整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	評価
				内的要因	外的要因		
<p>3)公共交通の維持・充実</p> <p>以下のような多様な視点から、事業者や関係機関等と調整し、「地域公共交通活性化再生法（改正）（平成 26 年 11 月施行）を活用するなど公共交通を維持・充実させ、公共交通間の連携強化、公共交通と徒歩、自転車交通との接続充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰にもやさしい交通環境の整備（自動車を運転できない高齢者や障害者の移動を支える） ・ 自動車交通の抑制による環境負荷の軽減 ・ 観光交通への対応 ・ 交通需要マネジメント施策*との連携 ・ 交通不便地域の解消 ・ 人口減少等による利用者の減少への対応 <p>(3) 新たな公共交通手段の検討</p> <p>交通不便地域への対応や丘陵部における移動、渋滞緩和、回</p>	都市計画課	超小型モビリティに対する社会的な高まりがないため検討していない。 ▲	継続	なし	なし	<p>超小型モビリティは環境負荷の軽減にはつながるが、渋滞緩和や回遊性の向上にはつながらない。また、最近では観光目的で電動式トゥクトゥクのような車両を目にすることはあるが、平成 27 年頃と比較すると社会的には衰退の傾向にあるため表現の修正が必要と考える。</p> <p>「超小型モビリティ」ではなく「電動モビリティ」くらいでよいのではないか。</p> <p>超小型モビリティ導入例は、公共交通手段としての項目としてはしっくりこない。現状の流れを見ると、特定小型原動機自転車の活用を入れるのが良いように思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超小型モビリティ等の新たな交通手段については検討されておらず、方針の見直しが必要と考える。 	

5 交通システム整備の方針

<p>遊性の向上、環境負荷の低減等を念頭に、市民や観光客の移動に寄与するように、超小型モビリティ等の新たな交通手段の活用の可能性と市の支援のあり方について検討します。</p> <p>【超小型モビリティの導入例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丘陵住宅地において超小型モビリティを共同利用するために、丘の入口に共同駐車場を整備し、一般車と超小型モビリティのパークアンドライド*を行う。これにより、丘の上の狭い道路も安心して通行することが可能となる。 ・観光客向けに、超小型モビリティの貸し出しを行う（レンタサイクルの小型車版） ・一般車、自転車及び歩行者と超小型モビリティ等が共生できる道路の整備等 							
---	--	--	--	--	--	--	--

5 交通システム整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	評価
				内的要因	外的要因		
<p>4) 快適な歩行者・自転車ネットワークの整備</p> <p>市民や観光客が自家用車に頼らず快適に歩けたり、自転車を利用できるように、高齢者や障害者の利用に配慮し、誰にもやさしい歩行環境を実現します。主に鎌倉、大船、深沢の都市拠点に関わる歩行者・自転車ネットワークを整備します。また、その他の鉄道駅やモノレール駅、主要バス停の周辺などの日常生活の拠点となる地域についても、歩行者・自転車ネットワークの整備について検討します。</p>	都市計画課	なし	継続	令和 6 年度から着手する交通マスタープラン改定の中で検討する。 D-	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者・自転車ネットワークの整備について、今後改定予定の交通マスタープランの中で検討することで、都市マスで示す政策の実効性を高めていくことが必要である

5 交通システム整備の方針

<p>(1) 主要な道路における歩行者空間の整備</p> <p>歩行者の多い道路については、歩道の設置や拡幅を検討すると共に、代替経路についても検討します。</p>	<p>道路課</p>	<p>平成 28 年度、平成 30 年度、令和元年度、令和 3 年度、令和 5 年度に工事を発注し、完了した。 ◎</p>	<p>快適な歩行環境の確保を図った。</p>	<p>快適な歩行環境を確保するために市道 027-000 号線において歩道の拡幅を実施した。 F+</p>	<p>工事の実施にあたり、地元理解が得られた。 c+</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一部の道路において歩道の拡幅を行っていることで、都市マースで示す政策の実効性が高まっている。 今後も歩行者空間の整備の取組を進めていくこと方針を掲げる必要がある。
---	------------	---	------------------------	---	------------------------------------	--

5 交通システム整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	評価
				内的要因	外的要因		
<p>4) 快適な歩行者・自転車ネットワ ークの整備</p> <p>市民や観光客が自家用車に頼 らず快適に歩けたり、自転車を 利用できるように、高齢者や障 害者の利用に配慮し、誰にもや さしい歩行環境を実現します。 主に鎌倉、大船、深沢の都市拠 点に関わる歩行者・自転車ネット ワークを整備します。また、 その他の鉄道駅やモノレール 駅、主要バス停の周辺などの日 常生活の拠点となる地域につい ても、歩行者・自転車ネットワ ークの整備について検討しま す。</p> <p>(2) 歩く道の整備</p> <p>市民や観光客が歩くことを楽 しめるように、河川や海岸部、 緑地や丘陵部において、プロム</p>	市街地整 備課	砂押川プロムナ ードの桜並木の 保全再生活動へ の支援を継続的 に行っている。	緑豊かな まち並み 景観の維持・形成 に貢献し た。	左記の通り。	左記の通り。	変更希望無し。	<ul style="list-style-type: none"> ・プロムナードの桜並木の保全再生活動への支援を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も活動支援の取組を継続していく方針を掲げることが必要である。
	深沢地域 整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年 5 月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業(株)、湘南鎌倉総合病院で、村岡・深沢地区の「ヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結 ・令和 2 年 7 月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置 ・令和 3 年 3 月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」 	「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」において、歩きやすく魅力的な歩行環境を形成するためには、人や環境に対して安全、安心でやさしく、わかりやすい計画、デザインを施すことが重要です。目的地への移動だけでなく、回遊する、運動する、休むなど多様な都市活動を想定	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業の事業計画認可を受けた。 +F 	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市深沢地区ガイドラインでは、安全、安心で歩きやすい歩行環境を形成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインにおいても、安全、安心で歩きやすい歩行環境の形成を図る方針としていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後もガイドラインに基づき、深沢のまちづくりを進めていく方針を掲げることが必要である。 	

5 交通システム整備の方針

<p>ナード*や散歩道等を整備します。</p> <p>また、「歩くまち」のPRを一層充実し、「歩く楽しみがある鎌倉」というイメージを定着させます。</p>		<p>よりまちづくりガイドライン基本方針策について答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月：都市計画決定、変更の告示 ・令和4年3月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」の締結 ・令和5年10月：「村岡・深沢地区土地区画整理事業」について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける ・令和6年1月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（Ver.1）」の策定 <p>○</p>	<p>し、目的がなくても利用できるような設えとすることとされています。</p> <p>また、シンボル道路（仮）など深沢の魅力印象付ける公共空間は、次世代の公共交通やスロー交通などが主役となるよう工夫し、駐車場や物流など車両動線を制限し、歩行や環境にやさしい多様なモビリティ優先の公共空間を整備することとされています。</p>				
---	--	--	--	--	--	--	--

5 交通システム整備の方針

	観光課	「ぶらり鎌倉観光マップ」や「周遊マップ」などの配布による歩く観光の推進	継続	観光客や市民に対して、交通機関に頼らずに周遊観光ができるツールの提供ができた。 +F	紹介するエリアの充実や多言語版の増刷などを求められている。 -a	<ul style="list-style-type: none"> 観光客等に対して歩く観光を推進するマップの配布を行っていることで、都市マスの示す政策の実効性が高まっている。 今後も歩く観光を推進する取組を継続していく方針を掲げることが必要である。
--	-----	-------------------------------------	----	---	-------------------------------------	--

5 交通システム整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組み 及び達成状況	担当課内評 価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と鎌倉 市都市マスタープランとの 相違点、要望
				内的要因	外的要因	
<p>5)住宅地内の交通環境の向上</p> <p>住宅地の静かな環境を守り、防災性を高め、市民が安全で快適に生活できるように住宅地内の交通環境の向上を図ります。</p> <p>(1)生活道路の改善</p> <p>住宅地の身近な生活道路については、自動車利用の抑制策や公共交通への転換策と併せて、ハンプ*の設置等により、車の走行速度を抑え、歩行者の安全確保を図ります。</p> <p>また、地域の主要な自動車の動線となっている道路や緊急車両の進入が必要な道路等の重要な道路について、拡幅整備を推進します。</p>	道路課	所管事業なし				<ul style="list-style-type: none"> 生活道路の改善の取組が実施されておらず、都市マスでの方針の見直しが必要。

5 交通システム整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組み 及び達成状況	担当課内評 価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と鎌倉 市都市マスタープランとの 相違点、要望
				内的要因	外的要因	
<p>5)住宅地内の交通環境の向上</p> <p>住宅地の静かな環境を守り、防災性を高め、市民が安全で快適に生活できるように住宅地内の交通環境の向上を図ります。</p> <p>(2) 行き止まり道路の解消</p> <p>行き止まりの谷戸やアクセス道路が 1 本しかない丘陵の計画開発住宅地については、災害時の 2 方向避難を確保するため、通過交通の排除に留意しつつ、通り抜け道路や新たなアクセス道路の整備を検討します。</p>	道路課	所管事業なし				<ul style="list-style-type: none"> 行き止まり道路の解消の取組が実施されておらず、都市マスでの方針の見直しが必要と考える。

5 交通システム整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降の具体的 な取組み 及び達成状 況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理 由		現在の担当課の施 策と鎌倉市都市 マスタープラン との相違点、要 望	評価
				内的要因	外的要因		
6)地域間を結ぶ主要道路の整備 備 沿道の土地利用の誘導や景観向上に配慮しつつ、防災性を高め、拠点を支える道路や分節化された市街地を結ぶ道路、市内と市外を結ぶ主要な道路を整備します。また、円滑な道路交通を確保するため、交差点改良等必要な道路整備も行います。 (1) 都市拠点周辺の道路整備 拠点整備に併せ、歩行者空間等を確保します。 ①大船駅周辺 大船駅周辺に集中する自動車による交通渋滞の緩和を目指して、関係者との合意形成を図りながら、未整備の都市計画道路を含めた周辺の道路整備を行い	道路課	鎌倉駅東口駅前広場の歩道の拡幅や歩道の再整備を実施した。 ◎	快適な歩行環境の確保を図った。	工事を発注し、完了した。 +F	工事の実施にあたり、地元の理解が得られた。 + f		<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉駅東口駅前広場の歩道の拡幅等を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も必要な道路整備を進めていく方針を掲げることが必要である。
	都市計画課	③ 鎌倉地域内の交通渋滞緩和のため「パークアンドライド」及び「鎌倉フリー環境手形」を推進し、自動車利用の抑制及び公共交通の利用促進に向けて取り組んだ。 ○ 「ロードプライシング」に	③ 継続	③ 「パークアンドライド」及び「鎌倉フリー環境手形」等のTDM施策は、は交通環境改善に必要な施策である。 D+	③ 「パークアンドライド」は平成 26 年度、「鎌倉フリー環境手形」は平成 29 年度をピークに利用者数が大幅に減少している。 a-	③ なし	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き交通需要マネジメント施策*の実施と併せて、交差点改良等の必要な道路整備を行うことで、都市マスで示す政策の実効性を高めていく必要がある。

5 交通システム整備の方針

<p>ます。また、歩行者と自動車が安全に通行できるように、踏切整備について引き続き関係機関等との協議・調整を図ります。</p> <p>②深沢地域国鉄跡地周辺 深沢地域国鉄跡地周辺の整備に伴い発生する自動車交通処理のため、周辺道路の機能強化を図ります。</p> <p>③鎌倉駅周辺 交通需要マネジメント施策*の実施と併せて、交差点改良等の必要な道路整備を行います。</p>		<p>については、令和2年(2020年)1月に本市から国土交通省に「ロードプライシングの早期実現に関する要望書」を提出し、ロードプライシングの早期実現を目指し、より一層の制度面、技術面について支援策等を要望した。</p> <p>▲</p>			<p>策滞について、国土交通省と継続して検討を進めている。</p> <p>d+</p>		
	<p>市街地整備課</p>	<p>①再開発事業と一体整備を行う計画となっている道路等の整備が滞っている。</p> <p>▲</p> <p>③土地の取得等が必要となるため、時間を要している。</p> <p>▲</p>	<p>事業の進展の目処は立っていない</p>	<p>特になし。</p>	<p>①東京オリンピック・パラリンピック招致決定以降、建設工事費の高騰が続いていること。また、これに伴い、再開発事業を実施した際に権利者が得られる再開発ビルの床面積(権利床)が減少する見込</p>	<p>変更希望無し。</p>	<p>・大船駅周辺の再開発事業と一体で行う道路等の整備が進んでおらず、計画の見直しを含めた検討を行うことで、都市マスで示す政策の実効性を高めていく必要がある。</p>

5 交通システム整備の方針

					みであること。 -a, c, d ③土地利用転換の動きがない状況であること。 -f		
	深沢地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年5月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業（株）、湘南鎌倉総合病院で、村岡・深沢地区の「ヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結 令和2年7月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置 令和3年3月：「鎌倉市深沢地区まち 	土地区画整理事業において、新たなまちづくりに対応する幹線道路等の整備を予定している。	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業の事業計画認可を受けた。 +D 		<ul style="list-style-type: none"> 「深沢地域国鉄跡地周辺」の記載変更 例：深沢地区、深沢地域整備事業用地 広域的幹線道路への速やかなアクセスと円滑な交通処理、及び地域の生活道路への通過交通の流入を防ぎ安全性をこうじょうさせるため、地域の骨格となる道路を整備します。 幹線道路を補完し、ラダー状の道路ネットワークを形成し、安全性、利便性、防災性など、地区の都市機能の向上を図る道路を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> 深沢地区の土地区画整理事業において、幹線道路等の整備を行う方針としていることで、都市マスの示す政策の実効性が高まっている。 今後もガイドラインに基づき、深沢のまちづくりを進めていく方針を掲げることが必要である。

5 交通システム整備の方針

		<p>づくりガイド ライン策定委 員会」よりま ちづくりガイ ドライン基本 方針策につい て答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3 月：都市計画 決定、変更の 告示 ・令和4年3 月：神奈川 県、藤沢市、 鎌倉市、JR 東日本「東海 道本線大船・ 藤沢間村岡新 駅（仮称）設 置及び自由通 路整備に関す る基本協定 書」の締結 ・令和5年10 月：「村岡・ 深沢地区土地 区画整理事 業」につい て、独立行政 法人都市再生 機構が国土交 通大臣から事 業計画認可を 受ける ・令和6年1 月：「鎌倉市 深沢地区まち づくりガイド 					
--	--	---	--	--	--	--	--

5 交通システム整備の方針

		ライン (Ver.1)」の 策定 ○					
--	--	-----------------------------	--	--	--	--	--

5 交通システム整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以 降の具体的な 取組み及び達 成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	評価
				内的要因	外的要因		
<p>6)地域間を結ぶ主要道路の整備</p> <p>沿道の土地利用の誘導や景観向上に配慮しつつ、防災性を高め、拠点を支える道路や分節化された市街地を結ぶ道路、市内と市外を結ぶ主要な道路を整備します。また、円滑な道路交通を確保するため、交差点改良等必要な道路整備も行います。</p> <p>(2) 拠点間を結ぶ道路整備</p> <p>各拠点の求心性を高めるため、また、拠点間の連携を強化するために、拠点間を結ぶ幹線道路及びフィーダー道路（幹線道路につながる支線道路）の整備を図ります。併せて、拠点へのアクセスを確保する公共交通の充実を図ります。</p>	都市計画課	<p>(2) 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議において、鉄道事業に対し「輸送力増強」及び「利便性向上」に係る要望活動を行っている。 ○</p>	(2) 継続	<p>(2) 市民の鉄道利用における安全性の確保はもとより、速達性や利便性の向上を図るため、交通事業者と調整を行っている。 F+ 鎌倉駅周辺と深沢の拠点間を結ぶ公共交通が充実していない。 D-</p>	<p>(2) これから深沢地域の新しいまちづくりが進んでいく。 新庁舎が深沢に移転する。 a+</p>	<p>(2) 公共交通の充実は「拠点へのアクセス」となっているが、求めているのは「拠点間のアクセス」ではないのか。そもそも、道路整備の項目に「公共交通の充実」は不要ではないか、書くならば3)公共交通の維持・充実の(2)バスサービスの維持・向上の方が良いのではないのか。</p>	<p>・神奈川県鉄道輸送力増強促進会議において、鉄道事業に対し「輸送力増強」及び「利便性向上」に係る要望活動を行っていることで、都市マスターで示す政策の実効性が高まっている。</p>

5 交通システム整備の方針

	道路課	所管事業なし					<ul style="list-style-type: none">・拠点間を結ぶ道路整備の取組が実施されておらず、方針の見直しが必要である。
--	-----	--------	--	--	--	--	---

5 交通システム整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以 降の具体的な 取組み及び達 成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	
				内的要因	外的要因		
<p>6)地域間を結ぶ主要道路の整備</p> <p>沿道の土地利用の誘導や景観向上に配慮しつつ、防災性を高め、拠点を支える道路や分節化された市街地を結ぶ道路、市内と市外を結ぶ主要な道路を整備します。また、円滑な道路交通を確保するため、交差点改良等必要な道路整備も行います。</p> <p>(3) 市内と周辺市を結ぶ道路整備</p> <p>鎌倉市と横浜市、藤沢市、逗子市を結ぶ道路の整備を図ります。</p>	<p>深沢地域整備課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年5月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業(株)、湘南鎌倉総合病院で、村岡・深沢地区の「ヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結 令和2年7月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置 令和3年3月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」よりまちづくりガイドライン基本方針策について答申 令和4年3月：都市計画 	<p>土地区画整理事業において、新たなまちづくりに対応する幹線道路等の整備を予定している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業の事業計画認可を受けた。 +D 	<ul style="list-style-type: none"> 広域的幹線道路への速やかなアクセスと円滑な交通処理、及び地域の生活道路への通過交通の流入を防ぎ安全性をこうじょうさせるため、地域の骨格となる道路を整備します。 幹線道路を補完し、ラダー状の道路ネットワークを形成し、安全性、利便性、防災性など、地区の都市機能の向上を図る道路を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> 深沢地区の土地区画整理事業において、幹線道路等の整備を行う方針としていることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 今後もガイドラインに基づき、深沢のまちづくりを進めていく方針を掲げることが必要である。 	

5 交通システム整備の方針

		<p>決定、変更の告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」の締結 ・令和5年10月：「村岡・深沢地区土地区画整理事業」について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける ・令和6年1月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（Ver.1）」の策定 ○ 					
	道路課	所管事業なし					<ul style="list-style-type: none"> ・市内と周辺市を結ぶ道路整備が実施されておらず、方針の見直しが必要である。

5 交通システム整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以 降の具体的な 取組み及び達 成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	評価
				内的要因	外的要因		
<p>7) 駐車場の整備</p> <p>交通需要マネジメント施策*の実施及び拠点としての土地利用や機能集積上必要な駐車場を市街地整備等に合わせて整備すると共に、既存の駐車場の有効利用を図ります。なお、駐車場の整備にあたっては、緑等の自然環境の保全や良好な景観形成に留意します。</p>	都市計画課	<p>パーク&ライドの拡大に向け、横浜環状南線及び横浜湘南道路の栄ジャンクション下の用地を活用の可能性について国土交通省と協議・調整を行った。</p> <p>○</p>	継続	<p>国土交通省関東地方整備局と鎌倉市内における交通渋滞解消のために協議・調整を行っている。</p> <p>+E</p>	<p>当該用地は市外となるため、利用意向があっても優先順位が低い。</p> <p>-b</p>	<p>新たに鎌倉地域の外縁部に駐車場を整備することは難しい中、ここで「交通需要マネジメント施策の実施」の記述は必要か、市街地整備の際には必要な駐車場整備を行う旨の記述だけでも良いのはいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 横浜環状南線及び横浜湘南道路下の駐車場用地活用の可能性について国土交通省と協議・調整を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も駐車場の整備・有効利用の取組を進めていく方針を掲げることが必要である。

5 交通システム整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以 降の具体的な 取組み及び達 成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	評価
				内的要因	外的要因		
<p>8)駐輪施設の整備</p> <p>自転車交通が集中する拠点駅 周辺においては駐輪施設の充実 を図りながら、駅周辺の違法駐 輪等の整序化を図ると共に自転 車利用を促進します。</p>	都市計画課	<p>大船駅東口自 転車等駐車場 については、 令和 5 年度に 駐輪場の改修 に向けた概略 設計を実施し た。 鎌倉駅西口に 暫定第 2 駐輪 場を整備し、 駐輪施設の充 実を図った。</p> <p>大船駅西口自 転車駐車場の 全面改修を行 った。</p> <p>◎</p>	継続	<p>放置自転車は減 少傾向にある が、まだまだ監 視等は必要な状 況にある。</p> <p>駐輪施設の適正 な規模は、利用 実態を継続的に 確認し、過不足 がないように対 応しないといけ ない。 +F</p>	<p>鉄道事業者に 対し神奈川県 鉄道輸送力増 強促進会議に おいて、「自 転車等駐車場 用地の提供等 放置自転車対 策の推進」と して駅周辺の 放置自転車対 策への積極的 な連携及び協 力について要 望活動を行っ ている。 +d</p>	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉駅西口への暫定 第 2 駐輪場の整備等 を行っていること で、都市マスで示す 政策の実効性が高ま っている。 ・今後も駐輪施設の整 備の取組を進めてい く方針を掲げること が必要である。

5 交通システム整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内評 価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の 施策と鎌倉市都 市マスタープランとの相違点、 要望	評価
				内的要因	外的要因		
<p>9)総合的な交通情報システムの整備</p> <p>道路の渋滞状況や駐車場の利用状況、バスの運行情報等の必要な情報が手軽に迅速に入手できるように、新たな情報通信技術（ICT*等）の多面的な活用を図り、適切な情報を提供するシステムを整備します。</p>	都市計画課	<p>大型バスが駐車可能な駐車場を市ホームページに掲載するとともに、事前予約を行うようバス事業者等に働きかけを行った。</p> <p>公共交通での来訪を促すことを目的に、市ホームページに過去の時間帯別渋滞状況等を掲載した。</p> <p>公共交通機関の運行状況を手軽に迅速に入手できるよう、市ホームページに市内を運行する交通事業者のリンクを集約したページを作成するとともに、市公式LINEから直接遷移できるような枠組みを整えた。</p> <p>○</p>	継続	<p>情報は、継続的に発信し続ける必要がある。</p> <p>+f</p>	<p>大型バス駐車場の事前予約システム構築に向け駐車場事業者に働きかけを行ったが、個々のシステムを運用しているなどの理由で、協力を得ることができなかった。</p> <p>-f</p>	<p>既に民間事業者において個別に情報発信しているため、市でそれを一元管理するような新たなシステム整備は現実的ではないと考える。タイトルを含めて見直しが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページを活用した交通情報の提供等を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も情報システム整備の取組を進めていく方針を掲げることが必要である。

5 交通システム整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組み 及び達成状況	担当課内評 価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と鎌倉 市都市マスタープランとの 相違点、要望
				内的要因	外的要因	
10)地域ごとの対応 地域ごとの対応については、次の通 りです。 表 地域ごとの対応 参照						

5 交通システム整備の方針

表 地域ごとの対応

地域	公共交通の維持・充実	快適な歩行者・自転車ネットワークの整備	駐車場の整備
鎌倉	居住者や観光客に対応するバスサービスの充実を図り、自家用車利用から公共交通及び徒歩・自転車の利用への転換を促します。	社寺等を回る歩く観光や主要な公共施設へのアクセスに対応した歩行者空間を整備します。また、歩いて買物を楽しめるように、商店街の歩行者空間を整備します。 海岸沿いの散策が楽しめるような歩行者空間の整備を図ります。	鎌倉地域の外縁部において、パークアンドライド*駐車場を整備します。この駐車場整備により、地域内の交通渋滞の緩和といった効果を期待します。 また、地域内においては、自動車交通需要を引き起こす駐車場の整備を極力抑制する一方、日常の買物、業務目的の駐車需要に対しては適切な駐車場を設置します。 長谷地区、北鎌倉地区においては、新たな駐車場整備を行うのではなく、鎌倉地区を中心としたパークアンドライド駐車場＋公共交通システムの導入、ロードプライシング*の検討等と一体となった交通需要マネジメント施策*で対応します。 また、海岸部における夏期の駐車需要には、臨時駐車場と公共駐車場で対応することを基本としつつ、不足分については公共駐車場の整備を検討します。
腰越	鎌倉地域及び深沢地域と結ぶ公共交通の充実を図ります。	腰越拠点の魅力を高めるため、江ノ電沿いの道路の歩行者環境の整備を図ります。 海岸沿いの散策が楽しめるような歩行者空間の整備を図ります。	地元商店街など、腰越地域の活性化に役立つ駐車場の整備を検討します。

5 交通システム整備の方針

<p>深沢</p>	<p>東海道本線の新駅構想を視野に入れ、鉄道、モノレール、バス等多様な交通手段の選択性をいかした複合交通拠点の整備を図ります。</p>	<p>深沢地域国鉄跡地周辺の整備に際し、歩道、公園の園路、街区間の歩道状空間の活用を図り、安全性が高く、豊かで快適な歩行者ネットワークを整備します。また、県道腰越大船線、市道大船西鎌倉線を結ぶ自転車ネットワークを整備します。</p>	<p>深沢地域国鉄跡地周辺の整備に合わせて、民間事業者との連携を図り、パークアンドライド*駐車場の整備を検討します。</p>
<p>大船</p>	<p>市街地再開発事業と連携した交通結節性の強化を図ります。</p>	<p>大船駅周辺は、商業地としての魅力を高めるような駅周辺の買物や業務に対応した歩行者空間を整備します。</p>	<p>大船駅周辺においては、既存の駐車場を効率的に利用するためのシステム整備を行うと共に、市街地整備と併せて積極的に買物、業務、観光需要に対応する駐車場の整備を推進します。</p>
<p>玉縄</p>	<p>大船駅と玉縄地域を結ぶバスサービスの充実を図ります。</p>	<p>玉縄城跡や社寺等の地域観光資源をつなぐ歩行環境の整備を図ります（玉縄トレイル等）</p>	<p>(同上)</p>

6 住宅・住環境整備の方針

重点的に取り組む内容	関係各課	具体的な取組み 及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>1)若年ファミリー層の転入促進</p> <p>定住促進のための住宅政策</p> <p>若年ファミリー層の定着を図るため、生活支援や生活環境の整備（子育て支援施設等）と併せて、住宅供給や持家取得支援を行います。特に大船地域、深沢地域、玉縄地域に重点をおいて住宅供給を図ります。</p> <p>(1) 公共と民間の協調による住宅供給</p> <p>公民の協調により、収入に見合った適正な家賃の賃貸住宅（特定優良賃貸住宅*等）の供給を図ると共に、若年ファミリー層の住宅取得の促進に向けた支援、優遇を検討します。</p> <p>また、三世帯同居住宅に対する支援、優遇の検討や、三世帯が隣居できる住宅（隣り合う独立した住宅）の導入を目指し、家族コミュニティの回復と若年ファミリー層の転入を図ります。</p>	都市整備 総務課	平成 29 年 3 月改定「第 3 次住宅マスタープラン」で、若年世帯の定住のための総合的な背策の推進を継続の取組として示している。(◎)	継続	目標の実現に向けて、長期的な視点で運用していく必要がある (+F)		<ul style="list-style-type: none"> 「第 3 次住宅マスタープラン」において、若年世帯の定住のための総合的な施策の推進を継続の取組として示していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も住宅供給の実現に向けた取組方針を掲げることが必要である。 	

6 住宅・住環境整備の方針

<p>1)若年ファミリー層の転入促進と定住促進のための住宅政策</p> <p>若年ファミリー層の定着を図るため、生活支援や生活環境の整備（子育て支援施設等）と併せて、住宅供給や持家取得支援を行います。特に大船地域、深沢地域、玉縄地域に重点をおいて住宅供給を図ります。</p>	<p>都市整備 総務課</p>	<p>平成 29 年 3 月改定「第 3 次住宅マスタープラン」で、若年世帯の定住のための総合的な背策の推進を継続の取組として示している。(◎)</p>	<p>継続</p>	<p>目標の実現に向けて、長期的な視点で運用していく必要がある。(+F)</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・「第 3 次住宅マスタープラン」において、若年世帯の定住のための総合的な施策の推進を継続の取組として示していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も空き家住宅の活用に向けた実態調査等の取組方針を掲げることが必要である。
<p>(2) 空き家住宅の活用</p> <p>空き家となった住宅について、土地所有者等の理解を得ながら、賃貸住宅(定期借地・借家権付き住宅等)として若年ファミリー層に提供するシステムについて検討します(鎌倉の魅力を発信する情報サイトの整備等)</p> <p>また、子育て世帯や高齢者の地域コミュニティ形成を図るため、空き家を活用したサロンの設置について検討します。</p> <p>空き家については全市的な実態把握ができていないことから、調査を行います。</p>	<p>高齢者いきいき課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターに地域連携担当を配置 ・平成 30 年に生活支援コーディネーターを配置 (◎) 	<p>地域包括支援センターに地域連携担当や生活支援コーディネーターを配置することにより、地域コミュニティの形成や市民が主体となった地域交流事業の充実が図られた。</p>	<p>地域包括支援センターや生活支援コーディネーターを配置することで計画の実現性の向上が図られた。(+C)</p>	<p>地域での困りごとを解決したい住民を中心に参加してくれた。(+d)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の拠点に地域連携担当やコーディネーターを配置し、地域コミュニティ形成のための支援を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も空き家を活用したサロンの生活支援の取組方針を掲げることが必要である。

6 住宅・住環境整備の方針

<p>2)高齢者・障害者が住み続けるための住宅施策</p>	<p>建築指導課</p>	<p>回答なし</p>					<p>←回答なしでよいのか？ サ高住の登録は方針として掲げる必要ありか</p>
<p>高齢化の進行に対応し、高齢者や障害者が住み続けられる条件や環境を整備します。 〔8.健康福祉のまちづくりの方針〕に再掲) (1) 公共と民間の協調による住宅供給 バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅*」の登録制度の推進や借り上げ公共賃貸住宅を計画的に確保するなど、高齢者向けの優良な賃貸住宅を供給します。 また、「鎌倉市営住宅ストック総合活用計画」及び「鎌倉市公共施設再編計画」に基づき、市営住宅の改築及び建替え等を行い、高齢者・障害者が使いやすい住宅の確保を図ります。</p>	<p>都市整備総務課</p>	<p>平成30年「鎌倉市営住宅集約化基本計画」に基づき市営住宅集約化を行っている。(◎)</p>	<p>継続</p>	<p>目標の実現に向けて、長期的な視点で運用していく必要がある (+F)</p>		<p>平成15年(2003年)3月にその内容を見直した「鎌倉市営住宅ストック総合活用計画」を策定し、「鎌倉市住宅マスタープラン」の下部計画として位置付けました。 平成22年(2010年)3月に鎌倉市営住宅長寿化計画を策定し、市営住宅の整備や維持管理に係るマネジメントを推進しています。長寿化計画については、平成24年(2012年)3月、平成25年(2013年)2月、平成27年(2015年)4月に、それぞれの時点に合わせて事業予定の修正を行いました。 さらに、総合的かつ計画的に市営住宅の建替え、修繕・改善を行っていくために、市営住宅</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「鎌倉市営住宅集約化基本計画」に基づき、市営住宅集約化を行っていることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も住宅供給の取組方針を掲げることが必要である。

6 住宅・住環境整備の方針

						スタープランの内容に合わせて、長寿命化計画を改定しました。 (鎌倉市営住宅長寿命化計画から)	
	高齢者いきいき課	回答なし。				サービス付き高齢者向け住宅など施設の整備は介護保険課の所管事業となっている。	←頼む必要あり？
	障害福祉課	<p>重度障害者住宅設備改造等に対する補助制度</p> <p>【過去5年間の実績】</p> <p>令和元年度 7,171,010円 (12件)</p> <p>令和2年度 3,026,988円 (6件)</p> <p>令和3年度 1,951,900円 (6件)</p> <p>令和4年度 1,682,667円 (5件)</p> <p>令和5年度 866,667円 (3件)</p> <p>合計 14,699,232円 (32件) (◎)</p>	<p>障害に適するように既存の住宅設備を改造するために要する費用の一部を助成することにより、在宅の重度障害者の日常生活を容易にすることで、重度障害者の福祉の増進の一助となっている。</p>	<p>引き続き、同制度により、住宅設備の改造を必要とする方への支援を通じて、重度障害者の福祉の増進を図る必要がある。(+F)</p>	<p>様々な機会を通じて、同制度の周知に努めていく。 (+f)</p>	<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者住宅設備改造等に対する補助制度を活用した助成を行っていることで、都市マスの示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も高齢者・障害者に対する住宅供給の取組方針を掲げることが必要である。

6 住宅・住環境整備の方針

	公的不動産活用課	回答なし。				当初計画とそれを束ねた総合管理計画の見直しを行うこととし、「鎌倉市新庁舎等整備基本計画（令和4年（2022年）9月4日）」や「鎌倉市学校整備計画（令和6年（2024年）3月）」などの検討と歩調を合わせ、当初計画の改訂版となる「鎌倉市公共施設再編計画」を策定。同時に、本計画の改訂内容に応じた総合管理計画の改訂を行います。鎌倉市公共施設再編計画及び鎌倉市公共施設等総合管理計画（令和6年（2024年）3月改訂）	
<p>2)高齢者・障害者が住み続けるための住宅施策</p> <p>高齢化の進行に対応し、高齢者や障害者が住み続けられる条件や環境を整備します。 【8.健康福祉のまちづくりの方針】に再掲)</p> <p>(2) 福祉政策と連携した住宅政策</p>	都市整備総務課	平成29年3月策定「第3次住宅マスタープラン」で福祉施策と連携した居住の支援を新規の取組として示している。(◎)	継続	目標の実現に向けて、長期的な視点で運用していく必要がある (+A)	社会経済状況の変化に伴う雇用状況の悪化による住宅の喪失等に的確に対応できるよう、居住支援協議会を設立した。 (+a)	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次住宅マスタープラン」において、福祉施策と連携した居住の支援を新規の取組として示していることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 今後も福祉政策と連携した住宅政策の取組方針を掲げることが必要である。 	

6 住宅・住環境整備の方針

住宅分野と福祉・保健・医療分野等との連携強化を図り、市営住宅と福祉施設との併設の検討、高齢者のグループリビングや障害者の生活ホームの整備、住宅のバリアフリー化への支援等を推進します。	高齢者いきいき課	回答なし。				住宅へのバリアフリー化への支援など施設の整備は介護保険課の所管事業となっている。	
	障害福祉課	<p>障害者グループホームの新規開設を支援するための補助制度</p> <p>【実績】 令和元年度 500,000円 (1件) 令和2年度 1,000,000円 (2件) 令和3年度 500,000円 (1件) 令和4年度 2,312,698円 (5件) 令和5年度 1,000,000円 (2件) 合計 5,312,698円 (11件) (◎)</p>	<p>障害者グループホームの新規開設を支援することで、地域での自立を目指す障害者や親なき後の障害者の生活の場を確保し、地域での暮らしを支援することに寄与している。</p> <p>一方、重度障害者や特定の障害に対応したグループホームの新規開設を望む声がある。</p>	引き続き、鎌倉市障害者基本計画の重点課題として取組を進めていく。(+D)	民間事業者や社会福祉法人等の事業計画に委ねざるを得ないため、現状の補助制度だけでは、計画的な整備は難しい状況である。(f)	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 障害者グループホームの新規開設を支援するための補助制度を活用した助成を行っていることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 今後も高齢者・障害者に対する住宅供給の取組方針を掲げることが必要である。

6 住宅・住環境整備の方針

<p>2)高齢者・障害者が住み続けるための住宅施策</p> <p>高齢化の進行に対応し、高齢者や障害者が住み続けられる条件や環境を整備します。 〔8. 健康福祉のまちづくりの方針〕に再掲)</p> <p>(3) 住宅リフォームの環境整備</p> <p>耐震補強やバリアフリー化、環境対策化を促進するために、相談窓口の設置や情報提供、助成事業の実施など、安心してリフォームできる環境整備に努めます。</p>	<p>建築指導課</p>	<p>回答なし。</p>					<ul style="list-style-type: none"> ・住宅リフォームの環境整備の取組が実施できておらず、方針や計画の見直しが必要である。
<p>2)高齢者・障害者が住み続けるための住宅施策</p> <p>高齢化の進行に対応し、高齢者や障害者が住み続けられる条件や環境を整備します。 〔8. 健康福祉のまちづくりの方針〕に再掲)</p> <p>(4) 高齢者の住み替え支援</p>	<p>都市整備総務課</p>	<p>平成 29 年 3 月策定「第 3 次住宅マスタープラン」で高齢者の高齢者向け住宅等への円滑な入居・住み替えの支援を継続の取組として示している。(◎)</p>	<p>継続</p>	<p>目標の実現に向けて、長期的な視点で運用していく必要がある (+F)</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・「第 3 次住宅マスタープラン」において、福祉施策と連携した居住の支援を新規の取組として示していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も高齢者の住み替え支援に向けた取組方針を掲げることが必要である。

6 住宅・住環境整備の方針

<p>高齢者が介護度や世帯状況などに応じて住み替えが必要となった場合に、円滑に実行できるよう、住宅や施設などへの住み替え相談事業等に取り組みます</p>	<p>高齢者いきいき課</p>	<p>平成31年3月に鎌倉市居住支援協議会が設置され、高齢者いきいき課も委員として参加(◎)</p>	<p>鎌倉市居住支援協議会による住み替え相談事業を定期的に実施することで高齢者等が住み続けられる環境が整備された。</p>	<p>都市整備総務課が中心となり、鎌倉市居住支援協議会を運営することで、庁内連携が図りやすくなった。 (+E)</p>	<p>高齢者や障害者の住み替え問題について世間の関心が高くなってきている。 (+a)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市居住支援協議会を設置し、住み替え相談事業を定期的に行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も高齢者等が住み続けられる環境整備の取組方針を掲げることが必要である。
<p>3)まちづくりによる住宅・住環境の保全と創造</p> <p>(1) 公営住宅の建替え・集約化</p> <p>老朽化した市営住宅の建替えを行います。高齢者単身世帯の増加傾向を考慮し、入居希望の世帯構成に合わせ、供給住戸の規模を変更します。6つの市営住宅※を、1~2箇所程度に集約して整備します。</p> <p>※集約を検討する市営住宅は、植木住宅、深沢住宅、笛田住宅、梶原住宅、梶原東住宅、岡本住宅です。</p>	<p>都市整備総務課</p>	<p>平成30年3月策定「鎌倉市営住宅集約化基本計画」に基づき、集約化事業を実施している。 (◎)</p>	<p>継続</p>	<p>目標の実現に向けて、長期的な視点で運用していく必要がある (+F)</p>	<p>第1次集約化事業の対象は、植木住宅、深沢住宅、笛田住宅、梶原住宅、梶原東住宅の5か所になります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した市営住宅の建替え及び集約を推進していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も引き続き、市営住宅の建替え事業を進めていく方針を掲げることが必要である。

6 住宅・住環境整備の方針

<p>3)まちづくりによる住宅・住環境</p>	<p>市街地整備課</p>	<p>再開発事業に係るものについては進捗無し。 (△)</p>				<p>変更希望なし。</p>	<p>・大船駅周辺の再開発事業については進捗がないため、計画の見直しを含めた検討が必要と考えられる。</p>
<p>の保全と創造</p> <p>(2) 新しいまちづくりによる良好な住宅の供給と住環境の確保</p> <p>深沢地域国鉄跡地周辺拠点や、大船駅周辺拠点、大船・深沢ゾーン、海岸ゾーンなどでは、土地区画整理事業、市街地再開発事業などと併せて、良質な都市型住宅の誘導を図ります。</p> <p>大規模な工場跡地等が共同住宅等に転換される場合は、地区計画等を活用した良好な住環境となる開発を誘導します。</p> <p>拠点地域における住宅整備は、著しく高齢化が進んでいる周辺の住宅団地の問題と一体として捉え、住み替え支援等を検討します。</p>	<p>深沢地域整備課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年5月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業(株)、湘南鎌倉総合病院で、村岡・深沢地区の「ヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結 令和2年7月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置 令和3年3月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」よりまちづくりガイドライン基本 	<p>「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」において、JR 東日本東海道本線新駅からつながるまちの顔として、まちの魅力発信、賑わい形成の原動力となる街区を目指すこととしています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市「深沢地域国鉄跡地周辺」の記載変更 例：深沢地区、深沢地域整備事業用地 子ども、子育て世代から高齢者まで幅広い年齢層や多様化するライフスタイルを受け止め、誰もが安全に、安心して暮らせる、都市型住宅や戸建住宅等、多様な住宅の導入を図ります。 多様な世代の居住を誘導することで居住者の年齢層のバ 	<p>東海道本線大船・藤沢間村岡新駅(仮称)設置に関する覚書(神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR 東日本)を締結し、新駅を設置することに合意 (+d)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「深沢地域国鉄跡地周辺」の記載変更 例：深沢地区、深沢地域整備事業用地 子ども、子育て世代から高齢者まで幅広い年齢層や多様化するライフスタイルを受け止め、誰もが安全に、安心して暮らせる、都市型住宅や戸建住宅等、多様な住宅の導入を図ります。 多様な世代の居住を誘導することで居住者の年齢層のバランスに配慮し、将来の社会情勢や社会のニーズに応じた適切な規模の住宅を誘導します。 	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインにおいても、多様な住宅の導入を図る方針としており、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後もガイドラインに基づき、深沢のまちづくりを進めていく方針を掲げることが必要である。

6 住宅・住環境整備の方針

		<p>方針策について答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月：都市計画決定、変更の告示 ・令和4年3月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」の締結 ・令和5年10月：「村岡・深沢地区土地区画整理事業」について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける ・令和6年1月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイド 		<p>ランスに配慮し、将来の社会情勢や社会のニーズに応じた適切な規模の住宅を誘導します。・「深沢地域国鉄跡地周辺」の記載変更例：深沢地区、深沢地域整備事業用地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども、子育て世代から高齢者まで幅広い年齢層や多様化するライフスタイルを受け止め、誰もが安全に、安心して暮らせる、都市型住宅や戸建住宅等、多様な住宅の導入を図ります。 ・多様な世代の居住を誘導することで居住者の 			
--	--	--	--	---	--	--	--

6 住宅・住環境整備の方針

		ライン (Ver.1)」の 策定 (◎)		年齢層のバ ランスに配 慮し、将来 の社会情勢 や社会のニ ーズに応じ た適切な規 模の住宅を 誘導しま す。深沢地 区まちづく りガイドラ イン Ver.1 の策定に伴 い、計画実 現性の向上 が図られ た。 (+F)			
	都市整備 総務課	平成29年3月策 定「第3次住宅 マスタープラ ン」で深沢地域 整備事業による 住宅地整備と事 業と連携した居 住環境整備を継 続の取組として 示している。 (◎)	継続	目標の実現に 向けて、長期 的な視点で運 用していく必 要がある。 (+F)		都市マスタープラン、 住宅マスタープラン、 各拠点の整備計画の整 合を図っていきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次住宅マスタープラン」において、深沢地域整備事業の住宅地整備と連携した居住環境整備を継続の取組として示していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も連携して深沢のまちづくりを進めていく方針を掲げることが必要である

6 住宅・住環境整備の方針

	都市計画課	令和4年3月に鎌倉市立地適正化計画を策定し、深沢地域国鉄跡地周辺地区及び大船駅周辺地区を都市機能誘導区域に設定し、都市型住宅等の誘導を図った。深沢地域国鉄跡地周辺地区において、土地区画整理事業の都市計画決定を行った。 (◎)	引き続き立地適正化計画の運用を継続する。	全国的に人口減少や少子高齢化を背景として、持続可能な都市経営を可能とするための取組、意識が高まっている。 (+F)	テレワークの普及等の影響で共同住宅などの都市型住宅の需要が高まっている。 (+a)	¥ : @ : @ ・ p	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市立地適正化計画を策定し、深沢地域や大船駅周辺に都市型住宅等の誘導を図っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・引き続き立地適正化計画の運用を継続する方針を掲げることが必要である。
<p>3)まちづくりによる住宅・住環境の保全と創造</p> <p>(3) 良好な住宅・住環境の保全</p> <p>丘陵部や鎌倉地域などの良好な住宅地の環境・住宅地景観を保全します。そのため、地元の合意に基づいて地区計画、建築協定、景観地区など、法令等に基づく地区指定や、鎌倉市まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画等に対する支援、さらには、都市計画提案制度等を活</p>	土地利用調整課	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉宇都(津)宮辻子幕府跡地周辺地区自主まちづくり計画が策定され、市に提案された(提案日：平成30年11月22日)。その後、同地区において、自主まちづくり協定を締結した(協定締結日：平成31年4月11日)。 ・大町2丁目地区自主まちづ 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画、建築協定等の適用による敷地の細分化等の防止、良好な住環境の保全が図られた。 ・市民に対して、地区レベルのま 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり市民団体の育成が進み、住民主体のまちづくりが進められた。 (+F) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の住宅街で敷地の細分化や開発計画が進んでいる。このため、住環境を保全したいという機運が住民の間で高まりつつあり、自主まちづくり計画の策定・変更や地区計画等の相談が増えている。 ・住民等の理解得られた。 (+C) 		<ul style="list-style-type: none"> ・新たな自主まちづくり計画の策定に対する支援を行うとともに、リーフレットを作成し、地域住民に周知を図っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も良好な住宅・住環境の保全に寄与する取組方針を掲げることが必要である。

6 住宅・住環境整備の方針

<p>用し、敷地の細分化によるミニ開発を抑制し、緑豊かな住環境の維持・創出を図ります。</p> <p>住環境の保全と若年ファミリー層の転入促進のバランス等を考慮した地区レベルでのまちづくりを推進するため、地域住民に周知を図ります。</p>		<p>くり計画地区において、区域が拡大され、市に計画の変更が提案された（提案日：令和5年3月30日）。</p> <p>・地区レベルのまちづくりを推進するためのリーフレットを作成した（作成日：令和5年2月2月）。（◎）</p>	<p>ちづくりを推進するための周知が図られた。</p>				
	<p>都市計画課</p>	<p>都市計画提案に基づき、地区計画の都市計画決定（変更）が行われた。（大平山地区地区計画、大平山丸山地区地区計画 H31、住友常盤地区地区計画 R6）</p> <p>住民原案申出に基づき、地区計画の都市計画決定が行われた。（小町二丁目地区地区計画 R6）（◎）</p>	<p>周辺住民の動きから新たな地区計画の都市計画決定（変更）を行い、各区域内の良好な住環境の保全に寄与した。</p>	<p>新たな地区計画の都市計画決定（変更）を行った。（+F）</p>	<p>都市計画提案及び住民原案申出などの周辺住民の動きがあった。（+C）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・地域のまちづくりに関する新たな地区計画の都市計画決定を行っていることで、都市マスの示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も良好な住宅・住環境の保全に寄与する取組方針を掲げることが必要である。

6 住宅・住環境整備の方針

	都市景観課	景観地区の適切な運用。(◎)	良好な住宅地の環境・住宅地景観の保全を行うことができた。	制度周知の徹底(+E)	景観地区制度への理解が高まった。(+C)		<ul style="list-style-type: none"> ・景観条例等を運用し、良好な住宅地の環境や景観の保全を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も良好な住宅地景観の保全の取組方針を掲げることが必要である。
	建築指導課	引き続き、建築協定等の周知を行う。(◎)	継続	長期的な視点で運用していく必要がある。(+F)	引き続き、建築協定等の周知を行う必要がある。(+f)	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定等の周知を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も良好な住宅・住環境の保全に寄与する取組方針を掲げることが必要である
<p>3)まちづくりによる住宅・住環境の保全と創造</p> <p>(4)丘陵住宅地(計画住宅地)等の再生</p> <p>市では、著しく高齢化が進んでいる今泉台住宅地をモデル地区として「長寿社会のまちづくり」に関する検討を行っていますが、こうした先導的な取り組みの成果を踏まえて、</p>	政策創造課	住民が主役となり、地域課題について自ら考え、ジブンゴト化するきっかけを生み出し、地域の魅力を高め、持続可能な地域にする「エリアマネジメント」の取組に資する長寿社会のまちづくりの一環として、産官学民連携による	継続	地域の住民が主体となった長寿社会のまちづくりが進められた。(+F)	地域の高齢化が著しく進んだことで、長寿社会のまちづくりについて住民が主体となる活動が活発化した。(+a)	政策創造課では今泉台住宅地にて、長寿社会のまちづくりにおける調査研究事業の一環として、住民を主体とした新たな価値やソリューション創出に向けた産官学民の共創の仕組みである「鎌倉リビングラボ」の取組を進めてきましたが、3.具体的な方針後段記載の「そのため、高齢者や～検討します。」については、現時点で検討はし	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿社会における住民主体のまちづくりに関する取組を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・一部未実施の取組もあるため、方針の検討が必要である。

6 住宅・住環境整備の方針

<p>地域の実情に応じた多世代共生型の住宅地の形成を促進していきます。</p> <p>そのため、高齢者や子育て世帯への支援施設・交流の場の整備や日常生活に必要な小規模な店舗等を許容する土地利用コントロール、若い世代のための小規模でも良好な戸建住宅となるデザインガイドライン*、空き家の住み替え斡旋のアドバイザー制度等について検討します。</p>		鎌倉リビングラボの取組みが進んだ。(◎)				ておりません。こうした土地利用、戸建住宅ガイドラインや空き家アドバイザーなどについては、庁内関連課の課題やニーズに即して、必要に応じて政策形成支援の一環として伴走支援をしていきたいと考えています。	
	都市整備総務課	平成29年3月策定「第3次住宅マスタープラン」で三世同居・近居の促進、居住継続の支援、多世代交流による地域コミュニティの形成を継続の取組として示している。(◎)	継続	目標の実現に向けて、長期的な視点で運用していく必要がある(+A)			<ul style="list-style-type: none"> 「第3次住宅マスタープラン」において、多世代共生型等の住宅地の形成を継続の取組として示していることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 今後も住宅・住環境の保全、創造の取組方針を掲げることが必要である。
	高齢者いきいき課	所管事業なし				高齢者いきいき課では多世代共生型の住宅地の形成を促進する事業を持っていないため。	
<p>3)まちづくりによる住宅・住環境の保全と創造</p> <p>(5) 地区ごとのまちづくりルール策定による良好な住宅・住環境の保</p>	都市計画課	平成31年2月6日大平山地区地区計画当初決定 平成31年2月6日変更 令和4年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画、建築協定等の適用による敷地の細分化等の 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり市民団体の育成が進み、住民主体のまちづくりが進められた。(+F) 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の住宅街で敷地の細分化や開発計画が進んでいる。このため、住環境を保全したいという機運が住 	<ul style="list-style-type: none"> 地域のまちづくりに関する新たな地区計画の都市計画決定を行っていることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 	

6 住宅・住環境整備の方針

<p>全・創造</p> <p>良好な住宅・住環境の保全を基本としますが、地区の住民の協議・合意によっては、若い世代等を誘導する区域を定めることも想定されます。その場合には、デザインガイドライン*等を策定し周囲の景観と調和すること、一部の街区に限定すること等が条件となります。そのような街区が設定された場合には、子育て支援施設等を整備することも考えられます。</p> <p>地区ごとにまちづくりのルールを定め、きめ細かなまち並みづくりを行いながら、良好な住宅・住環境の保全・創造を図ります。</p>		<p>深沢地区地区計画 令和6年2月15日住友常盤地区地区計画 令和6年2月15日小町二丁目地区地区計画 (◎)</p>	<p>防止、良好な住環境の保全が図られた。</p>		<p>民の間で高まりつつあり、地区計画等の相談が増えている。 ・住民等の理解得られた。 (+c)</p>	<p>・今後も地区ごとのまちづくりのルール策定を支援する取方針を掲げることが必要である。</p>
	<p>土地利用調整課</p>	<p>・鎌倉宇都(津)宮辻子幕府跡地周辺地区自主まちづくり計画が策定され、市に提案された(提案日：平成30年11月22日)。その後、同地区において、自主まちづくり協定を締結した(協定締結日：平成31年4月11日)。</p> <p>・大町2丁目地区自主まちづくり計画地区において、区域が拡大され、市に計画の変更が提案された(提案</p>	<p>・地区計画、建築協定等の適用による敷地の細分化等の防止、良好な住環境の保全が図られた。</p>	<p>・まちづくり市民団体の育成が進み、住民主体のまちづくりが進められた。 (+F)</p>	<p>・市内の住宅街で敷地の細分化や開発計画が進んでいる。このため、住環境を保全したいという機運が住民の間で高まりつつあり、自主まちづくり計画の策定・変更や地区計画等の相談が増えている。 ・住民等の理解得られた。 (+c)</p>	<p>・新たな自主まちづくり計画の策定や協定の締結等を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も地区ごとのまちづくりのルール策定を支援する取組方針を掲げることが必要である。</p>

6 住宅・住環境整備の方針

		日：令和5年 8月30日 (◎)					
	都市景観課	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年3月、景観計画改定。 令和2年3月、若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン策定。(◎) 	ガイドラインに基づき、市民と協働で景観を誘導。	計画の推進 (+F)	市民理解の醸成 (+C)		<ul style="list-style-type: none"> 景観計画の改定や、若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインの策定を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も良好な住宅景観の形成の取組方針を掲げることが必要である。
	こども支援課	なし	継続			若い世代等を誘導する区域等を定めた場合の、子育て施策関連部署へ情報提供を行う手段がない。 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては現在居住している市民へ向けアンケートを行う等により将来的なニーズを把握しているが、子育て世帯をターゲットにした大規模マンションなどの新たな開発に伴うニーズについては把握する手段がないため、保育施設整備計画等に反映することができない。	評価なし

6 住宅・住環境整備の方針

	都市整備 総務課	平成 29 年 3 月改定「第 3 次住宅マスタープラン」で、都市防災の推進、住環境の環境改善を継続の取組として示している。 (◎)	継続	目標の実現に向けて、長期的な視点で運用していく必要がある。(＋F)			<ul style="list-style-type: none"> ・「第 3 次住宅マスタープラン」において、都市防災の推進、住環境の環境改善を継続の取組として示していることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も住環境改善の取組方針を掲げることが必要である。
	市街地整備課	再開発事業に係るものについては進捗無し。 (▲)				変更希望なし。	<ul style="list-style-type: none"> ・大船駅周辺の再開発事業に進捗はないが、今後も市街地の住宅・住環境の保全と創造の取組方針を掲げることが必要である。
	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> ・がけ崩れ等災害予防 ①神奈川県が土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を行うのに先立ち、神奈川県と共同で説明会を開催し、その際に安全対策について助言指導を行った。また、日常的にも電 	<ul style="list-style-type: none"> ・がけ崩れ等災害予防 ①土砂災害特別警戒区域の指定をきっかけとして、市に防災相談を行う人が増えてお 	<ul style="list-style-type: none"> ・がけ崩れ等災害予防 令和 3 年度に鎌倉市既存宅地等防災工事資金助成事業助成金上限額を、防災工事については 250 万円から 500 万円に、また、伐採工事については 60 万円か 	<ul style="list-style-type: none"> ・がけ崩れ等災害予防 土砂災害防止法に基づく「土砂災害特別警戒区域」の指定があったため、防災対策について、市民の方々の意識が高くなっている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の安全対策に関する住民への助言指導や、防災工事資金の助成等を行っていることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も住宅地の災害対策を支援する取組方針を掲げることが必要である。

6 住宅・住環境整備の方針

		<p>話相談・窓口相談の際に助言指導を行っている。</p> <p>② 神奈川県が実施している「急傾斜地崩壊対策事業」に対して、協定に基づき、市負担金を支出した。負担金支出実績：</p> <p>H27 54,508,000 円 H28 45,580,000 円 H29 47,009,000 円 H30 48,785,000 円 R01 53,212,000 円 R02 60,591,000 円 R03 124,892,000 円 R04 77,853,000 円 R05 84,540,000 円</p> <p>③ 「鎌倉市既成宅地等防災工</p>	<p>り、その際に助言指導を行っている。</p> <p>②急傾斜地崩壊対策事業について、神奈川県から要求される「市負担金」を確実に予算措置し、神奈川県内の事業進捗を滞らせないようにしている。</p> <p>③既成宅地等防災工事資金助成制度につい</p>	<p>ら100万円に引き上げた事により、防災対策が効率化された。 (+B)</p>			
--	--	---	--	---	--	--	--

6 住宅・住環境整備の方針

		<p>事資金助成事業」による工事資金の助成を行った。 助成実績： H27 37,219,000円 H28 25,915,000円 H29 22,034,000円 H30 33,620,000円 R01 57,115,000円 R02 64,712,000円 R03 57,357,000円 R04 50,840,000円 R05 74,049,000円 (◎)</p>	<p>て、予算を確保し、地権者等の自主的な防災対策を支援している。</p>				
<p>3)まちづくりによる住宅・住環境の保全と創造</p> <p>(7) 環境と調和した住まいづくり 住宅の更新や住宅地の整備にあたっては、環境共生住宅の整備を検討します。 また、生け垣等の接道緑化や開発</p>	<p>みどり公園課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民などによる接道部の緑化について、申請に基づき補助金を交付した。(約1.1km、96件) また、ブロック塀等を除却し、接道緑化をする場合の補助率を段階 	<ul style="list-style-type: none"> 市民などによる接道部の生垣や樹木の植栽等による緑化を支援し、緑豊かなまち並み景 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対し、適正な支援と誘導が行われている。(+F) 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対する市民等の意識の向上に寄与している。(+C) 	<ul style="list-style-type: none"> 接道緑化を推進するため、補助金の交付や補助率の引き上げを行うとともに、開発事業において緑化の推進を図っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も緑豊かな住環境の創造の取組方針を掲げること 	

6 住宅・住環境整備の方針

事業における緑化の指導など、緑豊かな住環境の創造を図ります。		的に9/10に引き上げた。 (令和3年4月1日)	観を創出している。				が必要である。
		<ul style="list-style-type: none"> 開発事業について、条例に基づき、緑化を推進した。(◎) 	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域内での緑化を推進し、緑豊かで快適な居住環境の形成を図っている。 				
	都市景観課	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年3月景観計画改定。(◎) 	土地利用類型ごとの景観形成基準に基づき、地域にふさわしい緑化を誘導。	事業の継続(+F)	市民理解の醸成(+C)		<ul style="list-style-type: none"> 土地利用類型ごとの景観形成基準に基づき、地域にふさわしい緑化の誘導を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も緑豊かな住環境の創造の取組方針を掲げることが必要である。
総合防災課	取組なし(●)	<p>応急仮設住宅の建設は災害救助法に基づき県が実施するが、</p>	<p>入居者の受け入れ体制等を整備する。(+F)</p>	<p>応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理について、民間事業者等との協定締結を検討する。(+a)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 具体的な方針に掲げる取組は行っていないが、災害対応において県との協力体制を構築する等、今後も防災対策に寄与する取 	

6 住宅・住環境整備の方針

			継続して協力体制を構築する。				組方針を掲げることが必要である。
<p>4)安全・安心な住環境の確保</p> <p>(1) 災害に強い安全なまちづくり</p> <p>老朽化した住宅の建替え、改善、補修、マンションの震災対策等を進めると共に、防災の観点に立ち、住宅地の住環境を改善します。また、火災、地震、水害、がけ崩れ等に備えた住宅地の防災対策を推進します。</p> <p>また、大規模災害が発生した場合に、住宅を滅失した被災者に対して応急仮設住宅が円滑に供給できるように、東日本大震災の教訓等を踏まえて、神奈川県等の関係機関と協力して、対策を進めます</p>	<p>建築指導課</p> <p>引き続き、耐震改修アドバイザーの派遣及び耐震診断費用の補助についての周知を行う。 (◎)</p>	<p>継続</p>	<p>長期的な視点で運用していく必要がある。(+F)</p>	<p>引き続き、補助等の周知を行う必要がある。(+f)</p>	<p>なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修アドバイザーの派遣及び耐震診断費用の補助についての周知を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も災害に強いまちづくりを支援する取組方針を掲げることが必要である。 	
	<p>みどり公園課</p> <p>・がけ崩れに備えた防災対策</p> <p>①神奈川県が実施している「急傾斜地崩壊対策事業」に対して、協定に基づき、市負担金を支出した。負担金支出実績： H27 54,508,000円 H28 45,580,000円 H29 47,009,000円 H30</p>	<p>・がけ崩れに備えた防災対策</p> <p>①急傾斜地崩壊対策事業について、神奈川県から要求される「市負担金」を確実に予算措置し、神</p>	<p>・がけ崩れに備えた防災対策</p> <p>令和3年度に助成金上限額を、防災工事については250万円から500万円に、また、伐採工事については60万円から100万円に引き上げた事により、防災対策が効率化された。(+B)</p>	<p>・がけ崩れに備えた防災対策</p> <p>土砂災害防止法に基づく「土砂災害特別警戒区域」の指定があったため、防災対策について、市民の方々の意識が高くなっている。(+C)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策に関する県事業への負担金支出や市民等への工事資金の助成を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も災害に強いまちづくりを支援する取組方針を掲げることが必要である。 		

6 住宅・住環境整備の方針

		<p>48,785,000 円 R01</p> <p>53,212,000 円 R02</p> <p>60,591,000 円 R03</p> <p>124,892,000 円 R04</p> <p>77,853,000 円 R05</p> <p>84,540,000 円</p> <p>②「鎌倉市既成宅地等防災工事資金助成事業」による工事資金の助成を行った。 助成実績：</p> <p>H27 37,219,000 円</p> <p>H28 25,915,000 円</p> <p>H29 22,034,000 円</p> <p>H30 33,620,000 円</p> <p>R01 57,115,000 円</p> <p>R02 64,712,000 円</p> <p>R03 57,357,000 円</p> <p>R04 50,840,000 円</p> <p>R05</p>	<p>奈川県の事業進捗を滞らせないようにしている。</p> <p>②既成宅地等防災工事資金助成制度について、予算を確保し、地権者等の自主的な防災対策を支援している。</p>				
--	--	---	--	--	--	--	--

6 住宅・住環境整備の方針

		74,049,000 円 (◎)					
	総合防災課	回答なし。					・防犯まちづくり活動の支援
<p>4)安全・安心な住環境の確保</p> <p>(2) 防犯対策の充実</p> <p>道路や公園、公共施設において照明や見通しを確保するなど「人の目」の確保（監視性の確保）を図ると共に、防犯に配慮した戸建住宅の設計、共同住宅における防犯システムの普及等を進めます。また、地域における防犯まちづくり活動の支援を行います。</p>	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> ・民有緑地維持管理助成制度を創設し（令和3年度）、土地の所有者等が行う緑地の維持管理作業へ助成を行っている。 ・確保した市有緑地のうち荒廃が進む恐れのある緑地及び特別緑地保全地区指定候補地の緑の質の向上を図るため、平成21年度から令和3年度までは、「確保緑地の適正整備事業」として、令和4年度からは「市民の身近な森づくり事業」として伐採や刈払い等を実施した。 ・市民などによ 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成の対象となる森林を森林法2条に基づく森林とすることで、広域に渡って樹林地（緑地）の管理が進んでいる。 ・緑地の整備後、モニタリングを実施し、植生の回復や野生動物の生息が確認できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市において、森林環境譲与税の用途を検討した結果、主に森林整備の推進に活用することとした。 ・緑の基本計画を実現するうえで特に重要と考えるテーマの一つである「緑の質の向上」が図られている。 ・住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対し、適正な支援と誘導が行われている。（+D） 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年の台風で倒木や土砂崩れが相次ぎ、激甚化する台風等の気象災害への備えとして、公有林だけでなく民有林においての維持管理の必要性が重要視されるようになった。 ・温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保するため、国が新しい税制度（森林環境税）を創設した。 ・生物多様性の保全や景観の形成のほか、災害に強い安全なまちづく 	<ul style="list-style-type: none"> ・市有緑地の伐採や刈払い等、見通しの確保に寄与する取組を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も防犯対策につながる緑地整備の取組方針を掲げることが必要である。 	

6 住宅・住環境整備の方針

		<p>る接道部の緑化について、申請に基づき補助金を交付した。(約1.1 km、96件) また、ブロック塀等を除却し、接道緑化をする場合の補助率を段階的に9/10に引き上げた。 (令和3年4月1日) (◎)</p>	<p>・市民などによる接道部の生垣や樹木の植栽等による緑化を支援し、緑豊かなまち並み景観を創出している。</p>		<p>りや環境負荷の低減に寄与している。 ・住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対する市民等の意識の向上に寄与している。(＋C)</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

7 都市防災の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>1)災害予防対策の実施 (1) 災害に応じた防止対策の実施 ①水害予防 ア. 河川の改修 県が維持管理している二級河川の滑川、神戸川、柏尾川の改修を促進します。また、市が管理している準用河川の神戸川(二級河川の部分を除く)、砂押川、小袋谷川、新川の改修も継続して実施していきます。</p> <p>イ. 公共下水道(雨水)の改修 公共下水道事業の認可を受けている地域の雨水排水施設の改修及び維持補修工事を行います。</p> <p>ウ. 砂防対策 県の砂防指定地域として指定されている滑川 (一部)、二階堂川、吉沢川、太刀洗川の4河川について、土砂災害の発生するおそれが高い箇所を優先に砂防工事の実施を要請していきます。</p>	下水道河川課	<p>①ア 準用河川の改修を継続し実施している。 (○)</p> <p>②イ 公共下水道である雨水排水施設の改修及び維持補修工事継続し実施している。 (○)</p>	<p>①ア 良好な河川の状態に保つことが図られている。</p> <p>②イ 良好な雨水排水施設の状態に保つことが図られている。</p>	<p>①ア 改修に係る予算は継続的に当てがわれている。 (+B)</p> <p>②イ 改修及び維持補修工事に係る予算は継続的に当てがわれている。 (+B)</p>	<p>①ア 河川は水害被害にも大きく関わるものであることで、良好な状態を保っていくことは、被害の軽減化に寄与しているものである。 (+a)</p> <p>②ア 雨水排水施設は水害被害にも大きく関わるものであり、良好な状態を保っていくことは、被害の軽減化に寄与しているものである。 (+a)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市が管理する河川の改修や雨水排水施設の改修及び維持管理補修工事を継続して実施していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も水害予防の取組方針を掲げることが必要である。 	

7 都市防災の方針

<p>②がけ崩れ等災害予防 ア. がけ崩れのおそれのある箇所の把握 がけ崩れ、土石流等により人家に被害を及ぼす おそれのある箇所や、今後新規の住宅立地等が見込まれる区域に被害を及ぼすおそれのある箇所を、県と連携しながら調査・把握すると共に、関係する土地所有者等に対し、その安全対策について指導・助言を行います。</p>	<p>開発審査課</p>	<p>宅地耐震化推進事業における優先度評価を行い、大地震時に変動の恐れがある4箇所の変動予測調査を行うこととした。 令和4年度：1箇所実施 令和5年度：1箇所実施 残り2箇所(予定) (○)</p>	<p>継続</p>	<p>国が進める宅地耐震化推進事業における国庫補助金を活用し、コスト削減を図り事業を行っている。 (+B)</p>	<p>大規模盛土造成地は大部分が民有地となるため、調査対象地の市民に対し、事業内容及び調査の必要性を説明し、住民理解を得た上で事業を行った。 (+d)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 宅地耐震化推進事業における優先度評価及びそれに基づく変動予測調査を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も地盤の災害予防の取組方針を掲げることが必要である。
<p>イ. 急傾斜地崩壊危険区域の対策 市が窓口となり、県が行う「急傾斜地崩壊危険区域」の指定及び急傾斜地崩壊防止工事の実施、区域内の行為制限等について要望すると共に、区域内のがけ崩れ等を未然に防ぐために協力します。</p> <p>ウ. 土砂災害防止対策 防災工事を行うものに対し、既成宅地等防災工事資金助成制度により、防災工事の促進を図ります。</p> <p>エ. 森林の災害予防 災害等の発生が予想される森林については保安林の指定を国・県に要請し、保安林治山事業の実施に協力します。 また、緑地における間伐、枝払いなど、災害を防ぐための適</p>	<p>みどり公園課</p>	<p>4 ②がけ崩れ等災害予防 ア 神奈川県が土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を行うのに先立ち、神奈川県と共同で説明会を開催し、その際に安全対策について助言指導を行った。また、日常的にも電話相談・窓口相談の際に助言指導を行っている。 (○) イ 神奈川県が</p>	<p>4 ②がけ崩れ等災害予防 ア 土砂災害特別警戒区域の指定をきっかけとして、市に防災相談を行う人が増えており、その際に助言指導を行っている。</p>	<p>4 ②がけ崩れ等災害予防 令和3年度に鎌倉市既成宅地等防災工事資金助成事業助成金上限額を、防災工事については250万円から500万円に、また、伐採工事については60万円から100万円に引き上げた事により、防災対策が効率化された。 (+B) 本市において、森林環境</p>	<p>4 ②がけ崩れ等災害予防 ・土砂災害防止法に基づく「土砂災害特別警戒区域」の指定があったため、防災対策について、市民の方々の意識が高まっている。 (+b, c) ・令和元年の台風で倒木や土砂崩れが相次ぎ、激甚化する台風等の気象災害への</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防災工事に関する市民への助言・指導や工事資金の助成等を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後もがけ崩れ等の災害予防の取組方針を掲げることが必要である。

7 都市防災の方針

<p>切な維持管理を実施します。</p> <p>③火災予防</p> <p>大規模集客施設や病院などの特殊建築物、一般住宅、文化財施設等について、火災予防のための指導及び建物からの避難経路の確保に取り組みます。また、市街地を取り囲む山林の火災予防にも取り組みます。</p> <p>④地盤の災害予防</p> <p>ア. 液状化対策</p> <p>国や県が策定した建築物の液状化対策のマニュアル等の普及を図ります。</p> <p>公共公益施設の設置にあたっては液状化の発生防止対策、施設の被害を防止する対策等の実施に努めます。</p> <p>イ. 大規模盛土造成地対策</p> <p>谷や沢を埋めた造成宅地又は傾斜地盤上に腹付けした大規模な造成宅地については、がけ崩れ又は土砂の流出による被害が発生する恐れがあることから、既存の造成宅地について大規模盛土造成地の有無とそれらの安全性の確認を実施し、必要に応じた対策を行います。</p>		<p>実施している「急傾斜地崩壊対策事業」に対して、協定に基づき、市負担金を支出した。負担金支出実績：</p> <p>H27 54,508,000円</p> <p>H28 45,580,000円</p> <p>H29 47,009,000円</p> <p>H30 48,785,000円</p> <p>R01 53,212,000円</p> <p>R02 60,591,000円</p> <p>R03 124,892,000円</p> <p>R04 77,853,000円</p> <p>R05 84,540,000円</p> <p>(○)</p> <p>ウ 「鎌倉市既成宅地等防災工事資金助成事業」による工事資金の助成を行った。助成実績：</p> <p>H27</p>	<p>イ 急傾斜地崩壊対策事業について、神奈川県から要求される「市負担金」を確実に予算措置し、神奈川県との事業進捗を滞らせないようにしている。</p> <p>ウ 既成宅地等防災工事資金助成制度について、予算を確保し、地権者等の自主的な防</p>	<p>譲与税の使途を検討した結果、主に森林整備の推進に活用することとした。</p> <p>(+A)</p>	<p>備えとして、公有林だけでなく民有林における維持管理の必要性が重要視されるようになった。</p> <p>(+a)</p> <p>・温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保するため、国が新しい税制度（森林環境税）を創設した。</p> <p>(+a)</p>	
--	--	---	--	---	--	--

7 都市防災の方針

		<p>37,219,000円 H28 25,915,000円 H29 22,034,000円 H30 33,620,000円 R01 57,115,000円 R02 64,712,000円 R03 57,357,000円 R04 50,840,000円 R05 74,049,000円 (○)</p> <p>エ 民有緑地維持管理助成制度を創設し(令和3年度)、土地の所有者等が行う緑地の維持管理作業へ助成を行っている。 (○)</p>	<p>災害対策を支援している。</p> <p>エ 助成の対象となる森林を森林法2条に基づき森林とすることで、広域に渡って樹林地(緑地)の管理が進んでいる。</p>				
	<p>消防本部 (予防課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な火災予防の啓発活動の実施。 (○) 高齢者を対象とした火災予防広報及び本 	<p>市内全体で火災予防思想の普及が図られている。</p>	<p>本庁各課と協力し、市全体で火災予防の普及啓発が図られた。 (+E)</p>		<p>なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 火災予防の啓発活動を継続的に行っていることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 今後も火災予防の取組方針を掲げることが必要である。

7 都市防災の方針

		<p>庁各課と協力し鎌倉市全体で火災予防の普及啓発を実施。 (○)</p> <p>・山火事予防運動等で市街地を取り囲む山林の火災予防の実施。 (○)</p>				
	都市計画課	<p>・令和4年3月に策定した都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画において、近年の頻発、激甚化する自然災害に対応し、安全なまちづくり推進のための防災指針を作成した (◎)</p>	<p>・策定した立地適正化計画について、窓口やホームページ等で周知を図るとともに、目的や趣旨を踏まえた説明・対応を行った</p>	<p>・令和2年6月の都市再生特別措置法の法改正により防災指針の作成が位置づけられた (+D)</p>	<p>・近年の頻発、激甚化する自然災害による情勢の変化 (+a)</p>	<p>・立地適正化計画において防災指針を作成していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。</p> <p>・引き続き、具体的な災害予防の取組方針を掲げることが必要である。</p>

7 都市防災の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以 降の具体的な 取組み及び達 成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理 由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスター プランとの相違点、 要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
(2) 計画的な土地利用と市街地整備の推進 ① 計画的な土地利用の推進 災害に強い都市基盤の整備は、適正な土地利用を推進することを基本とします。特に、地震防災の観点から、市街地における上下水道、生活道路、公園等の整備、住工混在の解消、商業地域における再開発の促進及び駐車場の整備等の推進を図ります。	都市計画課	⑥ 深沢地区土地 区画整理事業 によって、災 害に強いまち づくりが進む こととなる。 (○)	継続	都市マスタープラン、整・開・保に基づき都市計画決定 (+D)			<ul style="list-style-type: none"> ・深沢地区土地区画整理事業の都市計画決定を行っていることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も関係課と協力し、まちづくりを進めていく方針を掲げることが必要である。
							② 災害に強いまちづくりの推進 これまでも都市防災構造化を図るため、都市基盤の整備を進めてきましたが、今後も、避難場所及び避難路の整備を含め、密集市街地を防災街区として整備し、防災に関する機能の強化を図るために、災害に強いまちづくりの推進に努めます。
③ 防火地域・準防火地域の指定 防火地域・準防火地域の指定について、用途地域や容積率との連携を基本に、避難場所、緊急輸送路、防災拠点等も考慮して、その拡大を検討します。	市街地整備課						
④ 造成地の災害防止対策							

7 都市防災の方針

<p>宅地造成等規制法及び都市計画法などの法令に基づき、安全性に配慮した指導を行い、事業を許可していきます。</p> <p>⑤自然災害回避（アボイド）行政の推進</p> <p>自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避した安全な土地利用を促進します。</p> <p>⑥市街地の開発・整備</p> <p>大船拠点や深沢拠点等において市街地整備・開発事業により災害に強いまちづくりを進めると共に、その他、防災上再開発等が必要と考えられる地区においても、各種事業手法による整備を促進していきます。</p>	<p>深沢地域整備課</p>	<p>実施している。 (△)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年5月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業（株）、湘南鎌倉総合病院で、村岡・深沢地区の「ヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結 (○) 令和2年7月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置 (○) 令和3年3月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」よりまちづくりガイドライン基本方針策について答申 (○) 令和4年3月：都市計画決定、変更の告示 	<p>「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」において、JR 東日本東海道本線新駅からつながるまちの顔として、まちの魅力発信、賑わい形成の原動力となる街区を目指すこととしています。</p>	<p>・土地区画整理事業の事業計画認可を受けた。 (+D)</p>	<p>(-a,-d)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点となるまち ・災害に強いまち ・安心して暮らせるまち ・脱炭素のまち 	<ul style="list-style-type: none"> ・深沢地区の土地区画整理事業を都市計画決定し、事業を着実に進めていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も引き続き、深沢のまちづくりを進めていく方針を掲げることが必要である。
---	----------------	--	--	---------------------------------------	----------------	--	---

7 都市防災の方針

		<p>(○)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」の締結 (○) ・令和5年10月：「村岡・深沢地区土地区画整理事業」について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける (○) ・令和6年1月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（Ver.1）」の策定 (○) 					
--	--	--	--	--	--	--	--

7 都市防災の方針

	開発審査課	引き続き(旧)宅地造成等規制法及び都市計画法など関連法令に基づき、安全性に配慮した指導を行っていく。 (○)	継続	(旧)宅地造成等規制法及び都市計画法など関連法令に基づき指導等行っていく。なお、(旧)宅地造成等規制法は、令和5年(2023年76)5月26日に新法である宅地造成及び特定盛土等規制法へ改正され、2年の経過措置を経て令和7年度から施行されることになる。 (+D)	(旧)宅地造成等規制法は、令和5年(2023年)5月26日に新法である宅地造成及び特定盛土等規制法へ改正され、2年の経過措置を経て令和7年度から施行されるため、今後は、新法の周知等を行う必要がある。 (+e)	令和7年度から宅地造成及び特定盛土等規制法を運用することとなる。	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地の安全性について、関係法令に基づき、市民や事業者へ安全性に配慮した指導を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も造成地の災害防止の取組方針を掲げることが必要である。
	道路課	所管事業なし ・緊急輸送道路等の整備、県への要望	継続	厳しい財政状況	大災害等の備えの意識醸成		
	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年(2015年)4月に岩瀬下関防災公園を供用開始。 (○) 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災公園の供用開始を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災公園街区整備事業の手法をとることで、地権者の要望等にも合わせて整備を行うことができた。 (+E) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者からの早期一括取得要望もあり、検討の結果、防災公園街区整備事業で整備を行うこととなった。 (+c) 		<ul style="list-style-type: none"> ・岩瀬下関防災公園の供用開始を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も防災公園の整備等を推進していく方針を掲げることが必要である。

7 都市防災の方針

	<p>下水道河川課</p>	<p>①引き続き、新規の下水道管渠等の整備については、耐震化に配慮した工事を検討する。 (△)</p> <p>②引き続き地震時の大規模災害時においても、緊急輸送路の機能を確保することを目的として、管路施設のマンホール浮上抑制対策及び管渠とマンホールの接続部の耐震化を検討する。 (△)</p>	<p>継続</p>	<p>②都市計画の目標の実現に向け、「鎌倉市下水道総合地震対策計画」、「鎌倉市下水道総合地震対策計画（第Ⅱ期）」に基づき遂行していく。 (+D)</p>	<p>②未対策箇所については、既存マンホールを生かした施工が不可能なため、他に施工可能な工法を検討し、緊急輸送路としての機能の完全確保を目指していく。 (-f)</p>	<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道やマンホール等の耐震化の検討を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も地震防災の観点から下水道の整備の取組方針を掲げることが必要である。
--	---------------	--	-----------	--	--	-------------	--

7 都市防災の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(3) 歴史的遺産と自然環境の保全 歴史的遺産と自然環境の保全を図りつつ、安全な都市空間の確保に努めます。 歴史的風土保存区域をはじめ、重要な歴史文化資源と結びついた緑は、延焼防止機能を有することから、その保全に努めます。</p>	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民有緑地維持管理助成制度を創設し(令和3年度)、土地の所有者等が行う緑地の維持管理作業へ助成を行っている。(○) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成の対象となる森林を森林法2条に基づく森林とすることで、広域に渡って樹林地(緑地)の管理が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市において、森林環境譲与税の用途を検討した結果、主に森林整備の推進に活用することとした。(+A) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年の台風で倒木や土砂崩れが相次ぎ、激甚化する台風等の気象災害への備えとして、公有林だけでなく民有林における維持管理の必要性が重要視されるようになった。(+a) ・ 温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保するため、国が新しい税制度(森林環境税)を創設した。(+a) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地の維持管理について、市民等への助成を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・ 今後も自然環境の保全の取組方針を掲げることが必要である。

7 都市防災の方針

	都市景観課	<p>古都保存法及び鎌倉市風致地区条例の運用により、歴史的風土の保存及び都市の風致の維持を図った。 (○)</p>	<p>緑地と一体となった歴史的風土の保存について、周知を図った。</p>	<p>普及啓発事業の取り組み (+E)</p>	<p>継続的な市民活動 (+d, e)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・古都保存法及び鎌倉市風致地区条例の運用により、山林や市街地の緑の保全を図っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も自然環境の保全の取組方針を掲げることが必要である。
--	-------	---	--------------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---

7 都市防災の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(4) 公園、緑地等の防災空間の確保</p> <p>①都市の安全性を高める緑地の保全、創造 減災の観点から、市街地を分節して輻射熱を軽減させ、延焼を防止する緑地の保全・創造を図ります。 避難所（ミニ防災拠点*）や避難場所となる学校校庭や都市公園等での、防災・減災機能を向上させる緑化を推進します。</p> <p>②都市公園の計画的整備 防災公園街区整備事業等を活用し、防災機能を備えた公園の整備を行います。</p> <p>③市街地の安全性を高める緑やオープンスペースのネットワーク形成 自然災害に伴う市街地火災時に、輻射熱を軽減させ、延焼を防止する、災害時の安全な避難につながる緑やオープンスペース*を創造し、都市の安全性を向上させる緑及びオープンスペースのネットワークの形成に努めます。</p>	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区を指定した。（上町屋特別緑地保全地区：平成 30 年 6 月 15 日 約 0.6ha）（○） 特別緑地保全地区の指定の途中で（植木特別緑地保全地区：約 0.3ha）（○） 市民などによる接道部の緑化について、申請に基づき補助金を交付した。（約 1.1 km、96 件） また、ブロック塀等を除却し、接道緑化をする場合の補助率を段階的に 9/10 に引き上げた。（令和 3 年 4 月 1 日） 	<ul style="list-style-type: none"> 都市における良好な自然環境となる緑地の現状凍結的な保全が図られた。 市民などによる接道部の生垣や樹木の植栽等による緑化を支援し、緑豊かなまち並み景観を創出している。 防災公園の供用開始を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全に係る法制度を活用して、緑地の適切な保全が図られた。（+D） 住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対し、適正な支援と誘導が行われている。（+D） 防災公園街区整備事業の手法をとることで、地権者の要望等にも合わせて整備を行うことができた。（+E） 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地の保全に対する市民等の意識の向上に寄与している。（+d） 住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対する市民等の意識の向上に寄与している。（+d） 地権者からの早期一括取得要望もあり、検討の結果、防災公園街区整備事業で整備を行うこととなった。（+c） 	<ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区の指定や緑化への助成、防災公園の供用開始等を行っていることで、都市マスタープランで示す政策の実効性が高まっている。 今後も都市の安全性を高める緑の保全・創造の取組方針を掲げることが必要である。 	

7 都市防災の方針

		(○) ・平成 27 年 (2015 年) 4 月に岩瀬下関 防災公園を供 用開始。 (○)					
--	--	--	--	--	--	--	--

7 都市防災の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(5) 交通環境の整備</p> <p>①道路の整備</p> <p>ア. 道路の整備</p> <p>災害時の緊急物資の輸送、救助・救急、消火等の災害活動を迅速かつ円滑に実施するため、防災拠点へのアクセス強化や、市街地と高速道路のアクセス強化等に必要道路ネットワーク整備を、国や県と一体となって進めます。また、狭あいな道路の拡幅や老朽化が進む橋りょう及び道路施設の計画的な修繕等、安全な生活道路の整備を進めます。</p> <p>イ. 電線類の地下埋設化</p> <p>ライフライン機能の確保と併せ、避難路の確保及び救護活動の円滑化のため、関係事業者と協力し電線類の地中化を促進します。</p> <p>ウ. う回路の整備</p> <p>災害時において道路が被害を受けた際、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するため、重要な道路に連絡するう回路をあらかじめ調査し、緊急時に備えます。</p>	道路課	平成 27 年度から令和 5 年度にかけて、生活道路等において、道路維持修繕工事を実施した。また、平成 27 年度から令和 5 年度にかけて、36 橋の橋りょう修繕工事を実施した。 (○)	老朽化が進む橋りょうや安全な生活道路の整備を行えた。	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、修繕を実施している。 (+D)	工事の実施にあたり、地元理解が得られた。 (+d)	<ul style="list-style-type: none"> 道路や橋りょうの修繕工事を計画的に実施していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も安全な生活道路の整備の取組方針を掲げることが必要である。 	

7 都市防災の方針

<p>②橋りょうの整備 既設の橋りょうは、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、併せて耐震化を図り、不測の災害に備えていきます。</p> <p>③災害に備えた道路交通環境の整備 本市の地理的条件から、災害時における道路交通の確保は極めて重要であり、ハード・ソフト両面からの交通環境の整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設の補強等による耐震性の向上 災害発生時の適切な交通規制 災害発生時における放置車両等の排除措置 災害発生時における情報提供の充実 災害に備えた安全の確保 <p>④公共交通機能の向上策の検討 東日本大震災では、災害時、自動車に過度に依存している状況への対応の脆弱さが、課題として露呈しました。</p> <p>本市では、地形的な制約等から短期的な道路整備は困難であること、慢性的に混雑した状況となっていることから、平常時から自動車利用の抑制を前提とした上で、自家用車に代わる交通機能としての鉄道、モノレー</p>	<p>都市計画課 (交通)</p>	<p>神奈川県鉄道輸送力増強促進会議において、鉄道事業に対し「輸送力増強」及び「利便性向上」に係る要望活動を行っている。</p> <p>○ 従来型タクシーより乗降が容易なユニバーサルデザインタクシーの導入の促進を図るため、生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）の策定を行った。</p> <p>将来の鎌倉市の都市像にあわせた、総合的な交通政策の基本方針を定めた「鎌倉市交通マスタープラン」の全面的な改定及び地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を実現するため、地域公共交通の活性化及び</p>	<p>継続</p>	<p>市民の鉄道利用における安全性の確保はもとより、速達性や利便性の向上を図るため、引き続き神奈川県鉄道輸送力増強促進会議において要望活動を行っている。</p> <p>交通マスタープラン改定及び地域公共交通計画策定作業を行う。</p>	<p>国で策定した移動円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度までに約90,000台のユニバーサルデザインタクシーの導入が示されている。</p>	<p>都市マスタープラン及び交通マスタープランの策定以降、交通を取り巻く環境や社会情勢は日々変化しており、実態に併せた計画が求められている。</p> <p>公共交通の利用環境の充実については、令和6年度から着手する地域公共交通計画の中で整理する。</p>	<p>未評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者への輸送力増強等に係る要望や、鎌倉市交通マスタープラン等の改定に向けた検討を行っていることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 今後も交通環境の整備に向けた取組方針を掲げることが必要である。
--	-----------------------	--	-----------	---	--	---	---

7 都市防災の方針

ル、バス、タクシーの活用などの調査・研究を進めます。		再生に関する法律に基づく、「地域公共交通計画」を進めている。					
----------------------------	--	--------------------------------	--	--	--	--	--

7 都市防災の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(6) ライフライン等の安全対策</p> <p>電気、ガス、上下水道等のライフラインについては、災害時においても機能を確保できるよう、各事業者と協力し、施設の多重化や代替設備の整備、主要設備の耐震化や液状化対策等を進め、施設の安全性のより一層の向上に努めます。</p> <p>また、災害時の飲料水や生活用水を確保するため、井戸水の活用を図ります。</p> <p>情報、通信システムの安全確保についても取り組みます。</p>	総合防災課	<p>ライフライン事業者とは、防災会議や訓練等を通じて災害への対策を共有している。</p> <p>災害時の飲料水や生活用水については、毎年度災害時に利用できる井戸を検査し、公開している。</p> <p>情報、通信システムの安全確保については、災害時に市民や観光客が情報を取得できるよう、公衆無線LANシステムを導入している。</p> <p>(◎)</p>	現在の取組を継続する。	ライフライン等の安全対策は必要不可欠であるため、引き続き、多重化の観点から取り組んでいく。 (+E)	井戸の提供については、市民からの新規申し出が一定数ある。 (+c)		<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン事業者との災害対策の共有や、災害時に利用できる井戸の公開等を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後もライフライン等の安全対策の取組方針を掲げることが必要である。

7 都市防災の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
(7) 危険物施設等の安全対策 火災爆発や流出事故等を防止 するため、危険物施設等の現状 を把握し、関係法令等に基づく 安全確保対策を推進します。	総合防災課	所管事業なし				危険物製造所について は予防課がとりまとめ ている	評価対象外

7 都市防災の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(8) 建築物の安全確保対策</p> <p>①既存建築物の耐震対策 「鎌倉市耐震改修促進計画」 (平成 27 年 9 月改定) に基づ き、地震防災上重要となる建築 物の耐震性向上に努めると共 に、一般建築物の耐震性促進の ための指導や啓発を行います。</p> <p>②ブロック塀、石垣等の対策 ブロック塀、石垣等について は、災害時において道路をふさ がないように、生け垣等への変 更を促進します。</p> <p>③落下物対策 建築物の外壁、タイル、窓ガ ラス及び看板等の落下する危険 のある物について、実態調査と 改善指導を強化します。</p>	建築指導課	<p>①鎌倉市耐震改修促進計画は、令和 3 年 3 月、令和 4 年 3 月及び令和 5 年 3 月に改定した。建築物の耐震化を計画的に促進するため、さまざまな施策を展開している。</p> <p>(◎)</p> <p>※地震防災上重要となる建築物の耐震性向上についての所管は公的不動産活用課</p> <p>②危険ブロック塀等の除却及び除却後のフェンスの設置の補助を行った。</p> <p>(○)</p> <p>※生垣等の補助についての所管はみどり公園課</p> <p>③落下物対策に</p>	継続	長期的な視点で運用していく必要がある。 (+D)	引き続き、耐震施策等の周知を行う必要がある。 (+d)	鎌倉市耐震改修促進計画においては、建築物の耐震化の他にさまざまな施策を展開しているため、落下物対策のみ記載する必要はないと考える。	<ul style="list-style-type: none"> 「鎌倉市耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化を促進するための様々な施策を展開していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も建築物の安全確保対策の取組方針を掲げることが必要である。

7 都市防災の方針

		<p>については、引き続き、建築物の所有者等に対して適正な維持管理の啓発を行う。 (○)</p>					
	<p>公的不動産 活用課</p>	<p>(例) 鎌倉市耐震改修促進計画（令和5年(2023年)3月改定）に基づき公共建築物についても耐震化を進めている。</p>					
	<p>みどり公園 課</p>	<p>(例) 市民などによる接道部の緑化について、申請に基づき補助金を交付した。（約1.1 km、96件） また、ブロック塀等を除却し、接道緑化をする場合の補助率を段階的に9/10に引き上げた。 （令和3年4月1日）</p>					

7 都市防災の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
(9) 住宅対策 古い木造住宅が密集している 地域や道路、都市基盤未整備の 地区、老朽化したマンションな どについては、災害に対処する ため、住環境の改善を促進する と共に、住宅等の改善補強・建 替えの推進方策を検討します。	都市整備総 務課	平成 29 年 3 月改 定「第 3 次住宅 マスタープラ ン」で、都市防 災の推進、住環 境の環境改善を 継続の取組とし て示している。 (○)	継続	目標の実現に向 けて、長期的な 視点で運用して いく必要がある。 (+D)			<ul style="list-style-type: none"> 「第 3 次住宅マスタ ープラン」におい て、都市防災の推進 等を継続の取組とし て示していること で、都市マスで示す 政策の実効性が高ま っている。 今後、災害予防対策 の具体的な取組方針 を掲げることが必要 である。
	市街地整備 課	再開発事業に係 るものについて は進捗無し。 (△)				変更希望無し。	<ul style="list-style-type: none"> 大船駅周辺の再開発 事業は進捗がないた め、計画の見直しを 含めた検討が必要と 考えられる。

7 都市防災の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
2)避難、援助体制の強化 (1) 避難場所の確保及び整備 ①集合場所 被災時の避難については、ま ず、自主防災組織が定めた「集 合場所」に一時的に避難し、そ の後集団で「避難所（ミニ防災 拠点*）」に避難します。さら に、必要に応じて「広域避難場 所」に避難します。 ②避難所（ミニ防災拠点） 市立小・中学校のミニ防災拠 点*では、災害時の電源の多様 化を図るため、太陽光などの再 生可能エネルギー*の活用等を継 続します。 ③その他の避難所 協定などに基づき、災害時の 状況により、一時滞在施設（帰 宅困難者用）、二次避難所、福祉 避難所を開設します。	総合防災課	左記「3. 具体 的な方針」に沿 って運用してい る。 (○)	現在の取 組を継続 する。	避難所の体制整 備を継続して行 う。 (+E)	避難所運営等 について、自 主防災組織と 連携し、訓練 等を実施す る。 (+c)	避難所となる市立小中 学校の再生可能エネル ギーの課活用等につ いては、学校施 設課所管と思われる。 「③その他の避難所」 のうち、二次避難所と して周知している施設 はないため、この記述 を削除していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 「具体的な方針」に 沿った避難所の運用 ができており、都市 マスで示す政策の実 効性が高まっている。 今後も避難場所の確 保及び整備の取組方 針を掲げることが必 要である。 二次避難所の記載に ついては見直しが必要 である。
	学校施設課	(例) 下記施設に対し て太陽光発電設 備を導入 (第二中学校) (深沢中学校) (大船中学校)	中学校 3 校（第二 中学校＝ 3.3kw、深 沢中学校 ＝10kw、 大船中学 校＝ 37.8kw） におい て、太陽 光発電設 備を導入 してい る。 その他の 学校は、 校舎改修 等の際に 導入を検 討する。	公共施設への再 生可能エネルギ ー等率先導入が 鎌倉市エネルギ ー基本計画で、 リーディングプ ロジェクトへ位 置づけられたこ と	社会情勢の変 化等		評価未対象

7 都市防災の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(2) 帰宅困難者対策</p> <p>①一斉帰宅者の発生の抑制 市内の企業や学校等に対し て、従業員・生徒のほか、観光 客等について、一斉帰宅の抑制 及び一時収用を図るよう要請し ます。</p> <p>②帰宅困難者への支援対策 帰宅困難者が一時的に滞在す る避難場所を指定すると共に、 鉄道事業者、警察署、事業所や 自主防災組織等と協力して帰宅 困難者の誘導體制を構築しま す。</p>	総合防災課	<p>帰宅困難者用の 一次滞在施設の 提供に関する協 定を民間施設と 締結し、一時滞 在施設を確保し た。(安国論寺 など)</p> <p>また、鉄道事業 者や警察等と帰 宅困難者対策の ための図上訓練 を実施した。 (◎)</p>	<p>一次滞在 施設の確 保や訓練 の実施に ついて は、帰宅 困難者対 策に寄与 すること から、現 在の取組 みを継続 する。</p>	<p>帰宅困難者対策 については、広 域的な対応が必 要であるため、 引き続き神奈川 県や近隣自治 体、鉄道事業 者、警察等を連 携していく。 (+E)</p>	<p>左記連携にあ たり調整を図 る。 (+d)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者用の一次 滞在施設の確保や鉄 道事業者等との帰宅 困難者対策のための 図上訓練等を行って いることで、都市マ スで示す政策の実効 性が高まっている。 ・今後も帰宅困難者対 策の取組方針を掲げ ることが必要であ る。

7 都市防災の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
(3) 緊急輸送道路等の確保 ① 緊急道路の確保 災害により孤立化が予想される地域については、道路、橋りよの補強強化を最優先課題とし、孤立化予想地域へのアクセス道路やう回路の整備に努め、交通手段が迅速に確保できるように努めます。 また、県が指定している緊急輸送道路*を補完するものとして、浸水予測や、災害予測を考慮した上で、必要に応じた緊急輸送道路を指定していきます。 ② 海上輸送路の確保 県が指定している湘南港のほか、小型船舶が接岸する腰越漁港の活用について検討します。 ③ ヘリコプターの臨時離着陸場の整備 現在 17 箇所を指定していますが、ヘリコプターの臨時離着陸が可能なオープンスペース*の確保を積極的に進めます（大型ヘリコプターへの対応を含む）。また、緊急医療を要する被災者の受け入れ病院にアクセスできるよう、ヘリコプター臨時離着陸場の確保に努めます。	総合防災課	取組なし (●)	現状維持	緊急輸送道路は事前指定済で、ヘリコプターの臨時離着陸場は充足していると考えている。 (+F)		<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画に基づき、緊急輸送道路の指定やヘリコプターの臨時離着陸場の整備は完了していると考えられる。 その他、海上輸送路の確保等の取組については、方針の検討が必要である。 	
	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> 現在まで、笛田公園及び鎌倉海浜公園坂ノ下地区（未供用地域）にヘリコプターの臨時離着陸場がありますが、新たな確保について取組みはない。 (●) 	<ul style="list-style-type: none"> 笛田公園は、消防等や指定管理者と連携しながら、緊急時に使用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者に、協力を仰ぎ、離発着の際に公園利用者を退避させる等、対応を行っている。 (+E) 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ヘリコプター臨時離着陸場は現時点で充足しており、指定管理者等と連携して運用されていることから、方針の見直しが必要と考えられる。

7 都市防災の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(4) 防災倉庫及び救援物資ターミナルの整備</p> <p>現在、市の公共施設や小・中学校などに、コンテナ型防災倉庫や防災備蓄庫を設置していますが、防災倉庫等の設置について計画的な推進を図ります。さらに、太陽光など再生可能エネルギー*を活用した、自立電源の確保を検討します。</p> <p>また、救援物資ターミナルを設置して、被災地や避難所への的確かつ迅速な供給体制を確保します。</p>	総合防災課	<p>コンテナ型の防災備蓄倉庫にはソーラーパネルを設置し、自立電源を確保している。</p> <p>また、平成 27 年度以前から災害時の物資の受け入れや輸送に関する協定を民間事業者と締結しており、供給体制の整備を図っている。</p> <p>(○)</p>	<p>小中学校の備蓄倉庫については、引き続き設置場所などを検討していく必要がある。</p>	<p>学校整備計画との連携・整合を図る必要がある。</p> <p>(±D)</p>	<p>避難所を運営する各自主防災組織との調整を要する。</p> <p>(±d)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の自立電源の確保や民間事業者と協力した供給体制の整備等を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も避難所等への供給体制の整備の取方針を掲げることが必要である。 	

7 都市防災の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(5) 災害時の情報伝達の実施</p> <p>災害が発生した場合における避難誘導等緊急的な内容を、防災行政無線や情報通信技術（ICT*）の活用など多様な情報伝達手段を活用し、速やかに行います。</p> <p>観光情報と防災情報を兼ねた案内板の設置など案内システムの整備を図ります。</p>	総合防災課	<p>災害時の情報伝達については、防災行政無線や防災ラジオ、防災・安全情報メール、LINE など多様な手段により、伝達している。</p> <p>また、神奈川県内自治体等間での通信網や、災害情報管理システムを活用し情報伝達を行っている。</p> <p>案内システムの整備については、観光情報と防災情報を兼ねた誘導標識を設置している。</p> <p>(◎)</p>	現在の取組を継続する。	観光所管課など庁内関係部局と引き続き連携し、情報伝達を行っていく。 (+E)	情報通信技術の活用については、国・県・他自治体の動向を注視し、検討する。 (+a)		<ul style="list-style-type: none"> 災害時に多様な情報伝達手段を活用し、情報伝達を行うとともに、案内システムの整備を図っていることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 今後も新たな通信技術の活用等、情報伝達の取組方針を掲げることが必要である。
	観光課	<p>観光課 所管事業なし (総合防災課：観光情報と防災情報を兼ねた案内板の設置)</p>					

7 都市防災の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(6) 避難計画の策定</p> <p>①市民が主体となった地域避難計画の策定</p> <p>東日本大震災の被害を目の当たりにし、津波から命を守るために自分たちでできることから始めようという機運が高まり、津波避難地図を作成する地域がありました。</p> <p>津波避難に限らず、今後は、地域住民・企業・NPO*等と市・関係機関が協力して避難計画、防災・減災対策を検討するなど、地域のまちづくりに関する協議会の設立を目指します。</p> <p>②地域の防災・減災まちづくりの推進</p> <p>地域における避難計画の検討を契機として、散策路の整備（日常的には健康づくりの場となり、非常時には避難路となる等）や一人暮らし高齢者への対応、土地利用のあり方なども含めて地域全体の防災・減災力の向上を図り、災害への備えを強化します。</p> <p>また、本市でも、横断的な庁内体制を構築し、地域防災計画、都市計画、交通計画等の計</p>	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 令和 4 年 3 月に策定した都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画において、主に居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定め、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災の機能確保に関する防災指針を作成した。(◎) 	<ul style="list-style-type: none"> 策定した立地適正化計画について、窓口やホームページ等で周知を図るとともに、目的や趣旨を踏まえた説明・対応を行った 	<ul style="list-style-type: none"> 令和 2 年 6 月の都市再生特別措置法の法改正により防災指針の作成が位置づけられた。(+D) 防災とまちづくりが連携した取組の重要性が高まった。(+E) 	<ul style="list-style-type: none"> 近年の頻発、激甚化する自然災害による情勢の変化(+a) 		<ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画において、都市の防災の機能確保に関する防災指針を作成していることで、都市マスタープランで示す政策の実効性が高まっている。 今後、指針に基づく具体的な避難計画の策定等、防災・減災まちづくりの取組方針を掲げることが必要である。
	都市計画課 (交通)	<p>将来の鎌倉市の都市像にあわせた、総合的な交通政策の基本方針を定めた「鎌倉市交通マスタープラン」の全面的な改定及び地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を実現するため、地域公共</p>	継続	交通マスタープラン改定及び地域公共交通計画策定作業を行う。	-	なし	

7 都市防災の方針

画相互の有機的な連携を図り、日常の計画行政から、関係部局による共同の取り組みを進め、防災・減災の観点を取り入れたまちづくりを推進します。		交通の活性化及び再生に関する法律に基づく、「地域公共交通計画」の策定を進めている。					
	地域のつながり課	(例) NPOを始めとした市民活動支援、市民協働に関する取り組み					

7 都市防災の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>3)津波に強いまちづくり (1) 津波の想定に応じた対策 ①避難路、避難施設、案内板等の整備 津波の想定にかかわらず、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による高台への避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、避難場所、避難路の確保、案内板の設置など、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。 地理的条件や土地利用の実態など、地域の状況により、このような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して、民間施設の活用や避難施設の新設による避難場所の確保などを検討します。 ②レベル1 津波への対応 最大クラスの津波（レベル 2 津波*）に比べて、津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル 1 津波*）に対しては、津波高に対応した海岸保全施設*等の整備を基本とします。 海岸保全施設等の計画・整備</p>	総合防災課	<p>(1) ①津波避難標識等の案内板を整備した。また、公共施設再整備に合わせて津波避難ビルを指定した。（由比ガ浜こどもセンター、鎌倉消防署腰越出張所） (○) ②所管事業無し (▲) ③「①」に加え、津波避難訓練を実施し、防災意識の向上を図った。 (○)</p>	現在の取組を継続するとともに、津波避難ビルの確保の方策等について引き続き検討を要する。	津波避難標識等の案内板を引き続き整備・更新する。また、津波避難ビルの指定や避難路整備も随時行う。津波浸水想定区域外への居住誘導、建物高さの規制緩和など引き続き検討を要する。 (±E)	左記事業実施のため、住民等の調整を継続して行う必要がある。 (±c, d)	津波避難困難区域や津波浸水想定区域外への居住誘導や建物高さ規制緩和等について、全庁的に検討していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 津波避難標識等の案内板の設置や津波避難ビルの指定等を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も想定に応じた建物高さ規制緩和等の検討等の未着手事項を含めた津波対策の取組方針を掲げることが必要である。 海岸保全施設の計画的整備を県への要請に当たっての検討を方針として掲げる必要がある。

7 都市防災の方針

<p>については、県が行うことになっていますが、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、地域特性を考慮しながら、国道 134 号道路護岸の補強や、老朽化した海岸保全施設の改修、及び海抜の低い地域への防潮堤や防潮扉等の海岸保全施設の整備を検討します。</p> <p>市民や海浜利用者の安全確保を第一に考えて、住民合意に配慮しながら、地域の地勢、景観、利用実態に合わせた海岸保全施設の計画的整備を県に要請していきます。</p> <p>③レベル2 津波への対応</p> <p>最大クラスの津波（レベル 2 津波*）に対しては、海岸保全施設*等の整備で対応できる規模では無いことから、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上や、津波一時避難施設や避難路の整備・確保などの警戒避難体制の整備等の対策を講じることを基本としますが、新たな津波想定（平成 27 年 2 月県公表）を踏まえて今後精査を図ります。</p>							
--	--	--	--	--	--	--	--

7 都市防災の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
(2) 沿岸部における土地利用 ① 現行の土地利用の維持 発生頻度が比較的高い津波 (レベル 1 津波*) に対して は、海岸保全施設*等の整備によ り浸水被害の減少が期待されま す。 これを考慮すると共に、海と 共に発展してきた本市の地域特 性を踏まえ、浸水想定区域内の 避難の迅速化を図り、現行の土 地利用の維持を基本とします。 ② 公共公益施設の再配置の検討 公共施設、災害時要援護者に 関わる施設を新設する場合は、 できるだけ津波浸水の危険性の 低い場所に立地するよう誘導し ます。 浸水区域に既に立地している 公共公益施設については、「鎌倉 市公共施設再編計画」(平成 27 年 3 月) 等と調整を図り、再 配置(現位置または移転)につ いて検討します。 現位置に残る場合は、建築物 の耐浪化、非常用電源の設置場	総合防災課	(2) ① 所管事業無し ② 取組なし (▲) ③ 取組なし (▲)	津波避難 ビル等の 避難施設 確保のため、高さ 規制緩和 などにつ いて引き 続き検討 を要す る。	建物高さの規制 緩和だけではなく、開発事業に おける手続及び 基準等に関する 条例での津波避 難ビルの位置付 けなど、幅広く 検討を要する。 (±E)	左記事業実施 のためには、 住民等の合意 形成が必要。 (±c, d)		<ul style="list-style-type: none"> 津波避難施設が必要となる場合の施設高さの緩和等について、今後、具体的な検討が必要と考えられるため、方針を掲げることが必要である。
	公的不動産 活用課	津波浸水想定区域に位置していた稲瀬川保育園及び材木座保育園は、由比ガ浜保育園として別の場所で津波避難機能を備えた複合施設として整備を行った。また、鎌倉市公共施設再編計画に基づき、津波浸水想定区域内に位置する鎌倉消防署の移転整備に向けた検討などを進めている。 (○)	継続	津波浸水想定区域に位置する公共施設について、引き続き、取組みを進める必要がある。 (+D)	施設の移転を伴う場合は、市民・利用者の理解を得ることが難しい場合があり、取組にあたる課題となっている。 (-c, d)	-	<ul style="list-style-type: none"> 津波浸水想定区域における津波避難機能を備えた施設の整備や消防署の移転に向けた検討等を行っていることで、都市マスターで示す政策の実効性が高まっている。 今後も沿岸部における津波対策の検討を進めていく方針を掲げることが必要である。

7 都市防災の方針

<p>所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図ります。</p> <p>③建物高さの検討</p> <p>現在、津波浸水区域には建物高さの制限が指定されていますが、津波避難困難地域等において津波一時避難施設が必要となる場合には、周辺の低層住宅地に配慮した上で、特例的な施設高さの基準を検討します。</p>	<p>都市計画課</p>	<p>特になし</p>	<p>引き続き、総合防災課等と連携し、津波避難困難地域等に特例的な施設高さの基準を設けるかの検討をしていく。</p>	<p>長期的な視点での検討が必要である。</p>	<p>周辺住民等からは、津波一時避難施設等の整備の要望がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 津波避難施設が必要となる場合の施設高さの緩和等について、今後、具体的な検討が必要と考えられるため、方針を掲げることが必要である。
---	--------------	-------------	--	--------------------------	-------------------------------------	--

7 都市防災の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(3) 計画的な災害対策の推進</p> <p>① 土地利用計画の作成</p> <p>上記を踏まえ、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成 23 年 12 月施行）に基づく警戒区域※の指定や「強くてしなやかな国民生活の実現を図るための減災・防災等に資する国土強靱基本法」（平成 25 年 11 月施行）等の制度を活用するなどにより、市民合意を得ながら、沿岸部における土地利用について具体的に検討します。</p> <p>※警戒区域には、3 つの区域があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波災害警戒区域（イエローゾーン）：津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を整備する区域。 ・津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）：生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあり、一定の建築行為・開発行為を制限する区域（社会福祉施設、病院、学校等）。 ・条例による区域（レッドゾーン）：津波災害特別警戒区域のうち、住宅等の建築行為・開発行為を市の条例により規制の対象に追加する区域。 <p>（平成 27 年 9 月時点では、指定区</p>	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年立地適正化計画策定 立地適正化計画及び防災指針の策定により、人口減少や、高齢化に対応するとともに、防災・減災による安全・安心の確保等、土地利用の誘導等により、様々な課題の解決を図っていく。 （◎） ・令和 4 年 3 月に策定した都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画において、近年の頻発、激甚化する自然災害に対応し、安全なまちづくり推進のための防災指針を作成した （◎） 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年立地適正化計画策定し、策定した立地適正化計画について、窓口やホームページ等で周知を図るとともに、目的や趣旨を踏まえた説明・対応を行った 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年 6 月の都市再生特別措置法の法改正により防災指針の作成が位置づけられた （+D） 	<p>立地適正化計画及び防災指針の策定により、人口減少や、高齢化に対応するとともに、防災・減災による安全・安心の確保等、土地利用の誘導等により、様々な課題の解決を図っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画及び防災指針を策定し、土地利用の誘導や防災・減災に資する取組を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も計画や指針に基づき、具体的な災害対策の取組方針を掲げることが必要である。 	

7 都市防災の方針

<p>域はありません)</p> <p>②応急対策を踏まえた復興計画の検討</p> <p>被災後の応急対策を迅速に行うために、様々な被災状況に応じた応急仮設住宅の必要戸数の算出や整備用地等について、災害前に検討します。</p> <p>応急仮設住宅の整備計画を踏まえ、本格復旧・復興の基本計画について検討します。</p>	<p>都市整備総務課</p>	<p>平成 29 年 3 月改定「第 3 次住宅マスタープラン」で、円滑な仮設住宅供給等への準備を新規の取組として示している。 (○)</p>	<p>継続</p>	<p>目標の実現に向けて、長期的な視点で運用していく必要がある。 (+D)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 「第 3 次マスタープラン」において仮設住宅供給等への準備を取組として示していることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 今後、応急対策を踏まえた復興計画の検討を進めていく方針を掲げることが必要である。
	<p>総合防災課</p>	<p>取組なし (△)</p>	<p>津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域については県が指定しているが、本市は未指定である。応急仮設住宅についても、県が応急仮設住宅の供給マニュアルを定めている。</p>	<p>県の意向等を踏まえ施策を実施していく必要がある。 (-E)</p>	<p>市民等に対し、津波災害警戒区域等の概要を広く周知する必要がある。 (-c, d)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県が指定する津波災害警戒区域等の概要を広く周知する等、県と連携した災害対策の取組方針を掲げることが必要である。

8 健康福祉のまちづくりの方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
1)介護予防・健康づくりを推進 するまちづくり 高齢者の健康寿命を伸ばし、 生活の質を高めるために、地域 資源の掘り起こしや環境整備を行 い、高齢者が介護予防活動等に 気軽に参加することができる機 会や場を身近に作り出すこと や、外出が容易になる環境整備 を推進します。 (1) 多目的地域集会施設(コミュニテ ィ施設)等の交流・社会参加の場、 人が集う場の整備 地域の様々な人々が集うこと のできるふれあいの場や交流の 場の整備を進め、社会参加の促	地域のつな がり課	自治会・町内会 が所有する公会 堂等の新築や改 修に対して補助 金を交付してい るが、交付に際 して、公会堂等 を広く一般の人 にも貸し出し、 コミュニティ醸 成の場としても らうことを条件 としている。 (◎)	継続	毎年度、自治 会・町内会の要 望に応じて改修 等に補助を行っ ており、引き続 き補助金の予算 の確保をしてい く必要がある。 (+B)	毎年度、自治 会・町内会の 要望に応じて 改修等に補助 を行っており、 引き続き補助 金の予算の確 保をしていく 必要がある。 (+c)	補助金の目的が「介護 予防・健康づくりを推 進するまちづくり」で はないため、その点は 留意する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 地域の公会堂等の新 築や改修に対し、補 助金を交付している ことで、都市マス で示す政策の実効性 が高まっている。 今後も地域コミュニ ティ形成を支援する 取組方針を掲げるこ とが必要である。
	都市整備総 務課	平成 29 年 3 月 策定「第 3 次住 宅マスタープラ ン」で多世代交 流による地域コ ミュニティの形 成を継続の取組 として示してい る。 (△)	継続				「第 3 次住宅マスタ ープラン」で多世代 交流による地域コ ミュニティの形成を取 組として示してい ることで、都市マス で示す政策の実効性 が高まっている。 <ul style="list-style-type: none"> 今後、具体的な取組 方針を掲げることが 必要である。

8 健康福祉のまちづくりの方針

<p>進を図ると共に、地域の防災や地域福祉の基盤となるコミュニティの育成と、安心して生活できるまちづくりを推進します。</p> <p>高齢者や障害者が地域社会で孤立しないように、誰もが気軽に集えたり、市民活動の拠点となる多目的地域集会施設（コミュニティ施設）等について、さまざまな資源を活用し、整備・充実を図ります。</p> <p>既存の広場等の利用状況を踏まえ、子どもや高齢者、障害者が気軽に利用できる広場、公園、散歩道などを身近な地域に再整備し、地域のニーズに合ったふれあいの場づくりを目指します。</p>	<p>高齢者いきいき課</p>	<p>①老人福祉センターでの講座や多世代交流の実施 ②地域包括支援センターによる介護予防教室の開催 (◎)</p>	<p>①各老人福祉センターにおいて、毎月多世代交流講座を実施した。 ②介護予防教室を開催し、介護予防・健康づくりをテーマとした地域の通える場を提供した。</p>	<p>①指定管理者が企画運営を行い、アンケートを実施したことで、ニーズを把握することができた。 ②事業の実施を委託することで地域包括支援センター自らが地域の実情に合わせた介護予防教室を実施できた。 (+F)</p>	<p>①テーマに関心をもつ多世代が交流するなかで、新たなつながりが生まれた。 ②健康づくりや介護予防に関心の高い住民を中心に参加してくれた。 (+f)</p>	<p>-</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交流講座の実施や教介護予防教室の開催により、多世代が交流するふれあいの場づくりを行っていることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 今後も地域コミュニティ形成を支援する取組方針を掲げることが必要である。
<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治・町内会館、公民館の活用 空き家・空き店舗、空き地の活用 中高層共同住宅の開発や一定規模以上の団地開発に伴う多目的地域集会施設やポケットパーク* 	<p>みどり公園課</p>	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ広場の整備（令和6年（2024年）2月27日（火曜日）リニューアルオープン） (◎) 	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが一緒に楽しめて遊べる公園づくりを目指して、すべての人が楽しめる遊具（イン 	<p>-</p>	<ul style="list-style-type: none"> 候補地の選定や遊具の種類など、誰もが一緒に楽しめて遊べる公園となるよう、アンケートを実施するなど、市民の意見を取り入れながら実施 	<p>-</p>	<ul style="list-style-type: none"> すべての人が楽しめるインクルーシブ広場の整備を行っていることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 今後も市民の意見を取り入れながら、公園等の整備を行っていく方針を掲げることが必要である。

8 健康福祉のまちづくりの方針

の整備等			クルー シブ遊 具)を 導入し まし た。		するこ とがあ りまし た。 (+c)		
------	--	--	--------------------------------------	--	---------------------------------	--	--

8 健康福祉のまちづくりの方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(2) 地域特性をいかした取り組みの推進</p> <p>①地域包括支援センターとの連携 地域の実情に見合った介護予防・健康づくりを推進するために、地域包括支援センターと連携を図ります。</p> <p>②介護予防から地域コミュニティの形成へ 高齢者の介護予防・健康づくりだけでなく、これらの活動を契機として地域コミュニティ形成やまちづくりにつながるような取り組みを進めます。 そのため、地域での取り組みを支援する地元の専門家や生活支援コーディネーター等の配置やそのあり方について検討します。</p>	介護保険課	<p>②身近な場所での高齢者の介護予防・健康づくりの取組を推進していくことを目的として自主的に活動する団体に対して補助金を交付する（地域介護予防活動支援補助金及びフレイル予防活動事業補助金）</p> <p>②自治町内会や老人会等の地域で活動する団体に専門職を派遣し介護予防・フレイル予防に関する知識の普及を図るとともに自主的な活動を支援する。 (◎)</p>	継続	<p>高齢者人口がこれからピークを迎えると見込まれていることから、介護予防と健康づくりを推進し、住み慣れたまちで自分らしく暮らし続けていける支援をしていく必要がある。 (+F)</p>	<p>住民主体に活動している団体が多く、地域コミュニティ形成の基盤がある。 (+c)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の介護予防・健康づくりの活動に対する団体への補助金の交付や専門職の派遣等を行っていることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も地域の活動を支援する取組方針を掲げることが必要である。

8 健康福祉のまちづくりの方針

		<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターに地域連携担当を配置 ・平成30年から生活支援コーディネーターを配置 (◎) 	<p>護予防・健康づくりを推進した。</p> <p>②地域包括支援センターの地域連携担当や生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の開発や地域連携ネットワークの充実が図られた。</p>	<p>することで地域の実情に合わせた介護予防教室を実施できた。</p> <p>②地域包括支援センターの地域連携担当や生活支援コーディネーターを配置することで計画の実現性の向上が図られた。 (+C)</p>	<p>心に参加してくれた。</p> <p>②地域での困りごとを解決したい住民を中心に参加してくれた。」 (+f)</p>	<p>配置していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も地域連携ネットワークの充実を図る取組方針を掲げることが必要である。
--	--	---	---	--	--	--

8 健康福祉のまちづくりの方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度（2015 年）以降の具体的な取り組み及び達成状況	担当課内評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と鎌倉市都市マスタープランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(3) 外出のしやすい環境整備</p> <p>まちを歩くことは、健康増進だけでなく、さまざまな交流の機会の創出、コミュニティ活動の促進にもつながります。そのため、まち歩きを促す歩行者空間の形成や公共交通の利用環境の充実、徒歩と公共交通で移動できる範囲の中に暮らしに必要な機能を集積させるなど、外出のしやすい環境を整備します</p>	都市計画課 (交通)	<p>神奈川県鉄道輸送力増強促進会議において、鉄道事業に対し「輸送力増強」及び「利便性向上」に係る要望活動を行っている。</p> <p>従来型タクシーより乗降が容易なユニバーサルデザインタクシーの導入の促進を図るため、生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）の策定を行った。</p> <p>将来の鎌倉市の都市像にあわせた、総合的な交通政策の基本方針を定めた「鎌倉市交通マスタープラン」の全面的な改定及び地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を実現するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法</p>	継続	<p>市民の鉄道利用における安全性の確保はもとより、速達性や利便性の向上を図るため、引き続き神奈川県鉄道輸送力増強促進会議において要望活動を行っている。 +F</p>	<p>国で策定した移動円滑化の促進に関する基本方針において、令和 7 年度までに約 90,000 台のユニバーサルデザインタクシーの導入が示されている。</p> <p>湘南モノレール湘南深沢駅のバリアフリー化は、深沢地区の土地区画整理事業の工事工程と調整して整備予定。 +a</p>	<p>都市マスタープラン及び交通マスタープランの策定以降、交通を取り巻く環境や社会情勢は日々変化しており、実態に併せた計画が求められている。</p> <p>公共交通の利用環境の充実については、令和 6 年度から着手する地域公共交通計画の中で整理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道の輸送力増強等に関する要望活動の実施や、公共交通の利用環境の充実等を図る「地域公共交通計画」策定の検討等を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も外出のしやすい環境整備に向けた取組方針を掲げることが必要である。

8 健康福祉のまちづくりの方針

		<p>律に基づく、「地域公共交通計画」の策定を進めている。</p> <p>湘南モノレール富士見町駅のエレベーター設置に補助金を支出し駅のバリアフリー化を図った。(上り平成28年度、下り平成30年度に設置)</p> <p>○</p>					
	深沢地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年5月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業(株)、湘南鎌倉総合病院で、村岡・深沢地区の「ヘルスインノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結 ・令和2年7月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置 ・令和3年3月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」よりまちづくりガイドライン基本方針策につ 	<p>「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」において、歩きやすく魅力的な歩行環境を形成するためには、人や環境に対して安全、安心でやさし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン Ver.1の策定に伴い、計画実現性の向上が図られた。(+D) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォークアブルに関する認識の広まり (+a) 	<ul style="list-style-type: none"> ・深沢では、緑のつながりを意識しながら、多様性のあるまち並み、新たなモビリティの導入、集える広場で形作る魅力的な風景で歩きたくなるまちを広げていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」において、歩きやすく魅力的な歩行環境を形成することを示していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後もガイドラインに基づき、深沢のまちづくりを進めていく方針を掲げることが必要である

8 健康福祉のまちづくりの方針

		<p>いて答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月：都市計画決定、変更の告示 ・令和4年3月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」の締結 ・令和5年10月：「村岡・深沢地区土地区画整理事業」について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける ・令和6年1月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（Ver.1）」の策定 (○) 	<p>く、わかりやすい計画、デザインを施すことが重要であり、目的地への移動だけでなく、回遊する、運動する、休むなど多様な都市活動を想定し、目的がなくても利用できるような設えとすることをしています。</p>				
--	--	---	--	--	--	--	--

8 健康福祉のまちづくりの方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>2)超高齢社会等に対応したまちづくり</p> <p>高齢者や障害者が、住み慣れたまちで、地域のつながりを保ちながら、健やかで安心して暮らせるまちづくりを推進します。</p>	都市整備総務課	平成 29 年 3 月策定「第 3 次住宅マスタープラン」で障害者が住みやすい住宅の整備を継続の取組として示している。 (△)	継続				<p>「第 3 次住宅マスタープラン」において、障害者が住みやすい住宅の整備を取組として示していることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、具体的な住宅の整備を行っていく方針を掲げることが必要である。
<p>(1)住宅の整備</p> <p>地域での安心した暮らしの最も基本的な基盤となる住まいについて、福祉型住宅などの整備確保を進めると共に、住宅改造の助成や相談事業の充実を図ります。</p> <p>①サポート（ケア）付き住宅の供給</p> <p>バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅*」について、県知事への登録制度を活</p>	高齢者いきいき課	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センターの運営 (◎) 	軽スポーツ教室等各種事業や健康管理の相談の実施、レクリエーションを楽しむための場と機会を提供し、高齢者の健康の保持・増進と教養の向上を図った。	指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを生かし、住民のニーズにより応えやすい環境が整備された。 (+F)	身近な地域での場の提供を求める住民を中心に参加してくれたこと。 (+f)	サービス付き高齢者向け住宅など施設の整備は介護保険課の所管事業となっている。	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センターの運営を通じて、高齢者の健康の保持・増進と教養の向上を図っていることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 今後もセンターの運営を継続していく方針を掲げることが必要である。

8 健康福祉のまちづくりの方針

<p>用し、民間事業者による整備を促進します。</p> <p>市営住宅の建替えにおいて社会福祉施設の併設を検討します。</p> <p>②借上公共住宅の確保</p> <p>民間の土地所有者との協力・連携を図り、住宅に困窮している高齢者向けの借上公共賃貸住宅を計画的に維持していきます。</p> <p>③住宅のバリアフリー化の推進</p> <p>高齢者の居住する住宅のバリアフリー化を推進するため、住宅改造の相談体制や助成策を検討します。また、障害者の住宅改造の助成の充実に努めます。</p> <p>また、老朽化した市営住宅等の新設・建替えに際しては、高齢者、障害者向け住宅を確保すると共に、建物や敷地のバリアフリー化を進めます。</p> <p>④グループリビング、生活ホーム</p>							
---	--	--	--	--	--	--	--

8 健康福祉のまちづくりの方針

<p>等への支援</p> <p>高齢者によるグループリビングや障害者が生活 指導を受けながら自立した生活を送ることができる生活ホームなどの整備・運営を支援していきます。</p>							
--	--	--	--	--	--	--	--

8 健康福祉のまちづくりの方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(2) 福祉施設、生活支援施設等の整備</p> <p>① 拠点施設の整備</p> <p>地域での生活支援や身近なサービスの提供施設、保健・福祉施設や地域福祉の活動拠点となる施設の整備、施設の地域開放の拡大などを推進します。</p> <p>地域におけるきめ細かな在宅サービスを支援するために、空き家等のさまざまな資源を活用して、計画的に小規模多機能型の拠点施設の整備を進めます。</p> <p>総合的な医療保健福祉施設については、深沢地域国鉄跡地周辺拠点のまちづくりと「鎌倉市公共施設再編計画」(平成 27 年 3 月)との調整を図りながら、(仮称)保健医療福祉センターの整備について検討します。</p> <p>② 土地利用の検討</p> <p>施設の整備にあたっては、高</p>	深沢地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年 5 月 : 神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業(株)、湘南鎌倉総合病院で、村岡・深沢地区の「ヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結 令和 2 年 7 月 : 「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置 令和 3 年 3 月 : 「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」よりまちづくりガイドライン基本方針策について答申 令和 4 年 3 月 : 都市計画決定、変更の告示 令和 4 年 3 	<p>「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」において、スポーツの促進とヘルスケア産業との連携交流による健康の増進を図ることとしています。</p> <p>また、働き、暮らす、遊ぶ場所などが融合した新しい場所、自分らしいライフスタイルを実践し、多様な交流や賑わいが生まれ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン Ver. 1 の策定に伴い、計画実現性の向上が図られた。(+D) 	<ul style="list-style-type: none"> ウェルネスに関する認識の広まり (+a) 	<ul style="list-style-type: none"> 「深沢地域国鉄跡地周辺」の記載変更例 : 深沢地区、深沢地域整備事業用地 スポーツの促進とヘルスケア産業との連携交流による健康の増進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」において、スポーツの促進とヘルスケア産業との連携交流による健康の増進を図ることとしており、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後もガイドラインに基づき、深沢のまちづくりを進めていく方針を掲げることが必要である。

8 健康福祉のまちづくりの方針

<p> 齢者、障害者などが地域で安心した生活を営むことができるよう、施設の適切な配置やアクセス手段の確保、周辺市街地の安全性の確保など総合的なまちづくりとの関係に配慮していきます。 </p> <p> 拠点施設のほか、飲食店や気軽に買い物に行けるお店、交流スペース等が身近にあることが望まれますが、地域の実情に応じ、それらを許容する土地利用コントロールについて検討します。 </p>		<p> 月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」の締結 </p> <p> ・令和5年10月：「村岡・深沢地区土地区画整理事業」について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける </p> <p> ・令和6年1月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（Ver.1）」の策定 （○） </p>	<p> まちを目指すこととしています。 </p>				
--	--	--	--	--	--	--	--

8 健康福祉のまちづくりの方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(3) 福祉情報システムの整備</p> <p>在宅医療を支えるため、地元医療機関による訪問医療体制や、病院等と連絡をとるための情報システムの構築等を図ります。</p> <p>居宅や施設での医療・介護について、さまざまな主体間・施設間の連携や、迅速かつ効果的なサービスを推進するため、ICT*を活用した情報システムの整備を図ります。また、情報共有の場の設置を検討します。</p>	高齢者いきいき課	所管事業なし				在宅医療・介護連携は介護保険課の所管事業となっている。	評価対象外

8 健康福祉のまちづくりの方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(4) 高齢者が活躍できる場の整備</p> <p>高齢者を介護予防の対象としてとらえるのみならず、地域コミュニティ形成やまちづくりの担い手として活躍できるように、地域における既存の組織・団体等への働きかけを行うなど、市民が主体となった地域交流事業や自治・町内会の福祉活動への支援について検討します。</p>	高齢者いきいき課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの地域連携担当を配置 ・平成 30 年に生活支援コーディネーターを配置 (◎) 	地域包括支援センターの地域連携担当や生活支援コーディネーターの配置により、地域コミュニティの形成や市民が主体となった地域交流事業の充実が図られた。	地域包括支援センターや生活支援コーディネーターを配置することで計画の実現性の向上が図られた。 (+C)	地域活動に関心の高い人は一定数いるものの、リーダーとなる者が不在であったことから、そこに人を配置することにより住民の実効性につながった。 (+f)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携担当や生活支援コーディネーターの配置により、コミュニティ形成の推進を図っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も高齢者が活躍できる場の整備を進めていく方針を掲げることが必要である。 	

8 健康福祉のまちづくりの方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以 降の具体的な 取組み及び達 成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>3)子どもと子育てにやさしいまち づくり</p> <p>次代を担う子ども達が、健やかでのびのびと成長できる環境を整えると共に、子どもを犯罪から守り、安全で安心できるまちづくりを推進します</p> <p>(1)待機児童対策施設の整備</p> <p>待機児童の減少を進めるため、幼稚園と保育園の長所をいかした認定こども園の設置、保育所以外でのサービスの提供など、保護者の多様なニーズに応じた施設整備を進めます。</p>	<p>こども支援課</p>	<p>鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン（第1期及び第2期）による進捗管理を行った。 (◎)</p>	<p>継続</p>	<p>令和2年3月にプラン改訂を行った。 現プランの計画期間が令和7年3月までとなっているため、次期計画の策定作業中である。 (+D)</p>		<p>子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては現在居住している市民へ向けアンケートを行う等により将来的なニーズを把握しているが、子育て世帯をターゲットにした大規模マンションなどの新たな開発に伴うニーズについては把握する手段がないため、保育施設整備計画等に反映することができない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、子育て世帯のニーズを把握し、必要な保育施設整備計画等につなげていく方針を掲げることが必要と考えられる。
	<p>保育課</p>	<p>保育園や認定こども園の新規整備や建て替え等により、入所定員を増やした。 (◎)</p>	<p>施設整備を実施したことにより、平成27年度時点と比較して待機児童数が減少したが、引き続き待機児童の減少に向けた取り組みが必要である。</p>	<p>「鎌倉市拠点保育所整備方針」等の計画を参考に整備を進められたため。 (+D)</p>	<p>保育所等の入所申込数が想定よりも高く推移しているため。 (+a)</p>	<p>特になし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園の設置や建替え等を行っていることで、都市マスターで示す政策の実効性が高まっている。 今後も多様なニーズに応じた待機児童対策の取組方針を掲げることが必要である。

8 健康福祉のまちづくりの方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスター プランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(2) 市民ニーズにあった居場所の整備</p> <p>地域における親子の居場所としての子育て支援センターや、子どもの家等のニーズを聴きながら対応していきます。</p>	こども支援課	鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン（第1期及び第2期）による進捗管理を行った。 (◎)	継続	令和2年3月にプラン改訂を行った。 現プランの計画期間が令和7年3月までとなっているため、次期計画の策定作業中である。 (+D)		子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては現在居住している市民へ向けアンケートを行う等により将来的なニーズを把握しているが、子育て世帯をターゲットにした大規模マンションなどの新たな開発に伴うニーズについては把握する手段がないため、保育施設整備計画等に反映することができない。	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、子育て世帯のニーズを把握し、必要な保育施設整備計画等につなげていく方針を掲げることが必要と考えられる。

8 健康福祉のまちづくりの方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(3) 多様な働き方に対応した産業環境の整備</p> <p>仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、多様な働き方に対応した産業環境の整備と職住近接のまちづくりを進めます。</p>	商工課	<p>令和 5 年（2023 年）4 月にスタートした鎌倉市商工業振興計画（働くまち推進計画）において、職住近接により都内等へ通勤する負担を減らし、恵まれた環境を享受しながら市内で働くことでワーク・ライフ・バランスを整え、このことで生じた新たな時間を自分や家族のために有効に活用することで豊かなライフスタイルを送ることができる「働くまち」の実現を目指している。 (◎)</p>	<p>鎌倉市商工業振興計画（働くまち推進計画）は、平成 27 年度（2015 年度）からスタートした鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた「働くまち」を実現するための具体的な方策を示すものとして重要である。</p>		<p>鎌倉に住む方の声を聴くと、できるだけ都内等へ通勤する負担を減らし、恵まれた環境を享受しながら地元で働くことを希望される方が増えてきている。 (+a)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 「鎌倉市商工業振興計画」において、職住近接の「働くまち」の実現を目指していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後、目標の実現に向けた具体的な産業環境の整備等を進めていく方針を掲げることが必要である。

8 健康福祉のまちづくりの方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>4)だれもが安全・安心に暮らせ るまちづくり(都市環境のバリ アフリー化、ユニバーサルデザ イン化)</p> <p>市民が利用する公共施設の整備にあたっては、高齢者や障害者、子どもなどが快適で安全に行動できる都市環境が形成されるよう留意し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー新法) や「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」と連携し、バリアフリーのまちづくりを推進します。</p> <p>施設相互の関連に配慮し、高齢者、障害者などが自由に移動できるような空間及びシステムの連続性の確保に努め、拠点を始め、人々が集まる商業地など</p>	市街地整備課	開発事業条例等や各種構想等に基づき、まちづくり空地の確保について、開発事業者に指導・要望を行っている。 (◎)	歩行空間の確保と整備に貢献した。	左記のとおり。 (+D)	左記のとおり。 (+e)	変更希望無し。	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業条例等に基づき、まちづくり空地の確保について開発事業者に指導・要望を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も歩行空間の確保に向けた取組方針を掲げることが必要である。

8 健康福祉のまちづくりの方針

<p>では総合的・連続的なバリアフリー化を推進します。また、丘陵地や谷戸などの交通不便地域では、巡回バスや個別送迎、配達サービスを検討するなど、地域特性に配慮した効果的な対応を進めます。</p> <p>都市環境のバリアフリー化においては、高齢者や障害者等の意見を十分に聴き、サービスを受ける側の視点に立った環境整備を行います。</p> <p>だれもが快適で安全な生活を送ることができるよう、まちづくりにユニバーサルデザイン*を取り入れます。</p> <p>(1)歩行空間の確保と整備</p> <p>高齢者や障害者なども含め、すべての市民が安心して外出できるよう、車椅子などの通行も考慮した歩行空間の確保を図ります。このため、新たな道路整備事業や区画整理事業等の機会をとらえるだけでなく、既存道路の改良や電線類地中化、交通規制などによる対応を進めます。</p> <p>特に、鎌倉・大船・深沢の各拠点や腰越拠点は、重点的に福祉のま</p>	<p>深沢地域整備課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年5月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業(株)、湘南鎌倉総合病院で、村岡・深沢地区の「ヘルスイノベーション等に係る連携・協力に関する覚書」を締結 令和2年7月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置 令和3年3月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」よりまちづくりガイドライン基本方針策について答申 令和4年3月：都市計画決定、変更の告示 令和4年3月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本「東海道本線大船・藤沢間村 	<p>「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」において、官民連携して、全てのオープンスペースにおけるユニバーサルデザインの導入に努めることとしています。また、車両動線を外周道路にまとめることで、地区内への車両流入を抑制し、安全で快適な歩行環境を実現することとしています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン Ver.1の策定に伴い、計画実現性の向上が図られた。(+D) 	<p>多様性のまちづくりに対する認識の広まり (+a)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 官民連携して、全てのオープンスペースにおけるユニバーサルデザインの導入に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」において、オープンスペースにおけるユニバーサルデザインの導入に努めることとしており、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後もガイドラインに基づき、深沢のまちづくりを進めていく方針を掲げることが必要である。
--	----------------	--	---	---	---------------------------------	---	--

8 健康福祉のまちづくりの方針

<p>ちづくりを推進する地区とし、車椅子で通行できる歩道のネットワーク形成を目指し、順次、歩道の確保や段差の解消、ポケットパーク*の整備、公共施設や駅などでのバリアフリー化など、総合的・連続的な整備を推進します。</p> <p>また、住宅地などでは、歩道の段差解消、生活道路の歩行者優先道路化など、歩行者に配慮した道路の整備・改善を推進します。</p>		<p>岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年10月：「村岡・深沢地区土地区画整理事業」について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける 令和6年1月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（Ver.1）」の策定（○） 					
	<p>道路課</p>	<p>平成27年度から令和5年度にかけて120箇所の歩道段差切り下げ工事を実施した。（◎）</p>	<p>高齢者や障害者、子どもなどが快適で安全に行動できる都市環境が形成された。</p>	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「鎌倉市道における移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」の基準に適合しない交差点について、段差の切り下げ、セーフティブロック等の整備を進めており、事業の進捗</p>	<p>工事の実施にあたり、地元の理解が得られた。（+c）</p>		<ul style="list-style-type: none"> 歩道段差の切り下げ工事を実施していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も快適で安全に行動できる都市環境形成の取組方針を掲げることが必要である。

8 健康福祉のまちづくりの方針

				に応じた評価が 得られている。 (+D)			
--	--	--	--	----------------------------	--	--	--

8 健康福祉のまちづくりの方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>(2) 交通環境の整備</p> <p>車椅子の乗降可能なバス・鉄道・タクシーなどの車両確保や、駅などの交通結節点におけるエレベーター等の普及など、高齢者や障害者などの利用しやすい公共交通機関の整備を推進するため、交通事業者の協力を要請していきます。</p> <p>また、高齢者、障害者などが、福祉施設や公共施設などを利用しやすいよう、ミニバスの導入（施設間を巡る巡回バス、交通不便地域の循環バス等）などバスサービスの向上を検討します。</p> <p>さらに、福祉施設等への移動手段の充実を検討していきます。</p>	都市計画課 (交通)	<p>神奈川県鉄道輸送力増強促進会議において、鉄道事業に対し「輸送力増強」及び「利便性向上」に係る要望活動を行っている。</p> <p>従来型タクシーより乗降が容易なユニバーサルデザインタクシーの導入の促進を図るため、生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）の策定を行った。</p> <p>湘南モノレール富士見町駅のエレベーター設置に補助金を支出し駅のバリアフリー化を図った。（上り平成 28 年度、下り平成 30 年度に設置）</p>	継続	<p>市民の公共交通機関の利用促進や利便性の向上を図るため、地域公共交通計画策定作業の中でそのあり方を検討する必要がある。 +A</p>	<p>駅施設等のハード整備の改善に向けては交通事業者のバリアフリー化の方針を踏まえ、補助金の交付についても検討する必要がある。</p> <p>社会福祉法人等が地域貢献の一環として移動サービスを提供しているものの、継続したサービス提供を行う担保はないので、福祉部局とも連携を図り、今後の進め方を検討する必要がある。 -a</p>	<p>現状で「公共交通機関の整備を推進するため」は現実的ではなく、「交通環境の整備を推進する」の方が適切と事業者と行政の役割分担を見直していくべきと考える。</p> <p>運転手不足による路線バスの減便が問題視されている現状において「ミニバスの導入」や「バスサービスの向上を検討」は現実的ではないため、「新たな交通手段を検討」くらいが良いのではないかと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者への要望活動や事業計画の策定、補助金の交付等、高齢者や障害者が利用しやすい交通環境の整備に向けた取組を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も交通環境整備の取組方針を掲げることが必要である。 今後の施策については、実現性を踏まえた検討が必要と考えられる。

8 健康福祉のまちづくりの方針

		<p>将来の鎌倉市の都市像にあわせた、総合的な交通政策の基本方針を定めた「鎌倉市交通マスタープラン」の全面的な改定及び地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を実現するため、</p> <p>「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく、「地域公共交通計画」の策定を進めている。</p> <p>○</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--

8 健康福祉のまちづくりの方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
(3) 利用しやすい建築物の整備 公共施設（建築物）については、高齢者や障害者なども含め、すべての市民が安全に利用できるように整備・改善を推進すると共に、多くの市民が利用する民間の施設に対しても協力を要請していきます。							

9 産業環境整備の方針

<p>人々の集まれるような小広場（パティオ）等の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元と協働してのシンボル軸である若宮大路のまち並み整備の検討 ・小町通りや御成通りなど、通りごとの魅力ある景観形成 ・周辺の路地や住宅地などに見られる、洒落た店舗等のある環境の維持保全 <p>②・観光型商業と生活型商業の調和、充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化、ニーズの多様化に対応する商業地環境の整備（緑化の推進や歩きやすい歩道の整備等） <p>②大船駅周辺商業地</p> <p>駅前や鎌倉芸術館周辺の大規模店舗を核として、面的広がりを持ち、個店の充実した、回遊性のある商業拠点づくりのため、以下のことを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大船駅東口第一種市街地再開発事業の推進 ・駅前及び商店街の整備による、老朽化した店舗や建物の更新 ・仲通りを軸とする南北の商業軸と、大船駅から鎌倉芸術館につながるシンボルロードによる東西の景観軸による骨格の形成 ・人々が気軽に集まれるような広 	<p>みどり公園課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民などによる接道部の緑化について、申請に基づき補助金を交付した。（約 1.1 km、96 件） <p>また、ブロック塀等を除却し、接道緑化をする場合の補助率を段階的に 9/10 に引き上げた。（令和 3 年 4 月 1 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風致地区外の開発事業について、条例に基づき、緑化を推進した。（◎） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民などによる接道部の生垣や樹木の植栽等による緑化を支援し、緑豊かなまち並み景観を創出している。 ・開発区域内での緑化を推進し、緑豊かで快適な居住環境の形成を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対し、適正な支援と誘導が行われている。（+F） 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対する市民等の意識の向上に寄与している。（+C） 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付や条例に基づく指導等により、住宅や商業地の緑化を推進していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も緑化の維持・創出の取組方針を掲げることが必要である。
<p>市街地整備課</p>	<p>市街地整備課</p>	<p>①開発等に際して、「古都中心市街地まちづくり構想」等の方針に沿った事業計画の実施に努めるよう、事業者に要望・指導をしている。</p> <p>②大船駅東口再開発事業については、建設工事費の高騰等により事業の実施を延伸している。</p> <p>現時点では、再開発によらないまちづくりを進めるため、鎌倉女子大、地元自治会・商店会、周辺事業者等との意見交換や地域のボランティア活動及びイベントへの支援等を実施している。（◎）</p>	<p>①一定の効果があったと思われる。</p> <p>②事業の進展の目処は立っていない</p>	<p>①特になし。</p> <p>②特になし。（+F）</p>	<p>①多くの場合において、「古都中心市街地まちづくり構想」等の方針に沿った開発事業が行われている。</p> <p>②東京オリンピック・パラリンピック招致決定以降、建設工事費の高騰が続いているこ</p>	<p>変更希望無し。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地のまちづくりについて、事業者への要望・指導や、地元団体の活動支援等を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も地域のまちづくりを支援する取組方針を掲げることが必要である。

9 産業環境整備の方針

<p>場やポケットパーク*等の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様なニーズに対応する商業施設の充実 歩きやすい歩行者環境の整備や緑化による快適で魅力的な商業地のネットワーク形成 車利用に対応した駐車場システムの整備 東西駅前商業施設の一体性の強化 背景となる大船観音の緑や柏尾川の環境整備と併せた緑豊かな商業地の形成 <p>③深沢地域国鉄跡地周辺商業地</p> <p>活気に満ちたにぎわいの場の創出を図るため、以下のことを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業と農業の交流、地場産業との連携を図る核となる商業施設の導入 湘南モノレール湘南深沢駅前に、通勤者、通学者等の生活サービスに資する商業施設の導入 歩行空間と沿道施設が一体となった魅力的な空間とにぎわいの創出 					<p>と。 また、これに伴い、再開発事業を実施した際に権利者が得られる再開発ビルの床面積（権利床）が減少する見込みであること。 (+a)</p>	
<p>④腰越駅周辺商業地</p> <p>海辺の立地をいかした商業地としての個性化、魅力化を図ります。江の島周辺の整備との関連を考慮し、腰越漁港、国道 134 号沿い、腰越商店街の商業地の</p>	<p>都市計画課</p>	<p>大船駅東口の再開発に関連した記述と配慮するが、事業が進んでいないため進展なし。</p>	<p>継続</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>
<p>④腰越駅周辺商業地</p> <p>海辺の立地をいかした商業地としての個性化、魅力化を図ります。江の島周辺の整備との関連を考慮し、腰越漁港、国道 134 号沿い、腰越商店街の商業地の</p>	<p>深沢地域整備課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年 5 月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業（株）、湘南鎌倉総合病院で、村岡・深沢地区の「ヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結 令和 2 年 7 月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置 令和 3 年 3 月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」 	<p>「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」において、様々な人々による多様な交流を創るためには、多様な機能を持った空間が近い関係にあること、また、公共空間からそれらがたやすく認識できることが重要であり、敷地内における機能の複合、建築物における用途の複合、そしてこれらによって生まれる交流風景が、壁面後退部</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン Ver. 1 の策定に伴い、計画実現性の向上が図られた。(+A) 	<ul style="list-style-type: none"> 「深沢地域国鉄跡地周辺」の記載変更例：深沢地区、深沢地域整備事業用地 用途の複合によって都市交流を創出します。 ウェルネス、イノベーション交流を促進する機会を創造します。 多様な交流や賑わいがうま 	<ul style="list-style-type: none"> 深沢地区のまちづくりを進め、地区に相応しいガイドラインの策定及び運用を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後もガイドラインに基づき、深沢のまちづくりを進めていく方針を掲げることが必要である。

9 産業環境整備の方針

<p>整備を一体的に行うため、以下のことを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業やマリレジャーをいかした生活、観光の地域拠点づくりの推進、地域商業の活性化 ・観光型商業と生活型商業の調和、充実 ・高齢化、ニーズの多様化に対応する商業地環境の整備（緑化の推進や歩きやすい歩道の整備等） ・国道 134 号沿いや腰越商店街などの通りの景観に配慮した商業施設の誘導 		<p>よりまちづくりガイドライン基本方針策について答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年 3 月：都市計画決定、変更の告示 ・令和 4 年 3 月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR 東日本「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」の締結 ・令和 5 年 10 月：「村岡・深沢地区土地区画整理事業」について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける ・令和 6 年 1 月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（Ver.1）」の策定 (◎) 	<p>や道路などの公共空間からわかりやすく認識できるように工夫して配置することとしています。</p>			<p>れる屋外空間を創造します。</p>	
--	--	--	--	--	--	----------------------	--

9 産業環境整備の方針

	農水課	腰越漁港の改修整備が平成 26 年度に完了したことにより漁業活動の強化を図っているほか、展望スペースを設けたことによって一般の方が多く訪れている。 また、腰越漁業協同組合では定期的に朝市を開催しており、地元の方をはじめ、多くの方が訪れている。 (◎)	継続	腰越漁港で実施される朝市の PR の強化を行い、市広報ほか、市公式 SNS でも情報発信を行い認知度の向上を図った。 (+F)	地域商店街と連携した経過はあるものの、現在は、実施しておらず、腰越地域の活性化の為、地域商店街との継続した連携について実施を検討する必要がある。 (+a)	腰越商店街の商業地の整備を一体的に行うための具体的な施策はない。	<ul style="list-style-type: none"> 腰越漁港の整備や朝市の開催及び PR 強化を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も腰越地域の活性化に寄与する取組方針を掲げることが必要である。
	道路課	鎌倉駅東口駅前広場の歩道の拡幅や歩道の再整備を実施した。 (◎)	快適な歩行環境の確保を図った。	工事を発注し、完了した。(+F)	工事の実施にあたり、地元の理解が得られた。(+C)		<ul style="list-style-type: none"> 歩道の拡幅や再整備を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も歩きやすい歩道の整備等を行っていく方針を掲げることが必要である。
<p>(2)地域の生活を支える身近な商業施設の充実</p> <p>各地域の特性に合わせた沿道商業の振興を図ります。例えば、由比ガ浜通りでは、景観法に基づく特定地区に指定するなど、魅力ある商店街の環境形成に取り組んでいます。店舗と住宅が</p>	都市景観課	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 3 月、鎌倉市景観計画改定。 (◎) 	土地利用類型ごとの景観形成基準に基づき、地域にふさわしい景観を誘導。	行政計画の改定、条例の改正。 (+F)	市民理解の醸成 (+C)		<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市景観計画に基づき、地域にふさわしい景観の誘導を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も良好な景観形成の取組方針を掲げることが必要である。

9 産業環境整備の方針

<p>調和した良好な環境の形成を誘導します。</p> <p>①観光と調和した沿道商業施設の充実</p> <p>北鎌倉駅から鶴岡八幡宮までの間や、長谷・大仏周辺でのさまざまな個性ある個店と住宅とが調和する沿道の形成を図ります。快適に歩ける歩行者空間の確保、及び、周辺住宅地との景観的な調和（色彩や建物の意匠、高さなどのルールの検討）を図り、歴史的遺産や周辺緑地と一体となった地域の新たなイメージを形成します。</p> <p>②海沿いの沿道商業施設の充実</p> <p>魅力ある店舗と住宅とが調和する沿道空間の創出を図ります。</p> <p>快適に歩ける歩行者空間の充実と、松並木の復元などによる魅力的な海岸の景観形成、及び、周辺住宅地及び背景の山並みとの景観的な調和（色彩や建物の意匠、高さなどのルールの検討）を図ります。</p> <p>そして、東日本大震災の教訓を踏まえた防災・減災対策、避難対策等を充実します。</p> <p>③生活を支える沿道商業施設の充実</p> <p>生活の利便性を高める沿道の</p>	<p>商工課</p>	<p>①平成9年度から、鎌倉由比ガ浜商店街振興組合によるモデル商店街整備事業への支援を継続している。</p> <p>②市民や観光客のための商品やサービスに対する消費の窓口であり、コミュニケーションの接点である、商店街の活性化に向けた取組を継続している。</p> <p>(◎)</p>	<p>①モデル商店街施設整備計画を更新する必要がある。</p> <p>②商店街団体への加盟店舗数が年々減少している。</p>	<p>①老朽化に伴うポケットパークの整備が課題となっている。</p> <p>②商店街団体へ加盟するメリットが感じられない。</p> <p>(-F)</p>	<p>①神奈川県予算が削減されており、歩道整備がなかなか進まない状況にある。</p> <p>②市外資本が増加している。</p> <p>(-a)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地元商店街への支援等、商店街の活性化に向けた取組を行っていることで、都市マシで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も商店街を支援する取組方針を掲げることが必要である。
--	------------	---	--	---	---	---

9 産業環境整備の方針

<p>商業地（最寄品等）の充実を図ります。</p> <p>快適な商業空間を形成するための歩行者空間の充実、及び、まち並みや屋外広告物等の誘導、整備などによる地域にふさわしい沿道商業地を形成します。</p>							
	総合防災課	(2)②取組なし	海沿いの沿道商業施設に係る防災対策等の事例なし	商業施設が建設される場合は津波避難ビルへの指定について調整する。(+F)	左記内的要因と同じ(+F)	建物高さ規制緩和等について、全庁的に検討していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 商業施設の充実と併せて津波避難対策についても今後、検討し方針を掲げることが必要である。
<p>(3)住宅と店舗の共存・調和</p> <p>周辺の住宅地との共存・調和に配慮しながら、住宅地に立地している魅力的な店舗や個性的な店舗を大切にしていきます。</p>	商工課	市民や観光客のための商品やサービスに対する消費の窓口であり、コミュニケーションの接点である、商店街の活性化に向けた取組を継続している。	商店街団体への加盟店舗数が年々減少している。	商店街団体へ加盟するメリットが感じられない。	市外資本が増加している。		<ul style="list-style-type: none"> 商店街の活性化に向けた取組を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も商店街を支援する取組方針を掲げることが必要である。
<p>2)産業系市街地形成の方針</p> <p>(1)大船・深沢の既存工業系市街地の充実</p> <p>工業の基盤整備など、近代化の推進と工業の質的転換の誘導、高度化の推進を図ります。</p> <p>周辺のまち並みとの調和に配慮した適切な景観誘導（敷地内の緑化等）、及び、工業製品の展示など地域に開かれた企業活</p>	深沢地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年5月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業（株）、湘南鎌倉総合病院で、村岡・深沢地区の「ヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結 令和2年7月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置 	鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインにおいて、工場、市場系の土地利用による周囲への影響を軽減させながら、住環境へ配慮することで周辺街区となじませるような街区形成を図ることとしています。	<ul style="list-style-type: none"> 第3次鎌倉市総合計画における第三の都市拠点としての位置づけ 「基本計画」における位置づけ 		深沢地区では、東西に湘南モノレール湘南深沢駅とJR東日本東海道本線新駅を結ぶシンボル道路（仮）と南北に公共的な緑地をつなぐ歩行者空間が十字の都市構造を形成し	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインにおいて、周辺街区となじませるような街区形成を図ることとしていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後もガイドラインに基づき、深沢のまちづくりを進めていく方針を掲げることが必要で

9 産業環境整備の方針

<p>動により、周辺地域と密着・調和した工業地を形成します。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」よりまちづくりガイドライン基本方針策について答申 令和4年3月：都市計画決定、変更の告示 令和4年3月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」の締結 令和5年10月：「村岡・深沢地区土地区画整理事業」について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける 令和6年1月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（Ver.1）」の策定 (◎) 		<p>(都市型産業ゾーン)</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業の事業計画認可を受けた。 (+E) 		<p>ます。</p>	<p>ある。</p>
	<p>商工課</p>	<p>鎌倉市企業立地等促進条例の制定及び鎌倉市企業立地整備費等補助金交付要綱の改正により、製造業の立地を促進している。 (◎)</p>	<p>市内製造業の立地及び設備投資に対し税の軽減措置を行い、製造業の誘致及び転出防止に寄与している。</p>	<p>大船工業倶楽部が解散した。 (-a)</p>			<ul style="list-style-type: none"> 企業立地等促進条例により製造業の立地や設備投資の促進を図っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も企業立地等を支援する取組方針を掲げることが必要である。

9 産業環境整備の方針

	都市景観課	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 3 月、鎌倉市景観計画改定。 	土地利用類型ごとの景観形成基準に基づき、地域にふさわしい景観を誘導。	行政計画の改定、条例の改正。	市民理解の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市景観計画に基づき、地域にふさわしい景観の誘導を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も良好な景観形成の取組方針を掲げることが必要である。
<p>(2) 新たな産業業務拠点の整備</p> <p>面的な市街地整備により、新たな産業・業務拠点の形成を図ります。</p> <p>計画的なまちづくりの誘導により、周辺環境との調和や利便性、快適性の向上によるゆとりとうるおいのある都市環境を形成します。</p>	深沢地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年 5 月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業（株）、湘南鎌倉総合病院で、村岡・深沢地区の「ヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結 令和 2 年 7 月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置 令和 3 年 3 月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」よりまちづくりガイドライン基本方針策について答申 令和 4 年 3 月：都市計画決定、変更の告示 令和 4 年 3 月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR 東日本「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」の締結 	<p>「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」において、工場、市場系の土地利用による周囲への影響を軽減させながら、住環境へ配慮することで周辺街区となじませるような街区形成を図ることとしています。</p> <p>また、新しいライフスタイルと豊かなコミュニティを醸成するため、低層部に商業、業務の用途を導入し、賑わいや活気を生み出す用途が複合されたまちづくりを進め、多世代の生活基盤の充実を図ることとしています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 次鎌倉市総合計画における第三の都市拠点としての位置づけ 「基本計画」における位置づけ（都市型産業ゾーン） 土地区画整理事業の事業計画認可を受けた。（+F） 	<ul style="list-style-type: none"> ミクストユースのまちづくりが求められるようになった。（+a） 	<ul style="list-style-type: none"> 深沢地区では、東西に湘南モノレール湘南深沢駅と JR 東日本東海道本線新駅を結ぶシンボル道路（仮）と南北に公共的な緑地をつなぐ歩行者空間が十字の都市構造を形成します。 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインの策定、運用を行い、事業を着実に推進していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も、新たな産業・業務拠点となる深沢のまちづくりを進めていく方針を掲げることが必要である。

9 産業環境整備の方針

		<ul style="list-style-type: none">・令和5年10月：「村岡・深沢地区土地区画整理事業」について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける・令和6年1月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（Ver.1）」の策定 (◎)					
--	--	---	--	--	--	--	--

9 産業環境整備の方針

<p>(3) 大規模な産業用地の土地利用転換への対応 産業系土地利用の維持を前提としますが、大規模な工場跡地等の土地利用転換が生じる場合には、道路等の都市基盤整備と併せて周辺環境と調和した適切な土地利用の誘導を行います。</p>	<p>都市計画課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 深沢地域国鉄跡地を含む一帯を、面的整備事業と土地利用転換を計画的に推進するため、令和4年3月1日に土地区画整理事業、地区計画等の都市計画を決定した。(◎) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画決定の内容、都市マスタープラン及び立地適正化計画の周知により、産業計土地利用の維持もしくは道路等の都市基盤整備と併せて周辺環境と調和した適切な土地利用の誘導を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政指導から法的制限への方向転換 (+A) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年2月8日 東海道本線大船・藤沢間村岡新駅(仮称)設置に関する覚書(神奈川県、藤沢市、鎌倉市、東日本旅客鉄道株式会社) ・ 令和3年3月30日 藤沢市村岡地区・鎌倉市深沢地区のまちづくりに関する基本協定(神奈川県、藤沢市、鎌倉市、独立行政法人都市再生機構)(+d) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市マスタープラン及び立地適正化計画の運用により、適切な土地利用の誘導を図っていることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 ・ 今後も適切な土地利用誘導の取組方針を掲げることが必要である。
--	--------------	---	---	---	--	--

9 産業環境整備の方針

<p>3)農業、漁業の振興 (1) 農業の振興、農地の維持 食料の生産のみならず多面的な機能を有する農地を維持するため、以下のことを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業基盤の整備、充実 ・農産物のブランド化事業推進 ・環境に配慮した、有機栽培と減農薬農業の一層の推進 ・市内で生じるコンポスト*肥料の活用 ・市民による消費を進めるための直売システムの強化や市場の充実等による地域内消費の推進 ・市民農園等、農地の多面的な利用の推進による、農地の保全、市民と農家の交流推進 ・生産緑地地区の指定継続への対応 ・地域農業の継続のために作成した「人・農地プラン」による新たな担い手や後継者の育成・確保 	<p>農水課</p>	<p>農地の利用集積を推進するとともに農地のパトロールを実施や、遊休農地解消対策の実践活動を行った。</p> <p>また、生産緑地の指定継続に向けて、関係課と協力して、制限解除の際に市民農園の斡旋をするなどの取組や、新規就農者の農地確保や資金調達の相談に乗るなどの支援を行い適正な農地管理に努めた。</p> <p>JAや農業者とともに鎌倉ブランド会議において、ブランドマークの商法登録やブランド堆肥の推進など農産物のブランド化を推進したほか、大船地区市民農園の運営を行うとともに、手広や今泉の市民農園では、土地所有者が開設できるよう支援を行った。</p> <p>(◎)</p>	<p>継続</p>	<p>農業の振興、維持に対する様々な取組に対して、JAや農業者、民間事業者と協力・連携を強化できた。</p> <p>(+F)</p>	<p>市内の農地、農家は、限られており、現状は減少傾向にある。</p> <p>(+a)</p>	<p>特になし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興に向けた農業者への支援や農地確保の取組、ブランド化の推進等を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も農業の振興を支援する取組方針を掲げることが必要である。
<p>(2) 漁業の振興 都市における漁業を振興するため、以下のことを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港や漁礁の整備・改善などによる豊かな沿岸漁場の確保 ・鎌倉地域の漁業継続のための漁業施設の検討、漁港建設に向けた検討 	<p>農水課</p>	<p>鎌倉地域における漁業支援施設の整備に向け、令和4年度には漁港区域の指定を行い、令和5年度には土質の調査や施設等の設計を行った。</p> <p>また、腰越漁港では隣接する施設にて、地魚フラ</p>	<p>継続</p>	<p>漁業支援施設整備に向けて、庁内の関係課をはじめ県及び国とも連携し進めている他、近隣自治会等に説明を随時行っ</p>	<p>鎌倉地域の漁業継続のため、水産多面的発揮対策事業補助金を活用し、藻場の保全を実施している。</p>	<p>県が音頭をとる必要があることから、相模湾全体で磯焼けが進んでいることへの調査・対策について、要望する必要がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業支援施設の整備に向けた検討や朝市の開催及びPR強化を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も漁業の振興を支援する取組方針を掲げることが必要である。

9 産業環境整備の方針

<ul style="list-style-type: none"> ・腰越漁港の整備を契機とした漁業による地域活性化 ・市民や観光客等による、海産物の地域内消費を高めるための直売システムの強化やマーケットの整備 ・漁業との調和を保ちながら、さまざまなニーズに対応した海や漁港の多面的な利用の推進 		<p>イの販売を行っているほか、定期的に朝市を開催しており、交流人口の増加に寄与している。</p> <p>(◎)</p>		<p>ている。</p> <p>また、市広報や市公式 SNS を活用し、腰越漁港での朝市などの情報を広く周知している。</p> <p>(+F)</p>	<p>新メニューの開発等を行い、フライ販売所と朝市の充実を図っており、海業を推進した。</p> <p>(f)</p>	<p>る。</p>	
<p>4)地域産業の育成</p> <p>鎌倉ならではの地域産業を育成するため、以下のことを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉で採れる新鮮な海産物や農産物をいかしたレストランやマーケット等、地場産業の振興に貢献する産業の育成 ・農水産物の地域資源の付加価値向上を図る 6 次産業*の展開 ・海や山などの自然環境に配慮すると共に、その良好な環境条件をいかしたホテル、研修施設等、鎌倉ならではの新たな地域産業の展開の推進と商業の活性化 ・伝統技術（鎌倉彫）の維持発展、既存のブランド商品の維持、新たな鎌倉ブランドとしての商品・物産開発の支援 ・地域の問題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネス等が事業展開しやすい環境の整備 	<p>農水課</p>	<p>農産物については、市内で発生した植木剪定材と葉山牛の牛糞を混合した「鎌倉ブランド堆肥」を作り、その堆肥を鎌倉ブランド会議に登録している農家が使用することで野菜に付加価値を付けた。</p> <p>水産物については、市内の漁業協同組合による朝市を支援した。</p> <p>また、「かまくら直売所・朝市マップ」を発行し、直売所や朝市等の情報を紹介することで、地産地消の推進を図った。</p> <p>(◎)</p>	<p>継続</p>	<p>農・漁業関係団体や農業者・漁業者と協議・調整を重ねながら支援に取り組んだこと。</p> <p>(+F)</p>	<p>鎌倉やさいのブランド化やシラスなどのメディア露出が多くなり、知名度、注目度が高まってきている。</p> <p>(+a)</p>	<p>特になし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「鎌倉ブランド堆肥」による野菜の付加価値化や朝市の支援、「直売所・朝市マップ」の発行を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も地域産業を育成する取組方針を掲げることが必要である。
	<p>観光課</p>	<p>観光課 鎌倉彫を日本遺産いざ鎌倉の構成文化財の1つに認定している。</p> <p>(◎)</p>	<p>伝統産業のブランド化</p>	<p>伝統産業である鎌倉彫を日本遺産の構成文化財に認定することで、さらなるブランド化が図れた。</p> <p>(+F)</p>	<p>日本遺産制度の知名度がやや低い。</p> <p>(-f)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉彫を日本遺産の構成文化財のひとつに認定していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・引き続き、伝統産業のブランド化を図る取組方針を掲げることが必要である。

9 産業環境整備の方針

備	商工課	<p>伝統鎌倉彫事業協同組合に補助金を交付し、鎌倉彫啓発事業、原材料の確保に関する事業及び小中学生鎌倉彫体験学習事業を実施している。 (◎)</p>	<p>鎌倉彫の出荷額（売上+教室）が年々減少しており、後継者の育成につながらず、衰退に向かうことが危惧される。</p>	<p>日用品として使用するには価格帯が高く、一般市民には購入しづらい状況にあることや、職人の高齢化が進み、また、鎌倉彫教室に通う人も漸減していることから、鎌倉彫に触れる機会が少なくなっている。 (-F)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響 (-a)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉彫について、組合への補助金の交付や、啓発事業及び小中学校の体験学習を実施していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も鎌倉彫の維持発展に向けた取組方針を掲げることが必要である。
<p>5)新規成長産業の企業が事業展開しやすい環境整備 (1) 先端産業等の支援 規模の大きな先端産業企業（医療福祉関連、生活文化関連、情報通信関連、新製造技術関連、環境関連等）などについては、大船・深沢ゾーンなどにおいて交通基盤や情報基盤の整備等を行い、誘導を図ります。</p>	<p>市街地整備課</p>	<p>進展なし</p>	<p>「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」において、周辺の立地企業と連携し、ヘルスケア関連産業のイノベーションを促進する交流拠点を整備し、また、用途の複合化、屋内外の交流拠点整備により、人的資源を活かした新たなコミュニティ形成とイノベーションを創造することとしています。</p>	<p>・鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン Ver.1 の策定に伴い、計画実現性の向上が図られた。(+F)</p>	<p>・神奈川県が進めるヘルスケア・ニューフロンティア政策との連携 (+f)</p>	<p>変更希望なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインにおいて、交流拠点の整備等を行うこととしており、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後もガイドラインに基づき、深沢のまちづくりを進めていく方針を掲げることが必要である。

9 産業環境整備の方針

		<p>イン基本方針策について 答申</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年3月：都市計画決定、変更の告示 令和4年3月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」の締結 令和5年10月：「村岡・深沢地区土地区画整理事業」について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける 令和6年1月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（Ver.1）」の策定 (◎) 					
<p>(2) 中小企業、店舗等の支援</p> <p>ICT*を利用した企業を始めとするSOHO*型の中小企業やハイセンスな店舗、地域資源を活用した観光商業施設等については、深沢・腰越ゾーンなど産業系土地利用への誘導を図り、空き家や空き店舗、空きビルの転用等を推進します。</p> <p>鎌倉らしい環境において事業展開を希望する場合には、地域の実情に応じて住宅地でも産業</p>	<p>商工課</p>	<p>平成10年に施行した鎌倉市商店街空き店舗等活用事業費補助金交付要綱は、これまで1件しか活用事例がない。 (◎)</p>	<p>本要綱の有効活用を図るため、令和6年4月に鎌倉市商店街共同施設設置費補助金に統合するとともに、補助率の引上げ等の条件整備を行っ</p>	<p>市議会から、富山県高岡市の事例に基づく空き店舗への事業者誘致対策について、検討を求められている。 (+E)</p>	<p>補助金を活用する商店街団体の資金繰りが苦しい。 (-a)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 空き店舗等の活用に向けた事業を行っているが、成果に課題があるため、計画の見直しが必要と考えられる。

9 産業環境整備の方針

<p>系の用途を許容し、鎌倉らしい環境が損なわれないように、共存・調和に配慮した土地利用コントロール手法について検討します。</p> <p>また、既存施設などを活用したSOHO*支援の場の整備について検討します（共有デスクや会議スペースの提供等）。</p>							
<p>(3) 体制 新規成長産業の企業が事業展開しやすい環境整備を進めるために、事業者や関係団体、行政、地域・市民の相互連携の強化による推進体制の強化を図ります。</p>	<p>商工課</p>	<p>回答なし</p>					<ul style="list-style-type: none"> 企業が事業展開しやすい環境整備に向け、事業者や関係団体、市民等の相互連携による推進体制の強化を図ることに期待したい。

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以 降の具体的な 取組み及び達 成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>1)歴史や文化とのふれあいの 場の整備</p> <p>(1)歴史的遺産と共生するまちづ くり</p> <p>歴史的遺産と共生するまちを 目指し、まちづくり行政と文化 財保護行政の考え方を兼ね備え たまちの基盤を整えます。←目 標</p> <p>そのため、鎌倉の歴史的価値 をより明確にする研究に取り組む と共に、「歴史まちづくり法（地域 における歴史的風致の維持及 び向上に関する法律）（平成 20 年 11 月施行）を活用し、歴史的 風致※の維持向上に資する様々 な施策を着実に進めます。</p> <p>※歴史的風致とは、人々の営みとそ れが行われる歴史上価値の高い建造 物及び周辺の市街地とが一体となっ た良好な市街地の環境のことです。</p>	都市景観課	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 12 月、鎌倉 市歴史的風 致維持向上 計画策定。 (△) 	計画策定 により 歴史ま ちづく り法の 活用が 推進さ れた。	事業の推進 (+D)	国による計画 認定 (+f)	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市歴史的風致維 持向上計画を策定 し、様々なまちづく りの事業を推進して いることで、都市マ スで示す政策の実効 性が高まっている。 今後も計画に基づ き、取組を継続して いくことを方針とし て掲げる必要があ る。 	

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成27年度 (2015年) 以降の具体的な 取り組み及び 達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>1)歴史や文化とのふれあいの場の整備</p> <p>(2) 史跡の公有地化、整備の推進</p> <p>永福寺跡、鶴岡八幡宮境内 (御谷地区) 北条氏常盤亭跡などの国指定史跡は、歴史的に重要な遺産であり、観光資源としての価値も有することから、将来的に都市公園等として整備を図ります。</p> <p>※歴史的風致とは、人々の営みとそれが行われる歴史上価値の高い建造物及び周辺の市街地とが一体となった良好な市街地の環境のことです。</p>	文化財課	<p>①史跡保護のため公有地化を進めた。 (平成27年度：史跡永福寺跡、平成28年度：史跡鶴岡八幡宮境内、平成29年度：史跡鶴岡八幡宮境内・史跡名越切通、史跡朝夷奈切通、平成30年度：史跡北条氏常盤亭跡、史跡仮粧坂、平成31年度：史跡朝夷奈切通、令和3年度：史跡永福寺跡)</p>	<p>公有地化により史跡の保護が図られている。また、史跡永福寺跡の公開活用に向けた整備が終了し、歴史を体感できる場を創出した。整備及び公開が進んでいない他の史跡についても、公開に向けた取組を進めていく必要がある。</p>	<p>史跡永福寺跡の整備が終了し、公開活用が図られている。</p> <p>史跡法華堂跡 (源頼朝墓・北条義時墓)について暫定整備を行った。</p> <p>史跡大町釈迦堂口遺跡のトンネル部の崩落対策工事が終了し、暫定公開に向けた整備を開始した。 (+F)</p>	<p>史跡永福寺跡は、歴史を感じることで多くの観光客・ハイカーが訪れ、また、近隣住民の憩いの場ともなっており、整備、公開によって歴史的遺産及び観光資源としての価値が高まった。 (+b)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・国指定史跡の公有地化や整備を進めていることで、都市マスタープランで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も整備等の取組を継続し、公開活用していくことを方針として掲げることが必要である。

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

		<p>②史跡永福寺跡の公開活用に向けた整備を行い、平成29年6月に終了した。その後、整備範囲を一般に公開を開始するとともに、指定地の維持管理を実施した。</p> <p>③令和3年度に史跡法華堂跡（源頼朝墓・北条義時墓）の暫定整備を行った。</p> <p>④令和5年度に史跡大町釈迦堂口遺跡の崩落対策工事が終了し、暫定公開に向けた整備を開</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

		始した。 (○)					
	みどり公園課						・都市公園としての活用方針を踏まえ、記載する表現を検討する必要がある。

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降の具体的 な取り組み及び 達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>1)歴史や文化とのふれあいの場の整備</p> <p>(3)文化財の調査研究体制の充実と施設の整備</p> <p>文化財の調査及び調査資料のデータベース化、発掘調査体制の強化など、文化財の調査・研究・保存体制の整備、充実を図ります。</p> <p>鎌倉の歴史的遺産や文化的遺産を学び、体験し、交流する場として、(仮称)鎌倉歴史文化交流センターを整備します。また、将来的には、(仮)鎌倉博物館を整備し、文化財の保護、保全のための啓発、普及や鎌倉の歴史を学ぶ機会の充実を図ります。</p>	文化財課	<p>個人住宅等の建築に先立つ発掘調査及び報告書の作成を進めた。</p> <p>出土品や発掘調査報告書のデータベース化、発掘調査時の写真資料のデジタルデータ化を進めるとともに、遺跡調査研究発表会・速報展・パネル展の開催、啓発用リーフレットを刊行するなど、文化財の公開活用を進めた。</p> <p>(◎)</p>	継続	<p>発掘調査の実施及び資料整理を行うとともに、これらの成果をより広く周知できるように、普及啓発、公開活用事業を進めている。</p> <p>調査件数が多いため、発掘調査の着手まで時間がかかることが常態化している。</p> <p>(+F)</p>	<p>市内の6割が周知の埋蔵文化財の包蔵地である本市では、発掘調査と出土品の整理、公開活用を適切に継続して進めたいため体制整備が必要である。</p> <p>(+f)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査や資料整理等を進めていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も調査研究や普及啓発の取組を継続していくこと方針を掲げることが必要である。 	
	生涯学習課 (鎌倉歴史文化交流館) (追加)	<p>(3)平成 29 年(2017 年)5月に鎌倉の歴史的遺産や文化的遺産を学び、体験し、交流する場とし</p>	<p>鎌倉の歴史と文化を学ぶことができる場として整備できたと認識している。</p>	<p>鎌倉の歴史を通して学べる施設が求められていた。</p> <p>(仮)鎌倉博物館を整備については、具体的な考えはない。</p>	<p>土地所有者から土地と建物、整備費用の寄付を受けた。</p> <p>(+d)</p>	<p>(仮称)鎌倉歴史文化交流センター ↓ 鎌倉歴史文化交流館に名称変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉歴史文化交流館の整備を完了しており、今後も歴史や文化とのふれあいの場として活用していくことを方針として掲げることが必要である。

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

		<p>て、鎌倉歴史文化交流館がオープンした。</p> <p>(仮) 鎌倉博物館を整備については、具体的な予定はない。</p> <p>(◎)</p>		(+F)			<p>・(仮) 鎌倉博物館の整備については、計画を見直し、総合博物館やエコミュージアムとしての在り方を方針として掲げることが必要である。</p>
--	--	---	--	------	--	--	--

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降の具体的 な取り組み及び 達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>1)歴史や文化とのふれあいの 場の整備</p> <p>(4)近代の歴史的建造物、文化 財等の保全活用</p> <p>洋風建築物など指定文化財 以外の貴重な歴史的遺産につ いても極力保全活用に取り組 みます。</p> <p>旧川喜多邸は、映画記念館 として整備されましたが、近 代建造物については景観重要 建造物の指定や国の登録文化 財制度などにより、保全活用 を図ります。</p> <p>旧華頂宮邸については、現 在の試験的活用の成果を踏ま え、将来的に都市公園として 整備するなど保全活用に取り 組めます。</p>	文化財課	<p>国の登録有形 文化財への登 録 鎌倉市立御成 小学校旧講 堂、鎌倉市吉 屋信子記念館 主屋及び 1 件、吉岡家住 宅主屋（平成 29 年度登 録）、旧吉原 家別邸主屋、 （令和元年度 登録）、田 中・大野邸主 屋、旧太田家 住宅主屋（宝 善院三摩耶 庵）、旧川喜 多家別邸（石 島家住宅）主 屋、湯浅物産 館（令和 2 年 度登録）、本 多家住宅（旧 中上川家住 宅）主屋ほか 1 件（令和 4 年度登録）等 （◎）</p>	継続	<p>地域に親しまれ ている建造物や 時代の特徴をよ く表した価値あ る文化財につい て、着実に登録 しており、保存 活用を図ってい る。 (+f)</p>	<p>登録有形文化 財の制度上、 保存修理する 場合に、工事 費に対する補 助ではなく、 設計監理費に 対する補助の みであるた め、建造物の 維持や管理に 課題がある。 (-f)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物の国登録有形文化財への登録を進めていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も貴重な歴史的建造物の保存活用の取組を継続していくことを方針として掲げることが必要である。 	

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

	文化課 (旧和辻邸)	遊歩道を整備済みであり市民等が通行可能となっている。 また、指定管理業務に位置付けて市民等への公開（春と秋の年2回）を行っているほか、適切な維持管理をしている。 (◎)	継続	地域に親しまれている建造物として、良好な景観を形成しており、引き続き、適切に管理を行い、公開等で触れる機会を提供する。 (+F)	特になし		<ul style="list-style-type: none"> 旧和辻邸の定期的な公開や遊歩道の整備等を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も歴史的建造物の保全活用の取組を継続していくことを方針として掲げることが必要である。
	都市景観課	旧華頂宮邸暫定活用運営会議の設置。 (○)	暫定利用のルール等を作成。	活用計画の推進 (+D)	住民理解の醸成 (+c)		<ul style="list-style-type: none"> 旧華頂宮邸暫定活用運営会議を設置し、暫定利用のルール等を作成していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も施設の活用に向けた取組を進めていくことを方針として掲げることが必要である。
	みどり公園課						<ul style="list-style-type: none"> 都市公園としての活用方針を踏まえ、記載する表現を検討する必要がある。

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降の具体的 な取組み及び 達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>2)鎌倉MICEの推進</p> <p>(1) 国際観光都市としての魅力を高めるMICE*の誘致</p> <p>本市の持つ優れた観光資源をいかして、国際レベルの会議・イベント等の誘致を図ります。国際観光都市として、単なる物見遊山型の観光ではなく、知的な交流の機会を増やすことにより、関係者とのネットワークの構築や経済の活性化、地域イメージの向上につなげます。</p>	観光課	平成 28 年度に認定された日本遺産の構成資産等を活用した、インバウンド誘致の研究や民間参入との連携(◎)	継続	鎌倉藤沢観光協議会など、広域での研究や民間参入による事業創造について連携している。 (+E)	観光DMO化や事業化等に至る環境が整っていない。 (-f)	<ul style="list-style-type: none"> 日本遺産の観光資源を活かし、インバウンド誘致の研究や民間参入との連携を図っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も国際観光都市としての魅力を高める取組方針を掲げることが必要である。 	

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降の具体的 な取り組み及び 達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
2) 鎌倉MICEの推進 (2) MICE環境の整備(資源のネットワーク化) 鎌倉の持つ自然・歴史・文化等をベースとして、国内外からの国際的な人が集まる小規模な会議や、研究や創作活動等を行うことのできる環境整備を行います。 さまざまな優れた資源（歴史的建造物等）を活用した長期滞在施設の整備や、鎌倉の魅力を満たせるような保養・宿泊施設の充実など、鎌倉全体がMICE*となるよう点在する資源のネットワーク化を図ります。	観光課	平成 28 年度に認定された日本遺産の構成資産等を活用した、インバウンド誘致の研究や民間参入との連携 (◎)	継続	鎌倉藤沢観光協議会など広域での研究や民間参入による事業創造について連携している。 (+E)	DMO 化や事業化等に至る環境が整っていない。 (-f)	<ul style="list-style-type: none"> 観光資源を活かし、インバウンド誘致の研究や民間参入との連携を図っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も施設の環境整備につながる取組方針を掲げることが必要である。 	
	商工課	鎌倉市企業立地等促進条例の制定及び鎌倉市企業立地整備費等補助金交付要綱の改正により、宿泊業を対象事業者に加えた。 (○)	市内において2件の宿泊施設に対し、税の軽減措置を行い、宿泊環境の整備に寄与している。	鎌倉市商工業振興計画（働くまち推進計画）において、年間観光消費額の引上げをKPIとして掲げている。 (+D)	アフターコロナを迎え、インバウンド需要が急増している。 (+a)		<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市企業立地等促進条例の制定及び鎌倉市企業立地整備費等補助金交付要綱の改正を行い、宿泊業を対象事業者に加えていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も宿泊施設の充実に向けた取組方針を掲げることが必要である。

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降の具体的 な取組み及び 達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>3)緑や川などとふれあう場の整備</p> <p>(1)緑の保全と親しむ場の整備</p> <p>緑地の保全と自然観察の場の整備などを進めます。鎌倉中央公園、夫婦池公園、六国見山森林公園については、既存の環境に十分配慮しながら、緑に親しめる場所として整備されましたが、引き続き鎌倉広町緑地や鎌倉中央公園拡大区域(台峯)など都市計画公園の整備を進めます。ハイキングコースについては、近年ハイキングを楽しむ観光客が増えてきていることから、コース上の安全を確保すると共に、より多くの人々が気軽に緑に親しめるような整備や案内板の充実などを検討していきます。</p>	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉広町緑地は平成 27 年(2015 年)4 月及び平成 30 年(2018 年)6 月に一部供用開始。 山崎・台峯緑地(風致公園)は令和 2 年(2020 年)4 月及び令和 4 年(2022 年)5 月に一部供用開始。(◎) 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境とふれあうことができる都市公園の整備を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉広町緑地及び山崎・台峯緑地の供用開始を行った。(+F) 	<ul style="list-style-type: none"> 山崎・台峯緑地については、最低限の整備のみでそのままの緑地を残してほしいとの要望があった。(-c) 	<ul style="list-style-type: none"> 市有地内の緑(竹等)について苦情も多く(越境だけでなく密集等で危険を感じる等)、緑地を確保するだけでなく、その後の維持管理が重要である。 ハイキングコースについては観光課で記載を。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境とふれあうことができる都市公園の整備を行っていることで、都市マスタープランで示す政策の実効性が高まっている。 今後も緑地の保全や自然観察の場の整備の取組方針を掲げることが必要である。 整備だけではなく、維持管理についても方針を検討することが必要である。

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降の具体的 な取り組み及び 達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
3)緑や川などとふれあう場の 整備 (2) 市街地における自然とのふれ あいの場の整備 市街地における河川や池に ついて、安全性や生態系に配 慮した上で、プロムナード*や 広場、親水 空間等の魅力あふ れる水辺空間の整備を進めま す。また、北鎌倉等に見られ る湧水の活用についても 検討 していきます。 市民農園の開設等、土に親 しめる場の提供も、さらに行 います。	下水道河川課	当課は河川に ついてプロム ナード*や広 場、親水 空 間等の魅力あ ふれる水辺空 間の整備は実 施していな い。	所管事業 なし。				評価対象外
	農水課	大船地区市民 農園の運営を 行うとともに、手広や今 泉の市民農園 では、土地所 有者が開設で きるよう支援 を行った。 また、コロナ 禍では実施が 出来なかった が親子農業体 験を実施し た。 (◎)	継続	多くの市民が農 作物の栽培を通 して自然と触れ 合い、農業への 理解を深められ るよう、市民農 園の運営や親子 農業体験の実 施。 (+f)	市民農園の利 用者募集で は、毎回、募 集数を上回る 応募があり市 民農園の利用 要望が多く、 親子農業体験 にも多くの参 加があった。 (+f)	今後は、市が開設し、 管理運営するのではな く、土地所有者による 開設を支援していく。 また、市内の農地は、 限られており、現在大 船に開設をしているよ うな規模の確保は難し い状況となっている。	<ul style="list-style-type: none"> 市民農園の運営や親子農業体験を実施していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も自然とのふれあいの場を設ける取組方針を掲げることが必要である。

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降の具体的 な取り組み及び 達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
4)海浜と親しめる環境の整備 (1)海浜の環境整備 広く美しい砂浜の再現のため、各海岸の性格 に応じた 養浜対策や緑化の推進に取り 組むほか、 プロムナード*や 休憩広場の整備を行います。また、安全で多様な魅力を持つ 海浜づくりに向けての検討も 行います。 鎌倉海浜公園において、津波 対策とも連携して、 観光客も立 ち寄りやすい施設の整備検討を 行います。 また、交通需要マネジメント 施策*とも連携して、海浜利用 者の駐車場対策について検討し ます。	環境保全課	車両進入禁止 看板を維持管 理した。 (◎)	海浜の保 全を図っ た。			海岸自体は神奈川県が 管理者のため（漁港区 域を除く）、神奈川県 が整備や養浜対策を実 施するものであり、環 境保全課では整備や養 浜対策を実施していま せん。	<ul style="list-style-type: none"> 海岸への車両進入を制限し、海浜の保全を図っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も海浜保全の取組方針を掲げることが必要である。
	都市計画課 (交通)	鎌倉地域内 の交通渋滞 緩和のため 「パークア ンドライ ド」及び 「鎌倉フリ ー環境手 形」を推進 し、自動車 利用の抑制 及び公共交 通の利用促 進に向けて 取り組ん だ。 「ロードプ ライシン グ」につい	継続	「パークア ンドライ ド」は平成 26 年度、「鎌 倉フリー環 境手形」は 平成 29 年度 をピークに 利用者数が 大幅に減少 している。 -f ロードプライ シングの導 入に向けた検 討、及び短期 的観光渋滞対 策滞につい て、国土交通 省と継続して 検討を進めて		なし	<ul style="list-style-type: none"> 交通混雑の緩和に向けた取組を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も海浜利用者の駐車場対策につながる取組方針を掲げることが必要である。

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

		<p>ては、令和2年（2020年）1月に本市から国土交通省に「ロードプライシングの早期実現に関する要望書」を提出し、ロードプライシングの早期実現を目指し、より一層の制度面、技術面について支援策等を要望した。</p> <p>○</p>			<p>いる。</p> <p>+d</p>		
	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉まちづくりの方針3-01)-(1)と同じ ・県の鎌倉海岸七里ガ浜地区浸食対策会議に出席し養浜対策に関する情報共有を図るとともに、令和3年度に鎌倉 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に発生した台風第15号及び19号の波浪により崩落した公園用地について、大型土嚢の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園用地に隣接する国道134号の管理者である神奈川県から、仮設復旧を行うよう要請があった。（-d） 		<ul style="list-style-type: none"> ・護岸の根固め対策等の検討を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も安全な海浜づくりの取組方針を掲げることが必要である。

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

		海浜公園稲村ガ崎地区広場護岸補修設計委託を発注し、護岸の根固め対策等の検討を行った。 (○)	等の緊急対応を行った。				
	観光課	海水浴場の開設に合わせ海岸の整地、養浜を行うとともに、混雑対策として、砂浜に臨時駐輪場を設置した。 (◎)	継続	海水浴場利用者の安全の向上、利便性、また、地域の良好な住環境の維持に寄与している。 (+F)	燃料価格等の高騰により作業コストが上昇している。 (-a)		<ul style="list-style-type: none"> 海水浴場の開設に合わせ、海岸の整地、養浜や臨時駐車場の設置などを行っていることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 今後も海浜の環境整備の取組方針を掲げることが必要である。

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降の具体的 な取組み及び 達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>4)海浜と親しめる環境の整備</p> <p>(2) 漁港の活用</p> <p>産業と観光、レジャーとの調和を図りつつ、腰越漁港の改修整備による地域の活性化を進めます。</p> <p>また、鎌倉地域の漁業継続のための漁業施設の検討及び漁業建設に向けた検討を行います。</p>	農水課	<p>腰越漁港の改修整備が平成 26 年度に完了したことにより漁業活動の強化を図っているほか、展望スペースを設けた。</p> <p>また、腰越漁業協同組合では定期的に朝市を開催した。</p> <p>鎌倉地域における漁業支援施設の整備に向け、関係者との協議を経て令和 4 年度には漁港区域指定を行い、令和 5 年度には土質の調査や施設等の設計を行った。</p> <p>(○)</p>	継続	<p>漁港利用料の一部を指定管理者の腰越漁業協同組合から市に納付しているため歳入を確保した。朝市については、市広報ほか、市公式 SNS でも発信した。また、漁業支援施設整備に向けて、庁内の関係課をはじめ県及び国とも連携し進めている。また、近隣自治会等に説明を随時行っている。</p> <p>(+E)</p>	<p>腰越漁業協同組合から漁港内の修繕や朝市を広く周知したい要望があった。鎌倉地域の漁業継続のため、水産多面的発揮対策事業補助金を活用し、藻場の保全を実施している。</p> <p>(+f)</p>	<p>腰越漁港の改修整備は、漁港機能の強化と市民利用・開放を合わせた機能を備える計画で行ったが、優先されるべきは、事業の性格上、漁港機能の強化による漁業振興であるため、表現については検討したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 腰越漁港の改修整備を完了するとともに、新たな漁業支援施設の整備に向けた調査設計等を行っていることで、都市マスターで示す政策の実効性が高まっている。 今後も漁港の活用を図る取組方針を掲げることが必要である。

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降の具体的 な取り組み及び 達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>5)快適に鎌倉で過ごせる環境 の整備</p> <p>(1)自動車利用の抑制と楽しく歩 ける道の整備</p> <p>交通渋滞の解消と環境にやさしいまち、快適な観光の実現のために、鎌倉地域の交通需要マネジメント施策*を始めとした自動車利用の抑制に引き続き取り組んでいきます。</p> <p>徒歩や自転車によってより深く鎌倉にふれられるように、景観や環境面にも配慮して、快適な歩行者空間や散策コースの整備を行います。また、自然、歴史、文化等のテーマ別に認定した「かまくらの道」(11 コース)の周知を図ります。</p>	都市計画課 (交通)	<p>鎌倉地域内の交通渋滞緩和のため「パークアンドライド」及び「鎌倉フリー環境手形」を推進し、自動車利用の抑制及び公共交通の利用促進に向けて取り組んだ。</p> <p>「ロードプライシング」については、令和 2 年(2020 年)1 月に本市から国土交通省に「ロードプライシングの早期実現に関する要</p>	継続	<p>「パークアンドライド」及び「鎌倉フリー環境手形」等の TDM 施策は、交通環境改善に必要な施策である。 +D</p>	<p>「パークアンドライド」は平成 26 年度、「鎌倉フリー環境手形」は平成 29 年度をピークに利用者数が大幅に減少している。 -f ロードプライシングの導入に向けた検討、及び短期的観光渋滞対策滞について、国土交通省と継続して検討を進めている。 +d</p>	なし	<ul style="list-style-type: none"> 交通渋滞緩和のため「パークアンドライド」及び「鎌倉フリー環境手形」の推進等を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も自動車利用を抑制する取組方針を掲げることが必要である。

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

		<p>望書」を提出し、ロードプライシングの早期実現を目指し、より一層の制度面、技術面について支援策等を要望した。</p> <p>○</p>					
--	--	---	--	--	--	--	--

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降の具体的 な取り組み及び 達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>5)快適に鎌倉で過ごせる環境 の整備</p> <p>(2) 観光施設や案内情報システ ムの充実</p> <p>平成 32 年には東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、多くの来訪者が本市を訪れることが予測されることから、市内を快適に観光して歩けるように、また災害時の誘導、市民の生活空間との共生なども考慮した上で、案内板やサイン、公衆トイレ、観光関連施設の整備と観光情報提供システムの充実に取り組みます。</p> <p>自動車対応として、駐車場案内の整備の推進や交通情報提供システムの充実も図ります。</p> <p>情報システムは、携帯電話</p>	都市計画課 (交通)	<p>大型バスが駐車可能な駐車場を市ホームページに掲載するとともに、事前予約を行うようバス事業者等に働きかけを行った。</p> <p>○公共交通での来訪を促すことを目的に、市ホームページに過去の時間帯別渋滞状況等を掲載している。</p> <p>○公共交通機関の運行状況を手軽に迅速に入手できるよう、市ホームページに市内を運行する交通事業者のリンクを集約したページを作成するとともに、市公式</p>	継続	情報は、継続的に発信し続ける必要がある。 +F	大型バス駐車場の事前予約システム構築に向け駐車場事業者に働きかけを行ったが、個々のシステムを運用しているなどの理由で、協力を得ることができなかった。 -a, f	既に民間事業者において個別に情報発信していることから、市が積極的に新たなシステム構築する必要はないと考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車対応として、駐車場案内の整備の推進や交通情報提供システムの充実等、様々な施策を実施していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も自動車対応の取組方針を掲げることが必要である。

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

<p>やスマートフォン等から観光情報を得られる無料Wi-Fi等の新たな情報通信技術（ICT*）を活用します。</p>		<p>LINEから直接遷移できるような仕組みを整えた。 ○</p>					
	<p>観光課</p>	<p>公衆トイレ設置拡大や案内版等の整備に努めた。 また、ホームページ情報発信コンテンツ改修やSNSによる観光情報に努めた。 無料Wi-Fi等については、屋外送受信10施設整備のほか店舗等への補助金制度を設けている。 また、オーバーツーリズム対策として「鎌倉観光混雑マップ」を整備し、公開している。 (◎)</p>	<p>継続</p>	<p>観光基盤の充実が図れているが施設老朽化や維持管理コストが課題である。 (-B)</p>	<p>観光客の利便性向上に寄与している。 情報発信について多言語化対応などのニーズがある。 無料Wi-Fi等については、店舗等でのある程度整備が済んでいる。 (+f)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 観光関連施設の整備や観光情報提供システムの充実等、様々な施策を実施していることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 今後も観光情報発信の取組方針を掲げることが必要である。

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降の具体的 な取組み及び 達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>5)快適に鎌倉で過ごせる環境 の整備</p> <p>(3) 観光ごみの削減 観光ごみを減らすために、 持ち帰り運動の推進、発生ご みの効果的な回収の仕組みづ くり、資源としての再利用に ついて引き続き取り組みま す。</p>	環境保全課	観光客等によ るごみのポイ 捨てを減らす ため、マナー 啓発やごみの 持ち帰りキャ ンペーン等を 実施し、ごみ の持ち帰りを 啓発した。 (◎)	ポイ捨て が0にな ることは ないた め、防止 のため のごみ持 帰り啓発 は継続的 に必要で ある。	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回のごみ 持ち帰りキャ ンペーンを実 施している。 ・ポイ捨て防止 看板を希望す る市民へ配布 している。 ・観光マナーの 啓発看板物を オーバーツー リズムによる 影響が生じて いる自治町内 会等の希望者 へ配布してい る。 (+F) 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客は常 に入れ替わ る。 ・ポイ捨てに 関して、文 化や慣習の 違いがあ る。 (-f) 	<p>「発生ごみの効果的な 回収の仕組みづくり、 資源としての再利用に ついて」は現在実施し ていない。 なお、オーバーツー リズムによる課題はごみ 問題のみではなく多岐 にわたるため、ポイ捨 てごみ以外の課題につ いても新計画では網羅 できるとよい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの持ち帰りキャ ンペーンやマナー啓 発等を実施している ことで、都市マスで 示す政策の実効性が 高まっている。 ・今後も観光ごみ削減 の取組方針を掲げる ことが必要である。 ・一部未実施の施策も あるため、方針の見 直しも含めた検討が 必要である。

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降の具体的 な取組み及び 達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>6)多様な活動、情報発信のできる場の整備</p> <p>(1)多目的地域集会施設(コミュニティ施設)の整備</p> <p>市民活動の拠点となる多目的地域集会施設について、さまざまな資源をいかして、整備や活用を図ります。</p> <p>自治・町内会館については、東日本大震災の後、地域の防災拠点としての役割を担う働きがあったことを踏まえ、整備や修繕を進めます。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治・町内会館、公民館の活用 空き家・空き店舗の活用 中高層共同住宅の開発や一定規模以上の団地開発に伴い多目的地域集会施設を整備等 	地域のつながり課	自治会・町内会が所有する公会堂等の新築や改修に対して補助金を交付している。 (◎)	継続	毎年度、自治会・町内会の要望に応じて改修等に補助を行っており、引き続き補助金の予算の確保をしていく必要がある。 (+B)	毎年度、自治会・町内会の要望に応じて改修等に補助を行っており、引き続き補助金の予算の確保をしていく必要がある。 (+c)	あくまで補助事業であり、地域のつながり課自身が施設の整備や修繕は行っていないことに留意。	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等が所有する施設の改修等に対して補助金を交付していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も施設整備を助成する取組方針を掲げることが必要である。
	都市整備総務課	平成 29 年 3 月改定「第 3 次住宅マスタープラン」で、多世代交流による地域コミュニティの形成を継続の取組として示している。 (△)	継続	目標の実現に向けて、長期的な視点で運用していく必要がある (+F)			<ul style="list-style-type: none"> 「第 3 次住宅マスタープラン」に多世代交流による地域コミュニティの形成を取組として示していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後、具体的な施設の整備に向けた取組方針を掲げることが必要である。

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降の具体的 な取組み及び 達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>6)多様な活動、情報発信のできる場の整備</p> <p>(2)文化施設の整備</p> <p>鎌倉にゆかりのある作品の収集、展示と共に、市民の活動の場としての機能を持つ中核的な(仮) 鎌倉美術館本館の整備について、「鎌倉市公共施設再編画」(平成 27 年 3 月)との整合を図りながら、引き続き検討します。</p>	文化財課	所管事業なし					<p>評価対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮) 鎌倉美術館本館の整備が進んでおらず、計画を見直し、総合博物館やエコミュージアムとしての在り方を方針として掲げることが必要である。

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降の具体的 な取組み及び 達成状況	担当課内評 価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>6)多様な活動、情報発信のできる場の整備</p> <p>(3) 子ども・青少年の居場所づくり</p> <p>子ども会館・子どもの家を小学校の建替え等に合わせ小学校に複合化するなど、公共施設を始め、さまざまな資源を活用して、子ども・青少年の居場所づくりを進めます。</p>	青少年課	<p>放課後子どもひろばが開始し、放課後子どもの家と一体化した、かまくらっ子が実現した。</p> <p>既存の施設を活用し、青少年の居場所づくりに取り組んだ。 (◎)</p>	<p>放課後子どもひろばが開始し、すべての児童に放課後の居場所を提供できる環境が整った。</p> <p>行政センターに開設した自習スペース「わかたま」は青少年に多く利用されている。</p> <p>市内の青少年会館の青少年の利用率は低いため、改善していく必要がある。</p>	<p>青少年会館は、音楽室や、調理室など珍しい設備が整っているが、青少年のニーズに合う環境を整えていく必要があるため。 (+F)</p>	<p>青少年会館の設備は、年配の方に需要が高く、青少年が利用しづらい。 (-f)</p>	<p>放課後かまくらっ子 16 施設の運営とともに、既存施設の鎌倉青少年会館を活用し、青少年の居場所のさらなる拡大を進めていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 放課後子どもひろばや行政センターでの自習スペースの開設等を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も子ども・青少年の居場所づくりの取組方針を掲げることが必要である。

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降の具体的 な取り組み及び 達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>6)多様な活動、情報発信のできる場の整備</p> <p>(4) スポーツ・レクリエーション施設の整備</p> <p>だれもが いつでも どこでも いつまでも 地域の多世代が共にスポーツに親しむことができるシステムの構築を検討し、学校や民間施設などと連携を取りながら、地域におけるスポーツ環境の整備・充実を図ります。</p> <p>子どもの体力向上や競技力向上のため、スポーツ環境の整備・充実を図ります。</p> <p>自然を利用したウォーキングやマリンスポーツができる環境の整備・充実を図ります。</p>	スポーツ課	<p>市民が身近な地域でスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブの創設を支援しました。</p> <p>地域のスポーツをより身近な場所で行っていただくために、学校体育施設を開放し、多くの市民がスポーツに親しむ場を提供しました。</p> <p>ジュニア世代を対象にトップアスリートから指導を受ける機会を提供し、幼少期からの競技スポーツへのきっかけづくりを支援しました。</p>	継続	<p>本市で策定しているスポーツ振興基本計画で掲げる市民のスポーツ実施率向上を図るため、引き続き市民がスポーツを親しむ場の提供が必要です。 (+D)</p>	<p>国において、令和 4 年にスポーツ基本法の理念を具体化し、スポーツ立国実現のための今後 5 年間の具体的施策等を示す計 3 として、第 3 期スポーツ基本計画が策定されました。これを受けて、神奈川県では、スポーツ振興の考え方や取り組みを示すとともに、県民が生涯にわたって運動・スポーツに親しむことができるようするための施策を効率的かつ効果的に進めるため、神奈川県スポーツ推進計画を令和 5 年に見直しを</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総合型地域スポーツクラブ創設の支援等を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後もスポーツ・レクリエーション施設の整備の取組方針を掲げることが必要である。 	

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

		<p>海の魅力発信事業実行委員会と連携し、マリンスポーツやビーチスポーツに親しむ場を提供しました。 (◎)</p>			<p>しました。市民のスポーツへの関心を高め、スポーツ実施率向上と健康寿命の延伸を目指す必要があります。 (+f)</p>		
--	--	---	--	--	---	--	--

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降の具体的 な取組み及び 達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>6)多様な活動、情報発信のできる場の整備</p> <p>(5) 拠点整備に伴う整備</p> <p>拠点整備に伴い、以下の検討・整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 鎌倉駅周辺拠点における（仮称）鎌倉歴史文化交流センターの整備 大船駅周辺拠点における交流機能の導入、文化レクリエーションゾーンの形成 深沢地域国鉄跡地周辺拠点における保健・医療・福祉機能、スポーツ機能（総合体育館等）及び文化・教育機能の検討 腰越漁港の多面的な活用による地域の活性化 	生涯学習課	鎌倉歴史文化交流館は平成29年5月15日にオープンした。 (◎)	鎌倉の歴史と文化を学ぶことができる場として整備できたと認識している。	鎌倉の歴史を通して学べる施設が求められていた。 (+F)	土地所有者から土地と建物、整備費用の寄付を受けた。 (+d)	（仮称）鎌倉歴史文化交流センター ↓ 鎌倉歴史文化交流館に名称変更	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉歴史文化交流館をオープンし、都市マスの方針としている多様な活動、情報発信のできる場を創出していることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後は、歴史文化交流館の活用や庁舎現在地と深沢庁舎の多様な活動、情報発信の場づくりを方針として掲げる必要がある。
	市街地整備課	大船駅東口再開発事業については、建設工事費の高騰等により事業の実施を延伸している。現時点では、再開発によらないまちづくりを進めるため、鎌倉女子大、地元自治会・商店会、周辺事業者等との意見交換	事業の進展の目処は立っていない。	特になし。	東京オリンピック・パラリンピック招致決定以降、建設工事費の高騰が続いていること。また、これに伴い、再開発事業を実施した際に権利者が得られる再開発ビルの床面積（権利床）が減少する見込みであ	変更希望なし。	<ul style="list-style-type: none"> 大船駅東口再開発事業は進んでいないが、再開発によらないまちづくりを進めるため、地元の活動やイベントへの支援等を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も地元のまちづくりの活動を支援する取組方針を掲げることが必要である。

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

		や地域のボランティア活動 及びイベントへの支援等を実施している。 (△)			ること。 (-a)		
--	--	--	--	--	--------------	--	--

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

	<p>深沢地域整備課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年5月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業(株)、湘南鎌倉総合病院で、村岡・深沢地区の「ヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結 令和2年7月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置 令和3年3月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」よりまちづくりガイドライン基本方針策について答申 令和4年3月：都市計 	<p>「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」において、周辺の立地企業と連携し、ヘルスケア関連産業のイノベーションを促進する交流拠点を整備することとしています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン Ver.1の策定に伴い、計画実現性の向上が図られた。(+D) 	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県が進めるヘルスケア・ニューフロンティア政策との連携(+f) 	<ul style="list-style-type: none"> 「深沢地域国鉄跡地周辺」の記載変更 例：深沢地区、深沢地域整備事業用地 スポーツの促進とヘルスケア産業との連携交流による健康の増進を図ります。 スポーツやヘルスケア関連のイベントなど、気軽に健康づくりに親しめる機会や場を作ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインにおいても、産業の交流拠点を整備する方針としていることで、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 今後もガイドラインに基づき、深沢のまちづくりを進めていく方針を掲げることが必要である。
--	----------------	--	--	---	---	---	---

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

		<p>画決定、変更の告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」の締結 ・令和5年10月：「村岡・深沢地区土地区画整理事業」について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける ・令和6年1月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（Ver.1）」の策定（○） 					
--	--	---	--	--	--	--	--

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

	<p>農水課</p>	<p>平成 26 年度に完了した腰越漁港の改修整備で展望スペースを設置したことによって地域住民をはじめとした一般の方が多く訪れている。 (◎)</p>	<p>継続</p>	<p>毎年維持修繕を行うことによって漁港施設の維持を図っている。 (+F)</p>	<p>腰越漁業協同組合から漁港内の修繕の要望があった。 (+c)</p>	<p>腰越漁港は、漁港機能の強化と市民利用・開放を合わせた機能を備える計画をもって改修工事を実施したが、事業の性格上、漁港機能の強化による漁業振興を優先しなければならぬ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・腰越漁港の改修整備により、施設の維持と地域の活性化を図っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も漁港施設の維持を図る取組方針を掲げることが必要である。
--	------------	---	-----------	---	--	---	--

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

3. 具体的な方針	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降の具体的 な取り組み及び 達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>6)多様な活動、情報発信のできる場の整備</p> <p>(6) 既存施設及び用地の活用</p> <p>既存施設の有効活用を行うために、引き続き市立小中学校の学校開放化を行います。また、周辺他市との連携などの可能性を検討していきます。</p> <p>野村総合研究所跡地については、「野村総合研究所跡地整備（鎌倉博物館・鎌倉美術館の整備）にかかる今後の基本方針（平成 22 年 2 月）などの検討がされてきましたが、鎌倉MICE*の推進や産業環境の整備、歴史的遺産と共生するまちづくり等の多様な観点から、全庁的に検討します。</p>	学校施設課	<p>開放事業による学校施設の利用を良好に行えるよう、学校施設の修繕等による整備を行った。また、諸事情により使用ができなくなった施設については、代替施設を使用することにより開放事業を実施した。 (◎)</p>	<p>一部のプール施設の開放利用中止があったが、代替施設を利用することにより開放事業を実施した。また、校庭や屋内運動場における開放事業を行えるよう学校施設の維持管理を適切に行っている。</p>	<p>学校や関係課と調整の上、一部利用ができない施設の代わりに別施設を利用して開放事業を行ったため。 校庭や屋内運動場の修繕を適切・迅速に行ったため。 (+F)</p>	<p>問題や事故などなく開放事業を実施できたため。 (+f)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の修繕等による整備や学校開放化を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も既存施設の有効活用を方針として掲げることが必要である。 	
							公的不動産活用課

10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針

		<p>針を「自然環境を生かした利活用（市民への開放を含む）と企業誘致」と決めました。この方針に基づき、令和2年度に公募を行いました。利活用には至らなかった状況であり、引き続き、利活用に向けた取組を進めています。 (△)</p>			<p>も含めて、検討する必要性が生じている。 (+f)</p>		<p>踏まえ、引き続き、利活用に向けた取組方針を掲げることが必要である。</p>
--	--	---	--	--	-------------------------------------	--	--

11 拠点とゾーンの整備方針

3. ゾーンの整備	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以 降の具体的な 取組み及び達 成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理 由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスター プランとの相違点、 要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
1) 海岸ゾーン (1) 考え方 相模湾に面して広がる海岸線は貴重な資源であり、市民や来訪者のために整備し、活用を図ります。整備にあたっては、海浜の自然環境、和賀江嶋 や稲村ヶ崎の歴史的遺産を保全すると共に、東日本大震災の教訓を踏まえた防災・減災対策と一体となった海浜景観の創出、水と緑が一体となったレクリエーションの場の創出、マリンスポーツへの対応等海浜環境の総合的な整備を図ります。 (2) 整備の方向性 ① 自然環境・景観 ・ 海岸ゾーンの景観や歴史をいかした海浜環境の総合的な整備 ・ 古都景域における原風景の継承 ・ 海岸線の魅力ある景観の創出、デザインガイドライン*の策定	観光課	海水浴場の開設に合わせ海岸の整地、養浜を実施した。 また、令和 5 年度夏から海水浴場内にマリンスポーツができるエリア（ソフトボードエリア）を設置している。 (◎)	あらたな海の利用や魅力の発信に繋がった。	海水浴場利用者の安全や海の魅力発信の向上に寄与している。 (+F)	燃料価格等の高騰により作業コストが上昇している。海水浴場期間・時間であってもマリンスポーツをやりたいと言うニーズが多い。 (+b)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸の整地、養浜やマリンスポーツができるエリアの設置を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・ 今後も海浜の整備・活用を図る取組方針を掲げることが必要である。 	
	都市景観課	景観重要公共施設連絡調整会議の開催。 (◎)	基盤整備にかかる県部局との連携調整。	庁内周知 (+E)	県等関係官庁の協力 (+f)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観重要公共施設連絡調整会議を開催し、県部局との連携調整を図っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・ 今後も県と連携し、海浜施設の基盤整備に向けた取組方針を掲げることが必要である。 	

11 拠点とゾーンの整備方針

<ul style="list-style-type: none"> 和賀江嶋等の歴史的遺産の保全・整備 材木座、由比ガ浜、坂ノ下、稲村ガ崎、七里ガ浜、腰越の各海浜の特性に応じた整備 <p>②基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁業継続のための漁港施設の検討、漁港建設の検討 国道 134 号沿いの遊歩道や自転車利用のためのネットワーク整備と交通安全施設の整備 鎌倉海浜公園の整備（スポーツ、レクリエーション施設、としての機能強化など） 国道 134 号の機能強化や防災・減災機能、景観に配慮した整備の検討 避難路、避難場所、案内板等の整備（特に避難困難地域となっている材木座、由比ガ浜、長谷・坂ノ下地区） <p>③土地利用の規制誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 低層の住宅地を基本としつつ、各海岸の特性に応じて、公共施 	環境保全課					海岸自体は神奈川県が管理者のため（漁港区域を除く）、神奈川県が整備を実施するものであり、環境保全課では海岸ゾーンの整備事業は行っていません。	評価対象外
	農水課	鎌倉地域における漁業支援施設の整備に向け、令和4年度には漁港区域の指定を行い、令和5年度には土質の長査や施設等の設計を行った（○）	継続	漁業支援施設整備に向けて、庁内の関係課をはじめ県及び国とも連携し進めている。また、近隣自治会等に説明を随時行っている。（+E）	鎌倉地域の漁業継続のため、水産多面的発揮対策事業補助金を活用し、藻場の保全を実施している。（+f）	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 漁業支援施設の整備に向けた施設の設計等を行っていることで、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 引き続き、施設設置に向けた取組方針を掲げることが必要である。
	都市計画課（交通）	134号線の一部区間では歩道拡幅及び矢羽根の路面標示を神奈川県で実施した。○	一部修正			<p>自転車ネットワークは、令和6年度から着手する交通マスタープランの改定の中で検討する予定。</p> <p>「遊歩道」は現実的ではなく、「歩きやすい歩道整備」くらいではどうか。</p> <p>「交通安全施設の整備」とあるが、どのような施設を想定した記述なのか不明なため確認したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県において134号線の一部の道路整備を実施しており、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後、自転車ネットワーク整備等に向けた取組方針を掲げることが必要である。

11 拠点とゾーンの整備方針

<p>設や福祉施設、保養・観光・商業の施設等の立地を規制誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設、災害時要援護者に関わる施設を新設する場合には、できるだけ津波浸水の危険性の低い場所に立地するように誘導 浸水区域に既に立地している公共公益施設については、「鎌倉市公共施設再編計画」（平成 27 年 3 月）等と調整を図り、再配置（現位置または移転）について検討 国道 134 号沿道では、一部中層の建築物を認めながらも、低層を基本として規制誘導 津波避難困難地域等において津波一時避難施設が必要となる場合には、周辺の低層住宅地に配慮した上で、特例的な建物高さの基準を検討 	<p>みどり公園課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉まちづくりの方針 3-01)-(1)と同じ 鎌倉海浜公園について、令和元年 6 月の都市計画変更で金山地区を廃止。漁港施設の整備に関連し、令和 5 年 11 月に都市計画決定区域の一部を廃止。 (◎) 					<ul style="list-style-type: none"> すべての人が楽しめるインクルーシブ広場の整備を行っており、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も市民の意見を取り入れながら、公園等の整備を行っていく方針を掲げることが必要である。
	<p>総合防災課</p>	<p>(2) ②津波避難標識等の案内板を整備した。また、公共施設再整備に合わせて津波避難ビルを指定した。（由比ガ浜こどもセンター、鎌倉消防署腰越出張所）</p> <p>③取組なし (◎)</p>	<p>案内板の整備、津波避難ビルの指定については、防災・減災に寄与している。津波避難困難区域等における避難施設の確保については引き続き検討を要する。</p>	<p>津波避難標識等の案内板を引き続き整備・更新する。また、津波避難ビルの指定や避難路整備も随時行う。津波浸水想定区域外への居住誘導、建物高さの規制緩和など引き続き検討を要する。 (+F)</p>	<p>左記事業実施のためには、住民等の合意形成が必要。 (-c)</p>	<p>津波避難困難区域や津波浸水想定区域外への居住誘導や建物高さ規制緩和等について、全庁的に検討していく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 津波避難標識等の整備や津波避難ビルの指定を行っており、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も防災部局としての方向性等を勘案し、防災・減災対策の取組方針を掲げることが必要である。

11 拠点とゾーンの整備方針

	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉漁港の整備に伴い鎌倉海浜公園を都市計画変更し重複部分を廃止した。 ・公園緑地見直しによって宅地化され、公園として整備する見込みがないエリアや、歴特が指定されており、みどりの保全がなされているエリアの都市計画公園を廃止した。 (◎) 	漁業継続のための漁港施設の設置に寄与している。		漁港施設整備に伴い土地利用の目的が反するため、公園を廃止することとなった。 (+f)		<ul style="list-style-type: none"> ・漁港施設整備や公園緑地見直しに伴う都市計画手続を進めており、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も各ゾーンに求められる基盤や施設の整備、土地利用誘導等に伴う都市計画の変更等に対応していくことが必要である。
	公的不動産活用課	津波浸水想定区域に位置していた稲瀬川保育園及び材木座保育園は、由比ガ浜保育園として別の場所で津波避難機能を備えた複合施設として整備を行った。また、鎌倉市公共施設再編計画に基づき、津波浸水想定区域内	継続	津波浸水想定区域に位置する公共施設について、引き続き、取組みを進める必要がある。 (+F)	施設の移転を伴う場合は、市民・利用者の理解を得ることが難しい場合があり、取組にあたる課題となっている。 (-c)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・津波対策として施設の整備や移転の検討を進めており、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も防災部局と連携し、公共施設の再配置等、防災・減災対策の取組方針を掲げることが必要である。

11 拠点とゾーンの整備方針

		に位置する鎌倉 消防署の移転整 備に向けた検討 などを進めてい る。 (◎)					
--	--	---	--	--	--	--	--

11 拠点とゾーンの整備方針

3. ゾーンの整備	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
2) 鎌倉シンボルゾーン (1) 考え方 本市のシンボル道路として、 景観地区の指定を踏まえた、歴 史や文化を感じさせ、上品で落 ちつきのある若宮大路沿道のま ち並みの整備を図ります。 (2) 整備の方向性 ① 景観 ・若宮大路（景観重要公共施設） を中心としたシンボル性の高い 歴史的都市軸の形成 ・建物の高さに配慮した都市景観 の形成 ・沿道建物相互の景観的調和 ・公共事業による景観整備 ② 土地利用 ・にぎわいのある土地利用の誘導	都市景観課	景観重要公共施設 連絡調整会議 の開催。 (◎)	基盤整備 にかかる 県部局と の連携調 整。	庁内周知 (+E)	県等関係官庁 の協力 (+f)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要公共施設連絡調整会議を開催し、県部局との連携調整を図っており、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後は県との連携のほか、市民、事業者等のステークホルダーとの共創による都市景観形成に向けた取組方針を掲げることが必要である。 	
	都市計画課	令和 4 年 3 月に 鎌倉市立地適正 化計画を策定 し、鎌倉駅周辺 地区を都市機能 誘導区域に設定 し、にぎわいの ある土地利用の 誘導を図った。 (○)	立地適正 化計画の 運用および景観地 区の指定 を継続す る		鎌倉のシンボ ルとしての印 象が強く、外 部も積極的に 景観等に配慮 している。 (+f)	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画を策定し、鎌倉駅周辺に対してにぎわいのある土地利用の誘導を図っており、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も土地利用誘導の取組方針を都市政策的観点から掲げることが必要である。 	

11 拠点とゾーンの整備方針

3. ゾーン整備	関係課名	平成27年度 (2015年)以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	
				内的要因	外的要因		
3)大船・深沢ゾーン (1) 考え方 大船駅周辺と深沢地域国鉄 跡地周辺を結ぶ地区は、新た な発展の可能性がある地区と して、今後の本市の成長を支 える適切な土地利用の誘導、 都市基盤の整備を図ります。 (2) 整備の方向性 ①土地利用	市街地整備課	令和5年2月 に、公的不動産 活用課が主とな り、旧JR引込 線用地全体の利 活用方針が策定 され、関係課と ともにその利活 用方針検討を行 っている。 ○	進展があ った。	方針が策定され た。 +D	特になし。	変更希望無し。	<ul style="list-style-type: none"> 旧JR引込線用地全 体の利活用方針に基 づき、利活用の検討 を行っており、都市 マスで示す政策の実 効性が高まっている。 今後、大船駅周辺地 区も含め具体的な利 活用に向けた取組方 針を掲げることが必 要である。

11 拠点とゾーンの整備方針

<ul style="list-style-type: none"> 産業複合地としての住環境と産業の調和 住環境と調和する新しい産業の誘導（新規成長産業等） <p>②基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> 大船駅周辺地区と深沢地域国鉄跡地周辺地区を結ぶ道路等の基盤の整備 JR東海道本線大船-藤沢駅間における新駅構想との連携 <p>③景観</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏尾川（景観重要公共施設）の河川景観の整備 大規模施設の緑化などの推進 建物相互の景観的調和 車窓景観への配慮 	<p>深沢地域整備課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年5月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業（株）、湘南鎌倉総合病院で、村岡・深沢地区の「ヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結 令和2年7月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置 令和3年3月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」よりまちづくりガイドライン基本方針策について答申 令和4年3月：都市計画決定、変更の告示 令和4年3月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日 	<p>「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」において、JR東日本東海道本線新駅からつながるまちの顔として、まちの魅力発信、賑わい形成の原動力となるまちを目指すこととしています。また、村岡地区（藤沢市）村岡城址方面から湘南モノレール湘南深沢駅、等覚寺特別緑地保全地区へとつながる東西のシンボル景観軸と「駅前空間」、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン Ver. 1の策定に伴い、計画実現性の向上が図られた。 +D 	<p>東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置に関する覚書」（神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本）を締結し、新駅を設置することに合意 +d</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「深沢地域国鉄跡地周辺」の記載変更例：深沢地区、深沢地域整備事業用地 JR東日本東海道本線新駅と湘南モノレール湘南深沢駅を2次交通でつなぎ、藤沢市村岡地区との連続性を生み出します。 自動車交通を地区周辺に誘導することにより、シンボル道路における歩車分離を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインにおいて、まちの魅力発信、賑わい形成の原動力となるまち等を目指すこととしており、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 引き続き、深沢地区のまちづくりを進めていく方針を掲げることが必要である。
---	----------------	---	---	---	---	--	---

11 拠点とゾーンの整備方針

		<p>本「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年10月：「村岡・深沢地区土地区画整理事業」について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける ・令和6年1月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（Ver.1）」の策定 <p>○</p>	<p>「緑豊かな空間」、「柏尾川沿い空間」の3つの南北軸が交差し、魅力ある緑景観を創出しています。</p>				
--	--	---	---	--	--	--	--

11 拠点とゾーンの整備方針

	河川課	③柏尾川は神奈川県が管理している。	所管施設なし。				
	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区を指定した。（上町屋特別緑地保全地区：平成30年6月15日約0.6ha） ◎ 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市における良好な自然環境となる緑地の現状凍結的な保全が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に係る法制度を活用して、緑地の適切な保全が図られた。 +D 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の保全に対する市民等の意識の向上に寄与している。 +e 		<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に係る法制度を活用し、緑地の適切な保全を図っており、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も緑地保全の取組方針を掲げることが必要である。

11 拠点とゾーンの整備方針

	都市景観課	景観重要公共施設連絡調整会議の開催。 ○	基盤整備にかかる県部局との連携調整。	庁内周知 +E	県等関係官庁の協力 + f		<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要公共施設連絡調整会議を開催し、県部局との連携調整を図っており、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も県のほかステークホルダーと連携し、新たな発展の可能性のある地区としての景観的調和に向けた取組方針を掲げることが必要である。
--	-------	-------------------------	--------------------	------------	------------------	--	--

11 拠点とゾーンの整備方針

3. ゾーンの整備	関係課名	平成 27 年度 (2015 年) 以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課内 評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と 鎌倉市都市マスタープ ランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
<p>4)深沢・腰越ゾーン (1) 考え方 深沢地域国鉄跡地周辺の拠点と腰越駅周辺を結ぶ地区は、本市の成長を支える、玉縄-大船-深沢-腰越の各拠点をつなぐ地区として、都市基盤の整備を図ります。</p> <p>(2) 整備の方向性 ①土地利用 ・生活型商業地と住環境との調和 ・鎌倉の環境や文化、潜在的な資源に惹かれて立地し、住環境と調和する新しい産業の誘導（腰越漁港の海産物の活用や、深沢拠点の都市機能と連携した産業等）</p> <p>②基盤 ・深沢地域国鉄跡地周辺と腰越駅周辺を結ぶ道路等の基盤の整備 ・神戸川の改修</p>	都市計画課	<p>村岡・深沢地区土地区画整理事業を都市計画決定した。（令和 4 年 3 月決定）</p> <p>深沢地区地区計画を都市計画決定した。（令和 4 年 3 月決定）</p> <p>3・4・5号深沢村岡線を都市計画決定した。（令和 4 年 3 月決定）</p> <p>3・4・5号深沢村岡線及び3・5・7号腰越大船線（関連外郭部）の都市計画道路事業の認可を取得した。（令和 5 年 10 月事業認可）</p> <p>神奈川県において、3・5・7号腰越大船線の都市計画変更が行われた。（令和</p>	<p>深沢地域整備課を中心に関係各課及び関係機関（神奈川県、藤沢市、独立行政法人都市再生機構等）と連携し、都市基盤の整備に向けて、必要な都市計画手続きを着実に進めた。</p>	<p>深沢地域の都市基盤の整備に向けた都市計画決定等を行った。（+D）</p>	<p>関係機関（神奈川県、藤沢市、独立行政法人都市再生機構等）においても、深沢地域の都市基盤の整備に向けた都市計画決定（変更）等が行われた。（+d）</p>	<p>・関係機関等と連携し、都市基盤の整備に向けて必要な都市計画の進捗を進めており、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。</p> <p>・引き続き、深沢地区のまちづくりに併せた新規産業誘致等の土地利用誘導等に係る都市計画の取組方針を掲げることが必要である。</p>	

11 拠点とゾーンの整備方針

		<p>4年3月変更)</p> <p>独立行政法人都市再生機構において、村岡・深沢地区の土地区画整理事業の認可を取得した。 (令和5年10月事業認可) (○)</p>					
	<p>深沢地域整備課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年5月：神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業(株)、湘南鎌倉総合病院で、村岡・深沢地区の「ヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書」を締結 (○) 令和2年7月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置 (○) 令和3年3月：「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライ 	<p>「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」において、工場、市場系の土地利用による周囲への影響を軽減させながら、住環境へ配慮することで周辺街区となじませるような街区形成を図ることとしています。</p> <p>また、新しいライフスタ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第3次鎌倉市総合計画における第三の都市拠点としての位置づけ (+D) 「基本計画」における位置づけ(都市型産業ゾーン) (+D) 土地区画整理事業の事業計画認可を受けた。 (+D) 	<ul style="list-style-type: none"> ミクストユースのまちづくりが求められるようになった。 (+a) 	<ul style="list-style-type: none"> 「深沢地域国鉄跡地周辺」の記載変更 例：深沢地区、深沢地域整備事業用地 JR東日本東海道本線新駅と湘南モノレール湘南深沢駅を2次交通でつなぎ、藤沢市村岡地区との連続性を生み出します。 自動車交通を地区周辺に誘導することにより、シンボル道路における歩車分離を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインにおいて、周辺街区となじませるような街区形成を図ることとしており、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ガイドライン等で具体的に検討された将来像を踏まえ、深沢地区のまちづくりに関する取組方針を掲げることが必要である。

11 拠点とゾーンの整備方針

		<p>ン策定委員会」 よりまちづくり ガイドライン基 本方針策につい て答申 (○)</p> <p>・令和4年3 月：都市計画 決定、変更の告 示 (○)</p> <p>・令和4年3 月：神奈川 県、藤沢市、鎌 倉市、JR東日 本「東海道本線 大船・藤沢間村 岡新駅（仮称） 設置及び自由通 路整備に関する 基本協定書」の 締結 (○)</p> <p>・令和5年10 月：「村岡・ 深沢地区土地区 画整理事業」に ついて、独立行 政法人都市再生 機構が国土交通 大臣から事業計 画認可を受ける (○)</p> <p>・令和6年1 月：「鎌倉市</p>	<p>イルと豊 かなコミ ュニティ を醸成す るため、 低層部に 商業、業 務の用途 を導入 し、賑わ いや活気 を生み出 す用途が 複合され たまちづ くりを進 め、多世 代の生活 基盤の充 実を図る こととし ていま す。</p>				
--	--	---	---	--	--	--	--

11 拠点とゾーンの整備方針

		深沢地区まちづくりガイドライン (Ver.1)」の策定 (○)					
	農水課	腰越漁港では漁港内の施設にて地魚フライの販売を行っているほか、定期的に朝市を開催しており、交流人口の増加に寄与している。 (○)	継続	腰越漁港で実施される朝市のPRの強化を行い、市広報ほか、市公式 SNS でも情報発信を行い認知度の向上を図った。 (+E)	メディア露出が多くなり、知名度、注目度が高まってきている。 (+a)	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 腰越漁港において海産物の販売や朝市の開催を行っており、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も販売等を支援する情報発信の取組方針を継続するとともに、海産物の活用を図っていく方針を掲げることが必要である。
	商工課	鎌倉市企業立地等促進条例の改正により、深沢地域整備事業用地を特定地域に位置づけ、誘致対象業種の範囲を拡大した。 (○)	深沢整備事業用地において、誘致することができる企業の選択肢が広がった。	ウェルネスの向上につながる企業の誘致が求められている。 (+D, E)	神奈川県、藤沢市、鎌倉市、湘南ヘルスイノベーションパーク及び湘南鎌倉総合病院の5者で、ヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書を締結している。 (+d)		<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市企業立地等促進条例を改正し、深沢整備事業用地に誘致できる企業の選択肢を広げており、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 今後も新しい産業の誘導を図っていく方針を掲げることが必要である。

11 拠点とゾーンの整備方針

	下水道河川課	<p>神戸川は津西一丁目内の学橋を境に、下流（二級河川）は神奈川県、上流（準用河川）は鎌倉市が管理している。準用河川については、平成元年に作成された「準用河川神戸川改修基本計画」に基づき改修を行うものだが、現状は改修が進まない状況である。 (△)</p>	<p>現状において準用河川の改修は困難である。 (二級河川については神奈川県が管理していることで評価ができない)</p>	なし	<p>準用河川については、周辺に家屋等が密集し、また小規模な河川なことで、改修するための河底の掘り下げ、拡幅が困難である。 (-c, d)</p>	なし	<ul style="list-style-type: none"> 神戸川の市管理区間において、「準用河川神戸川改修基本計画」に基づく改修が進んでいないため、計画の見直しが必要と考えられる。
--	--------	---	--	----	---	----	---

11 拠点とゾーンの整備方針

3. ゾーンの整備	関係課名	平成 27 年度（2015 年）以降の具体的な取り組み及び達成状況	担当課内評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と鎌倉市都市マスタープランとの相違点、要望	都市計画課評価
				内的要因	外的要因		
5)鎌倉・大船ゾーン (1) 考え方 鎌倉駅周辺と大船駅周辺を結ぶ地区として、北鎌倉駅周辺を始めとしたまち並みの整備や歩行環境の整備等を図ります。また雪ノ下大船線（鎌倉街道）は、市内に唯一の第1次緊急輸送道路*となっていることから、沿道建築物の耐震化を進め、建物倒壊による道路閉塞の防止を図ります。 (2) 整備の方向性 ①景観 ・北鎌倉駅周辺を中心とした歴史的都市軸の形成 ・建物の高さに配慮した都市景観の形成 ・沿道建物相互の景観的調和 ・公共事業による景観整備 ②土地利用 ・観光型商業地及び生活型商業地と、住環境との調和 ③基盤 ・鎌倉駅周辺と大船駅周辺を結ぶ道路等の基盤の整備	建築指導課	引き続き、沿道建築物に関する耐震診断費用及び耐震改修工事費の補助についての周知を行う。(◎)	継続	長期的な視点で運用していく必要がある。(+F)	引き続き、補助等の周知を行う必要がある。(+f)	鎌倉市耐震改修促進計画においては、国道 134 号も耐震診断義務路線としている。	<ul style="list-style-type: none"> 沿道建築物に対する耐震改修工事費等の補助を行っており、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 今後も補助の周知を継続し、耐震化の促進に向けた取組方針を掲げることが必要である。
	都市計画課	周辺の住環境や景観と調和した街並みの形成を確実に誘導するとともに、商業や産業の適切な土地利用への対応を図るため、平成 30 年 11 月に高度地区指定拡大方針を策定し、令和 2 年 3 月に、方針に基づく高度地区を変更し、区域の拡大を行った。(◎)	高度地区の指定拡大で、市域の概ね全域に、法制度での高さ規制を導入したことにより、周辺の住環境や景観と調和したまち並みのスカイライン形成	都市マスタープランの考え方に基づき、高度地区指定拡大方針を策定及び高度地区の都市計画変更。(+A)	人口減少下の中で、都市開発の圧力が縮小していることや、コロナウイルス感染拡大によるオフィスやマンション等の高層建築物の需要の低下。(−a)	<ul style="list-style-type: none"> 令和 2 年 3 月に高度地区の区域を拡大し、住環境や景観と調和したまち並みの形成を誘導しており、都市マスを示す政策の実効性が高まっている。 今後も必要に応じて都市計画の変更について検討していくことが必要である。 	

11 拠点とゾーンの整備方針

			を、より 確実に誘 導し、方 針の進展 に大きく 寄与して いる。				
	商工課	市民や観光客のための商品やサービスに対する消費の窓口であり、コミュニケーションの接点である商店街の活性化に向けた取組を継続している。 (◎)	商店街団体への加盟店舗数が年々減少している。	商店街団体へ加盟するメリットが感じられない。 (-F)	市外資本が増加している。 (-a)		<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の活性化に向けた取組を行っており、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も住環境との調和を図りながら、商店街活性化の取組方針を掲げることが必要である。
	都市景観課	景観重要公共施設連絡調整会議の開催。 (◎)	基盤整備にかかる県部局との連携調整。	庁内周知 (+F)	県等関係官庁の協力 (+f)		<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要公共施設連絡調整会議を開催し、県部局との連携調整を図っており、都市マスで示す政策の実効性が高まっている。 ・今後も県等のステークホルダーと連携し、北鎌倉駅周辺を中心とした歴史的都市軸の形成や建物の高さに配慮した都市景観の形成、沿道建物相

11 拠点とゾーンの整備方針

							互の景観的調和、公共事業による景観整備に向けた取組方針を掲げることが必要である。
--	--	--	--	--	--	--	--

報告第 1 号

鎌倉市景観計画の改定に向けた取組について

目 次

スライド資料	資料 1
--------	------

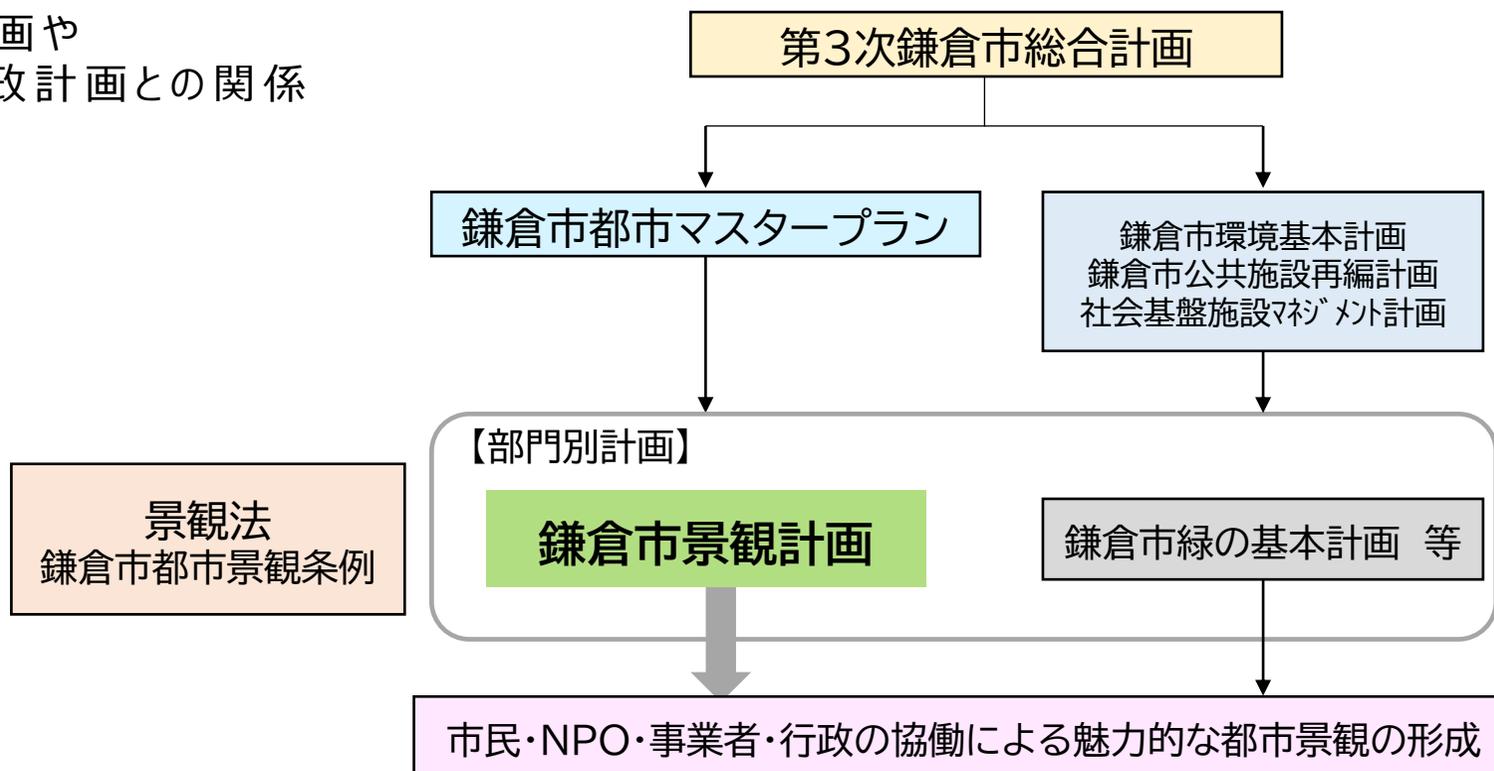
報告第1号 鎌倉市景観計画の改定に向けた取組について

令和8年1月26日
鎌倉市都市景観部都市景観課

景観計画とは

- ・ 景観法第8条に基づく行政計画
- ・ 本市では市内全域が景観計画区域
- ・ 区域内の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等について定めることができる。

上位計画や
他の行政計画との関係



景観計画の成り立ち

年	景観課の取組	国・他課などの取組
昭和40年代 (1960～70年代)	高さ15mの行政指導 屋上広告物禁止の行政指導など	
平成6(1994)年		行政手続法 施行
平成6(1994)年	都市景観形成基本計画 策定	
平成7(1995)年	都市景観条例 制定	
平成8(1996)年	都市景観課 設置	
平成10(1998)年		都市マスタープラン 策定
平成16(2004)年		景観法 制定
平成17(2005)年	わがまちづくりシンポジウム	
平成17(2005)年		都市マスタープラン 増補版
平成19(2007)年	景観計画 策定	
平成27(2015)年		都市マスタープラン 改定
平成29(2017)年	景観計画 改定	

発展的に継承

景観計画改定の目的と背景

計画期間を概ね10年とする

平成19年（2007年）策定
平成29年（2017年）改定

令和9年（2027年）に10年を迎える

⇒10年の間に明らかになった課題や、
社会の新潮流を反映して再度改定が必要



【景観計画改定の手続】

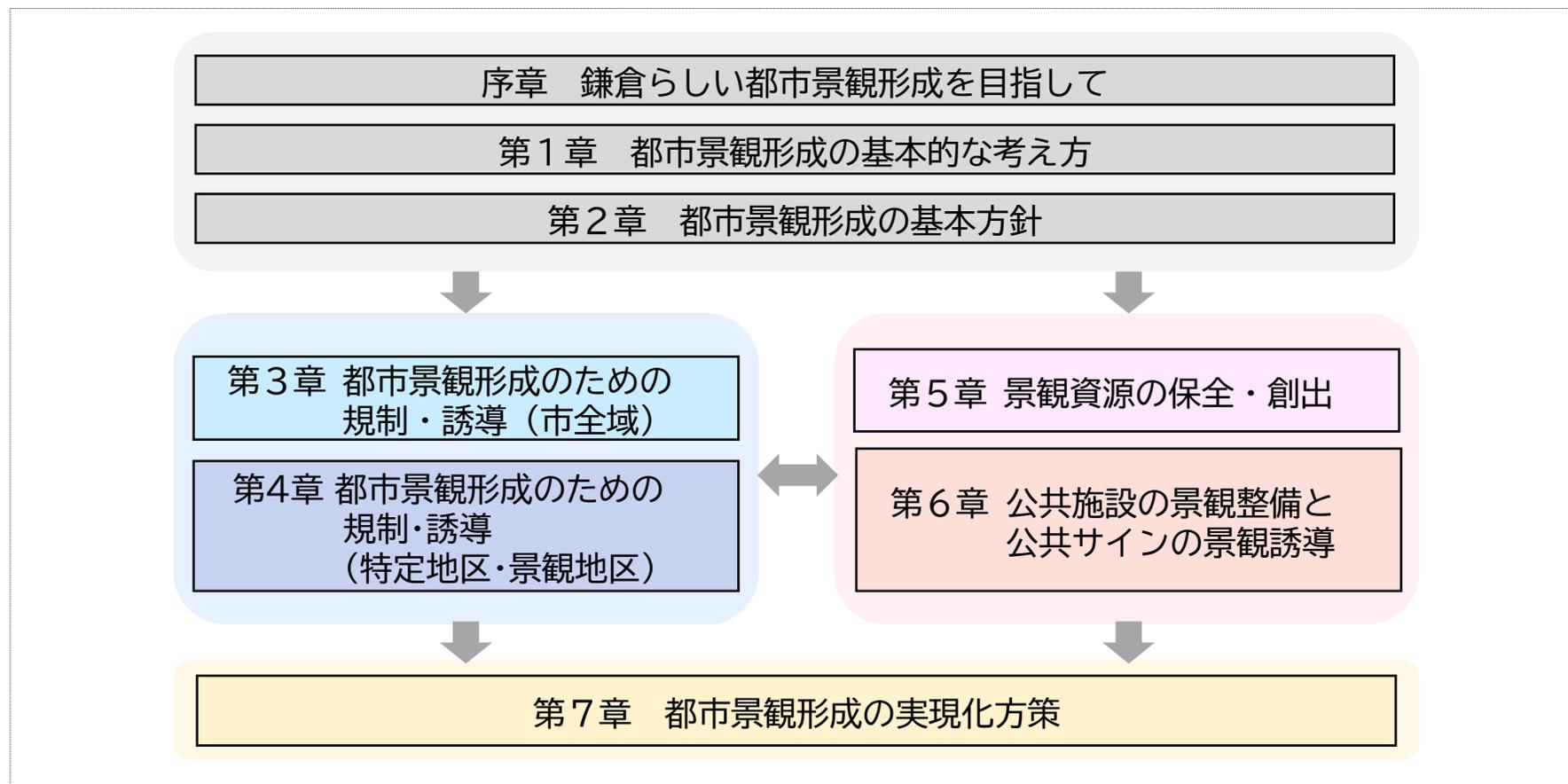
景観法第9条第2項

景観計画を定めようとするときは、都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

景観法第9条第8項

前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

現景観計画の構成



- ▶ 骨格は踏襲しながら、運用の中で明らかになった課題や、景観を取り巻く社会環境の変化を反映し、これからの景観まちづくりの方針を示す

鎌倉市景観計画改定の方角性

改定の目的と背景

前回改定からの10年間、現行計画に基づいて施策を実施し、景観の形成に取り組んできたが、まちづくりの根幹に関わる計画の骨格は踏襲しながら、運用の中で明らかになった課題や、景観を取り巻く社会環境の変化を反映し、これからの景観まちづくりの方針を示す必要がある。

改定の方角性

▶方角性1 事後レビューの導入検討

現在、一定規模以上又は特定の区域内の建築行為については、設計段階において、そのデザインが景観に与える影響について協議を実施しているが、完成後に事後評価を行う仕組みはない。

設計時に検討した景観への配慮が、しゅん工時に実際のまち並みの中でどのように機能しているか、評価する仕組みを検討する。

▶方角性2 夜間景観の検討

インバウンドの増加に伴う夜間経済の拡大や、デジタルサイネージ等の新技術の革新により、夜間の景観を形成する光環境は大きく変容しつつある。

一方、安全性の確保のための常夜灯や、歴史的建造物等の景観資源のライトアップによる積極的な演出は推進すべきものである。

夜間景観を形成する光環境について、適切な規制と推進の方針を検討する。

▶方角性3 SNS等による表彰・普及啓発の検討

建築物や屋外広告物等について優良な事例を顕彰するため、新たな表彰制度を構築するにあたり、若年層の関心を喚起し、市民参画を促すため、SNS等の活用を検討する。

普及啓発についても、感染症等の状況下でも継続できるようインターネットを活用した事業を検討する。

▶方角性4 DXによる景観資源の施策強化

歴史的建造物の3Dスキャンによるデジタルツインの作成、オンライン地図を活用した景観資源データベースの作成、眺望景観の3Dシミュレーションの導入検討など、先端情報技術を活用して景観資源の保存施策の強化を図る。

▶方角性5 オープンスペースの景観形成の検討

エリアマネジメントによる道路空間の積極活用の推進や、急速に失われつつある路地景観の魅力の保全、ウォークラブルなまちづくりの推進、無電柱化の推進等、オープンスペースの魅力を高める施策の検討を行う。

▶方角性6 自然エネルギー設備の基準の検討

地球環境問題の解決のため、自然エネルギー設備の普及が求められている一方、設備が景観に与える影響が社会問題となっているため、景観への配慮の方針を示す。

鎌倉市景観計画改定のスケジュール

	令和7年度				令和8年度												計画の改定
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市民意見	● 市民アンケート実施				●	—— ワークショップ等開催 ——			●	パブリックコメント							
関係機関	● 建設常任委員会 報告												●	建設常任委員会 報告			
		● 都市計画審議会 報告										●	都市計画審議会			● 諮問	
			● 随時												●	景観審議会 報告
その他		● 庁内照会			●	—— 庁内調整 ——			●	庁内照会							
			●	—— 他自治体ヒアリング ——													
			●	—— 専門家ヒアリング ——													